

精神衛生資料

第 5 号

昭和 32 年

Annual Report on Mental Health

Number 5

1957

國立精神衛生研究所

National Institute of Mental Health
Japan



精神衛生資料

第 5 号

昭和 32 年

Annual Report on Mental Health

Number 5

1957

國立精神衛生研究所

National Institute of Mental Health

Japan

目 次

I 精神障害者 Mental Disorders	1
1. 精神衛生法による昭和30年度医療および保護状況 Care and Treatment according to Provisions of the Mental Health Act in 1956	1
2. 千葉県安房郡における精神障害者の生態学的調査 Ecological Survey of Mental Disorders in Awa-Gun Chiba District	3
3. 優生保護統計 Statistics on the Eugenical Protection Act.....	8
4. 英国の精神病院関係法規 Legislation relating to Mental Hospital in England.....	9
5. 精神薄弱児の実態 Statistical Survey of Mental Deficiency	15
(a) 調査の概要.....	15
(b) 精神薄弱児の出現率.....	16
(c) 学校における精神薄弱児.....	21
(d) 家庭における精神薄弱児.....	26
II 精神衛生に関する諸問題 Several Problems on Mental Health	30
6. 覚醒剤中毒 Awaking Drug Intoxication	30
(a) 麻薬および覚醒剤違反.....	32
(b) 覚醒剤事犯被検挙者中の中毒者.....	34
(c) 非行少年の中毒.....	36
(d) 中毒者の存在率.....	38
(e) 中毒者の精神症状.....	39
7. 犯罪・非行 Criminality and Delinquency	40
(a) 犯罪発生検挙累年比較.....	40
(b) 戦後における兇悪および粗暴性犯罪の発生推移状況.....	41
(c) 少年犯罪および虞犯少年.....	42
(d) 少年院新収容者統計.....	46
8. 精神衛生相談所の活動状況 Activities of Mental Hygiene Clinics	47
9. 児童相談所の活動状況 Activities of Child Guidance Clinics	55
10. 不就学児童・生徒 The Postponement and Exemption from Obligation of School Attendance	59
11. 長期欠席児童・生徒 Long Absentees from Obligation of School Attendance	63
12. 自殺 Suicide.....	68

(a) 世界各国における自殺発生率.....	69
(b) 集団自殺.....	70
(c) 都市における自殺.....	75
13. 離婚 Divorce	77
14. 家出 Truancy from Home.....	87
15. 売春 Prostitution	91
(a) 全国売春関係地域数・業者数および従業婦数.....	91
(b) 売春事犯被疑者.....	94
(c) 警視庁管内における売春婦.....	95
16. 老人問題および養老施設 Problems and Institutions for the Aged	99
17. 迷信および宗教 Superstition and Religion	104
18. 産業における精神衛生 Mental Health in Industry	122
 III 施設および職員 Institutions and Professional Staff	136
19. 精神病院 Mental Hospital	136
(a) 精神病院1954年度の概況.....	136
(b) 精神病院一覧.....	144
20. 世界各国における精神病院数および精神病床数 Number of Mental Hospitals and their Beds in various Countries of the World	156
21. 精神科関係職員 Statistics on Personnel in Mental Hospitals.....	158
(a) 精神病院における職員関係.....	158
(b) 精神科・神経科専門医師数.....	160
(c) 精神衛生鑑定医数.....	161
22. 精神衛生相談所 Names and Numbers Mental Hygiene Clinics	162
(a) 精神衛生相談所数.....	162
(b) 精神衛生相談所一覧.....	163
(c) 私立精神衛生相談所一覧.....	164
23. 児童相談所 Child Guidance Clinics.....	165
(a) 全国児童相談所の職員構成.....	166
(b) 児童相談所一覧.....	169
24. 児童福祉施設 Institutions for Children.....	175
25. 精神薄弱児施設 Institutions for the Feebleminded	177
(a) 精神薄弱児通園センター.....	177
(b) 国立精神薄弱児施設.....	177
26. 特殊学級および特殊学校 Special Education for Mental Retarded.....	178

27. 矯正保護施設 Institutions for Criminality and Delinquency	206
(a) 矯正保護施設数および職員数.....	206
(b) 少年院.....	206
(c) 少年鑑別所.....	208
28. 更生保護 Offenders Prevention and Rehabilitation Work	209
29. 養老および救護施設 Institutions for the Aged and the Handicapped	211
(a) 養老施設.....	211
(b) 救護施設.....	227
(c) 老人ホーム.....	229
特集 世界各国の精神衛生事情（続） Present Conditions of Mental Health in the World	230
(1) スイス.....	230
(2) インド.....	232
(3) オーストラリア.....	233
(4) イスラエル.....	235
(5) スウェーデン.....	237
(6) ポーランド.....	238
(7) ブラジル.....	239
(8) イタリー.....	241
附録 Appendix	248
30. 精神衛生関係予算 The Estimates for Mental Health	248
(a) 国費.....	248
(b) 地方費.....	249
31. 精神衛生関係団体一覧 Associations on Mental Health	250
(a) 学術研究団体.....	250
(b) 普及団体・その他.....	251
(c) 世界精神衛生連盟.....	252
32. 1956年度学界動向 Tendencies of Research for Mental Health, 1956	256
(a) 精神衛生関係図書一覧.....	256
(b) 精神衛生関係論文一覧.....	258
(c) 精神衛生関係映画一覧.....	262
(d) 学会発表業績一覧.....	263
33. 精神衛生関係の年間主要記事 Main Events in the Field of Mental Health	272
34. 精神衛生年表 Chronological Table on Mental Health	276

I 精神障害者

Mental Disorders

1. 精神衛生法による昭和30年度医療および保護状況

Care and Treatment according to Provisions of the Mental Health Act in 1956

精神衛生法には精神障害者又はその疑のあるものについての「診察および保護」の申請の規定（第23, 24, 25, 26条）があり、精神障害者又はその疑いのあるものについては、誰でも、その者についての精神衛生鑑定医の診察および必要な保護を都道府県知事に申請することができ、又警察官、検察官、矯正施設の長は関係する精神障害者を通報せねばならない。この規定による申請および通報の件数は漸次増加してきているが、昭和30年度（1955）では前年度に比して稍増加しているだけである。又かかる申請、通報にもとづく精神衛生鑑定医の診察をまつての措置入院の数も病床、予算の不足のため、増加していない。

精神衛生法には精神衛生鑑定医の診療の結果、精神障害者と診断されたにも拘らず、諸般の事情で入院できなかつたもの等についての在宅訪問指導の規定がある。これは現今のように、精神障害者のための収容施設が著しく不足している場合のやむを得ざる対策としても必要であるが、精神障害者すべてを施設に収容する必要はなく、時には在宅のままの方が適当である場合は非常に多く、退院者の後保護対策の一部としても、或は大局的にいって、精神病院と社会との関係を一そう緊密なものとするために、今後技術的にも、制度的にも、この訪問指導活動を一そう発展させねばならない。この訪問指導活動の現況は、件数からいって全国を通じて年間約6,500件であるが、その活動状況は府県によつて著しく差異があるようと思われる。

なお、精神衛生法には自身を傷つけまたは他人に害を及ぼすおそれがあり、入院を必要とするにも拘らず、直ちに精神病院に収容することができない精神障害者に対する、やむを得ざる対策として、保護拘束を認めているが、これは以前私宅監置とよばれたもので、誠に現在のやむを得ざる手段であり、かかる制度が不必要になる時来ることを切望される（岡田敬藏）。

* 昭和31年度（1956）精神衛生関係資料、厚生省公衆衛生局精神衛生課による。

第1表 1953年以降の精神障害者申請通報および処理状況

区分 年次	関係条文	申請通報 件数	鑑定を受けた者			
			計	精神障害と確定された者		精神障害者でなかつた者
				措置入院	その他	
1953	23条	13,245	10,378	2,237	8,088	53
	24条	766	505	238	262	5
	25条	277	194	109	84	1
	26条	404	186	89	147	0
	計	14,692	11,236	2,623	8,581	59
1954	23条	17,120	12,099	2,956	9,016	127
	24条	981	781	290	473	18
	25条	385	271	145	118	8
	26条	348	116	48	62	6
	計	18,834	13,267	3,439	9,669	159
1955	23条	17,578	12,637	2,749	9,849	39
	24条	746	581	262	263	6
	25条	395	286	147	139	0
	26条	405	190	51	139	0
	計	19,124	13,644	3,209	10,390	45

注：関係条文要約

第23条 精神障害者又はその疑いのあるものを知つた時は、精神衛生鑑定医の診療および必要な保護を都道府県知事に申請することが出来る。

第24条 警察官又は警察吏員は精神障害者又はその疑いのあるものを保護した場合は、直ちにもよりの保健所長に通報しなければならない。

第25条 検察官は精神障害のある被疑者について不起訴処分をした時、又は精神障害のある被告人について裁判が確定した時は、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

第26条 矯正保護施設の長は精神障害又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは所定の事項を本人の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

第2表 申請通報別、精神障害者通報件数、鑑定件数（1955年）

鑑定別 通報別	通報件数	鑑定を受けた者			
		総 数	精神障害者と確定された者		精神障害者ではなかつた者
			措置入院	その他	
総 数	19,124	13,644	3,209	10,390	45
一般から の申請	17,578	12,637	2,749	9,849	39
警察官による 通報	746	581	262	263	6
検察官による 通報	395	286	147	139	0
矯正保護施設の長による 通報	405	190	51	139	0

第3表 要指導在宅精神障害者数、要指導保護拘束精神障害者数、指導件数（1955年）

要指導保護拘束精神障害者				要指導在宅精神障害者			
精神障害者 者数		指導件数 (年中)		精神障害者 者数		訪問指導 件数 (年中)	
前年末現在	本年中増	本年中減	本年末現在	前年末現在	本年中増	本年中減	本年末現在
677	86	276	487	548	8,614	4,337	3,127

2. 千葉県安房郡における精神障害者の生態学的調査

Ecological Survey of Mental Disorders

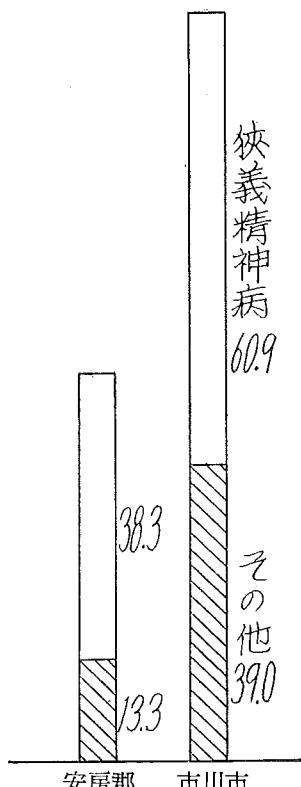
in Awa-Gun Chiba District

地域社会における精神障害者の生態学的研究は、わが国では例が少く、さきにおこなわれた市川市のそれ以外まだあまり見当らない。

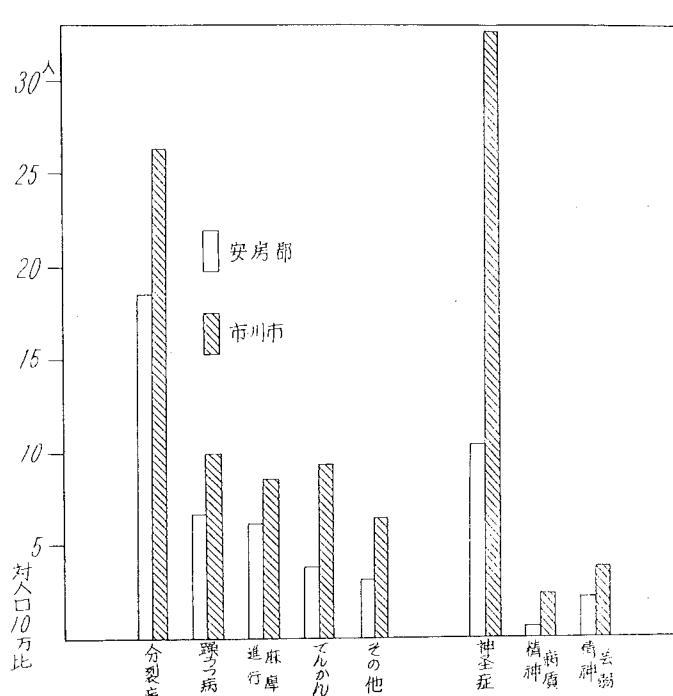
安房郡は房総半島の南端に位し交通の便がわるく、人口稀薄で移動も少く、住民の大部分は農漁業に従事する等、都市とは自ら異つた環境にある。よつてさきに市川市で行つたと同じ方法で昭和21年（1946）より同28年（1953）までの間の安房郡下各町村（館山市を除く）の精神障害者を調査し、農村地区における精神障害者の生態の一端を窺うと共に、都市（市川市）と農村（安房郡）との比較を試みた。その結果を要約すると

1) 人口10万人に対する精神障害者の比率は年間平均51.6で都市（市川市—99.9）の凡そ半分にすぎない。（第1表および第1図）

第1図 対人口10万比



第2図 疾患別比率の比較



第1表 疾患別実数および比率

疾 患	地 域		安 房 郡 (人口 161,425)		市 川 市 (人口 113,790)	
	疾 患	実 数	人 口 10 万 比	疾 患	実 数	人 口 10 万 比
(狭義) 精 神 病		494	38.3		518	60.9
精 神 分 裂 病		239	18.5		224	26.4
躁 う つ 病		86	6.7		85	10.0
退 行 期 精 神 病		15	1.2		20	2.4
中 毒 性 精 神 病		14	1.1		27	3.2
梅 毒 性 精 神 病		79	6.1		73	8.6
てんかん 精神病		51	3.9		82	9.4
そ の 他 の 精 神 病		10	0.8		7	0.8
精 神 神 経 症		136	10.5		278	32.7
精 神 病 質		8	0.6		21	2.4
精 神 薄 弱		23	2.2		33	3.9
合 計		666	51.6		850	99.9

2) またこれを疾患別に見ると精神分裂病、躁うつ病、梅毒性精神病(進行癪瘻)，てんかん，神経症等，何れも農村は都市に比べて少いが，殊に神経症ではその差が著明である。(第1表および第2図)

3) 年令構成では全体として20代頃に山が見られるが，都市では特に著しく，又年令と各疾患との関係でも両者の間に若干の差異が見られた。図表(第3図A乃至E)

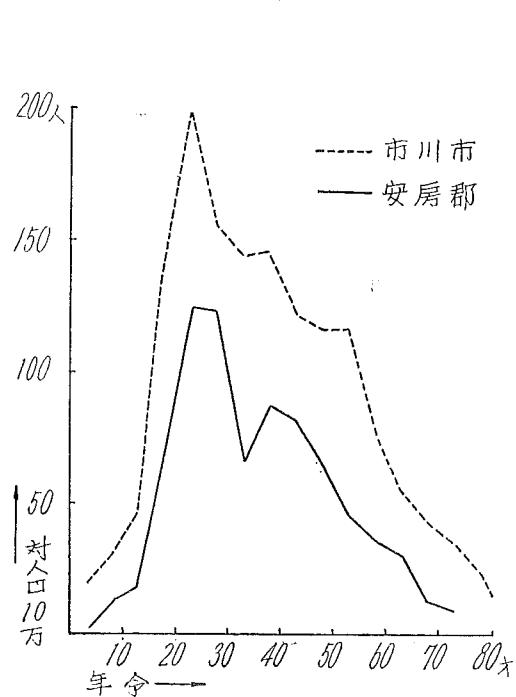
4) 人口密度の多少によって郡下の町村を2群に分け，精神障害者の数(対人口10万比)を比較したが密度による差異は殆どなかつた。図表(第4図)

5) 又住民の産業比率(特に漁業従事者の多少)によって町村を比較してもその間に著しい特徴はない。しかし進行癪瘻の患者は漁業従事者の多い町村に比較的多く，漁業従事者の少い町村との間に有意の差が見られた。図表(第5図)

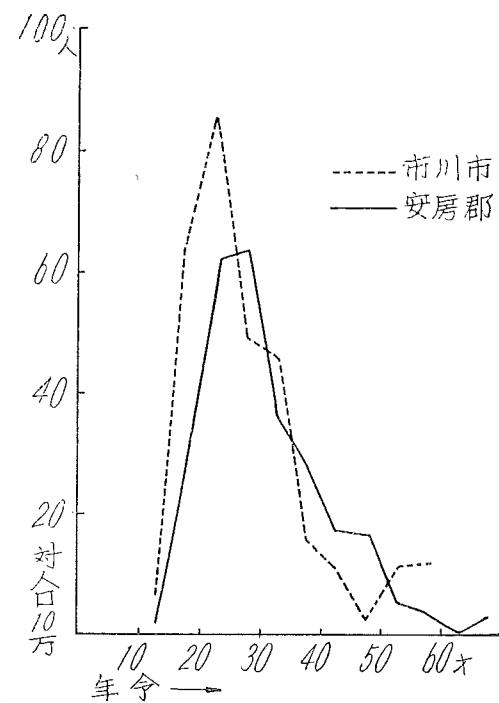
6) これら都市と農村との間における，或は農村間の差異が患者の発生に基因するものか或は他の要因，例えは施設の利用度等によるものであるかは俄かに決定し難い。(分島俊，加藤正明)

第3図 年令別人口比(対人口10万)

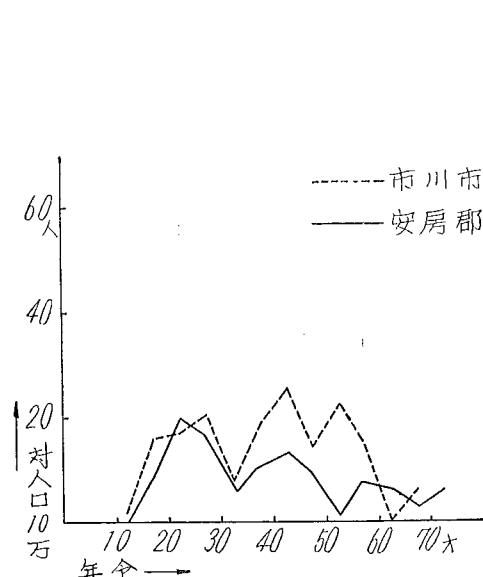
A. 全精神障害



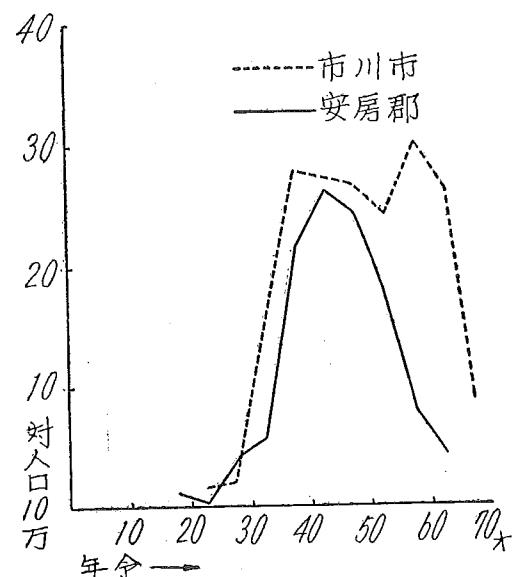
B. 精神分裂病



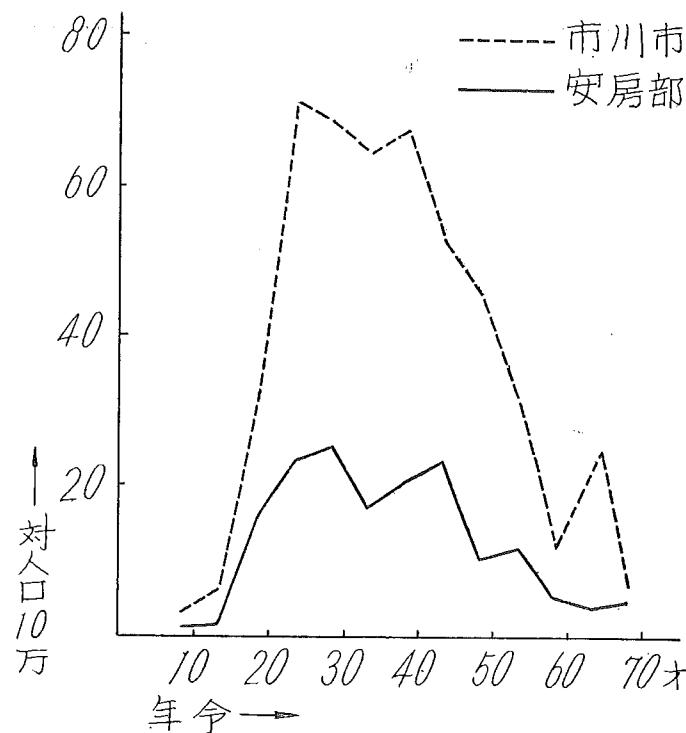
C. 躁うつ病



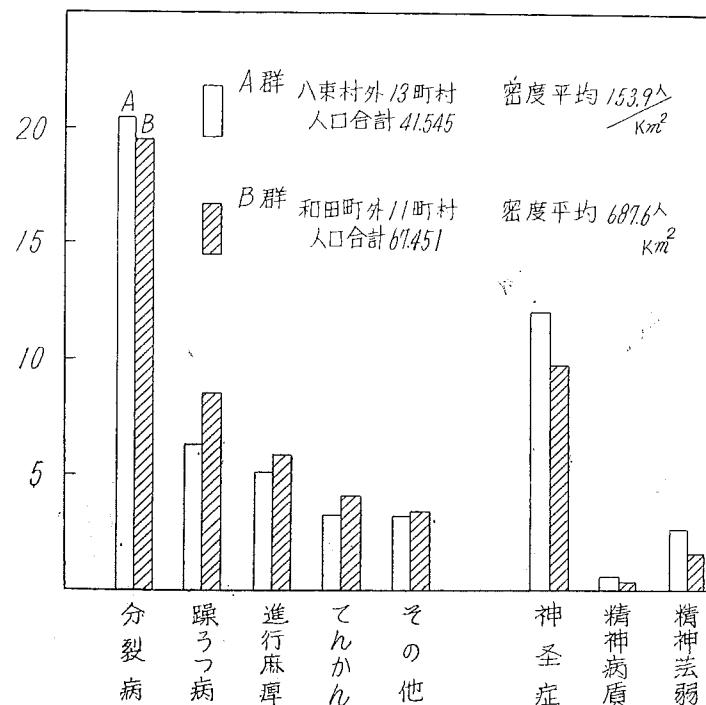
D. 進行麻痺



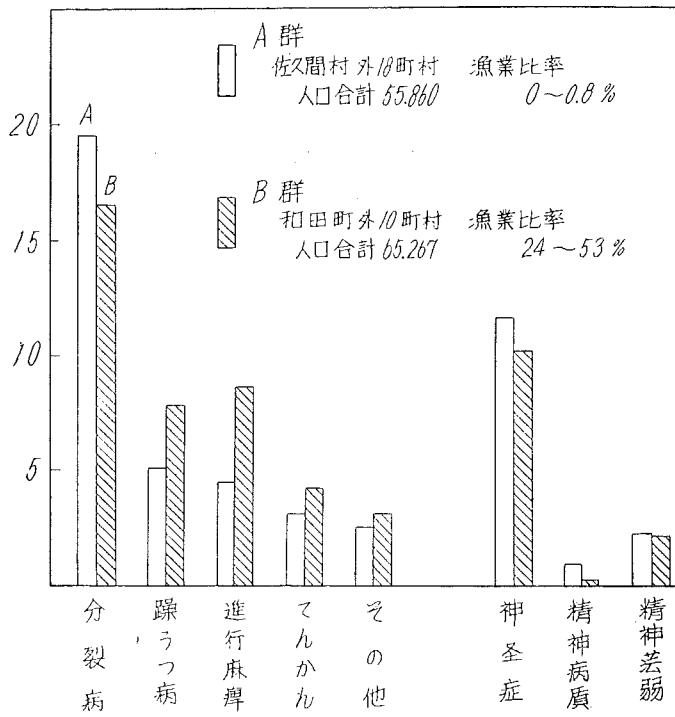
E. 神經症



第4図 人口密度と精神障害者数



第5図 農漁村の比較



3. 優生保護統計

Statistics on the Eugenical Protection Act

優生保護法には優生上の見地から不良の子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護するために、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする優生手術に関する規定（第3, 4, 12条）がある。その実施状況は表に示す如く、医学的もしくは社会的見地よりの第3条、第4, 5号該当のものが男では90.8%，女では96.8%を占めて、遺伝的見地にもとづくものは僅少である（岡田敬蔵）。

第1表 1955年度分優生手術実施件数調

区分	20才未満								50才以上	不詳	計	手術を受けた者の居住地	
		20~24	25~29	30~34	35~40	40~44	45~49	市部				市部	郡部
男	第1号該当	3	4	7	8	6	5	1	-	-	34	28	6
	第2号該当	1	-	7	19	19	6	-	-	-	52	19	33
	第3号該当	-	1	4	2	4	2	-	1	-	14	8	6
	第4号該当	3	1	43	85	64	42	11	6	-	255	172	83
	第5号該当	-	3	78	195	191	100	39	9	1	616	370	246
	小計	7	9	139	309	284	155	51	16	1	771	597	374
	第4条該当	46	101	153	108	62	37	14	11	2	534	256	278
	第12条該当	8	4	1	7	3	-	-	-	-	23	16	7
	計	61	114	293	424	349	192	65	27	3	1,528	869	659
女	第1号該当	16	29	62	89	59	15	1	-	-	271	134	137
	第2号該当	1	16	44	45	14	11	3	-	-	134	81	53
	第3号該当	2	8	24	43	30	7	1	-	-	115	51	64
	第4号該当	21	544	8,795	6,358	3,790	810	55	3	9	15,385	7,561	7,824
	第5号該当	19	753	5,987	10,522	6,374	1,273	69	4	16	25,017	13,117	11,900
	小計	59	1,350	9,912	17,057	10,267	2,116	129	7	25	40,922	20,944	19,978
	第4条該当	96	139	162	172	110	38	9	-	-	726	404	322
	第12条該当	18	8	13	23	19	3	-	-	-	79	42	37
	計	168	1,497	10,087	17,252	10,396	2,157	138	7	25	41,727	21,390	20,337
	合計	229	1,611	10,380	17,676	10,745	2,349	203	34	28	43,255	22,259	20,996

注：関係条文要約

第3条（医師の認定による優生手術）

第1号 本人若しくは配偶者が遺伝性（精神病質、身体疾患、奇型）等を有し、又は配偶者が精神病若しくは、精神薄弱を有しているもの。

第2号 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にあるものが、第1号と同様の遺伝性疾患を有しているもの。

第3号 本人又は配偶者が癱瘓患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの。

第4号 妊娠又は分娩が、母体に生命の危険を及ぼす虞れのあるもの。

第5号 現に數人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

第4条 審査を要件とする優生手術の申請。

第12条 精神病者等に対する優生手術。

* 昭和31年度（1956）精神衛生関係資料、厚生省公衆衛生局精神衛生課による。

4. 英国の精神病院関係法規

Legislation relating to Mental Hospital in England

精神衛生行政は各般の関係する諸問題について、国の行政の広範な分野にわたつて展開されるべきであるが、その中でも重要な部門を占めるのは精神病院行政である。世界各国の精神病院行政を、それぞれの国情と照し合せつつ、比較検討することは、我が国の精神病院改善のために資するところ大であると考えるので、以下において、まず英国の精神病院行政の体系を概略的に紹介する。

なお、英国の National Health Service では精神障害者に対する行政は、体系的には、精神疾患 (mental disorder) に対するものと精神薄弱に対するものとに分けられるが、ここではまず精神疾患に対するものを説明する。

* Notes on legislation relating to mental patients. 1954. National Association for Mental Health による。

法 制 の 概 要

精神疾患の保護治療に関する主要な法律は精神病者法 (Lunacy Act 1890), 精神障害者治療法 (Mental Treatment Act. 1930,), および国民保健奉仕法 (National Health Service Act. 1946) の 3 つである。

1890年公布の Lunacy Act はその後の新しい法制の基本をなしているものである。1930年公布の Mental Treatment Act では、同本語の「癡狂院」、「気狂い」に相当する語感をもつ “Asylum”, “Lunatic” などの言葉が “Mental hospital”, “Person of unsound mind” と書き改められ、又精神病者としての鑑定 (Certification) なしに精神病院に入院できるように改めた等精神疾患に対する新しい考え方が採用された。National Health Service Act では割期的な国家保障制度の実施に伴つて、精神病院の管理の著しい改革があり、全般的に国民保健のうちでの精神衛生の重要性が強く打ち出されて來た。

中 央 行 政 機 構

精神衛生行政の中央管理機関は保健省の精神衛生課で従来 Board of Control の所管であつた医学的な問題と病院管理に関する問題を引き継いで所管し、精神病者および精神薄弱の入院施設、許可施設 (Licensed House), 指定病院 (Registered Hospital), 精神薄弱者のための認定施設等の認許可等を含む、精神衛生奉仕 (Mental Health Service) 全般の業務をつかさどる。

各地方管区 (England および Wales は14の管区に、Scotland は5の管区に分れている) には管区病院局 (Regional Hospital Board) があり、ここで一般病院と共に精神病院の行政を所管し、各精神病院にはそれぞれ病院管理委員会 (Hospital Management Committee.) がおかかれている。

この外に、特に「国民の自由 (Liberty of Subject)」に関する精神障害者の権利と義務とに関する問題を扱う英國獨得の機関として Board of Control であり、これは保健大臣から独立しておかれてはいる。Board of Control は1名の議長の外に、上級監査官 (Commissioner), 監査官 (Commissioner), 視察官 (Inspector) よりなる、(England および Wales では8名の医学監査官、4名の法律監査官、6名の視察官とよりなる)。ここでは精神障害者の人権に関する法律の問題を扱い、また精神病者、精神薄弱者収容施設の視察監督の業務を実施している。

地方行政機構

精神病院の設置ならびに入院患者の保護の仕事は現在は地方庁 (Local Authority) から保健省に移管され、管区病院局を通じて行われる。衛生関係担当地方機関 (Local Health Authority), すなはち、都市衛生委員会 (Health Committees of County and Country Borough Councils) は精神障害者の入院前の処置および病院への移送、ならびに在宅保護に対して責任がある。

精神病院への入院、移送、および精神病者としての認定などに関する業務を扱うのは、従来は救貧法 (Poor Law) による救済司 (Relieving Officer) であつたが、これは Local Health Authority によつて任命される Duly Authorised Officer (通称 D. A. O) の仕事となつた。Duly Authorised Officer の多くは今は従来の救済司がそのまま引ついで行つているが、更に精神衛生ワーカー、保健婦等がこれに任命される。

すべての入院治療はもちろん無料で行われ、その費用は国庫によつてまかなわれるので、地方機関には経済上の責任は一切負わされていない。もちろん希望すれば自費患者として入院治療を受けることはできる。

入院施設

精神障害者治療法および国民保健奉仕法においては、精神障害者の入院治療のための施設として次の種類の施設が規定されている。

- a) 精神病院 (Mental Hospital) これは保健大臣に所属し、保健大臣によつて精神病院として指名されたものである (訳者註: 1948年、国民保健奉仕の実施と共に、それまであつた公立もしくは私立の3,040の病院のうち、宗教関係の施設を除く、2,688の病院は保健大臣の所属となつた)。
- b) 指定病院 (Registered Hospital) これは各種の宗教関係慈善事業の出資によつて、或は入院患者の寄附によつて維持されている。
- c) 許可施設 (Licensed House) 自費患者の入院治療を目的としているものである。

入院施設としては現在上記の三種類があるが、指定病院、許可施設の数は急速に減少しつつあり、現在その数は僅少である。

精神病院への入院はかつては必ず鑑定 (Certification) を必要とするとされていたが、精神障害者治療法によつて、入院の形式は次の三種類に拡大された。

- a. 鑑定 (Certification) による入院
- b. 任意 (Voluntary) 入院
- c. 一時 (Temporary) 入院

(訳者注: 1948年末の入院区分別の在院患者数は次の通りである。)

第 1 表 入 院 区 分 別

入 院 别	男	女	計	比 率
任 意	9,323	12,465	21,788	% 14.9
一 時	153	374	527	0.4
鑑 定	52,856	70,608	123,464	84.7

このように在院患者の大部分は鑑定による入院患者であるが、任意入院の率は漸次増大しつつあり、1948年中の新入院患者の統計では次の通りである。

任 意	31,648 (61.8%)
一 時	1,564 (3.0%)
鑑 定	18,015 (35.27%)
計	51,227

鑑定による入院の手続

鑑定を必要とする入院によって、病者は、既に述べた精神病院、指定病院、または許可施設のいずれかに収容される。この入院手続には (a) 病者の親族が病者の施設入院を希望する場合、(b) Duly Authorised Officer の意見にもとづいての略式入院指令による場合、および (c) 一時観察入院の種類がある。

a) 緊急入院指令 (Urgency Order), 又は申請入院指令 (Reception Order on Petition)による場合

病者の親族が病者の施設入院を希望している場合には、問題の緊急度に応じて、次の2つの道が開かれている。

i) 緊急入院指令による場合

緊急の場合には病者の夫、妻又はその他の親族が緊急指令に署名し、かつ、病者自身又は公共の安全のために入院が必要であることを鑑定する医師の証明を要する。なお、自費入院以外の場合には Duly Authorised Officer の署名がなければならない。この指令による入院の期間は7日間以内である、ただし次項の申請による入院が申し出された場合にはそれが最終的に決定されるまで有効期間は延長される。

ii) 申請入院指令による場合

入院を緊急としない場合には、夫、妻またはその他の親族が署名し（もし親族の署名が得られず、親族以外のものが署名した場合には、その理由を附する）、地方裁判所（特に指定された判事）に申請書を提出する。申請書に署名したものに入院後少くとも6ヶ月に1回は、署名者自身で、もしくは署名者が指定したものをして、病者に面会せねばならない。

この申請書には、自ら署名する前の7日以内になされた診療の結果にもとづく、2名の医師の鑑定結果が附されなければならない。

申請書を受理した地方裁判所は、入院を適当と認めれば、申請を認可する。必要の場合には地方裁判所は自ら病者に面接し、もしくは更に調査を要求し、もし不当と認めれば、申請書を却下することができる。もし申請が却下された場合にはその旨を申請者に通報せねばならない。

b) 略式入院指令による場合

Duly Authorised Officer は、自己の管轄する地区内に、精神病院に入院を必要とする精神的不健康者と考えられる十分の理由があり、しかも本人を保護する親族知り合いのものを発見した場合には、3日以内に、その旨を地方裁判所に通知する。この通知を受けた地方裁判所は3日以内に本人と面接し、医師の鑑定によって、病者を精神病院に入院させることができる。

c) 観察のための一時入院

ロンドンおよびその他のいくつかの都市では、上記の略式入院指令によらないで、Duly Authorised Officer は、本人もしくは公共の安全福祉のために入院保護を必要とすると認めた場合には、本人を観察(observation)のために、保健大臣によって特にこの目的のために指定された病院（精神病院に限らない）に入院させることができる。

この場合には入院の期間は3回を越えることはできない、但しその病院の医師が適当と認めた場合にはその期間は14日間まで延長できる。更にこの期間に医師が、本人を精神病院に収容することを必要と認めた場合には、Duly Authorised Officer は更に略式入院指令の手続きをとらねばならない。この制度は早期に、かつ迅速に正確な診断と適切な治療方針を決定できるようにするという意図を有する。

入院期間、および退院

鑑定による入院の場合には、入院後1年目、2年目の終りに、その後は各2年目、3年目、5年目毎に、その病院の医師の鑑定書を附して、手続を更新せねばならない。

退院の手続きは次の通りである。

a) 親族知り合いの要求による退院

申請書に署名した親族知り合いの要求によって患者を退院させることができる。しかし、その病院の医師は、もし退院が不適当と認めらる場合には、退院をさえぎることができる。しかし、この場合にはその精神病院の病院管理委員会の2人の委員の同意がなければならない（訳者註：各精神病院にはそれぞれ病院管理委員会（Hospital Management Committee）がおかれており、その委員は

各郡市地方庁によつて、家庭の主婦、会社員、商店主など一般市民の中から選出任命され、病院管理の責任をもつている)。

b) Board of Control による退院手続、本人の退院を要求する親族知己がいない場合には Board of Control が退院を指令することができる。また親族知己の要求によつて 2人の医師 (medical practitioner) が退院を適當と認めた場合にも、Board of Control は退院を指令することができる。

c) 病院管理委員会による退院手続

病院管理委員会の 3名の委員 (もしその精神病院の医師の勧告があれば 2名の委員) の同意があれば、入院患者の如何なるものをも退院させることができる。

・転院について

以上は退院の手続きであるが、Board of Control の 1名の監査官、もしくは病院管理委員会の 2人の委員は、その病院に入院中の患者を他の病院に転院させることが適當であると認められた場合、転院の手続きをとることができる。

・患者が逃走した場合

入院患者が施設から逃走し、14日以内に発見された場合には、特に手続を更新することなく再び病院に収容できる。逃走後 14 日を経過した場合には、新たに手続をとらねばならない。

・外出について

精神病院の医師の勧告によつて、病院管理委員会の 2人の委員は、適當と認める期間の間、試験退院を許可することができる。また入院患者は医師の許可があれば 4日を越えない期間外出することができる。

患者の権利

精神障害者の人権を保護するために各種の法的処理がとられている。病院管理委員会の重要な責任の一つは患者の権利の保護であり、大法院には精神障害者の保護のための判事 (Judge in Lunacy) がおかれ、病者の財産の保護のために大法官によつて任命される裁判所主事 (Master in Lunacy) がいる。そして患者の通信の権利、査察の要求の権利が認められ、財産保護の対策がとられている。

a) 通 信

患者の書信は、もしそれが大法官 Judge in Lunacy、保健大臣 Board of Control 又は監査官、病院管理委員会またはその委員にあてて書かれた場合は、開封せずに必ず発送されねばならない。

b) 査察、もしくは面接の要求

すべての入院患者には、Board of Control の監査官、病院管理委員会の各委員との個人的面接

を要求する権利がある。また病者の親族知己は別の医師の診察を求める旨を Board of Control に申出ることができる。

c) 入院患者の財産の保護

患者の財産は一般に Judge in Lunacy によって、Master in Lunacy を通じて管理される。しばしば患者の親族、知己がその管理を指命され、多額の財産ならば弁護士、計理士が特にそのために委任される。また患者の動産の保護を地方庁の責任下におくこともできる。

任 意 入 院

任意入院患者として入院治療を希望するものは、精神病院、指定病院、許可施設、その他は保健大臣によつて精神障害者治療のために認められた病院に、その病院長に申込書を提出して、入院できる。16才以下の病者の場合には、その親もしくは保護者が、医師の証明を附して申込む。

任意入院患者は、病院長に書面をもつて（16才以下の病者の場合にはその親、保護者によつて）退院を申し出れば、必ず72時間以内に退院することができる。

a) 一時入院

一時的入院によつて効果が期待されるときには、たとえ本人が、このような治療を受けることを欲しているか否かを、自ら表明することができない場合でも、親族、または親族の要請によつて Duly Authorised Officer が病院長に一時入院を申し出れば、入院させることができる。この場合2名の医師の署名が必要であり、この2名の医師の内の1名は患者のかかりつけの医師であり、1名はこの目的のために保健大臣によつて承認された医師でなければならない。

一時入院の手続で入院した場合は、その入院は6ヶ月を越えてはならない。しかし間もなく回復する見込のある時は、Board of Control に申出て、更に6ヶ月を越えない期間だけ入院を延長させることができる。

以上が英國の精神病院に関する法制の概略であるが、全体をつらぬいていいる精神は Asylum (療院), Lunatic (狂人) という言葉を "Mental hospital", "Person of unsound mind", と書き改めたところにもうかがわれるよう、病気を治すために、早く適当な治療を受けるように病者をはげまさねばならないという考え方であり、鑑定 (Certification) という制度も積極的に病者を守り、治療の恩恵を得るに十分なだけ入院できるようにさせるためのものであり、精神病者と「鑑定」することによつてその行動を拘束することができるようしようという如きものではない。治療のためには、ある程度はその自由は拘束されねばならないが、なおさら、入院患者の権利を保護するために各種の処置がとられていることも注目されねばならない。（岡田敬蔵）

5. 精神薄弱児の実態

Statistical Survey of Mental Deficiency

(a) 調査の概要

調査の目的

精神薄弱児の教育の振興をはかるためには、その対象である精神薄弱児の実態を把握することが必要である。昭和28年(1953)文部省では、教育上特別の取扱いを要する児童の判別基準が定められたのを機会に、精薄児実態調査委員会を設け、個別知能検査の実施と精神科医の診断による、もつとも正規の手続によつて精薄児の出現率を確かめると共に、精薄児と正常児に総合的な調査を行い、その教育上の実態を知ろうと試みた。以下経過および調査の結果を要約する。

調査の対象

- 1) 調査対象は昭和28年(1953)9月現在の日本全国小、中学校の児童生徒を母集団として、これらサンプリングにより、大阪府、群馬県、徳島県より直接調査対象児2,539人を選んだ。
- 2) サンプリングは「日本人の読み書き能力調査」(昭和23年3月)学校調査方法によつた。
- 3) サンプルは精薄児とともにこれと対比するための正常児をも含んでいる。

第1表 抽出児童生徒数

府 県	小 学 校		中 学 校	
	A	B	A	B
大 阪	622	251	223	85
群 馬	515	197	134	56
徳 島	261	101	68	26
合 計	1,398	549	425	167

注：A 学業成績、知能検査結果、日常の行動観察から知能が低いと思われるものを順々にクラスの20%に達するまで抜き出したもの。

B クラスの全員からAを除いた残りの80%のもの。

実施の日時および調査項目

昭和28年(1953)6月から8月にかけ実施打合せを行い、同9月中旬より10月上旬にかけて実施した。

調査項目は次の9つであつた。

- i 鈴木ビネー個人別知能検査実施
- ii 生育歴・家庭環境調査
- iii 精神科医の診断
- iv 社会生活能力調査

- v 性格調査
- vi 学力調査
- vii 学校での行動および教師の意見調査
- viii 家庭での行動および家庭の意見調査
- ix 指導要録の写し

(b) 精神薄弱児の出現率

個別知能検査の結果、知能指数75以下のものは全国小学校児童中 5.6% 全国中学校生徒中 9.4% を示した。

精神科医によつて精神薄弱児と診断されたもののうち、小学校では白痴 0.03%，痴愚 0.6%，魯鈍 3.9%，中学校では白痴 0.07%，痴愚 0.5%，魯鈍 6.7% であり、さらに境界線児は小学校 8.9%，中学校 11.4% であつた。

第 2 表 知能検査のみによる分布

I.Q.		徳 島	群 馬	大 阪	全 国
小 学 校	I.Q. 75 以 下	8.2±2.6 (0.5)	6.2±1.6 (0.5)	4.5±1.3 (0.2)	5.6±1.1 (0.4)
	I.Q. 50 以 下				
中 学 校	I.Q. 70 以 下	7.7±4.8 (1.1)	14.6±3.4 (0)	5.7±2.2 (0.1)	9.4±2.1 (0.2)
	I.Q. 50 以 下				

第 3 表 精 神 科 医 の 診 断

診 断 别		徳 島	群 馬	大 阪	全 国
小 学 校	白 痴	0.02	0.05	0.05	0.03
	痴 愚	1.0	0.5	0.2	0.6
	魯 鈍	6.1	2.2	4.1	3.9
	境 界 線	14.7	4.7	8.8	8.9
中 学 校	白 痴	0.0	0.0	0.0	0.0
	痴 愚	1.4	0.2	0.2	0.5
	魯 鈍	6.0	6.5	7.7	6.7
	境 界 線	14.6	8.5	12.5	11.4

第4表 サンプルにウェイティングを施した全児童生徒における知能指数の分布状態

I.Q.	小学校							中学校						
	徳島		群馬		大阪		全国頻数	徳島		群馬		大阪		全国頻数
	頻数	総人數	頻数	総人數	頻数	総人數		頻数	頻数	頻数	頻数	頻数	頻数	
141 以上	-	-	-	-	1.0	4,846	0.4	-	1.5	1.0	1.1			
140 ~ 136	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	0.9			
135 ~ 131	-	-	-	-	1.0	4,846	0.4	-	3.0	1.0	1.8			
130 ~ 126	-	-	1.2	2,585	2.1	9,854	1.4	-	1.5	2.0	1.5			
125 ~ 121	4.1	4,933	4.5	4,477	4.4	21,162	4.4	-	8.0	3.1	2.7			
120 ~ 116	2.5	3,059	3.7	7,840	7.5	36,023	5.4	-	-	5.0	2.2			
115 ~ 111	13.1	15,885	5.8	12,320	9.7	46,605	8.8	3.3	-	7.9	3.9			
110 ~ 106	9.1	11,051	10.2	21,625	14.4	69,130	12.1	-	1.5	10.0	5.2			
105 ~ 101	12.3	14,997	12.9	27,311	13.6	65,262	13.2	3.3	6.0	17.3	10.8			
100 ~ 96	15.4	18,747	17.2	36,357	15.1	72,692	16.0	10.1	6.1	10.6	8.6			
95 ~ 91	13.2	16,083	13.5	28,689	10.0	47,815	11.8	17.5	18.9	7.7	13.7			
90 ~ 86	8.9	10,853	9.6	20,246	10.4	49,915	9.9	29.2	18.9	13.3	17.7			
85 ~ 81	9.2	11,248	8.4	17,748	3.3	15,831	6.0	11.7	12.3	7.3	10.0			
80 ~ 76	4.6	5,624	6.7	13,182	3.1	14,862	4.5	15.6	15.1	5.8	11.0			
75 ~ 71	3.3	4,045	2.9	6,203	2.1	9,854	2.6	3.6	4.2	3.2	3.7			
70 ~ 66	2.6	3,157	1.5	3,188	1.2	5,977	1.5	2.0	3.3	1.1	2.2			
65 ~ 61	0.3	395	0.8	1,723	0.5	2,585	0.6	0.7	3.3	0.7	1.8			
60 ~ 56	0.6	691	0.4	948	0.4	1,938	0.5	1.0	1.0	0.4	0.7			
55 ~ 51	0.3	395	0.2	345	0.0	162	0.1	0.7	0.4	0.1	0.3			
50 ~ 46	0.1	99	0.1	258	0.0	162	0.1	1.0	-	-	0.1			
45 ~ 41	0.2	296	0.2	431	0.1	323	0.1	-	-	0.1				
40 ~ 36	0.2	197	0.1	258	0.0	162	0.1	-	-	-				
35 ~ 31	-	-	-	-	0.1	323	-	-	-	-	0.1			
30 ~ 26	-	-	-	-	-	-	1.0	-	-	-				
25 ~ 21	-	-	-	86	-	-	0.3	-	-	-				
20 ~ 16	-	-	-	86	-	-	-	-	-	-				
15 ~	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
無記入	-	3,651	-	3,188	-	25,523	-	-	-	-	-			
計(除無記)	100.0	121,755	100.0	210,906	100.0	480,417	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
合計	-	125,406	-	214,094	-	505,940	-	-	-	-	-			

(中学校の総人數は省く)

精神薄弱の原因は、魯鈍級では内因もしくは内因と思われるもの74.4%，外因もしくは外因と思われるもの13.0%，混合その他12.6%である。

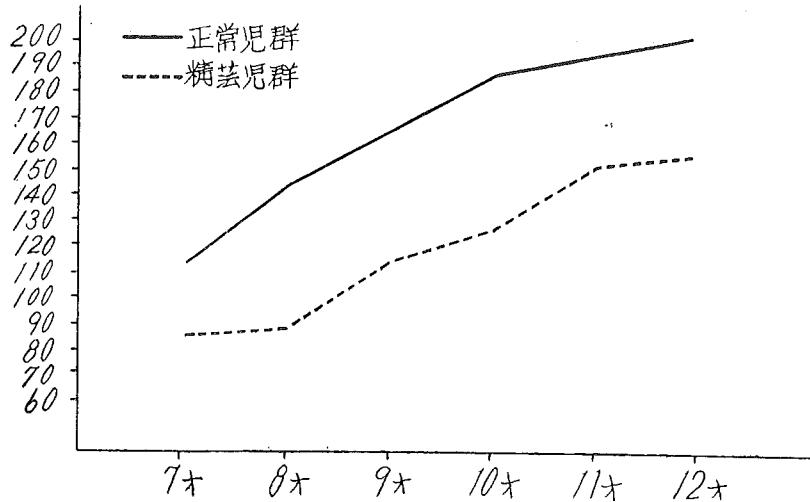
第5表 原因別

原因別	徳島			群馬			大阪			全国		
	内因	外因	混合型	内因	外因	混合型	内因	外因	混合型	内因	外因	混合型
境界線	84.6	3.8	11.5	68.5	15.7	15.7	94.3	3.3	2.4	85.4	7.1	7.5
魯鈍	62.5	23.9	14.2	58.8	18.8	22.5	87.3	6.3	6.3	74.4	13.0	12.6
痴愚	53.8	46.2	0	10.0	80.0	10.0	71.4	0	28.6	43.3	46.7	10.0

社会生活力

社会生活能力は年令が上るに従つて増大するが、各年令、男女とも精薄児は正常児に劣つてゐる。

第1図 社会生活能力グラフ



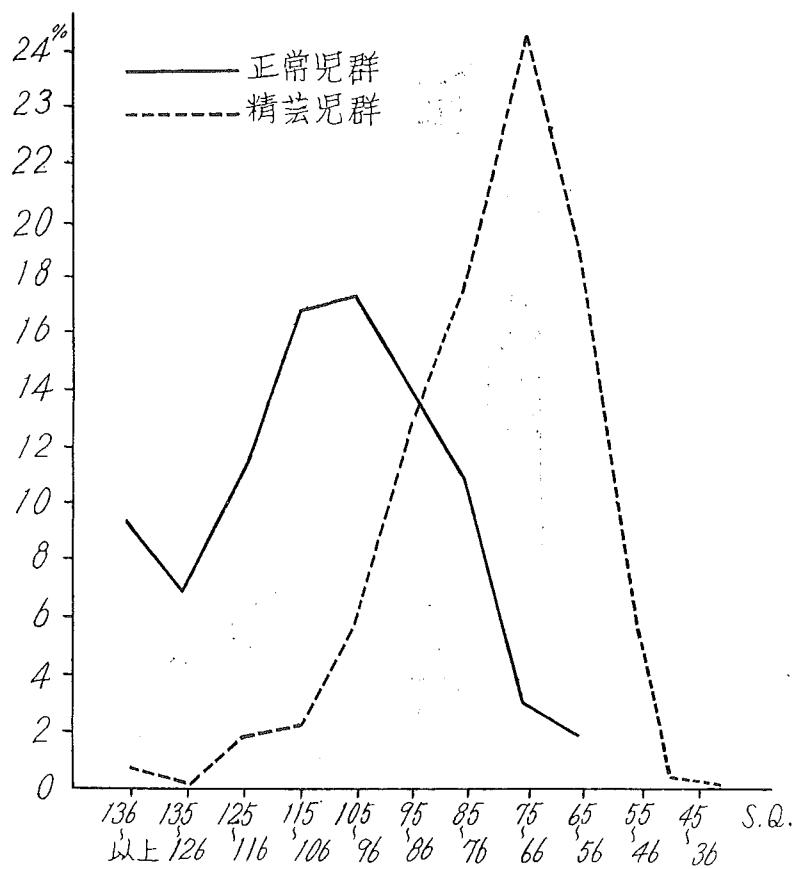
第6表 社会生活能力得点

年令	精薄児 (I.Q. 75~50)				正常児 (I.Q. 96~105)			
	N	得点平均	合計N	得点平均	N	得点平均	合計N	得点平均
6才	2 2	57.5 71.5	{ 4	64.5		101.0	{ 1	101.0
7才	27 17	77.2 97.4	{ 44	85.5	17 18	112.8 112.6	{ 35	112.5
8才	14 8	82.7 92.2	{ 22	87.8	8 11	186.6 189.9	{ 19	143.8
9才	22 15	109.3 113.6	{ 37	115.3	10 11	150.4 179.0	{ 21	165.0
10才	27 20	120.5 132.8	{ 47	128.4	9 17	195.1 185.4	{ 26	188.0
11才	35 21	151.5 151.9	{ 56	159.9	18 22	192.9 200.1	{ 40	195.1
12才	21 38	155.7 156.5	{ 59	155.6	14 16	218.4 192.4	{ 30	201.5
13才	3 2	155.7 147.5	{ 5	-	-	-	-	-

注: 以上の得点平均は大阪・群馬・徳島とそれぞれウェイティングをして求めたもの。

正常児の社会生活指数 (S.Q) は平均105.0に対し、精薄児 (I.Q 50~75, 平均I.Q 68.0) ではS.Qの平均は75.4であった。つまり知能より社会生活能力の遅れの方がやや少い。

第2図 S.Q. 分布表



第7表 S.Q の分布一覧表（ウェイティングをした）

S. Q	正 常 群						精 薄 群						全 国	
	徳 島		群 馬		大 阪		徳 島		群 馬		大 阪		正 常 群	精 薄 群
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%		%
136 以 上	3	9.4	5	7.1	9	12.9					2	1.8	9.3	0.7
131 ~ 135	1	3.1	1	1.4	2	2.9							2.6	
126 ~ 130	3	9.4	4	5.7	3	4.3							4.3	
121 ~ 125	1	3.1	5	7.1	5	7.1					1	0.9	7.9	0.4
116 ~ 120	3	9.4	4	5.7	1	1.4			2	2.1	2	1.8	3.0	1.3
111 ~ 115	6	18.8	2	2.9	5	7.1	1	1.5	2	2.1			6.7	1.0
106 ~ 110	2	6.3	5	7.1	4	5.7	2	3.0	1	1.1			10.1	1.2
101 ~ 105	1	3.1	6	8.6	8	11.4	1	1.5	6	6.4	1	0.9	9.1	2.5
96 ~ 100	4	12.5	8	11.4	7	10.0	2	3.0	4	4.3	3	2.7	8.2	3.2
91 ~ 95	3	9.4	10	14.3	9	12.9	4	6.0	7	7.4	6	5.3	13.1	6.0
86 ~ 90	3	9.4	7	10.0	7	10.0	7	10.4	6	6.4	5	4.4	9.8	1.8
81 ~ 85			4	5.7	5	7.1	8	11.9	9	9.6	14	12.4	7.5	11.5
76 ~ 80			6	8.6	2	2.9	7	10.4	15	16.0	24	21.2	3.1	16.5
71 ~ 75	1	3.1			2	2.9	7	10.4	15	16.0	14	12.4	1.2	12.7
66 ~ 70	1	3.1	2	2.9			10	14.9	7	7.4	14	12.4	1.7	11.9
61 ~ 65			1	1.4			6	9.0	7	7.4	12	10.6	1.3	9.3
56 ~ 60					1	1.4	9	13.4	5	5.3	9	8.0	0.6	9.0
51 ~ 55							2	8.0	5	5.3	3	2.7		3.5
46 ~ 50									1	1.1	3	2.7		1.4
41 ~ 45									1	1.1				0.3
36 ~ 40									1	1.1				0.3

S.Q と I.Q の相関は精薄児で $r = 0.7$ 前後であつた。

第8表 S.Q と I.Q の地区別平均

地 区 別	徳 島	大 阪	群 馬	全 国
普 通 児 群				
I.Q 平 均	100.7	100.4	100.5	
S.Q 平 均	104.1	107.3	102.4	105.0
精 薄 児 群				
I.Q 平 均	68.1	68.0	68.0	68.0
S.Q 平 均	71.3	76.5	78.4	75.4

精薄児は正常児に比し意志交換・集団生活への参加・自己指南の各面での遅れが大きい。なお、社会生活能力については次の6つについて調査を行つている。

- 1) 身辺の自立 (Self-help) 身辺、衣食の自立一般に関するもの。
- 2) 作業能力 (Occupation) いろいろの作業の遂行に関係するもの。
- 3) 移動能力 (Locomotion) 身体を自分の思うところへ移動させる行動能力に關係したもの。
- 4) 意志交換能力 (Communication) 言葉、文字による自他の意志交換力に関するもの。

- 5) 集団生活参加能力 (Socialization) 社会的集団生活に参加する能力に関係するもの。
- 6) 自己指南力 (Self-direction) 自己の行動を、責任を持つて目的に方向づける能力に関係するもの。

性 格 調 査

調査項目のうち精薄児と正常児の差が大きくみられるのは次のものである。

1. 近隣・友人間での遊びを通しての諸行動に多くの差がみられる。具体的には精薄児は「同年輩の子と遊ばず年下の子と遊ぶ」「遊びの中で一人前の役が与えられない」「まとまつた遊びができるない」「野球など集団競技の仲間に入れない」「他人の世話をやくことが嫌い」「人のまねばかりしてあとについて遊んでいる」「友達から可愛がられない」
2. 次に仕事や勉強を通じては「難かしい仕事は逃げてしまう」「学校にはあまり喜んでいかない」「仕事や勉強は永続きしない」「勉強の時友達からやつかいものにされる」
3. 性格の一般的傾向では「人をさけようとしている」「きちんとしていない」「ぽかんとしている」「周囲に無関心」「きめたことを守らない」等である。

(c) 学校における精神薄弱児

学 力 に つ い て

担任教師の評定による精神薄弱児の学力の遅れは学年が上昇するにともなつて一般に増大する。

精神薄弱児の第6学年における学力は、平均して国語で第3学年2学期程度、算数では第2、3学年程

第9表 各学年別学力担当学年および学力差

学年別		1 年			2 年			3 年			4 年			5 年			6 年		
		精 薄	正 常	差	精 薄	正 常	差	精 薄	正 常	差	精 薄	正 常	差	精 薄	正 常	差	精 薄	正 常	差
国 語	聞 く す	4-10 5-9	6-8 //	1-10 0-11	1-3 1-1	2-2 //	1-2 1-1	1-1 1-2	3-2 2-0	2-1 2-2	2-2 //	4-2 2-0	2-0 2-0	2-2 3-1	5-2 //	3-0 2-1	3-2 3-2	6-2 //	3-0 3-0
	読 む 書	5-5 5-2	// //	1-3 1-2	1-1 1-2	// //	1-1 1-0	1-2 1-2	// //	2-0 2-3	2-2 //	2-0 2-0	3-1 3-1	// 2-1	2-1 3-1	3-3 //	3-2 3-1	2-2 3-1	
	数 え る 計 算	5-5 4-8	// //	1-3 2-0	1-2 1-3	// //	1-0 0-2	1-3 1-3	// //	1-2 1-2	2-2 3-2	// //	2-0 2-0	3-1 3-1	// //	2-1 2-1	3-1 3-1	3-1 3-1	
	量 ・計 測 問 題 解 決	5-5 4-10	// //	1-2 1-1	1-0 1-1	// //	1-3 1-2	// //	2-0 2-1	2-2 //	2-0 3-1	2-3 2-3	// //	2-2 2-2	2-3 2-1	// //	3-2 4-0	3-2 4-0	
家 社 理 音 圖 工 保 自 由	庭 会 科 樂 工 作 健 研 究	6-8 5-7 5-3 5-7 4-8 5-10 5-5	// // // // // // //	0 1-1 1-2 1-1 1-2 1-3 0	// 1-1 1-2 1-1 0-1 2-2 //	0 1-1 1-2 1-3 1-3 1-2 0	3-2 2-0 2-2 2-3 2-2 1-2 2-0	// 2-0 2-2 // 1-2 2-0 2-0	0 2-0 3-2 // 1-2 2-3 3-1	3-2 2-0 3-2 2-0 2-0 3-1 2-1	// // // // // // //	1-0 2-0 3-2 2-0 2-0 3-1 1-2	4-2 3-2 3-1 3-1 3-1 3-2 4-1	// // // // // // //	1-0 2-0 3-1 3-1 2-2 2-2 1-2	4-2 3-1 3-1 3-1 3-2 3-2 4-1	// // // // // // //	2-0 3-1 3-1 3-1 3-0 3-0 2-1	
	差 の 平 均	1-3			0-3			1-2			2-0			2-1			2-3		

度、社会・理科・音楽・図工では第3学年程度、家庭・保健・体育・自由研究では第4学年程度であると評定された。

精薄児の国語にみられる特徴は「聞く」では「注意散漫」「主旨の了解不能」「終りまできいていない」等である。

第10表 国語「聞く」に示された特徴

特徴別	精薄群		普通児群	
	実数	%	実数	%
注意散漫	63	60 **	4	8
主旨が了解出来ない	27	54 **	2	4
終り迄聞いていない	10	20 *	3	6
普通通	3	6 **	32	64
その他	0	0	7	14
無記入	0	0	4	8
(重複)	(20)	(40)	(2)	(4)

「話す」では「殆ど発表しない」「話が断片的」「筋の通つた話が出来ない」等である。

第11表 国語「話す」にあらわされた特徴

特徴別	精薄群		普通児群	
	実数	%	実数	%
発音不明瞭	3	6	2	4
殆んど話さない	26	52 **	2	4
どもる	1	2	1	2
筋がとおらぬ	6	12	1	2
断片的	9	18 **	3	6
普通通	3	6 **	13	26
声が調子はずれ	-	-	3	6
きわめて小声	11	22	5	10
身近な生活経験	6	12	12	24
主語述語がはつきりした話が出来る	1	2 **	22	44
その他	-	-	1	2
無記入	2	4	2	4
(重複)	(18)	(36)	(17)	(34)

「読む」では「たどたどしい」「読み違いが多い」「漢字・記号がよめない」等である。

第 12 表 国語「読む」にあらわされた特徴

特 徴 別	精 薄 群		普 通 児 群	
	実 数	%	実 数	%
た ど た ど し い	19	98 **	2	4
ひ ら が な な ら 読 め る	23	46	19	38
漢 字 も よ め る	6	12 **	22	44
ローマ字 も よ め る	-	-	11	22
・。」等 の 記 号 も わ か る	2	4 **	18	36
よみ違 い が 多 い	10	20 **	4	8
たのし い た め に よ め る	-	-	15	30
普 通	2	4 *	14	28
そ の 他	7	14 *	1	2
無 記 入	4	8	4	8
(重複)	(23)	(46)	(60)	(120)

「書く」では「文や漢字がかけない」「名前だけしか書けない」「全く字が書けない」等である。

第 13 表 国語「書く」にあらわされた特徴

特 徴 別	精 薄 群		普 通 児 群	
	実 数	%	実 数	%
字 は 書 け な い	2	4 **	-	-
字 を 書 く 興 味 は あ る	7	14	7	14
名 前 だ け は か け る	17	34 **	4	8
ひ ら が な は か け る	27	54	20	40
片 か な も か け る	4	8	4	8
漢 字 も 書 け る	8	16 **	21	42
短 文 が 繰 れ る	5	10 **	27	54
字 形 や 字 く ば り も 確 か	1	2 **	17	34
普 通	2	4	11	22
そ の 他	1	1	1	2
無 記 入	0	-	2	4
(重複)	(24)	(48)	(64)	(128)

「算数では 100 以上数えられない」「数字の意味がよくわからない」等である。除法までやれるものは極めて少く、分数・小数は全く無理で、計算の全然できぬものも相当数える。

第14表 算数「数える」にあらわれた特徴

特徴別	精薄群		普通児群	
	実数	%	実数	%
数と物とが対応しない	4	8	1	2
物は数えることが出来る	29	58	22	44
5以下	1	2	2	4
10以下	9	18 **	2	4
100以下	18	36 **	6	12
100以上	12	24	18	36
数字が読める	16	32	26	52
数字が書ける	18	36	25	50
数字の意味が解る	9	18 **	25	50
普通通	3	6 *	25	50
その他の	1	2	2	4
無記入	2	4	2	4
(重複)	(32)	(64)	(78)	(156)

第15表 算数「計算」にあらわれた特徴

特徴別	精薄群		普通児群	
	実数	%	実数	%
全然できない	11	22 *	0	0
加法ができる	28	56	27	54
減法ができる	23	46	26	52
乗法ができる	6	12	14	28
除法ができる	2	4 **	11	22
小数分数ができる	0	0 **	15	30
ソロバンができる	0	0 **	13	26
普通通	1	2 **	17	34
その他の	2	4	3	6
無記入	4	8	5	10
(重複)	(50)	(100)	(50)	(100)

注: **その差が 1% の危険率をもつて有意のもの (第10~15表まで)

*その差が 5% の危険率をもつて有意のもの。

学校における行動および教師の意見

知能のおくれがひどくなるに従つて学業の遅滞度が大きくなる

第16表 学力の遅滞度

学力の遅滞度	皆についていける	なんとかついていける	ついていけない	だんだん遅れがひどくなる	無記入	計
優秀	93.5%	5.8%	0.1%	0.6%	0%	100%
正常	82.5	11.8	3.4	0.9	1.2	100
境界線	32.4	31.6	26.2	7.7	2.2	100
魯鈍	14.5	28.2	39.0	16.6	3.1	100
痴愚・白痴	0	3.3	80.5	12.8	3.3	100

担任の教師の多くは組の精神薄弱児に対してなんらかの特別のめんどうをみている。

第17表 特別めんどうを見ているか

教師の態度別	みている	みたいがみれない	みる必要がない	みても仕方がない	無記入	計
優秀	10.8%	2.0%	79.1%	0%	1.0%	100%
正常	20.4	12.8	62.2	0.7	3.0	100
境界線	50.3	20.6	26.0	0.1	3.0	100
魯鈍	41.9	40.1	11.5	3.5	3.0	100
痴愚・白痴	46.9	32.0	3.1	17.9	0	100

いくらかの効果をあげているが、普通学級での取扱いには種々の困難がみられる。

第18表 効果があるか

効果別	あると思う	少しあると思う	ないとと思う	無記入	計
優秀	23.8%	3.2%	3.1%	69.9%	100
正常	19.0	7.7	1.3	72.1	100
境界線	27.9	28.9	3.5	39.7	100
魯鈍	22.9	45.2	3.4	29.6	100
痴愚・白痴	8.6	30.4	26.7	34.3	100

第19表 学校で困っている問題

学校での問題	(I.Q75以下) 精薄群	(I.Q106~110) 正常群	(I.Q120以上) 優秀群
学習能力がひくい	51.3	4.3	2.2
学習に対する興味がない	18.8	11.0	1.6
一齊授業に困難	8.5	0	0
非社会的反社会的行動	3.1	0.6	6.2
親の無理解	3.5	0.2	0
その他の	11.7	21.1	23.1
無記入	3.1	62.3	66.9

図工・音楽等の学習への参加度は、算数・国語等への参加度にくらべるときわめて高い。

第 20 表 授 業 中 の 行 動

行 動 别	基 础 教 科 の 学 習				図 工 ・ 音 楽 等 の 学 習			
	いつもいつ しょにする	する時もある	し な い	計	いつもいつ しょにする	する時もある	し な い	計
優 秀	93.8%	6.2%	0%	100%	100%	~	~	100%
正 常	93.4	4.6	1.1	100	97.2	2.6	0.1	100
境 界 線	70.4	20.4	9.0	100	85.7	12.7	2.0	100
魯 鈍	57.7	23.4	19.3	100	75.2	16.9	7.9	100
痴 愚・白 癡	14.8	9.9	75.2	100	27.7	35.0	36.6	100

欠席日数の多い者がかなりある。

第 21 表 欠 席

欠 席 别	無 欠 席	5 日 以 下	10 日 以 下	~ 15 日	~ 1 月	1 月 以 上	無 記 入	計
優 秀	58.3%	24.4%	3.2%	0%	0%	0%	14.1%	100%
正 常	44.1	29.6	5.7	0.9	0.4	0.1	19.9	100
境 界 線	39.6	23.7	5.6	2.7	3.8	1.9	22.4	100
魯 鈍	30.1	32.3	10.6	3.4	5.4	3.6	15.7	100
痴 愚・白 癡	7.6	39.4	6.3	0	15.8	14.2	17.1	100

教師は特殊教育の必要性を認めている。

第 22 表 特 殊 教 育 へ の 賛 否

大 賛 成	賛 成	どちらでもよい	反 对	大 反 对	わからぬ	無 記 入	計
22%	59%	5%	3%	0.6%	4%	7%	100%

(d) 家庭における精神薄弱児

家庭における行動および家庭の意見

出産時の異常の率、乳幼児期の発育遅滞の率、血族中に精神薄弱等の異常がみられる者の率は、何れも知能のおくれがひどくなるに比例して高い。

出産時、何ヶ月で生れたか、体重、胎位、鉗子、生れてすぐ泣いたか、乳を吸ったか、熱が出たか、その他の異常。

第23表 出産時の異常

出産時の異常	異常なし	異常あり	無記入	計
優秀	100%	0%	0%	100%
正常	98.2	0.4	1.4	100
境界線	97.3	0.8	1.9	100
魯鈍	96.0	1.7	2.3	100
痴愚・白痴	87.7	3.6	8.7	100

乳幼児期の発育、首のすわり、発歯、かたことを云う、はいはい、つかまり立ち、歩きはじめ、正常に言語を言う

第24表 乳幼児期の発育

発育別	早い	普通	遅い	無記入	計
知能優秀	9.2%	81.6%	9.2%	0%	100%
正常	6.5	87.0	5.1	1.4	100
境界線	2.1	77.7	18.4	1.8	100
魯鈍	3.0	72.2	22.6	2.2	100
痴愚・白痴	0	35.1	61.6	3.3	100

家族歴、血族のうち下記に該当するものがあれば○をつけ本人との統柄を記入する。

- 1.精神薄弱、2.精神病、3.性格異常、4.大酒・自殺・浮浪・売春・梅毒・流産・近親結婚

第25表 家族歴

家族歴別	精神薄弱	精神病	性格異常	大酒、自殺、梅毒、その他	異常なし	無記入	計
知能優秀	3.1%	0%	0%	7.2%	87.4%	2.3%	100%
正常	2.3	0.7	1.4	14.5	70.4	10.4	100
境界線	4.5	5.0	2.0	16.7	65.2	6.6	100
魯鈍	5.0	4.0	2.7	12.4	64.8	11.4	100
痴愚・白痴	13.4	3.2	12.1	20.0	49.6	1.7	100

親の教育程度、生活程度は一般的には知能の低い者の親ほど低い傾向がみられる。

- 1.教育を受けたことなし 2.小学中退 3.同卒 4.高小中退 5.同卒 6.中学卒業中退
 7.同卒 8.青年学校中退 9.同卒 10.大学高専中退 11.同卒に分け父母のうち高い教育を受けた方をとつた。

第 26 表 親 の 教 育 程 度

親の教育程度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	無記入	計
知能優秀	0%	3.1%	9.3%	0%	30.3%	8.4%	22.9%	0%	10.3%	10.3%	19.8%	0%	100%
正常	0.1	3.5	23.0	1.9	45.5	2.6	12.2	0.1	2.4	0.4	5.5	2.8	100
境界線	0.7	5.9	29.6	5.7	43.5	1.3	8.4	0.9	1.5	0	0.2	3.1	100
魯鈍	1.2	8.4	22.2	4.2	37.5	2.3	6.4	0	7.2	2.0	2.8	2.3	100
痴愚・白痴	0	9.5	51.9	6.2	29.1	0	0	0	0	0	3.3	0	100

第 27 表 生 活 程 度

生活程度	上	中	下	無記入	生活扶助を受けている	教育扶助を受けている	計
知能優秀	9.8%	73.5%	3.4%	12.2%	(0)	(0)	100%
正常	12.5	63.5	12.7	11.0	(1.9)	(2.0)	100
境界線	6.8	52.7	28.4	12.0	(5.1)	(5.2)	100
魯鈍	5.8	51.2	30.0	12.1	(5.6)	(4.6)	100
痴愚・白痴	4.3	47.6	31.0	17.1	(0)	(0)	100

学令に達してもその遅滞に気付かない親がきわめて多い。

家庭で精薄児と認めているか。

第 28 表 子供をちえおくれと考えたことがあるか

有無別	あ る	な し	無記入	計
優秀	3.2%	86.6%	10.3%	100
正常	3.6	94.2	2.2	100
境界線	26.0	71.5	2.6	100
魯鈍	44.5	50.4	5.1	100
痴愚・白痴	74.5	21.3	4.3	100

遅滞に気づいた時期および気づいた人。

その遅滞に気付く場合も 6~8 才の学令に達してからが大半である。

第 29 表 いつ頃気がついたか

年令別	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才	その他	計
境界線	0.8%	0.5%	1.5%	0.8%	0.8%	11.6%	10.6%	6.9%	2.4%	0.5%	0.5%	61.6%	100
魯鈍	0.6	2.2	2.5	3.5	7.1	13.2	16.2	2.7	2.9	1.3	0	47.6	100
痴愚・白痴	3.6	7.2	7.9	12.2	4.3	22.7	7.2	23.4	0	0	0	11.5	100

気付くのは母親が圧倒的に多いが、気付いた後の正しい対策は殆んど講じられていない。

第30表 ちえのおくれに気がついた人

母	親	両親	家族	祖母	兄弟	教師	その他	無記入
42.8%	10.8%	16.4%	6.3%	1.8%	1.7%	0.8%	1.7%	17.9%

家庭で困っている問題 困っている 220人 (96.9%) 困らない 7人 (3.1%)

第31表 どんな点に困っているか

家庭にて困っている問題	精薄群	正常群	優秀群
1. 身体障害・疾病に関するもの	9.1%	12.5%	4.9%
2. 学業知能に関するもの	23.1	0	0
3. 学業の態度に関するもの	17.1	17.5	7.3
4. 性格・社会的行動	34.5	60.0	69.4
5. 環境(家庭・近隣)	1.9	2.5	2.4
6. 基本的習慣、身辺の処理 etc.	12.9	7.5	22.0
7. その他の	1.2	0	0
計	99.8	100.0	100.0

特殊教育については親の大半は賛成している。

第32表 特殊教育の賛否

賛否別	大賛成	賛成	どちらでもよい	反対	大反対	わからない	無記入	計
知能優秀	27.8%	39.2%	1.0%	5.1%	0%	4.2%	22.6%	100%
正常	14.7	35.1	11.0	11.7	0.1	18.2	8.8	100
境界線	7.0	39.8	11.4	23.3	0.3	8.7	8.8	100
魯鈍	9.7	38.6	20.0	19.3	0.9	8.8	2.7	100
痴愚・白痴	28.5	40.1	6.6	20.5	4.3	0	0	100

この調査は、いわば未開の原野にはじめて鉄を入れたようなもので、いろいろ困難や思惑くちがいがあつたが、今後のこの種の調査にいろいろ参考となるものを残したであろう。

とくに、判定のための基準や方法をもう一段と具体的に規定すること、そのことを調査者に十分につたえること、そして、テキストや診断においての調査者による差異をできるだけ小さくくいとめることにより一層の努力を図ることが必要である。

ともかくも、簡便であつて的確な調査法を考えることに今後一層の努力をはらつて行かなければならないが、それは、結局、一方において精神薄弱児の特性を深く考究して行くこと、また精神薄弱児の教育的経過をこまかく追究して行くことが必要であると思う。（玉井収介、須藤憲太郎）

本稿は東京大学出版会発行、三木安正監修、精神薄弱児実態調査委員会編「精神薄弱児の実態」より監修者の許可を得て抜率したものである。

Ⅱ 精神衛生に関する諸問題

Several Problems on Mental Health

6. 覚 醒 剤 中 毒

Awaking Drug Intoxication

戦後の社会不安の反映としての、覚醒剤ヒロポン中毒は、重要な社会問題となり、昭和30年(1955)に覚醒剤取締法が強化されるに至つた。かくの如く大量の覚醒剤中毒者の発生は、欧米にもその比を見ないものであり、特にこれが青少年の非行犯罪と結びついて蔓延したという社会学的問題と、ヒロポン中毒による精神障害が精神分裂病に近似した症状を示すことが多いという精神医学的問題とが、識者の注目をひいた。精神医学界、社会学界などで、覚醒剤中毒に関する多数の研究が発表され、はなはだ貴重な資料を提供した。なかでも東京都立松沢病院の立津・後藤・前原氏による研究「覚醒剤中毒」は、この中の压巻といえる。ここではもっぱらこの著作による資料を紹介する。

まず第1表に示すように、覚醒剤取締違反被検挙者数は、昭和29年(1954)に最高に達し昭和27年(1952)の約3倍となつたが、昭和30年(1955)取締りの強化とともに減少はじめ、現在では激減している。ことに東京、大阪の如き大都會が多く、両者を合して全体の3分の1ないし5分の1に達した。麻薬及び覚醒剤違反被疑者について、昭和30年度警視庁管内における統計は第2表の如くである。その7割が男子であり、第3国人が約6分の1に認められ、原因別では利欲、好奇心などが多く、職業では無職者が圧倒的に多く、学歴では小学校卒程度、生活程度は浮浪ないし下流の者が大部分であつた。

覚醒剤違反被検挙者中、中毒者の占める比率は42.6%であり、非行と密接な関係をもつている。注射の動機は「すすめられて」というものが約半数であり、非行少年中30%ないし42.1%に覚醒剤使用者がみとめられ、非行内容についてみると、窃盗、虞犯に並んでいる。

ヒロポン中毒による精神障害者の存在率は第10表の如くで、施設の性質によつて異なるが、松沢病院その他一般精神病院では約2.3~2.6%であつた。

中毒者の精神病状のうち、無力・疲労・脱力状や自我障害・妄想・易怒・暴行などがもつとも目立ち、精神分裂病との鑑別がしばしば問題になつた。

以上の覚醒剤中毒に関する資料は、戦後日本の社会を反映するものであつたとともに、精神医学の領域でも重要な経験であつたといわなければならない。(加藤正明、横山定雄、田頭寿子)

第1表 覚醒剤取締違反被検挙者、それと刑法犯発生率、
人口との比較（警察庁）

地 方 別	1955年1~6月覚醒剤取締違反		1954年覚醒剤取締違反		1952年覚醒剤取締違反	
	実 数	実 数	実 数	実 数	実 数	実 数
北海道	札幌	422		1,632		263
	旭川	208		231		44
	釧路	262		117		63
	北見	23		4		10
	函館	66		161		33
	計	981		2,145		413
東北	青森	65		177		79
	岩手	7		121		24
	宮城	171		236		180
	秋田	20		78		4
	山形	65		103		20
	福島	105		520		286
	計	433		1,235		593
関東	東京	3,761		13,665		4,615
	茨城	192		1,413		520
	栃木	412		896		234
	群馬	772		1,882		406
	埼玉	668		1,709		542
	千葉	725		2,446		356
	神奈川	790		2,721		985
	新潟	35		52		25
	山梨	126		569		104
	長野	153		271		96
	静岡	371		1,455		749
	計	8,005		27,079		8,632
	富山	151		146		5
	石川	107		117		60
中部	福井	67		25		21
	岐阜	291		413		161
	愛知	899		2,364		995
	三重	224		683		155
	計	1,739		3,748		1,397
	滋賀	74		92		23
近畿	京都	596		282		343
	大阪	3,613		7,085		2,487
	兵庫	966		2,636		880
	奈良	142		388		137
	和歌	308		966		249
	計	5,699		12,167		4,119

中 國	鳥 島 根	21	117	8
	岡 山	25	46	5
	広 島	308	959	292
	山 口	356	970	459
	計	729	942	263
		1,439	3,034	1,017
四 國	徳 島	120	320	84
	香 川	234	464	262
	愛 媛	317	646	422
	高 知	263	354	9
	計	934	1,784	777
九 州	福 岡	928	2,239	904
	佐 賀	67	267	110
	長 崎	230	916	242
	熊 本	164	551	149
	大 分	77	235	147
	宮 崎	28	102	3
鹿 児 島	鹿	56	162	53
	児			
	島			
	計	1,550	4,472	1,608
	合 計	20,780	55,664	18,556

(a) 麻薬および覚醒剤違反

1955年度警視庁管内における麻薬および覚醒剤違反被疑者調べである。

第2表 国 別、検 拳 人 員

国 別	総 数				誤 受・誤 渡				製 造				所持そ の他				
	計	日本 人	朝鮮 人	中国人 その他	計	日本 人	朝鮮 人	中国人 その他	計	日本 人	朝鮮 人	中国人 その他	計	日本 人	朝鮮 人	中国人 その他	
麻 薬	計	212	138	46	28	95	60	18	17	-	-	-	117	78	28	11	
	男	155	92	36	27	70	40	13	17	-	-	-	85	52	23	10	
	女	57	46	10	1	25	20	5	-	-	-	-	32	26	5	1	
覚 醒 剤	計	5,820	4,830	972	18	2,634	2,041	584	9	333	147	185	1	2,853	2,642	203	8
	男	4,143	3,498	629	16	1,796	1,418	370	8	227	107	119	1	2,120	1,973	140	7
	女	1,677	1,332	343	2	838	623	214	1	106	40	66	-	733	669	63	1

第3表 原 因 別

原因別	麻薬			覚醒剤		
	計	男	女	計	男	女
貧困	6	6	-	173	109	64
貧欲	44	36	8	432	270	162
怠惰	8	5	3	372	295	77
遊興	25	21	4	609	480	129
誘惑	14	7	7	203	146	57
病苦	26	16	10	83	56	27
出来心	12	11	1	311	228	83
そそのかされて	-	-	-	101	65	36
好奇心により	24	16	8	772	560	212
利欲	25	20	5	2,524	1,754	770
強制施用	-	-	-	38	34	4
その他	28	17	11	202	146	56
合 計	212	155	57	5,820	4,143	1,677

第4表 職業別

職業別	麻薬			覚醒剤		
	計	男	女	計	男	女
無職員	123	87	36	3,743	2,358	1,385
工人夫	-	-	-	195	179	16
人夫	3	3	-	326	317	9
風俗営業関係	32	14	18	161	53	108
バタヤ	-	-	-	312	283	29
会社員	11	9	2	48	44	4
店員	-	-	-	122	103	19
学生	-	-	-	29	24	5
その他	43	42	1	884	782	102
合 計	212	155	57	5,820	4,143	1,677

第5表 学歴別

学歴別	麻薬			覚醒剤		
	計	男	女	計	男	女
不就学校	19	11	8	479	207	272
小学校	87	59	28	3,716	2,620	1,096
中学校	61	48	13	1,111	893	218
高等学校	21	14	7	349	274	75
大学	17	17	-	95	91	4
その他学校	7	6	1	70	58	12
合 計	212	155	57	5,820	4,143	1,677

第6表 生活状態別

生活状態別		麻 粟			覚 醒 剤		
		計	男	女	計	男	女
浮浪・下流	14才未満	-	-	-	3	3	-
	14才~20才	3	-	3	115	74	41
	20才以上	121	91	30	4,814	3,430	1,384
中流	14才未満	-	-	-	-	-	-
	14才~20才	4	3	1	62	49	13
	20才以上	75	53	22	805	571	234
上流	14才未満	-	-	-	-	-	-
	14才~20才	-	-	-	1	1	-
	20才以上	9	8	1	20	15	5
計	14才未満	-	-	-	8	3	-
	14才~20才	7	3	4	178	124	54
	20才以上	205	152	53	5,639	4,016	1,623
合 計		212	155	57	5,820	4,143	1,677

(b) 覚醒剤事犯被検挙者中の中毒者

第7表 態様別、検挙人員

(昭30上半期警察庁)

態 様 別	検挙人員	その中の中毒者	
		実 数	%
製 造	731	147	20.0
譲 渡(受)	8,748	2,982	34.1
所 持	6,073	2,866	47.2
使 用	5,202	2,746	52.8
そ の 他	26	1	-
合 計	20,780	8,742	42.6

第8表 注射前の生活歴におけるぐれ、および非中毒者との比較

材料の出所	中毒者別	被調査人員数	その中のぐれ者	
			実数	%
松沢病院	中毒者	122	111	97.8
多摩少年院	中毒者	72	69	95.8
	非中毒者	32	32	100.0
愛光学園	中毒者	31	31	100.0
	非中毒者	25	25	100.0
府中刑務所	中毒者	35	35	100.0
	非中毒者	27	21	100.0
上野浮浪者	中毒者	64	64	100.0
	非中毒者	116	116	100.0

第9表 注射の動機

動機	精神病院入院中毒者	府中刑務所受刑者
すすめられて(教えられた)	79	24
まねして	5	1
面白半分	9	3
好奇心	21	7
理由なしに	1	1
マーチヤンばくちのため	1	1
夜遊びのため	2	-
仕事をするため	25	4
試験勉強のため	5	1
菓子販賣のため	1	-
疲れれるのでは	3	2
睡気ざましに	1	2
労等感克服のため	2	-
意志強固にするため	1	-
悲観から	3	-
やけくそになつて	1	-
不詳	3	1
被験例実数	163	47

第10表 中毒者の職業—警視庁資料

職業別		覚醒剤中毒者	麻薬中毒者
無バ入人工風俗店会学校藏飲露そ	職業	53.3 12.2 8.8 6.8 2.4 2.3 1.2 0.7 ~ ~ ~ 7.1	38.3 ~ 8.4 ~ 34.5 ~ 1.0 1.0 5.6 2.8 3.7 4.7
タ人夫員關係員員生人店商他			
被調査人員実数		6,841	107

(c) 非行少年の中毒

第11表 非行少年の生活歴(昭29.統計から)

ぐれの内容	多摩少年院			愛光学園		
	被調査実数	その中のぐれ		被調査実数	その中のぐれ	
		実数	%		実数	%
学 校 中 退	329	142	43.3	109	39	35.8
頻回の転職	~	~	~	109	103	94.5
不 就 学	320	69	21.6	109	90	83.6
家 出	320	120	39.6	109	65	59.6
住 所 不 定, 浮浪	320	32	10.0	109	19	17.4
不 良 交 友	320	126	39.4	109	54	19.6
共犯の傾向	320	123	38.4	~	~	~
文 身	273	47	17.2	109	25	23.1
性 経 験	320	180	54.5	111	97	82.2
飲 酒	320	174	54.2	109	45	41.3
喫 煙	240	220	91.8	109	53	48.7
麻 薬 使 用	~	~	~	109	1	0.8
覚 醒 剤 使 用	314	94	30.0	109	46	42.1
非 行	320	320	100.0	109	109	100.0

第12表 非行少年のぐれ始めの年令 (括弧内は%)

ぐれ始めの年令	多 摘 少 年 院		愛 光 学 園		都 の 人 口	
	中 毒 者	非中毒者	中 毒 者	非中毒者	男	女
8才	6(8.8)	(4.8)1	1(3.9)	-	(11.2)	(11.8)
9才	2(2.9)	-	1(3.9)	(9.1)2	(10.3)	(10.8)
10才	4(5.9)	-	1(3.9)	(4.5)1	(10.5)	(10.9)
11才	9(13.2)	(9.5)2	1(3.8)	(9.1)2	(9.6)	(10.0)
12才	9(13.2)	(0.5)2	2(7.7)	(4.5)1	(8.7)	(9.0)
13才	13(19.1)	(19.1)4	7(26.9)	(18.2)4	(7.6)	(7.8)
14才	12(18.6)	(33.3)7	7(26.9)	(40.9)9	(8.3)	(8.7)
15才	6(8.8)	(14.2)8	2(7.7)	-	(10.4)	(9.7)
16才	4(5.9)	(4.8)1	3(11.5)	(13.6)3	(12.0)	(10.8)
17才	3(4.4)	(4.8)1	1(3.9)	-	(11.3)	(10.4)
合 計	68	21	26	22	697,449	655,199

第13表 ぐれと注射の始まり、それらと分裂病の発病年令との比較

年 令	入院中毒者の ぐれの始まり		受刑者のぐれの始まり				入院中毒者の 注射の始まり	入院分裂病者 の 発 病	都 の 人 口	
			中 毒 者		非 中 毒 者				男	女
	実 数	%	実 数	%	实 数	%	实 数	%	%	%
6~10才	1	1.7	-	-	-	-	-	-	9.8	9.8
11~15才	28	32.2	12	35.3	23.6	6	3	1.9	5.8	8.9
16~20才	49	56.2	15	44.2	57.1	12	63	40.4	25.7	12.5
21~25才	7	8.1	5	14.7	9.5	2	48	30.8	30.0	11.4
26~30才	1	1.7	1	3.0	4.8	1	25	16.0	45	17.3
31~35才	1	1.7	1	3.0	-	-	14	9.0	24	9.2
36~40才	-	-	-	-	-	-	2	1.3	16	6.2
41~45才	-	-	-	-	-	-	1	0.6	11	4.2
46~50才	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1.2
51~55才	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.4
合 計	87	-	34	-	-	21	156	-	260	-
									3,492,837	6,889,718

第14表 収容の理由となつた非行の内容 (%) (昭29.の統計から)

非行内容	多摩少年院	愛光学園	非行内容	多摩少年院	愛光学園
窃盜	58.2	34.9	公務執行妨害	-	0.9
強盗	5.0	-	貯物	-	1.9
詐欺	4.4	6.4	覚醒剤違反	5.0	14.7
恐喝	4.4	-	売春法違反	-	5.5
横領	3.6	0.9	住居侵入	0.3	-
姦淫	4.4	-	特別法犯	5.7	-
傷害	2.8	-	虞犯	3.8	33.9
放火	1.5	0.9	被検者実数	320	109

(d) 中毒者の存在率

第15表 中毒者の存在率

存 在 别	被調査人員	その中の中毒者		調査年月	調査者
		実 数	%		
精神病院	松沢病院	1,042	24	2.3	昭29.9.27 立律
	総武病院	113	34	30.2	昭29.3
	他の8精神病院	2,227	58	2.6	昭28.8~29.3
少年院	多摩(男)	314	94	30.0	昭29年度 夫々の施設
	愛光(女)	109	46	42.1	昭29年度
府中刑務所受刑者 覚醒剤事犯被検挙者	3,366	368	10.7	昭29.9	
	20,780	8,742	42.6	昭30.1~6	
	10,148	5,320	52.4	昭29.5~6	警察庁
	19,526	9,724	49.7	昭29.10~12	
上野浮浪者 浅草山谷銭湯(男) 市川市銭湯(男) 浅草街娼	180	64	35.5	昭29.12	
	739	30	4.1	昭29.7~30.3	
	146	0	0.	昭29.12	立律
	33	4	12.1	昭29.4~5	

(e) 中毒者の精神症状

第16表 主なる症状および症状群—恢复期と固定期

精神症状	精神病状態				精神病質状態	計	
	情意減弱	躁 傀 状	混 合 状	無欲脱力状		実 数	%
自我障害症状だけ	1(8)	3(1)	1(3)	1 -	-	6(7)	5.7(7.2)
妄想だけ	1 -	1 -	3(5)	5 -	-	10(5)	9.2(5.2)
自我障害症状+妄想	15(5)	15 -	14(3)	15 -	-	60(8)	57.1(8.3)
連合弛緩	5(2)	1(1)	2(2)	-	(1)	8(6)	7.6(6.2)
思考阻害	6(4)	-	3(3)	2 -	1(3)	12(10)	11.4(10.3)
意想奔逸+冗漫	-	2 -	2(1)	-	-	4(1)	3.8(1.2)
弛緩+奔逸	-	-	3(2)	-	-	3(2)	3.8(2.6)
詞語新作	(1)	(1)	(4)	-	-	(6)	(6.2)
独語	7(5)	2(1)	4(4)	-	-	13(10)	12.4(10.3)
不安	18(3)	4(1)	3(2)	3 -	-	23(6)	22.0(6.2)
易怒・暴行	4(4)	16(4)	14(7)	-	(4)	46(19)	44.0(19.6)
落ちつきなし	2(1)	3(21)	7(5)	8 -	(11)	20(38)	19.0(39.2)
寡動	6(3)	5(3)	1(2)	10 -	(4)	22(12)	21.0(12.4)
上の両症状	1(3)	12 -	3(4)	5 -	(2)	21(9)	20.0(9.3)
緊張性多動状	2 -	-	1 -	-	-	3 -	3.8
〃寡動状	4(7)	-	3 -	-	-	7(7)	6.5(7.2)
上の両症状	5(2)	-	6 -	-	-	11(2)	10.4(2.6)
硬い表情	16(14)	14(16)	13(12)	16 -	1(8)	60(40)	57.1(41.8)
空笑	(7)	(6)	(7)	-	(3)	(23)	(23.7)
Grimassieren	(5)	(2)	(4)	-	-	(11)	(11.4)
不自然・街奇	(3)	-	(5)	-	-	(8)	(8.3)
疎通困難	(6)	-	-	-	-	5(6)	4.8(6.2)
精神貧困	(11)	(5)	(11)	-	-	(27)	(27.8)
心身故障の訴え	2(4)	4(5)	11(3)	-	-	7(12)	6.5(12.4)
無慾・疲労・脱力状	13(1)	16	14(2)	33 -	-	(3)	72.2(2.1)
被験例実数	20(16)	24(28)	20(14)	33 -	8(39)	105(97)	

注：情意減弱像、躁うつ状態以下の各状態像の中に基本的なものとして含まれている症状・症状群は、欄に計上していない。
括弧の数字は固定期を示す。

7. 犯罪・非行

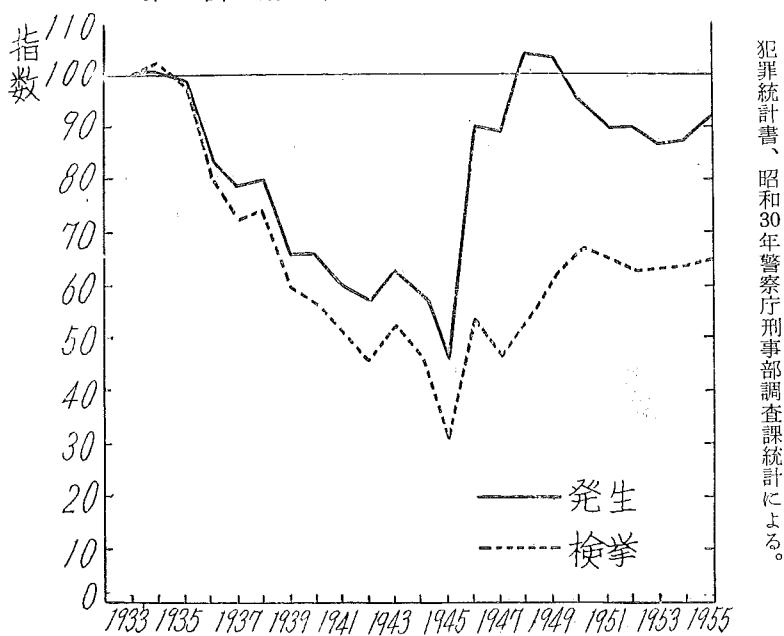
Criminality and Delinquency

(a) 犯罪発生検挙累年比較

戦後の全刑法犯の発生推移をしらべてみると、終戦を契機に急上昇した刑法犯も1948、1949年を頂点として減少傾向を示していたものが、最近漸増傾向に変っている。(横山定雄)

年 度	発 生		検 挙		検 挙 率 (%)
	件 数	指 数	件 数	指 数	
1933年	1,552,039	100	1,502,661	100	97
1934年	1,556,435	101	1,531,540	102	98
1935年	1,528,188	99	1,464,989	98	96
1936年	1,306,902	84	1,212,652	81	93
1937年	1,221,697	79	1,094,869	73	90
1938年	1,243,635	80	1,122,755	75	90
1939年	1,027,845	66	893,001	60	86
1940年	1,026,955	66	862,260	57	84
1941年	922,526	60	771,653	51	83
1942年	890,331	57	691,314	46	78
1943年	979,336	63	788,069	53	80
1944年	905,836	58	709,596	47	78
1945年	711,596	46	472,853	32	66
1946年	1,387,080	90	803,264	54	58
1947年	1,386,020	89	697,585	47	50
1948年	1,603,265	104	811,907	54	51
1949年	1,603,048	103	925,996	62	58
1950年	1,469,662	95	999,709	67	68
1951年	1,399,184	90	974,330	65	70
1952年	1,395,197	90	949,754	63	68
1953年	1,344,482	87	954,261	64	71
1954年	1,360,405	88	952,797	64	70
1955年	1,478,202	95	1,011,086	67	68

第1図 刑法犯発生検挙指數累年比較



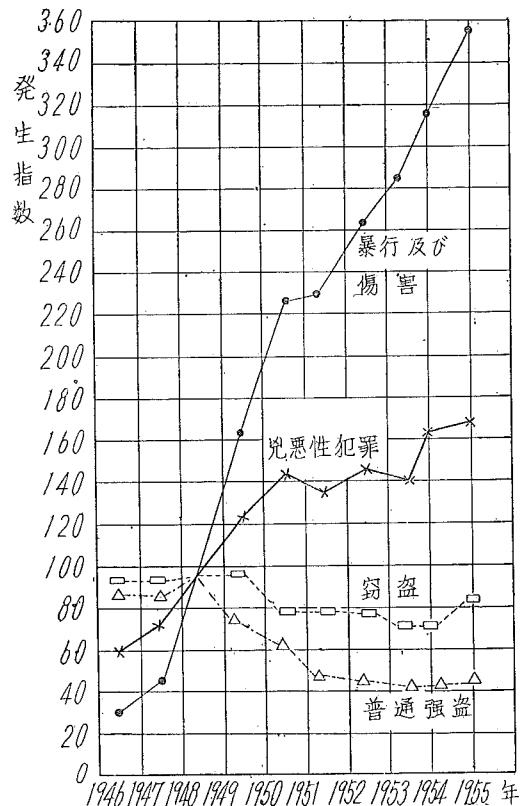
犯罪統計書、昭和30年警察庁刑事部調査課統計による。

(b) 戦後における兇悪および粗暴性犯罪の発生推移状況

戦後の全刑法犯は1950年より漸次減少の傾向を見せておりにかかわらず、殺人・放火のような兇悪性犯罪、暴行傷害のような粗暴性犯罪は急増傾向にあり、1955年も著しい増加となつてゐることは国民生活の精神衛生についての重要課題を暗示しているようである。

* 犯罪統計書、昭和28、29、30年、警察庁刑事調査統計課による。

第2図 兇悪および粗暴性犯罪の発生推移状況



第2表 罪種別、発生件数

罪種別	発生件数										
	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	
兎暴性の高い犯罪	総数	4,037	4,723	6,744	8,248	9,666	8,959	9,704	9,305	11,009	11,119
	殺人	1,430	1,549	1,956	2,132	2,288	2,341	2,398	2,396	3,081	3,066
	強姦	611	863	1,936	2,782	3,558	3,268	3,735	3,517	4,148	4,046
	兎悪強盗	1,299	1,504	1,912	1,989	1,515	1,643	1,774	1,546	1,878	2,085
	放火	697	807	940	1,895	1,905	1,707	1,797	1,846	1,902	1,922
粗高暴い性犯の罪	指數	60	70	100	122	143	133	144	138	163	164
	総数	8,837	12,585	27,230	44,478	62,499	62,991	71,052	77,630	86,078	96,786
	暴行	410	720	5,796	11,851	19,730	19,101	22,656	25,105	27,533	30,808
普通通盜	傷害	8,427	11,865	21,434	32,627	42,769	43,890	48,896	52,525	58,545	65,978
	指數	32	46	100	163	280	281	261	285	316	355
窃盜	総数	7,821	7,682	8,942	6,791	5,906	4,481	4,366	2,850	3,875	3,793
	指數	87	86	100	71	66	50	49	42	43	42
強盗	総数	1,155,392	1,141,294	1,246,445	1,165,605	982,341	995,641	986,987	981,791	948,587	1,056,974
	指數	93	92	100	94	79	80	79	75	76	84

注：兎悪強盗中の強盗強姦は1946年および1947年には資料がないので含まれていない。

指數は1948年を100とした数値である。

(c) 少年犯罪および虞犯少年

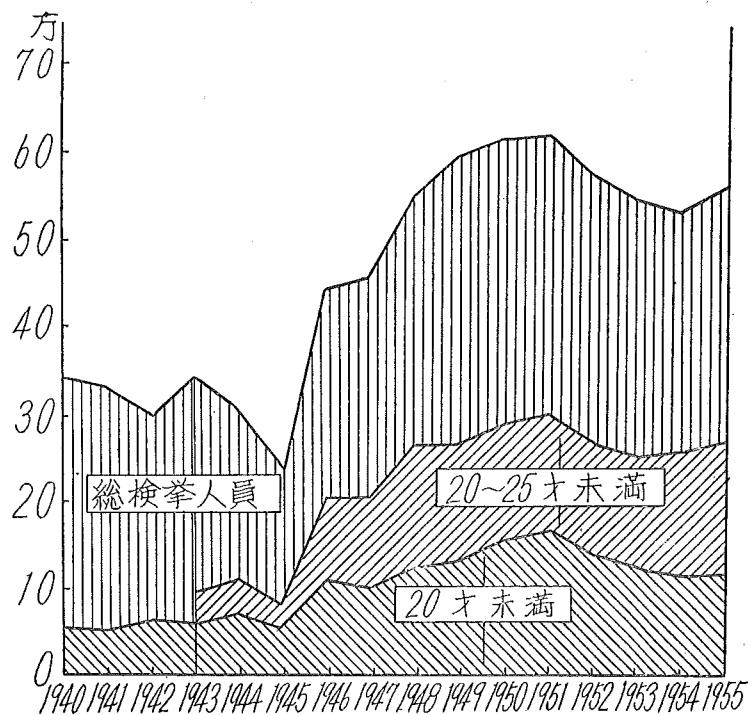
少年犯罪

第3表 青少年検挙人員数の累年比較

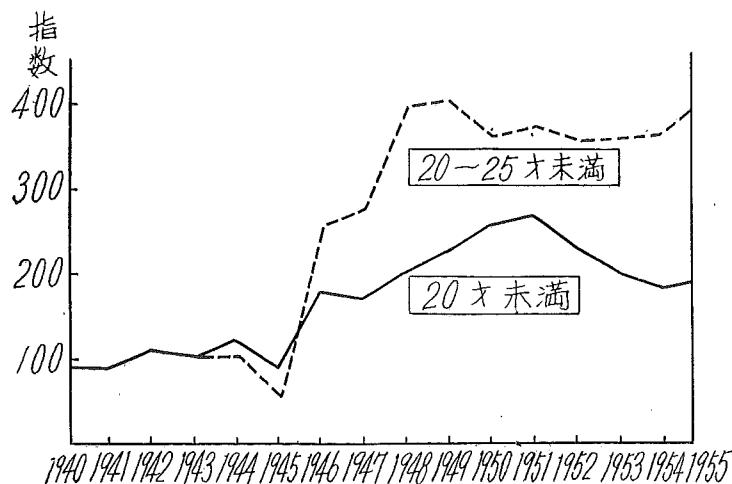
年 度	20才未満			20~25才未満			計			総 検挙 人 員
	人 員	指 数	%	人 員	指 数	%	人 員	指 数	%	
1940年	53,048	86	15	-	-	-	-	-	-	345,500
1941年	52,709	86	16	-	-	-	-	-	-	334,417
1942年	66,588	109	22	-	-	-	-	-	-	229,396
1943年	61,366	100	18	36,308	100	10	97,674	100	28	346,709
1944年	75,314	122	24	36,453	103	12	112,767	115	36	310,951
1945年	54,787	89	23	27,300	59	11	82,087	84	34	242,645
1946年	111,790	182	25	92,446	255	11	204,236	209	46	445,484
1947年	104,829	171	23	100,718	277	22	205,547	211	45	459,399
1948年	124,836	203	23	141,582	399	25	266,418	273	48	550,540
24 1949年	131,916	227	23	135,578	410	23	267,494	295	46	585,323
25 1950年	158,426	258	26	133,119	367	21	291,545	347	47	616,723
26 1951年	166,433	271	27	136,752	377	22	303,185	310	49	619,035
27 1952年	143,247	233	25	130,991	361	23	274,238	281	48	575,852
28 1953年	126,097	205	23	132,130	364	24	258,227	264	47	547,550
29 1954年	120,413	196	22	135,229	372	25	255,642	262	47	539,789
30 1955年	121,753	198	22	143,633	396	26	265,386	272	48	558,857

注：指数は1943年を100とした数値であり、(%)は20才未満、20~25才未満の検挙人員の総検挙人員に対する百分比である。

第3図 青少年検挙人員数の累年比較



第4図 青少年検挙人員指數の累年比較



少年（20才未満）犯罪の検挙人員数は1952年以来漸減傾向を続け、1955年は総検挙人員の22%で前年と同率を続け、青年（20～25才）犯罪の検挙人員数は1948年以来横ばいの状況となつていて。だが減少傾向の少年犯罪の罪種内容をみれば、1955年は1954年に比較して兇悪犯・粗暴犯が増加していることは注目すべき問題である。

第4表 刑法犯少年犯罪者の罪種別累年比較

罪種別	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
兇 殺 強 盗	94 377	177 442	149 455	249 2,903	216 2,851	354 3,878	344 2,866	369 2,897	448 3,197	393 1,956	383 1,582	411 1,830	345 2,003
悪 強 盗	335	294	218	258	298	584	1,176	1,538	1,530	1,870	1,535	1,977	2,121
放 火	204	215	92	164	116	173	340	470	446	530	410	407	328
犯 計	1,010	1,128	914	3,574	3,481	4,989	4,726	5,274	4,621	4,749	3,910	4,625	4,797
粗 暴 犯	-	-	-	-	-	6,826	14,203	19,698	15,875	15,506	14,566	15,929	18,605
窃 盜	45,113	54,852	42,818	87,825	77,514	90,066	94,214	111,526	127,122	104,344	88,586	81,298	80,626
風 俗 犯	-	-	-	-	-	5,039	3,280	2,856	1,924	1,082	856	831	817
その他の刑法犯	8,865	10,514	6,464	13,964	16,485	16,022	15,493	19,072	16,891	17,566	18,179	17,730	16,908
合 計	61,366	75,314	54,787	111, 790	104, 829	124, 886	131, 916	158, 426	166, 433	143, 247	126, 097	120, 413	126, 550

注：1) 粗暴犯は暴行、傷害、脅迫、恐喝を、風俗犯は猥褻、賭博、堕胎を、その他刑法犯は詐欺、横領その他をそれぞれ集計したものである。

2) 1943～47年の粗暴犯および風俗犯の総数は報告されてない。

3) 1948年の粗暴犯総数は下半期のみである。

第5表 刑法犯少年犯罪者の罪種別指數累年比較

罪種別	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
兇 殺 強 盗	100 100	188 117	159 121	265 770	230 756	377 1,029	366 760	393 768	477 583	418 519	407 420	437 485	367 531
悪 強 盗	100	88	65	77	89	174	351	459	457	558	458	589	633
放 火	100	105	45	80	57	85	166	230	219	260	201	198	161
犯 計	100	112	90	354	345	494	468	522	458	470	387	455	475
粗 暴 犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窃 盜	100	122	95	195	172	200	209	247	282	281	196	180	178
風 俗 犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の刑法犯	100	119	73	158	186	181	175	215	191	198	205	200	191
合 計	100	122	89	182	117	203	227	258	271	233	205	149	206

注：指数は1943年を100とした数値である。

虞犯少年

虞犯少年とは予防主義の立場から、その性格または環境に照らして、将来罪を犯しましたは刑罰法令に触れる行為をする虞れのある少年のことである。すなわち 1) 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。2) 正当な理由がなく家庭によりつかないこと。3) 犯罪性のある人、もしくは不道徳な人と交際しましたはいかがわしい場所に入出すること。4) 自己または他人の徳性を害する性癖のあること、がその要件となつていて。これらの少年に対して早期に適切な保護の措置をとる

ことは、本人および社会の幸福のために重大な仕事である。

虞犯少年は家庭裁判所少年部であつかわれるが、その年令が14才未満のものは児童相談所であつかわれ、都道府県知事または児童相談所からの送致があつた場合にのみ家庭裁判所の審判に付する対象となる。

警察で扱つた虞犯少年（および不良少年その他）の統計を以下に掲げる。

1950年以降の推移をみると、14才未満の比率が漸次高くなり、18～20才未満の比率は漸次低くなっている。

* 犯罪統計書、1950年、1951年、1952年、1953年、1954年、1955年、国家地方警察本部（警察庁）刑事部調査統計課による。

第6表 虞犯少年の年度別、年令別

年令別	1950年 7月～12月		1951年		1952年		1953年		1954年		1955年	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
14才未満	23,769	15.3	71,853	18.9	53,891	20.1	74,833	21.2	106,200	24.6	97,626	24.1
14～18才未満	68,554	44.4	165,542	43.2	136,867	50.9	168,805	47.9	190,757	44.2	173,194	42.9
18～20才未満	62,799	40.3	143,612	37.9	77,908	29.0	108,524	30.8	133,502	31.2	133,915	33.0
計	155,122	100.0	381,007	100.0	268,666	100.0	352,162	100.0	430,459	100.0	404,735	100.0

第7表 虞犯少年の年度別、行為別

行為別	1950年 7月～12月		1951年		1952年		1953年		1954年		1955年	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
児器所持	474	0.3	1,184	0.3	924	0.3	1,161	0.3	1,367	0.4	832	0.2
暴行	1,350	0.8	3,644	0.9	2,177	0.8	1,996	0.6	2,022	0.5	2,119	0.5
けんか	2,135	1.4	4,475	1.2	4,610	1.7	4,961	1.4	5,444	1.3	5,044	1.2
たかり	1,067	1.7	1,681	0.4	826	0.3	847	0.2	805	0.2	783	0.2
家出	7,154	4.7	19,618	4.9	20,099	7.5	22,284	6.3	23,811	5.1	24,868	6.1
怠学・怠業	12,034	7.8	45,383	11.9	43,504	16.2	49,150	13.9	59,714	14.0	42,471	15.4
物品持出	4,039	2.6	8,962	2.3	7,250	2.7	7,374	2.1	7,777	1.9	7,962	2.0
金銭濫費	5,984	3.9	13,217	3.5	7,170	2.7	10,081	2.9	9,957	2.3	9,305	2.3
婦女誘惑・いたずら	929	0.6	1,655	0.4	1,662	0.6	2,004	0.6	2,470	0.5	2,847	0.7
不純異性交友	3,540	2.3	6,761	1.8	6,580	2.4	12,455	3.5	12,932	3.1	16,527	4.1
飲酒	4,635	3.0	11,508	3.0	9,724	3.6	13,466	3.8	16,114	3.7	19,003	4.7
喫煙	69,113	44.6	137,438	36.1	58,477	21.8	85,472	24.3	99,472	22.6	96,617	23.7
不良交遊	4,199	2.7	9,420	2.5	9,244	3.4	7,718	2.2	8,432	1.9	11,364	2.8
不良団加盟	245	0.2	1,001	0.3	1,105	0.4	321	0.1	439	0.1	280	0.1
盛場はいかい	12,598	8.1	30,178	7.9	27,725	10.3	33,385	9.5	39,518	9.6	39,002	9.6
不健全な娯楽	8,843	5.7	24,345	6.4	32,518	12.1	29,828	8.5	28,256	6.5	18,019	4.4
その他	16,743	10.8	61,587	16.2	34,999	13.0	69,659	19.8	111,929	26.3	107,672	24.4
合計	155,122	100.0	381,007	100.0	268,666	100.0	352,162	100.0	430,459	100.0	404,735	100.0

注：行為別うち児器所持はメリケン、自転車チエン等を所持し刑法犯、法令違反等に該当しないものをいい、暴行、けんか、たかりは此の種行為で刑法犯に至らなかつたものを示している。

(d) 少年院新収容者統計

急増傾向をみせていた少年院新収容者の数は、1951年をピークにして以後漸次減少の傾向をみせている。ただし、18才以上のものについては男女とも減少傾向にあるとはいえず、この年齢層の理解と対策強化がのぞまれる。

* 法務省少年矯正統計年報、1955年による。

第8表 年齢別累年比較

年 度 别	15才未満	16才未満	17才未満	18才未満	19才未満	20才未満	20才以上	合 計
1949年	男 632	985	1,279	1,364	176	1	-	4,428
	女 55	106	185	176	11	1	-	534
1950年	男 754	1,264	1,784	2,051	269	17	3	6,142
	女 86	142	214	241	43	-	-	726
1951年	男 786	1,216	1,657	2,119	2,402	1,935	145	10,260
	女 78	180	194	250	196	173	2	1,073
1952年	男 674	1,042	1,591	1,937	2,102	1,945	173	9,464
	女 80	159	187	179	177	166	16	964
1953年	男 462	795	1,152	1,695	1,872	2,004	190	8,170
	女 52	135	178	191	174	123	17	870
1954年	男 454	662	1,107	1,557	1,922	2,152	204	8,058
	女 46	120	136	183	190	150	8	833
1955年	男 419	581	990	1,564	1,956	2,178	117	7,805
	女 73	110	128	198	146	135	9	799

第9表 非行行為別および年令別比較(1955年度)

	15才未満		16才未満		17才未満		18才未満		19才未満		20才未満		20才以上		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計	419	73	581	110	990	128	1,564	198	1,956	146	2,178	135	117	9	7,805	799
窃 盗	300	38	425	56	685	56	994	92	1,219	64	1,328	52	55	3	5,006	361
強 盗	5	-	20	-	40	1	96	-	104	1	120	1	5	-	390	3
詐 欺	2	1	7	4	25	9	65	13	93	14	138	19	5	1	335	61
恐 喝	2	-	7	-	34	-	82	-	84	-	91	-	3	-	303	-
横 領	2	-	5	-	19	1	23	2	63	1	55	3	4	-	171	7
賭 博	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
猥 犯 淫 涩	10	-	26	-	37	-	55	-	56	-	59	-	1	-	244	-
傷 害	1	-	8	-	17	-	37	-	69	-	103	-	2	-	237	-
殺 人	1	-	3	-	5	-	10	1	7	2	6	1	-	-	32	4
放 火	3	1	7	-	11	3	8	1	7	-	3	1	-	-	39	6
住 居 侵 入	4	-	3	-	1	-	12	-	11	-	17	-	2	-	50	-
その他の刑法犯	1	2	3	1	12	2	22	2	47	2	37	2	6	-	128	11
特 別 法 犯	2	-	3	1	7	3	23	7	32	14	59	20	3	3	129	48
虞 犯	86	31	64	48	97	53	137	80	164	48	161	36	31	2	740	298

8. 精神衛生相談所の活動状況

Activities of Mental Hygiene Clinics

1950年（昭.25）5月精神衛生法の公布施行にともない、精神衛生相談所が各所に開設され、その業務を実施してきた。ここで今後の発展をはかるに必要な資料をうるため、1956年12月、当研究所より全国の精神衛生相談所に別表の調査表を送付して、精神衛生相談所における職員の現状について記入を求め、これを整理集計した。

調査対象施設は40ヶ所であり、このうち36ヶ所は厚生省所管の精神衛生相談所である。私立精神衛生相談所については、1954年精神衛生法の改正により、私立施設の届出制度が廃止になつたが、法の改正前に、届出のあつたものについて、回答を求めた。

調査対象施設総数、40ヶ所のうち回答のあつたもの31ヶ所、これを経営主体別にみると、県立では、青森、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、長野、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、京都府舞鶴、同宇治、大阪、岡山、広島県尾道、山口県宇部、同岩国、島根、鳥取、徳島、香川、福岡の25ヶ所。市立は横浜、新潟、神戸の3ヶ所。私立は新潟、福山、鹿児島の3ヶ所である。

なお全施設の回答は集計の都合で、2月末日到着の分までとし、その回答率は75%である。

第1表 回答率

施設別	全調査施設数	回答施設数	回答率%	回答人員
県立	31	25	80.6	77
市立	5	3	60.0	10
私立	4	3	75.0	9
合計	40	31	平均 77.5	96

施設

第2表 単独・併設別

単独・併設別	単独	併設	回答のない施設	計
県立	1	24	6	31
市立	-	3	2	5
私立	1	2	1	4
合計	2	29	9	40

第3表創立年別

年度別	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	回答のない施設	計
県立	1	7	13	3	1	-	-	6	31
市立	-	-	-	-	1	1	1	2	5
私立	-	-	-	1	-	1	1	1	4
合計	1	7	13	4	2	2	2	9	40

発行機関誌

定期刊行誌を発行しているのは大阪（精神衛生）のみである。

関係ある諸団体

外部の諸団体として、地区精神衛生協会および協議会、精神病院、大学病院精神科、特殊教育施設、児童福祉施設、社会福祉施設などが挙げられている。

調査によつて外部諸団体と関係ありと回答したのは、栃木、埼玉、千葉、愛知、三重、大阪、徳島、福山、鹿児島の9ヶ所である。

職員

回答のあつた、31施設における回答人員は計、96名（男子66名、女子30名）。職員の所属系統は、技術系統65名、事務系統23名、その他8名は無記入である。以下はその専任兼任別、兼任者の本務別、年令別、勤務年限、専門領域、職名等についてである。

1) 専任・兼任別

専任・兼任別	県立		市立		私立		計
	男	女	男	女	男	女	
専任	9	7	1	-	1	1	19
兼任	45	16	6	3	4	3	77
合計	54	23	7	3	5	4	96

2) 兼任者の本務別

本務別	県立		市立		私立		計
	男	女	男	女	男	女	
保健所長	8	1	-	-	-	-	9
保健所職員	19	12	-	1	-	-	32
病院大学病院精神科医	15	-	1	-	2	1	19
精神衛生団体	-	1	-	-	-	-	1
官庁職員	-	-	2	-	-	-	2
その他	-	-	-	-	1	2	3
無記入	3	2	3	2	1	-	11
合計	45	16	6	3	4	3	77

3) 年令別

年令別	県立		市立		私立		計
	男	女	男	女	男	女	
20才未満	-	-	-	-	-	1	1
20~24才	1	-	-	-	-	1	2
25~29才	5	7	1	-	2	1	16
30~34才	6	3	2	1	1	1	14
35~39才	9	3	1	-	-	-	13
40~44才	10	4	-	2	-	-	16
45~49才	10	3	2	-	1	-	16
50~59才	8	1	1	-	-	-	10
60才以上	2	-	-	-	1	-	3
無記入	3	2	-	-	-	-	5
合計	54	23	7	3	5	4	96

4) 勤務年限

勤務年限	県立		市立		私立		計
	男	女	男	女	男	女	
6ヶ月未満	5	1	1	1	1	-	9
6ヶ月~1年	4	2	2	-	-	1	9
1~2年	6	5	2	2	1	2	18
2~3年	8	4	2	-	1	-	15
3~4年	2	2	-	-	1	1	6
4~5年	15	4	-	-	1	-	20
5年以上	7	2	-	-	-	-	9
無記入	7	3	-	-	-	-	10
合計	54	23	7	3	5	4	96

5) 専門領域

専門領域	県立		市立		私立		計
	男	女	男	女	男	女	
医学	28	1	4	-	3	1	37
心理学	2	1	-	-	1	-	4
ケース・ワーク	2	4	-	-	-	-	6
保健指導	-	15	-	3	-	2	20
事務	22	2	3	-	1	1	29
合 計	54	23	7	3	5	4	96

6) 職名

職名別	県立		市立		私立		計
	男	女	男	女	男	女	
技師	16	9	2	-	-	-	27
技手	-	1	-	-	-	-	1
主事	18	1	1	-	-	-	20
嘱託	11	2	2	-	-	-	15
雇・その他	4	7	2	3	5	4	25
無記入	5	3	-	-	-	-	8
合 計	54	23	7	3	5	4	96

7) 現在の精神衛生相談所に勤務する以前の職業をみると、保健所、精神病院、大学等の病院関係に勤務の経歴をもつものが大部分である。つぎに専門領域別に以前の職歴をみる。

以前の職別	医師	心理学者	ケースワーカー	保健婦	事務員	
保健所と兼任又はにいたもの	9	-	2	10	13	
病院、大学病院にいたもの	16	-	-	6	1	
大学の研究室にいたもの	-	2	-	-	-	
他の精神衛生相談所にいたもの	-	-	2	-	-	
官庁、保健所、病院などの経歴のあるもの	12	-	-	-	7	
その他の	-	1	1	4	2	
合 計	37	4	6	20	29	

8) 職種内容

相談所において、実際にどんな仕事をおこなつているか、職種内容の重いものから3位までを計上した。(注: ここでは1人について1種以上、いくつもの記入の場合、職種内容の重いもの3位までである)。

医師	心理療法	16	保健婦	訪問指導	14
	環境調整	14		保健所の業務	11
	心理諸検査	11		事務	11
	精神衛生相談	11		外連絡	9
	保健所の業務のみ	7		環境調整	2
	診断	4		受付・予診	1
	訪問指導	2		その他	4
心理学者	その他、事務および連絡	4	事務	事務的なこと	28
	心理諸検査	4		外部連絡	23
	環境調整	3		保健所の業務	18
	心理療法	2		訪問指導	4
ケース・ワーカー	その他、事務および連絡	1		環境調整	4
	訪問指導	6		その他	2
	事務	6			
	外務連絡その他	5			
	心理療法	1			

医師の職種内容は、心理療法、環境調整、心理諸検査が多く、治療一般が、その主な機能となつていると思われる。これに対して診断というものは比較的少ない。ここで保健所の業務のみの回答は、全部精神衛生相談所と保健所の所長の回答である。

心理学者、ケース・ワーカーの職種については、その人員数が少ないので、特に有意義な結果が得られない。実際の業務の大部分は、医師および保健婦によつて、遂行されており、特に訪問指導による精神衛生活動は、保健婦の活動に俟つところが多いと思われる。

9) 心理療法

医師のうち心理療法について、回答をよせたものは、20名である。

そのうち現在の相談所における現実的な問題によつて、心理療法に困難を感じていると回答したものが、5名あつた。その内容について一、二の紹介をすると次のようである。(1)精神分裂病の患者の相談を引受けても、一回で切れてしまうので、継続して相談することができない。(2)職員や設備の関係で、心理療法をおこなう段階に至つてない。

次の15名は最も心理療法が有効と思われる対象、心理療法の回数、現在もつているケース数、最も適当と思われるケース数についての答である。心理療法が有効と思われる対象は、大部分神経症、ついで小児神経症、問題児。回数は1週1回で20回～30回位は続けるというのが最も多い。個人療法をおこなつているものの中、現在もつているケース数が10ケースのもの1名。3ケースが3名。2ケース3名計7名である。心理療法をおこなうに最も適当なケース数については2～3ケースから5ケースが適当であるというのが、最も多い。

心理学者の2名は、問題児、小児神経症で、特に攻撃的傾向のあるものを心理療法の対象とし、回数は1週に1回。最も適当なケース数2～4ケースである。次の1名は神経症、対人関係上の葛

藤治療および適応異常に良いが、精神分裂病、躁鬱病には効果がないと述べている。他の1名は対象は神経症で他の点について記入がない。以上の4名の心理学者は、相談所に勤務して半年になるもの2名。1年経たもの2名で、（そのうち2名は大学卒業して始めて相談所に勤めた）現在まだケースを扱っていない。

ケース・ワーカーの回答は、4名は心理療法の対象、神経症および性格異常とある。治療回数はケースによる。現在は3名がケースをもち、そのケース数は9ケース、3ケース、2ケース。最も適当と思われるケース数は2名が、5ケース、7～10ケースと答えている。

その他の職員からも、心理療法について理論的には知っているが経験をしていない、神経症や心因性反応に心理療法が適するのではないかという、3名の保健婦、1名の事務員の回答がある。

10) 最近一週間を、どの様に利用したか。

この調査は年末におこなわれたために、精神衛生相談については特に、活潑な動きはみられなかつたが、項目(8)の活動内容のほか、年末たすけあい運動としての無料検診、精神衛生地区協議会の会合、講演ならびに普及活動、措置入院患者のための事務、家庭訪問、諸機関との外部連絡のために、多くの時間が割かれている。

11) 現状における諸問題について。

現在の精神衛生法によって、制限された活動しかできない。保健所併設庁舎のため十分な設備がなく、専門職員や予算面からも、現状のままでは、精神衛生相談所の運営上、非常に支障をきたしているなどの回答が多い。

以下は自由記述による回答で、回答数73名（回答率76.1%）。23名は無記入である。つぎに各項について、最も重いものから列記する。

施設・設備についての問題；

1. 独立庁舎の設置。
2. 現状では予算、人員の増加が困難のため、経営は国立にすべきである。
3. 相談施設を数だけ増やすのではなく、施設内容の充実が必要である。
4. 予算増額、人員増加をおこなわなければ、相談所の機能は発揮できない。
5. プレイルームの設備。
6. 脳波装置、心理諸検査器具の設備。
7. 治療室がたりないので、継続治療（例、心理療法、プレイ・セラピー）ができない。

精神衛生法についての問題；

1. 措置入院患者に対する予算が少ないので、国庫負担額を、生活保護法などにすべきである。
2. 法第29条（措置入院）の範囲の拡大、増額支給が必要であり、名目上の法律にならぬ様にすべきである。
3. 精神障害者は、生活保護以外に長期療養不能のため、社会保障制度の改善を急ぐべきであ

る。

4. ポーダーライン家族の精神障害に対する、無料入院制度の設置。
5. 法に予防的な項目が少ない。
6. 予算の裏付けがないため、法の活用ができない。
7. 法律だけ作つて、放つておかれたのでは困る。

予算についての問題;

1. 運営予算の獲得。
2. 補助金の復活および引上げ。
3. 予算が少なすぎる。
4. 予算がないので、設備の拡充、普及活動ができない。
5. 予算が少ないので、精神衛生活動が遅れる。

職員についての問題;

(I) 職員の待遇、身分の問題。

1. 待遇改善。
2. 専任職員の配置。
3. 専門職員の増員。
4. 職員の身分保障。
5. 危険手当の支給。（法第29条措置において）
6. 職員構成はせめて児童相談所程度の専任職員の配置がなければ、業務ができない。
7. 専門職員を増員し、何時でも精神衛生相談に応じられる様にすべきである。
8. 所長は11級止りのため、12級にしてほしい。
9. 専任職員の身分保障。
10. ケース・ワーカーの身分の確立。
11. ケース・ワークの専任者の配置。
12. 専任の心理学者の配置。
13. 保健婦の兼任を除き、専任にして欲しい。
14. 兼任医師では、積極的な精神衛生活動ができない。

(II) 職 員 の 養 成

1. 専門職員の養成。
2. 専門職員を多数、急速に養成すべきである。
3. ケース・ワーカーの養成。
4. 保健婦にも、精神衛生相談業務のできる教育と養成を希望する。
5. 30~40才台の専門職員を養成。

6. 現任訓練の急速実現。
7. 研修所を設置すべきである。
8. 臨床医には、保健医学、予防医学が必要である。

(Ⅲ) 職 員 関 係

1. 専門医師との連絡があまりおこなわれてない。
2. 兼務の職員間のチーム・ワークは難しい。

その他の問題:

1. 一般に精神衛生に関する知識は、はなはだ貧弱で、これを改善するには、積極的な精神衛生普及活動および指導が必要であるが、そのためには相談所には独立機関としての十分な予算増額と人員の配置がいる。
2. 精神衛生の広報活動および啓蒙普及。
3. 直轄官庁の積極的な支援が必要。
4. 精神衛生関係の参考資料および事例集を希望する。

終りに、この調査に御協力いただいた、各施設職員各位に対して、深く感謝します。

(加藤正明、柏木昭、今田芳枝)

9. 児童相談所の活動状況

Activities of Child Guidance Clinics

わが国の児童相談所は年々その実績を挙げ、その活動もいちじるしく拡張され充実しつつある。全国の児童相談所数は、昭和32年(1957)1月1日現在で122である。この中5カ所は昭和31年(1956)11月より地方自治法の改正によつて、移管された横浜、名古屋、京都、大阪および神戸の各市によつて運営される児童相談所である。

児童相談所が昭和30年(1955)に受けた相談件数は、約160,000件であり、昭和29年(1954)の約164,000件に比べて僅かな減少を示している。(第1表)

なお第1表の経路別受付件数の年次推移によれば家族親戚からの受付件数の受付総数に対する割合を見ると、昭和29年度(1954)は24%、昭和30年度(1955)は26.6%で僅かながら増加している。ここに、昭和26年(1951)から昭和29年(1954)迄の年次別による経路受付割合を図示すると、だいたい第1図のようになる。

第2表は児童相談所における処理内容および件数を示す。この欄で、法による措置を要しないものというものは主に助言、指導で処理されるものである。因みに、この法による措置を要しないものの処理総件数に対する比率を見ると、昭和29年度(1954)は、62.5%であり、昭和30年度(1955)は64%となつてゐる。この比率は年々増加する趨勢にあるが、このことは、児童相談所が単なる措置事務のみだけでなく、相談機関本来の機能が序々に導入されつつある証拠であると見てよいだろう。

第3表は児童相談所における相談の昭和30年(1955)1月から12月末日に至る迄の種類別受付件数を示す。(柏木昭、田村満喜枝)

第1表 相談経路別受付件数の年次別推移

年 次 别	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
通告されたもの	児童福祉司による	-	12,139	11,404	9,717	10,174	11,947	-
	児童委員による	-	23,430	5,683	2,627	1,909	1,951	3,063
	警察吏員による	-	29,012	48,008	53,545	48,552	45,943	42,232
	その他による	-	35,290	32,345	12,313	13,862	16,593	24,977
	計	35,917	99,871	97,440	78,202	74,497	76,466	70,271
	家庭裁判所から送致さる	-	4,504	3,253	1,528	1,327	943	866
法第31条による再判定	1,569	1,995	2,629	517	464	441	446	332
その他の相談	36,127	56,816	65,517	61,049	67,191	80,101	92,841	96,896
前年よりの繰越し	-	465	934	4,513	5,867	5,722	7,419	8,201
総 計	72,613	163,651	169,773	145,809	149,355	163,673	171,843	168,923

注：1) 昭和23年の総数が24年に比較して非常に少いのは実質的には半分の実績であることにより、昭和26年、昭和27年の総数が昭和25年分に比較して減じているのは昭和27年10月1日から福祉事務所が児童福祉関係の業務を開始したことによる。

2) 警察吏員による通告が昭和25年に急増しているのは14才未満の触法少年を児童相談所に通告することになったのが昭和24年の6月からであり、24年は約半年分の数字であることによる。

3) 処理内容のうちで施設への入所が漸減しているのは必要性の減少というより児童福祉施設の収容力が限界に達していることが大きな原因であるが、一方要保護児童をその家庭において指導するという措置を活用しようと云う努力も影響していると考えられる。なお、昭和28年の指導措置件数のうち、約4,000件は社会福祉主事によるものである。

4) 昭和30年分の数字については次の点を明かにしておく必要がある。取扱児童数のうちに、通告されたもののうち「その他」による21,653の細部内訳は次の通りである。

福祉事務所から	12,940
市区村から	8,713
また、その他の相談96,896の細部内訳は次の通りである。	
家族親戚から	44,851
学校から	11,035
自身で	1,515
施設から	10,942
その他から	28,553

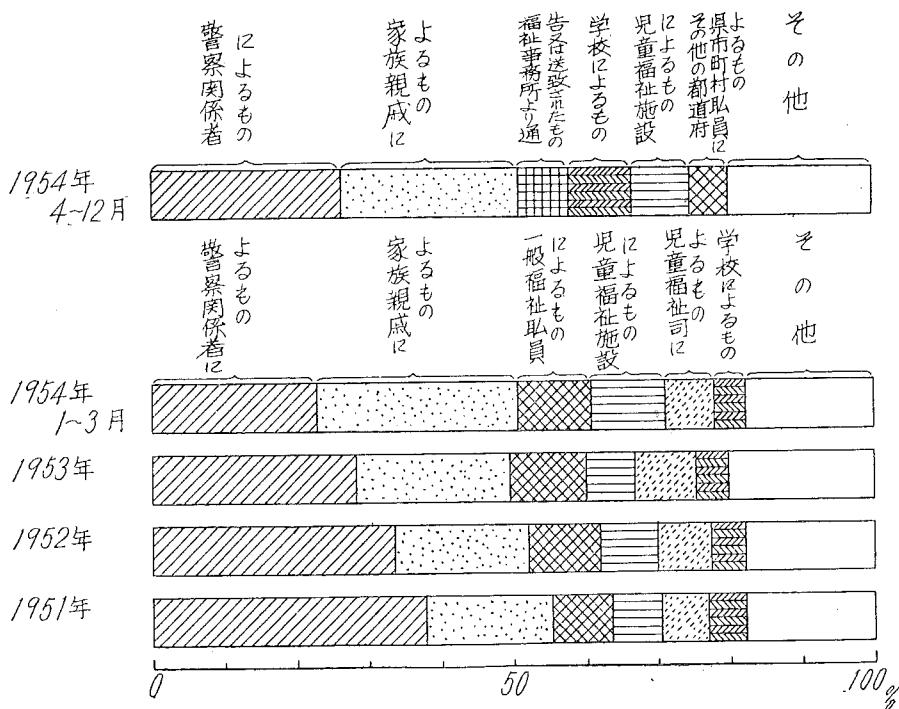
第2表 指導措置の年次別推移

処理内訳	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
訓戒誓約	4,397	13,564	23,919	20,798	17,089	16,596	14,610	16,409
児童福祉司、社会福祉主事、児童委員指導	6,813	35,074	23,180	21,809	22,142	23,259	23,452	20,761
里親に委託	480	3,142	2,688	2,197	2,218	2,181	2,329	2,773
保護受託者に委託	-	-	-	-	114	145	181	135
各種施設に入所法による措置を要しないもの	14,630	20,800	20,445	16,440	11,713	15,599	16,575	16,461
翌年に繰越し	46,828	90,137	95,028	78,689	85,357	90,474	107,097	112,384
総 計	73,613	163,651	169,773	145,809	149,355	163,673	171,843	175,285

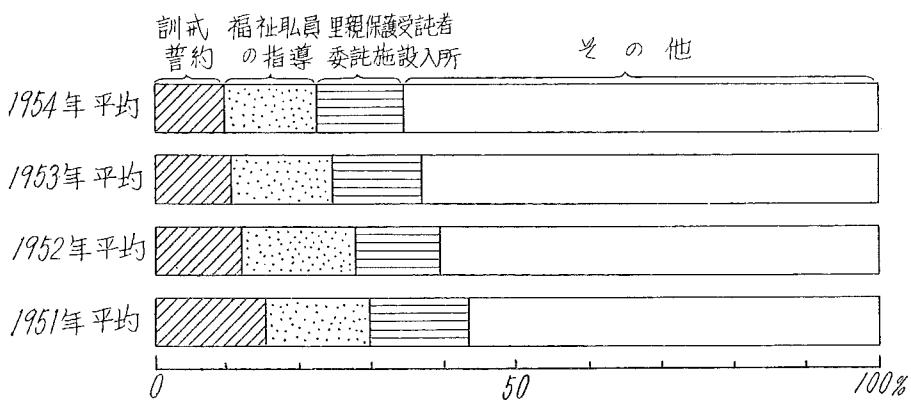
注：処理内訳のうち、児童福祉司、社会福祉主事、児童委員の指導20,761の細部内訳は次のとおりである。

児童福祉司の指導	14,775
社会福祉主事の指導	3,331
児童委員の指導	2,655

第1図 年次別にみた経路別受付割合



第2図 年次別にみた児童相談所処理件数割合



第3表 相談種類別取扱件数

相 談 種 類 別	取 扱 件 数	比 率
養護相談	42,578	27.5%
保健相談	1,625	1.1
肢体不自由相談	5,503	3.4
視聴言語障害相談	1,945	1.2
精神薄弱相談	7,544	4.3
教護相談	21,210	13.7
触法相談	24,678	15.8
教育相談	31,820	20.5
その他の相談	17,457	12.5
合計	154,360	100

注：相談種類別のうち、触法相談といふのは14才未満の児童で、刑罰法令に触れる行為のあつた児童についての相談を意味し、家出・浮浪等を含む。教育相談といふのは、学校教育に直接関係する進学、学業不振等の相談だけでなくしつけのあたえ方、習癖矯正等についての相談（いわゆる習癖相談）を含む。最近この教育相談所次第に増加しつつあるのは児童相談所の機能が広く一般社会に認められつつある結果であることができるであろう。

10. 不就学児童・生徒

The Postponement and Exemption from Obligation of School Attendance.

就学年令にありながら、就学しない児童、生徒のあることは、教育上重要な問題である。また中学校では不就学の理由が、主として貧困によることは、児童福祉、社会福祉の面からも見逃せない問題であろう。小学校に多い心身の欠陥による不就学児童の中には、教育の対象となり得ない者もあるが、特殊教育等の設備さえ充実すれば就学しうるものも少くない。これらの児童ならびにそれをめぐる家庭の問題のうちには、精神衛生の立場からみて重要なものが少くない。

1950年度から1955年度までの6年間の児童生徒の就学免除者数及び就学猶予者数を、文部省指定統計第13号、学校基本調査報告書、1950年度から1955年度にもとづいて掲載する。

1955年度、就学猶予免除者数については、年令別および理由別を掲載する。

資料は学校基本調査報告書、指定統計第13号、文部省調査局統計課による。（山崎道子）

第1表 年度別、就学免除者数

年度別	数	児童 (6才～11才)	生徒 (12才～14才)	計
1950	計	4,206	1,922	6,128
	男	2,255	966	3,221
	女	1,951	956	2,907
1951	計	3,741	1,820	5,561
	男	2,054	954	3,008
	女	1,687	866	2,553
1952	計	5,349	2,748	8,097
	男	2,913	1,423	4,336
	女	2,436	1,325	3,761
1953	計	4,062	2,241	6,303
	男	2,150	1,129	3,279
	女	1,912	1,112	3,024
1954	計	4,216	2,468	6,684
	男	2,295	1,298	3,593
	女	1,921	1,170	3,091
1955	計	4,241	2,187	6,428
	男	2,270	1,167	3,437
	女	1,971	1,020	2,991

第2表 年度別、就学猶予者数

年 度	数	児 童 (6才 ~ 11才)	生 徒 (12才 ~ 14才)	計
1950	計	24,956	2,888	27,844
	男	13,339	1,463	14,802
	女	11,617	1,425	13,042
1951	計	21,588	2,275	23,863
	男	11,504	1,135	12,639
	女	10,084	1,140	11,224
1952	計	19,113	2,429	21,542
	男	10,328	1,138	11,466
	女	8,785	1,291	10,076
1953	計	22,660	2,385	25,045
	男	11,964	1,166	13,130
	女	10,696	1,219	11,915
1954	計	24,319	2,386	26,705
	男	12,981	1,312	14,293
	女	11,338	1,074	12,412
1955	計	23,697	2,505	26,202
	男	12,757	1,427	14,184
	女	10,940	1,078	12,018

第3表 1955年度就学猶予免除者数

年令別	6才	7才	8才	9才	10才	11才	計 (6才~11才)	12才	13才	14才	計 (12才~14才)
就免除者	1,093	887	662	463	552	584	4,241	728	723	736	2,187
男	576	480	350	259	292	313	2,270	398	386	383	1,167
女	517	407	312	204	260	271	1,971	330	337	353	1,020
就猶予者	16,521	3,479	1,471	714	737	775	23,697	976	788	741	2,505
男	8,849	1,906	802	389	395	416	12,757	548	445	434	1,427
女	7,672	1,573	669	325	342	359	10,940	428	343	307	1,078
1954年度間の死亡者数	1,456	1,424	874	746	814	732	6,046	623	614	555	1,792
男	864	852	522	411	495	416	3,560	347	351	515	1,013
女	592	572	352	385	319	316	2,486	276	263	240	779
就免除者	558	414	281	207	228	251	1,939	313	343	298	949
男	298	223	146	124	121	129	1,041	161	164	140	465
女	260	191	185	83	107	122	898	152	179	153	484
就猶予者	8,848	1,788	700	304	296	385	12,271	439	387	333	1,159
男	4,785	981	399	162	169	190	6,686	246	234	200	680
女	4,063	807	301	142	127	145	5,585	193	153	133	479
1954年度間の死亡者数	742	746	442	397	423	370	3,120	340	337	308	980
男	439	447	272	216	283	214	1,871	195	193	167	555
女	303	299	170	181	140	156	1,249	145	144	136	425
就免除者	535	473	381	256	324	333	2,302	415	380	443	1,238
男	278	257	204	135	171	184	1,229	237	222	243	702
女	257	216	177	121	153	149	1,073	178	158	200	536
就猶予者	7,673	1,691	771	410	441	440	11,426	537	401	408	1,346
男	4,064	925	403	227	226	226	6,071	302	211	234	747
女	3,609	766	368	183	215	214	5,355	235	190	174	559
1954年度の死亡者数	714	678	432	349	391	362	2,926	283	277	252	812
男	425	405	250	195	212	202	1,689	152	158	148	458
女	289	273	182	154	179	160	1,237	131	119	104	354

注：死亡者の年令は、1954年4月1日現在の年令による。

第4表 1955年度就学猶予免除者数

理由別	就学免除					
	6才～11才			12才～14才		
	計	男	女	計	男	女
計	4,241	2,270	1,971	2,187	1,167	1,020
盲 比 視	-	-	-	67	40	27
聴 比 見	-	-	-	119	55	64
身体 不 自 由	1,265	718	547	412	222	190
虚 弱 (病 弱)	821	415	406	339	171	168
精神 薄 弱	1,730	909	821	975	496	479
教護院又は少年院にある為	63	42	21	142	111	31
その他の	362	186	176	133	72	61

区分	就学猶予					
	6才～11才			12才～14才		
	計	男	女	計	男	女
計	23,697	12,757	10,940	2,505	1,427	1,078
盲 比 視	265	146	119	33	14	19
聴 比 見	568	324	244	54	31	23
身体 不 自 由	3,178	1,676	1,502	243	129	114
虚 弱 (病 弱)	13,069	6,952	6,117	934	471	463
精神 薄 弱	4,455	2,425	2,030	419	215	204
教護院又は少年院にある為	342	253	89	557	441	116
その他の	1,820	981	839	265	126	139

11. 長期欠席児童・生徒

Long Absentees from Obligation of School Attendance

学令期にあつて在籍しながら長期にわたつて欠席しつづける児童の問題は教育上重要な問題である。かかる児童の中には、家庭の貧困から出かせぎ、就職などすでに事實上、就学していることが名目にすぎぬものもある。これらは児童福祉、社会福祉の面からも見のがし得ない問題である。また心身の欠陥のため、特殊学級あるいは養護学級ならば通学可能になるものも少くないだろうし、指導よろしきを得れば、学校生活に適応できるようになるものもあるだろう。精神衛生の面からも重要な問題である。

ここには、文部省が全国の公立小中学校全部について、昭和29年(1954)4月の学年始めの在学児童生徒について、昭和30年(1955)3月の学年の終りまでの間に、連續(引続いて)または、断続(出席が常でない)して50日以上欠席した者を長期欠席児童とした。転入または、転出したものについては、転入または転出した学校において、在学期間中に50日以上欠席した場合は、両方の学校から報告させた。なお、学校教育法第23条の規程によつて就学を猶予または免除された者は除いた。

前年度の長期欠席者と比較し、著明な点をあげると、次の通りである。

小学校、中学校の男女別の欠席率は、前年度に比べて、小学校10,131人(0.14%)、中学校3,341人(0.33%)の減少を示している。

都道府県ごとの欠席率をみると、小学校では、福岡県0.15%(1,116)人の増加、中学校では、北海道0.13%(1,360人)、栃木県0.03%(240人)、埼玉県0.07%(416人)、福岡県0.02%(623人)の増加をみることができる。次に欠席理由別欠席率では、前年度に比べ、疾病異常による者が若干の増加をみることができる。次に欠席理由別欠席率では、前年度に比べ、疾病異常による者が若干の増加(小学校、約2.7%、中学校、約0.9%)を示し、家庭の無理解による者が若干の減少(小学校約1.2%、中学校約1.4%)を示した。なおまた経済的理由である「教育費が出せない」や、「家計の全部または、一部を負担させなければならない」をみると、小学校の欠席者については、若干減少を示したが、中学校の欠席者については、「教育費が出せない」のみが若干増加(約0.2%)を示している。

疾病異常別欠席率についてみると、前年度に比べると、アレルギー性疾患、内分泌系の疾患、物質代謝および栄養の疾患(小学校の男子0.8%、女子0.7%、中学校の男子0.6%、女子0.8%)、性尿器の疾患(小学校の男子2.3%、女子0.2%、中学校の男子0.9%、女子0.6%)が増加し、骨および運動器の疾患(小学校の男子1.3%、女子0.4%、中学校の男子1.5%、女子0.4%)、不慮の事故中毒(小学校の男子2.6%、女子4.6%、中学校の男子3.4%、女子5.1%)が減少を示し、特に不慮の事故、中毒による欠席者の減少が顕著である。労働の形態別欠席率についてみると、前年度に比

べ、その他の欠席者（小学校の男子2.6%，女子3.5%，中学校の男子2.2%，女子，1.2%）が増加している。労働の種類別欠席率について、前年度に比べると、物品の販売（小学校の男子2.7%，女子0.3%，中学校の男子2.5%，女子1.6%），歌謡遊芸（小学校の男子1.4%，女子2.8%，中学校の男子0.1%，女子0.1%）が増加し、採炭鉱、採石（小学校の男子0.3%，女子0.7%，中学校の男子0.9%，女子0.1%）等の労務に従事した者が減少を示している。第2に、家業（事）の手伝いであつた欠席者についての労働の種類をみると、小学校では留守番、子守、看病等の家事手伝が最も多く、約77%を占め、中学校では留守番、子守、看病等の家事手伝（男子38.8%，女子71.9%）や農耕、畜産、炭焼等の家業の手伝い（小学校の男子15.4%，女子7.0%，中学校の男子18.1%，女子15.1%）や物品の製造、加工、修理等の労務に従事したもののが増加（小学校の男子5.4%，女子7.0%，中学校の男子8.1%，女子6.5%）し、農業、林業、水産業に従事した者や、廃品その他の配付拾集の労務に従事した者が減少を示している。学年別欠席率についてみると、ここでも前年度より全般的に減少を示している。最後に、保護者の職業別欠席率について、前年度に比べると、全般的に欠席者が少くなっているが、特に中学校の行商、露天商の欠席者15.3%の減少が著しい。

この表は長期欠席児童生徒調査、昭和30年度（1955）、文部省調査局統計課資料による。

（山崎道子）

第1表 欠席者数と在学者に対する比率

区分	1 9 5 3 年 度						1 9 5 4 年 度					
	欠席者数			欠席率(%)			欠席者数			欠席率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小学校	65,582	65,977	131,559	1.16	1.20	1.18	61,502	59,926	121,428	1.04	1.05	1.04
中学校	79,412	78,464	157,876	3.11	3.23	3.17	77,694	76,841	154,535	2.79	2.90	2.84
合 計	144,994	144,441	289,435	1.77	1.82	1.79	139,196	136,767	275,963	1.60	1.63	1.61

第2表 欠席理由別欠席率(%)

区分	本 人 に よ る も の													
	本人の疾病異常		勉 強 嫌 ら い		友 人 に いじめられる		学用品がない		衣 服 や 靴物がない		学 校 が 遠 い		そ の 他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	46.5	43.6	12.3	6.3	0.3	0.2	0.4	0.3	0.5	0.5	2.5	2.1	1.9	1.7
中学校	18.0	19.3	22.6	11.0	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	1.4	1.1	2.5	2.1

区分	家 庭 に よ る も の											
	家庭の無理解		家庭の災害		家族の疾病異常		教育費が出せない		家 計 の 全 部 または一部負担		そ の 他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	22.7	27.0	0.2	0.3	1.8	3.8	3.9	4.6	2.4	3.4	4.6	6.2
中学校	26.3	30.1	0.4	0.6	2.9	6.1	5.4	7.2	13.4	12.8	6.4	9.1

第3表 疾病異常別欠席率(%)

区分	呼吸器系の結核		その他の結核		伝染病 および寄生虫病		新生物		アレルギー性疾患等		血液および造血器の疾患		精神病 精神神経病 人格異常		神経系および感覚器の疾患	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	26.5	31.2	4.9	5.4	2.0	2.0	0.2	0.2	3.4	3.2	1.3	1.2	5.4	4.8	7.5	7.0
中学校	22.6	29.2	2.9	3.4	0.9	0.9	0.2	0.1	3.1	3.5	1.4	1.4	13.9	9.7	11.2	10.8

区分	循環器系の疾患		呼吸器系の疾患		消化器系の疾患		性尿器の疾患		皮膚および下組織の疾患		骨および運動器の疾患		先天奇形		不慮の事故、中毒	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	2.8	3.0	15.0	16.0	5.9	6.0	5.1	4.2	2.5	3.3	12.3	9.5	0.6	0.7	4.6	2.3
中学校	3.5	5.0	10.5	11.2	7.9	8.1	3.1	2.7	2.2	2.6	12.1	8.4	0.8	1.0	4.0	2.0

第4表 労働の形態別欠席率(%)

区分	事業所へ勤めた者				家業(事)の手伝いであつたもの				その他			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校		1.8		2.2		49.0		65.4		49.2		32.4
中学校		13.0		13.2		63.9		73.3		23.1		18.5

第5表 労働の種類別欠席率(%)

区分	農耕、養蚕、畜産、伐木、炭焼		漁獲水産養殖		採炭鉱採石		人夫、雜役夫、運搬夫		女中、給仕使		興行娯楽場係員		物品の販売		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
事勤業所務	小学校	3.4	0.9	3.1	0.1	2.2	1.1	19.7	5.9	9.2	34.0	2.0	2.4	8.2	1.5
	中学校	3.9	1.4	3.3	0.3	1.3	0.3	20.8	5.7	6.2	35.2	1.5	5.4	12.1	4.7
家の手伝	小学校	10.7	4.0	2.1	0.3	0	0	0.6	0.2	0.1	0.2	0	0	1.0	0.4
	中学校	35.8	15.8	7.4	1.0	0.2	0	1.6	0.4	0.2	0.7	0	0	2.3	1.1
その他	小学校	2.4	1.4	0.5	0.2	0.1	0	1.1	0.8	0.1	1.5	0	0	0.7	0.2
	中学校	10.7	5.7	3.8	1.2	0.5	0.1	6.4	1.9	0.7	6.9	0.2	0.4	3.9	1.6

区分		物品の製造加工、修理		廃品その他の配付と拾集		靴磨		歌謡、遊芸		留守番子守看病等家事手伝		その他	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
事勤業所務	小学校	22.9	15.5	2.4	0.1	0.7	0	2.6	4.3	9.6	25.2	14.0	9.0
	中学校	33.5	27.5	1.7	0.3	0.2	0	0.2	0.8	2.1	8.3	13.2	9.7
家の業手事伝	小学校	0.7	0.4	0.7	0.3	0.1	0	0.2	0.2	70.2	84.6	13.6	9.4
	中学校	3.2	1.6	0.6	0.3	0.1	0	0.1	0.1	38.8	71.9	91.7	7.1
その他	小学校	0.3	0.3	1.2	0.3	0.3	0	0.1	0.3	24.3	43.2	68.9	52.3
	中学校	3.6	3.1	1.7	0.6	0.4	0.1	0.2	0.5	17.4	40.4	50.5	37.5

疾病異常と労働の種類による欠席傾向に見ると、第3表、第4表、第5表のようである。

第6表 学年別欠席率(%) (在学者に対する比)

区分	1年		2年		3年		4年		5年		6年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	0.85	0.75	0.91	0.82	1.00	1.02	1.06	1.05	1.16	1.23	1.30	1.48
中学校	2.36	2.72	2.83	2.97	3.26	3.03	-	-	-	-	-	-

年令別欠席率(%)

区分	6才		7才		8才		9才		10才		11才		12才		13才		14才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	11.1	9.7	14.4	12.9	11.7	11.1	13.0	12.7	17.0	17.2	18.9	20.6	9.8	11.2	2.5	2.8	1.6	1.8

区分	12才		13才		14才		15才		16才		17才		18才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
中学校	15.5	16.6	28.9	29.7	34.3	33.2	16.9	16.1	3.3	3.3	0.8	0.8	0.3	0.3

第8表 保護者の職業別欠席率(%)（在学者に対する比）

区分	農業		林業		水産業		鉱業		運輸業		自宅商		自宅工	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	0.80	0.77	2.17	2.18	1.89	1.25	1.26	1.51	0.65	0.71	0.54	0.51	0.65	0.65
中学校	2.57	2.28	5.47	4.82	7.49	5.63	3.04	3.71	1.68	1.76	1.19	1.38	2.28	2.27

区分	行商露店商		自由労働者		工員		公務員		学校職員		会社員		その他		無業	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	1.60	1.77	3.25	3.59	0.86	0.92	0.55	0.52	0.60	0.52	0.67	0.59	1.68	1.70	3.15	3.16
中学校	5.07	6.38	8.41	9.88	2.73	3.63	0.71	0.75	0.55	0.51	0.82	1.00	4.20	5.11	5.59	1.92

12. 自殺

Suicide

1954年以後、日本の自殺率は世界第一位となつた。これに次ぐ国は、デンマーク、オーストリア、スイス、西ドイツ、フィンランド、スエーデンであり、最も少いのはアイルランド、北アイルランド、アメリカの白人以外、チリー、スコットランドである。日本における高い自殺率は、青年層及び女性の自殺が多いこと(前号)、及び一家心中、情死の如き集団自殺が日本の自殺の特徴であるため、といわれる。第2表は昭和24年(1949)度における集団自殺であり、総件数1281件のうち半数以上が情死であり、母子の親子心中、夫婦の自殺の順である。またこのうち20%が無理心中であることとも特徴的であり、親子心中の6割以上が無理心中である。これを府県別に見ると第3表の如くであり、全体を図示すると第1図の如く、情死58%，親子22%，夫婦10%，同性4%，その他6%となる。特に一家心中について府県別に見たものが第4表であり、大体半数が既遂である。その原因別は第5表の如く、貧困、将来の苦慮、家族の不和などが目立つている。

次に一般に都市は農村よりも自殺率が高いとされるが、その特徴を東京都、六大都市、全国の比較によつて示したものが第6表である。年令別で目立つことは25才未満ではやや都会が多く、20才～40才未満では著しく都會に多く、40才以上では全国に多い。手段別では縊死はやや全國に多く、服毒は都會に多い。原因別では、精神錯乱や将来の苦慮、失恋は都會に多く、病苦は全國のほうが高くなつてゐる。これらの事実は都會化及び工業化と自殺の増加に関連するものである。特に東京都における終戦後10年間の自殺の推移をみると第7表の如くで、実数は戦後2,3倍に達し、手段別では服毒の増加が著しく、原因別では精神錯乱、病苦、失恋の増加が目立つてゐる。

(加藤正明、田頭寿子)

(a) 世界各国における自殺発生率

第1表 世界各国の自殺発生率(全年令、人口10万対)

国 別	年 度	総 数	男	女
南アフリカ連邦 (ヨーロッパ人のみ)	1953	11.9	19.4	4.4
カナダ	1954	7.3	19.4	3.5
チリ	1951	4.6	7.3	2.1
アメリカ合衆国	1954	10.8	16.1	4.3
白人	1954	10.8	17.2	4.6
白人以外	1954	3.8	6.4	1.3
セイロン	1954	8.0	10.2	5.5
日本	1954	23.4	29.2	17.8
オーストリア	1954	23.1	33.1	14.4
ベルギー	1954	13.8	20.5	7.3
デンマーク	1954	23.3	31.4	15.4
イングランド・ウェールズ	1954	11.4	14.9	8.1
フランス	1954	18.9	31.2	7.6
フランス	1954	15.8	24.7	7.4
西ドイツ	1954	19.3	26.6	12.8
アイルランド	1954	2.0	3.2	0.8
イタリア	1953	6.4	9.2	3.9
ルクセンブルグ	1954	10.4	15.1	5.8
オランダ	1954	6.2	8.2	4.3
北アイルランド	1954	3.5	5.3	1.7
ノルウェー	1954	7.4	12.2	2.7
ポルトガル	1951	10.2	15.4	5.3
スコットランド	1954	5.9	8.3	3.7
スペイン	1953	5.9	9.1	2.9
スエーデン	1953	18.6	28.2	9.0
スイス	1954	22.6	33.9	12.0
オーストリア ニュージャンド (マオリ人を除く)	1953	10.9	15.6	6.0
	1954	8.9	13.4	4.4

(WHO chronicle 1956)

(b) 集 団 自 殺

第2表 集 団 自 殺 件 数

1953年度(国警統計)

集 团 別		2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上	件 数
夫	婦	(18) 129	- -	- -	- -	- -	(18) 129
親 子	父 と 子	(12) 22	(11) 17	- -	- -	- -	(23) 39
	母 と 子	(74) 131	(36) 52	(13) 19	1	(1) 1	(124) 204
	父 母 と 子	- -	(15) 23	(6) 8	(4) 4	(3) 3	(28) 38
恋 愛 関 係 中 の 男 女		(35) 744	- -	- -	- -	- -	(35) 744
同 性	男	12	2	-	-	-	14
	女	42					42
そ の 他		(14) 61	(1) 5	(2) 3	-	(1) 2	(18) 71
総 数		(148) 1,141	(63) 99	(21) 30	(4) 5	(5) 6	(241) 1,281

注 : 1. いわゆる無理心中の場合、自殺の道連れとなつて殺傷されたものを含めて計上されている。

2. 無理心中は内数として括弧内に示した。

第3表 府県別、集団自殺件数

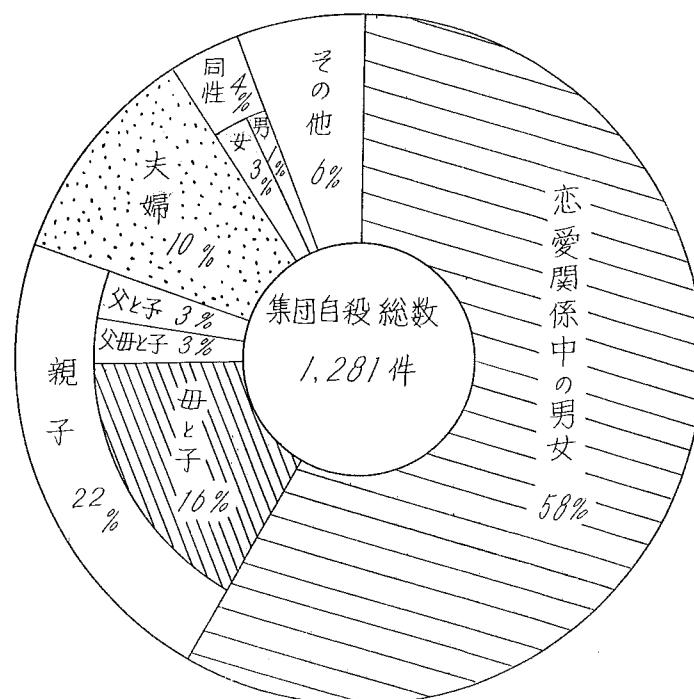
1954年度(国警統計)

管 区	都道府県	夫 婦	親 子			恋愛関 係中の 男 女	同 性		そ の 他	総 数	
			父 と 子	母 と 子	父 母 と 子		男	女			
北海道	札幌方面	-	2	(3)	4	-	9	-	3	2	
	旭川方面	-	-	1	-	1	-	-	-	2	
	釧路方面	2	(1)	1	1	-	2	-	-	(1) 6	
	北見方面	-	-	-	-	3	-	-	-	3	
	函館方面	1	-	2	-	9	-	-	1	13	
	計	3	(1)	3	(3)	8	-	24	-	3 (4) 44	
	青森県	1	-	(1)	1	-	(1)	13	1	1 (2) 18	
	岩手県	(1)	1	-	(3)	6	-	3	-	1 (4) 11	
	宮城県	1	(2)	2	(3)	3	(1)	1	(1) 1	(10) 18	
	秋田県	1	-	-	1	3	-	-	-	5	
東北	山形県	-	-	(1)	3	(1)	1	8	1	(2) 13	
	福島県	-	(1)	1	(2)	8	(1)	1	2	(4) 30	
	計	(1)	4	(3)	3	(10)	21	(3)	52	(1) 4 (22) 95	
	東京都	(3)	14	(4)	4	(16)	17	(6)	6	(3) 57	
	茨城県	1	(1)	1	(5)	5	(1)	1	4	-	
	栃木県	1	(1)	2	(1)	3	1	20	-	3 (2) 30	
	群馬県	1	-	(4)	5	-	18	-	(1) 1 (5) 25		
	埼玉県	2	-	(4)	6	(1)	1	(2)	8	(3) 4 (10) 21	
	千葉県	1	(1)	1	(5)	5	-	7	-	(6) 14	
	神奈川県	7	1	(4)	9	(3)	3	(1)	42	1 (2) 6 (10) 74	
関東	新潟県	2	-	(3)	6	-	(1)	19	-	- (4) 27	
	山梨県	2	-	(2)	2	-	-	11	-	2 (2) 17	
	長野県	6	-	(2)	2	(1)	1	(4)	33	1 (1) 3 (8) 46	
	静岡県	7	1	4	2	2	84	-	8 4	110	
	計	30	(3)	6	(30)	47	(6)	9	(8)	246 15 (7) 23 (54) 377	
	富山县	-	-	(2)	2	1	5	-	-	- (2) 9	
	石川県	(1)	1	-	1	-	6	-	-	(1) 8	
	福井県	-	1	1	1	-	9	2	1	-	
	岐阜県	1	-	-	(1)	1	17	-	1	2 (1) 22	
	愛知県	(1)	7	-	(4)	9	-	(1)	20	1 (6) 38	
中部	三重県	3	-	(5)	6	-	(1)	12	-	1 (6) 22	
	計	(2)	12	1	(11)	19	(1)	2	(2)	69 3 3 (16) 113	
	滋賀県	3	-	(3)	5	-	(1)	6	-	(4) 15	
	京都府	(1)	3	-	(1)	4	(2)	2	(2)	29 1 (1) 8 (7) 48	
	大阪府	19	(1)	2	(7)	7	(2)	2	-	1 (4) 4 (14) 92	
	兵庫県	(3)	6	(2)	2	(9)	11	(1)	1	(2)	26 3 (1) 3 (18) 52
	奈良県	2	-	-	-	2	17	-	1	- 22	
	和歌山县	2	-	-	4	-	19	-	1	- 26	
	計	(4)	35	(3)	4	(20)	31	(5)	7	(5) 154 2 6 (6) 16 (48) 255	
	鳥取県	2	-	(2)	2	-	-	4	-	(2) 8	
中国	島根県	1	2	(1)	2	(1)	1	-	6	(2) 12	
	岡山县	1	(3)	3	(7)	7	-	4	1	(10) 16	

中國	廣島県	3	-	(7) 10	-	12	-	(1) 3	(8) 28
山口県	-	(1) 3	(2) 4	-	(1) 6	3	1	(1) 1	(5) 18
計	7	(4) 8	(19) 25	(1) 1	(1) 32	4	1	(2) 4	(27) 82
四國	徳島県	1	-	5	-	-	-	-	6
	香川県	(2) 3	-	(8) 10	(1) 1	(6) 13	-	1	1 (17) 29
	愛媛県	(1) 4	(2) 4	3	1	6	-	1	1 (3) 20
	高知県	-	-	-	(1) 2	(1) 1	-	-	(2) 3
	計	(3) 8	(2) 4	(8) 18	(2) 4	(7) 20	-	2	2 (22) 58
九州	福岡県	7	-	(4) 6	(1) 1	(4) 23	-	3 (1) 1	(10) 41
	佐賀県	2	-	(1) 4	-	2	1	-	1 (1) 10
	長崎県	2	(2) 2	(2) 5	(1) 1	11	1	-	(5) 22
	熊本県	2	-	3	-	(1) 19	1	1	(1) 26
	大分県	2	(1) 3	-	(1) 2	12	-	4 (2) 23	-
	宮崎県	-	1	-	-	9	-	-	10
	鹿児島県	1	-	-	(1) 1	14	1	1 (1) 18	-
	計	16	(3) 6	(7) 18	(4) 5	(5) 90	3	5 (1) 7	(20) 150
総 計		(13) 129	(23) 39	(124) 204	(28) 38	(35) 744	14	42 (18) 71	(241) 1,281

注 1. いわゆる無理心中の場合は自殺の途連れとなつて殺傷されたものを含めて計上されている。
 2. 無理心中は、内数として()で示した。

第1図 集団自殺比較 (1945年度)



第4表 府県別一家心中発生状況

1954年度全国(除東京都) (国管統計)

都道府県	発生件数	既遂			未遂			一部未遂					
		件数	男		件数	男		件数	男		女		件数
			男	女		男	女		男	女	男	女	
東北	北海道	5	-	-	1	1	2	4	2	4	5	3	
	青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	岩手県	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
	宮城県	5	2	2	1	1	1	2	1	2	-	-	3
	秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	山形県	4	4	3	10	-	-	-	-	-	-	-	
	福島県	6	4	1	9	1	2	1	3	1	-	-	1
	計	16	11	7	23	2	3	3	4	3	-	-	4
	茨城県	2	2	2	3	-	-	-	-	-	-	-	
	栃木県	4	1	1	1	1	2	-	-	4	-	-	1
関東	群馬県	3	2	2	4	-	-	1	2	1	1	-	-
	埼玉県	2	1	3	3	-	-	1	1	1	1	-	1
	千葉県	3	2	4	2	-	-	1	3	2	-	-	2
	神奈川県	5	2	2	3	1	1	2	5	-	-	-	2
	新潟県	4	2	2	3	2	2	-	-	-	-	-	
	山梨県	2	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	
	長野県	2	1	1	3	-	-	1	-	2	1	-	
	静岡県	5	3	7	4	1	1	1	-	1	2	2	
	計	32	17	25	27	6	7	8	9	11	10	5	8
	富山県	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	
中部	石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	福井県	2	2	4	2	-	-	-	-	-	-	-	
	岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	愛知県	12	4	6	6	5	7	8	3	3	3	-	4
	三重県	2	1	2	2	-	-	1	1	3	-	-	1
	計	17	8	13	12	5	7	8	4	4	3	-	5
	滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	京都府	6	1	1	1	3	4	3	2	1	3	-	2
	大阪府	15	6	8	7	6	9	9	3	2	1	2	1
	兵庫県	16	10	8	19	-	-	6	6	3	6	3	2
近畿	奈良県	2	-	-	-	1	1	2	1	2	1	1	-
	和歌山县	1	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	
	計	40	18	18	29	10	14	14	12	8	11	6	5
	鳥取県	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	
	島根県	3	1	8	-	-	-	-	2	2	1	3	1
	岡山県	7	3	4	4	1	1	1	3	3	4	2	1
	広島県	4	1	1	2	-	-	3	3	2	5	2	2
	山口県	7	-	-	-	2	3	4	5	2	5	1	6
	計	22	6	9	7	3	4	5	13	9	15	8	7
	徳島県	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
四国	香川県	3	3	3	8	-	-	-	2	2	2	-	2
	愛媛県	6	4	9	6	-	-	-	2	2	2	-	1
	高知県	2	1	1	2	-	-	-	1	1	1	-	

	計	12	9	15	16	-	-	-	4	3	3	1	3
九 州	福岡県	4	2	3	2	-	-	-	2	2	2	2	2
	佐賀県	2	2	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	長崎県	5	-	-	-	1	3	2	4	5	4	2	3
	熊本県	1	-	-	-	1	2	2	-	-	-	-	-
	大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鹿児島県	2	2	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	14	6	13	8	2	5	4	6	7	6	4	5
	総 数	158	75	100	122	29	41	44	54	48	55	29	40

注：この表は 1954 年 5 月 7 日、現在、国警防犯課実施の特別調査による。

第5表 原因別一家心中発生状況

(国警統計)

原 因 別	発生件数	既遂		未遂		一部未遂					
		件数	人員		件数	人員		件数	既遂人員		未遂人員
			男	女		男	女		男	女	
精神錯乱して	6	3	4	3	1	2	2	2	4	2	1
病苦にて	17	11	13	18	3	5	4	3	-	6	3
貧困に因り	82	8	15	15	5	10	9	19	15	15	9
前非を悔い又は慚愧により	3	1	1	2	1	2	-	1	1	-	1
家庭又は親族の不和により	31	16	19	24	5	6	10	10	8	13	6
将来のこととを苦慮して	32	16	20	29	9	11	18	7	4	7	2
業務の失敗に因り	9	5	8	5	-	-	-	4	5	4	3
私通又は妊娠を憂えて	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失恋により	2	-	-	-	-	-	-	2	1	3	3
淫逸放蕩の末	1	-	-	-	-	-	-	1	3	1	1
厭世により	21	12	14	21	5	5	6	4	5	3	1
学業の失敗に因り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納税苦に因り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4	3	6	5	-	-	-	1	2	1	1
総 数	158	75	100	122	29	41	44	54	48	55	29
											40

(c) 都市における自殺

第6表 都市における自殺の特徴

特 徴		東京都			六 大 都 市			全 国		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
年 令 別	* 20 才 未 満	13	18	14	12	14	13	12	13	12
	* 20 才 以 上	66	61	63	58	56	56	50	48	49
	** 40 才 以 上	21	21	22	30	30	30	38	39	33
手 段 別	** 撃 死	16	11	14	17	12	15	30	28	17
	縊 死	17	10	14	14	8	12	12	10	12
	投 身	8	12	10	7	13	9	8	21	13
	高 所 より 飛 降 里	2	3	2	2	1	1	1	1	1
	服 毒	51	54	53	53	56	54	39	39	39
	銃 又 は 火 爆 に て	2	2	2	0.3	0.1	0.2	0.9	0.2	0.6
	そ の 他	4	8	6	7	9	8	9	6	11
原 因 別	* 精 神 錯 亂 し て	19	16	13	13	13	13	12	13	12
	* * 病 苦	11	12	11	15	11	15	19	23	21
	貧 困 に 因 り	3	2	3	3	2	3	3	2	3
	前 非 を 悔 い	2	1	2	3	0.2	2	2	0.4	2
	家 庭 不 和	5	10	7	4	10	6	5	11	7
	* 将 来 の こ と を 苦 虑 し て	12	5	13	10	10	10	7	8	8
	失 業, 業 務 の 失 敗	5	0.5	3	4	1	3	3	0.4	2
	私 通, 妓 娼 を 覆 えて	-	-	-	0.2	1	0.4	0.3	0.1	0.7
	* 失 恋 に 因 り	5	10	7	4	8	6	3	7	5
	淫 過 放 淫 の 末	7	0.6	0.7	2	0.6	1	1	0.5	1
	厭 世 に 因 り	12	10	11	19	20	19	21	16	19
	学 業 の 失 敗	0.5	0.4	0.5	9	0.2	0.6	7	0.2	0.5
	そ の 他	19	33	24	14	18	21	17	19	19

注：都市に多いもの *

全国に多いもの **

第7表 東京都における自殺の推移（既遂）

推 移 状 況		1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
手 段 別	絞 死	244	219	182	(1) 212	(3) 178	158	177	162	244	292
	縊 死	111	106	77	103	(1) 127	126	158	195	235	290
	投 身	277	159	188	207	182	106	165	164	157	194
	高 所 より 番 降 里	-	-	-	-	17	9	18	16	27	30
	服 毒	175	(1) 202	297	(3) 425	552	571	634	718	960	1,074
	銃 又 火 草 に て	26	25	(1) 20	35	(1) 34	23	27	22	35	48
	ガ ス	-	-	-	-	15	25	36	49	87	106
	そ の 他	45	34	20	33	3	6	5	5	8	12
原 因 別	精 神 錯 亂 し て	87	116	72	71	915	147	218	268	331	419
	疾 病 又 は 老 寿 を 悲 賴 し て	146	140	(1) 157	187	184	193	248	198	298	301
	貧 困	64	44	45	63	69	48	41	83	73	52
	犯 罪 の 発 覚 を おそれ	17	5	9	26	(1) 31	30	25	15	26	23
	家 庭 親 族 間 の 不 和	30	43	47	73	(2) 71	77	83	79	110	106
	将 来 を 苦 慮	193	93	163	(4) 302	164	185	19	130	164	255
	結 婚 又 は 離 婚 を 悲 賴	-	-	-	-	(1) 18	23	18	24	31	46
	失 業 又 は 業 務 失 敗	11	5	13	29	69	44	30	25	59	65
	私 通 又 は 好 愛 を 要 え て	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-
	失 恋	9	21	41	42	51	57	67	51	69	109
	放 荡 淫 逸 の 末	9	12	3	8	8	1	18	15	14	13
	厭 世 に 困 り	-	-	-	-	(1) 70	31	163	171	196	227
	情 死	-	-	-	-	(1) 21	15	19	26	40	31
	学 業 失 敗	4	9	2	2	7	1	6	1	6	18
	父 兄 の 叱 責	-	-	-	-	18	15	22	19	20	25
	痴 情 関 係	-	-	-	-	(1) 8	14	26	16	25	41
	そ の 他	311	(1) 337	(1) 232	212	(1) 161	143	214	256	289	320
合 計		878	(1) 825	(4) 784	(4) 1,015	(10) 1,104	1,024	1,220	1,331	1,753	2,046
人 口 10 万 人 比		22.5	17.9	15.4	18.5	18.4	16.0	17.9	18.7	22.0	26.0

注：1 本表の 1948～1953 年まで三多摩島部を含まない。

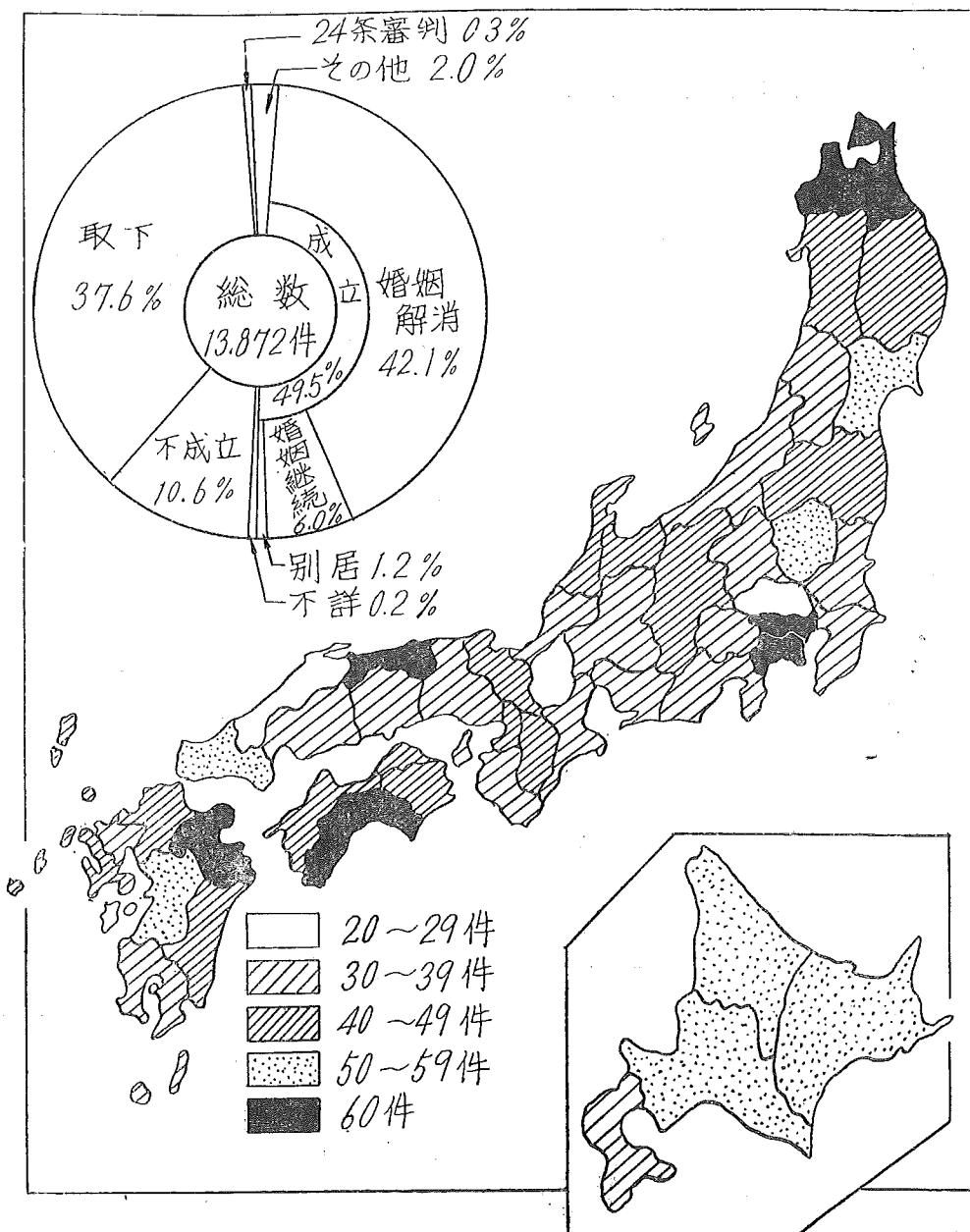
2 括弧は外国人の外数で示す。

13. 離 婚

Divorce

例年と違い人口動態統計（昭和30年）がまだできていないので、本号では最高裁判所事務総局編

第1図 離婚申立（有配偶者10万人につき）と調停者結果表

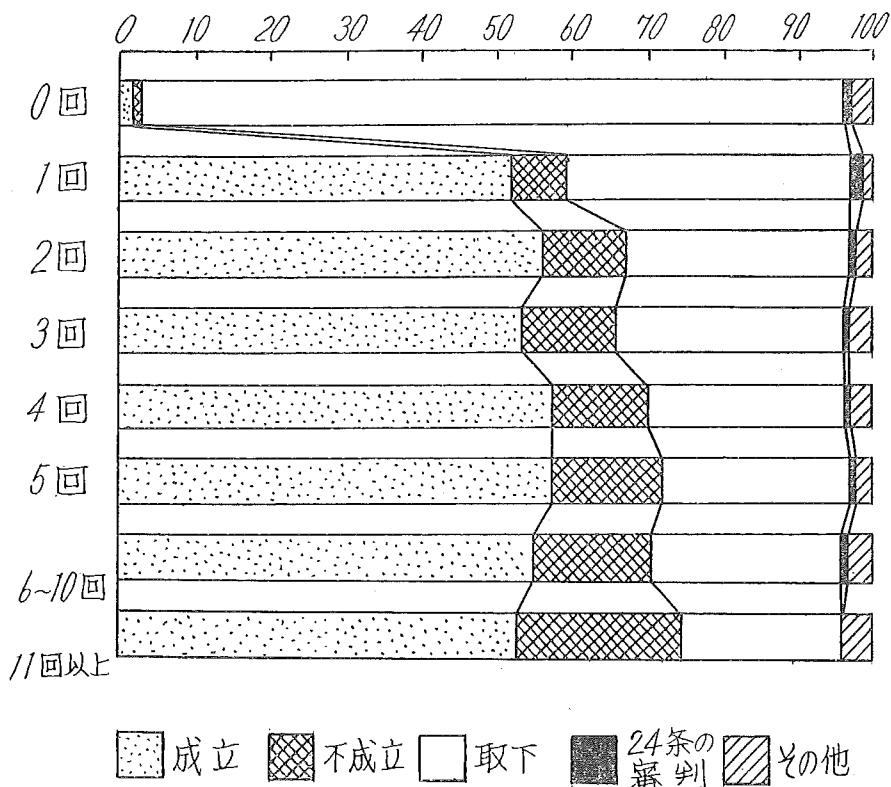


昭和30年司法統計年報を唯一の資料とせざるを得なかつた。以下の図・表はすべて同年報よりとつたものである。

本号では、離婚の傾向を離婚調停における継続グループと解消グループとの対比において主に捉えてみた。継続乃至解消グループとは、家庭裁判所における調停の結果、夫婦関係を事後継続する、或は解消するということに決定した夫々の件数のグループである。従つて、調停という一つの処置(treatment)を通して、夫婦関係の調整が成功したもの、或は失敗し解体したもの、と云うこともできよう。

注：図・表の説明にはいづれも統計的な検定が必要であるが、ここでは余裕がなかつた為、大体の傾向だけを示しておいた。

第2図 離婚事件の調停委員会を開いた回数と調停結果



調停についての概観——30年度の調停総数は13,872件であるが、その過半数は3回までで終了している(第1表の総数の欄)。そして調停が成立するのは総件数の50%6,878件であり、この中継続が6%の832件、解消が42%の5,847件を占める(第1図)。しかし、調停が成立するか否かは調停回数の多少とは余り関係がないようである(第2図)。継続と解消との比率では、調停回数1回の場合は解消率(解消件数を継続件数で除したもの、以下同じ)は高く、次後2~5回の場合はやや低まり、6~10回になるとまた解消率が高まって、11回になると再び低下する傾向を示している。逆に云えば調停が2~5回で成立するもの、或は11回以上続くものは、成立の結果がやや継続が多くなると云えよう。

第1表 調停委員会を開いた回数と調停結果

調停回数	総 数	成 立					不成立	取 下	24条の審 判	その他
		総 数	婚 姻 繼	別 居	婚 姻 解	不 詳				
総 数	13,872	6,878	832	166	5,847	33	1,466	5,211	35	282
1 回	2,795	1,476	138	22	1,303	13	199	1,073	7	40
2 回	3,078	1,747	243	36	1,460	8	353	920	4	54
3 回	2,204	1,201	153	34	1,011	3	279	665	9	50
4 回	1,584	924	120	29	772	3	204	416	3	37
5 回	933	542	66	17	457	2	136	237	2	16
6 ~ 10回	1,449	808	89	22	694	3	225	372	8	36
11 ~ 15回	188	98	14	3	81	-	41	41	-	8
16 ~ 20回	50	29	5	-	24	-	13	7	-	1
21回以上	29	16	1	1	13	1	5	8	-	-
開かないもの	1,562	37	3	2	32	-	11	1,472	2	40

第2表 調停回数と継続・解消との関係

調停別	総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 ~ 10回	11 ~ 15回	16 ~ 20回	21回以上	開かぬもの
継続	832	138	243	153	120	66	89	14	5	1	3
解消	5,847	1,303	1,460	1,011	772	457	694	81	24	13	32
解消 継続	7.0	9.4	6.0	6.6	6.4	6.9	7.8	5.8	4.8	13.0	10.7

以下、この継続と解消との関係を各条件についてみてゆきたい。

夫妻の年令——夫妻が同年令の場合と一般的に不一致の場合とを比較してみると解消率は殆んど差がない。しかし、不一致の場合の内訳をみると、夫の年長の場合の方がやや解消率が高く、しかもその年長差が少い程、解消率は高くなっている。

第3表 夫妻相互の年令別件数

a)

夫の年令	総 数	妻 の 年 令								
		20才未満	20~24才	25~29才	30~35才	35~39才	40~49才	50~59才	60才以上	不 詳
総 数	13,872	50	1,856	3,649	3,119	2,112	2,240	673	148	25
20才未満	8	3	5	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 24才	559	32	394	124	8	-	1	-	-	-
25 ~ 29才	5,790	11	1,095	1,426	210	34	13	-	-	1
30 ~ 34才	3,153	3	318	1,586	1,093	119	34	-	-	-
35 ~ 39才	2,216	1	28	372	1,166	564	81	4	-	-
40 ~ 49才	3,271	-	11	123	573	1,234	1,274	55	1	-
50 ~ 59才	1,382	-	4	14	64	142	727	411	20	-
60才以上	463	-	-	3	3	17	110	203	127	-
不 詳	30	-	1	1	2	2	-	-	-	24

b)

(13,872件)

年令差	夫が年長	妻が年長
夫婦同年令	5.8	
1才以内	8.0	4.5
3才以内	22.3	3.8
5才以内	20.5	1.7
7才以内	12.8	0.27
10才以内	9.7	0.65
16才以上	5.6	0.26
不詳	2.7	

第4表 夫妻相互の年令と継続・解消との関係

相互年令	同年令	不一致	夫が年長							妻が年長			
			1才以内	3才	5才	7才	10才	11才以上	計	1才以内	3才	4才以上	計
継続	49	782	60	175	155	115	91	80	676	46	33	27	106
解消	354	5,486	541	1,327	1,192	751	564	427	4,802	270	241	173	604
解消 継続	7.2	7.0	9.0	7.6	7.7	6.5	6.2	5.3	7.1	5.9	7.3	6.4	6.5

婚姻継続年数——1年以内が圧倒的に解消率が高く、以下婚姻継続年数が長くなるにつれ一般に解消率は低下する。

第5表 婚姻継続年数と継続・解消との関係

婚姻継続年数	1年以内	2年	3年	4年	5年	7年	10年	15年	20年	21年以上
継続	33	45	49	48	40	133	123	128	93	128
解消	870	588	510	407	391	804	808	625	421	394
解消 継続	26.4	13.1	11.0	8.3	9.8	6.8	6.6	4.9	4.5	3.0

子の数——子のない場合は解消率が極めて高い。子がある場合でも、1児の場合は解消率が比較的高く、以下子の数が増すにつれ解消率は低下する。

第6表 子供の数と継続・解消との関係

子供の有無	なし	あり	1児	2児	3児	4児	5児	6児
継続	129	699	195	219	138	62	41	37
解消	1,695	4,140	1,818	1,180	614	268	120	89
解消 継続	13.1	5.9	9.4	5.4	4.4	4.3	2.9	2.4

夫妻の学歴——夫妻の学歴が不一致の場合は解消率がやや高い。不一致の内訳では、夫の方が学歴が高くても妻の方が学歴が高くても解消率は殆んど差がない。しかし、夫妻共に高校以上の場合は夫妻共に中学以下の場合に比し、解消率は高くなっている。

第 7 表 夫妻の学歴と継続・解消との関係

学歴別	一致	不一致	妻の方が高い	夫の方が高い	夫高 妻較 共以上	夫中 妻共 に上	夫中 妻共 以下
継続	563	251	68	183	166	514	
解消	3,843	1,872	489	1,383	1,545	3,174	

解消
継続

6.8	7.5	7.2	7.6	9.3	6.2
-----	-----	-----	-----	-----	-----

夫妻の職業——妻が無職又は主婦の場合が圧倒的に多いが、妻に職業があつても解消率は余り差がない。夫の職業の場合は、農林漁業より都市的な製造修理や事務の方が解消率は高くなつておる、更に完全失業になると解消率はますます高くなつてゐる。

第 8 表 夫妻の職業と継続・解消との関係

職業別	夫の職業				妻の職業	
	農林漁業	製造修理	事務	完全失業	職業あり	無業又は主婦
継続	223	94	119	43	293	517
解消	1,292	700	863	401	1,980	3,701
解消 継続	5.3	7.4	7.3	9.3	6.8	7.2

第9表 原因、婚姻種別および調停結果別件数

原 因	総 数	見合結婚											
		合 計	成立					不詳	不成立	調停を しない	24条の 審判	取下	
			計	婚 姻 紹 統	別 居	婚 姻 解 消	不 詳						
総 数	13,872	10,803	5,341	683	131	4,504	23	1,166	185	24	4,057	30	
夫	計	10,430	8,125	4,147	567	98	3,464	18	746	140	19	3,050	23
	不 貞	2,647	1,954	1,034	134	28	868	4	156	38	2	720	4
	虐 待	2,100	1,701	792	132	21	636	3	182	24	8	691	4
	遺 棄	736	571	267	24	5	238	-	53	16	1	230	4
	浪 費	1,083	827	360	90	14	254	2	71	19	4	372	1
	犯 罪	214	148	73	4	-	69	-	18	4	2	51	-
	疾 病	218	191	93	5	2	85	1	22	3	-	70	3
	性 格 相 違	1,466	1,186	669	51	10	604	4	117	14	-	382	4
	が 尊族と不和	320	259	160	28	-	131	1	24	2	1	72	-
妻	経 済 破 綻	788	584	300	50	12	236	2	40	13	1	229	1
	そ の 他	397	324	179	30	4	144	1	27	2	-	115	1
	不 詳	511	380	220	19	2	199	-	36	5	-	118	1
	計	3,442	2,678	1,194	116	33	1,040	5	420	45	5	1,007	7
	不 貞	557	421	197	16	4	177	-	58	7	1	158	-
	虐 待	47	40	16	3	-	13	-	5	1	-	18	-
	遺 棄	119	97	44	4	-	40	-	12	3	-	37	1
	浪 費	97	72	23	1	3	19	-	10	3	-	35	1
	犯 罪	13	9	5	-	-	5	-	2	-	-	2	-
が 尊族と不和	疾 病	324	280	142	8	3	181	-	37	3	1	96	1
	性 格 相 違	1,396	1,110	476	48	18	408	2	194	19	3	414	4
	経 済 破 綻	175	138	70	10	1	58	1	18	2	-	48	-
	そ の 他	39	24	7	1	-	6	-	6	-	-	11	-
	不 詳	203	166	73	6	1	66	-	27	1	-	65	-
		472	321	141	19	3	117	2	51	6	-	123	-

原 因	恋 愛 結 婚											不 詳	
	合 計	成 立					不成立	調停を しない	24条の 審 判	取 下	その他		
		計	婚 縁	繼 続	別 居	婚 解	解 消	不 詳					
総 数	2,883	1,517	147	35	1,328	7	289	57	11	1,007	2	186	
計	2,168	1,158	123	21	1,003	6	171	46	11	782	-	187	
夫													
不貞	669	392	33	6	351	2	51	11	5	210	-	24	
虐待	380	173	17	1	155	-	31	10	4	162	-	19	
遺棄	157	81	11	-	70	-	13	1	1	61	-	8	
浪費	191	86	16	4	66	-	12	4	-	89	-	15	
犯罪	63	30	1	-	29	-	4	3	-	26	-	3	
疾病	27	12	-	1	11	-	3	1	-	11	-	-	
性格相違	272	151	13	5	132	1	23	7	-	91	-	8	
が													
尊族と不和	59	29	4	-	24	1	7	-	1	22	-	2	
経済破綻	197	109	20	1	88	-	14	8	-	66	-	7	
その他	67	37	4	1	32	-	9	1	-	20	-	6	
不詳	86	58	4	2	50	2	4	-	-	24	-	45	
妻													
計	715	359	24	14	320	1	118	11	-	225	2	49	
不貞	182	71	6	-	65	-	12	1	-	47	1	4	
虐待	6	2	-	-	2	-	2	-	-	2	-	1	
遺棄	17	7	1	-	6	-	3	-	-	7	-	5	
浪費	25	12	-	1	11	-	3	-	-	9	1	-	
犯罪	4	4	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	
疾病	44	24	2	1	21	-	9	3	-	8	-	-	
性格相違	282	141	5	8	128	-	47	5	-	89	-	4	
が													
尊族と不和	37	20	1	-	19	-	5	-	-	12	-	-	
経済破綻	13	4	2	-	2	-	3	-	-	6	-	2	
その他	35	13	1	-	12	-	8	-	-	14	-	2	
不詳	120	61	5	4	51	1	26	2	-	31	-	31	

婚姻種別——恋愛結婚の方が見合結婚より解消率は高くなつている。

第 10 表 婚姻種別と継続・解消との関係

婚 姻 種 別	見 合		恋 愛
	継 続	解 消	
継 続	683	4,504	147
解 消			1,328
解 消	6.6		9.0
継 続			

婚姻種別と原因別——見合結婚と恋愛結婚とを比較してみると、いづれも申立原因としては不貞・性格相違・虐待などが多いが、見合結婚の方により多い原因としては、虐待・性格相違・疾病などが数えられる。一方、恋愛結婚の方により多い原因としては、不貞・経済破綻などが数えられ

る。

第 11 表 婚姻種別と原因別との関係（百分率）

	申立総数	不 貞	虐 待	遺 補	浪 費	犯 罪	疾 病	性格相違	尊 族 と 不 和	經 激 破 縛	そ の 他 特
見 合	10,803	22.2	16.3	6.2	8.3	1.4	4.4	21.3	3.7	5.6	10.6
恋 愛	2,883	27.8	13.2	6.0	7.5	2.3	2.5	19.2	3.3	7.3	10.9

各原因における婚姻種別——各原因別に解消率を見合・恋愛についてみると、遺棄・犯罪・経済破綻については見合結婚の方が解消率は高くなる。また、虐待・性格相違・不貞・尊族との不和・浪費については、恋愛結婚の方が解消率が高くなる。

第 12 表 各原因における婚姻種別と継続・解消との関係

	不 貞		虐 待		遺 補		浪 費		犯 罪		疾 病		性格相違		尊 族 と 不 和		經 激 破 縛	
	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛
			見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛
継 続	150	39	135	17	28	12	91	16	4	2	13	2	99	18	38	5	51	22
解 消	1,045	416	649	157	278	76	273	77	74	32	216	32	1,012	260	189	43	242	90
解消 継続	7.0	10.7	4.7	9.2	9.9	6.3	3.0	4.8	18.5	16.0	16.1	16.0	10.2	14.4	5.0	8.6	4.7	4.1

地域別離婚申立数——有配偶者10万人につき離婚申立数の多いのは、青森・東京・横浜・鳥取・高知・大分の各家庭裁判所管内であり、少いのは浦和・大津・松江の各家庭裁判所管内である（第1図・第13表）。ここでは、この申立数の多少による地域差より、比較的申立数の多い地域で、しかも都市的と思われる東京・大阪・福岡管内と農山漁村的と思われる青森・鳥取・高知管内との地域差に注目してみた。（なお、参考として比較的申立数の多い釧路・宇都宮・大分管内を表に附しておいた。）

第13表 申立および調停結果別離婚件数(昭和30年)

高裁判管内 家庭裁判所	総 数	成 立					不 成 立	取 下	24条の審判	その他の
		計	婚姻存続	別 居	婚姻解消	不 詳				
申立総数	13,872	6,878	832	166	5,847	33	1,466	5,211	35	282
東京	1,613	772	93	39	637	3	152	627	8	54
	621	309	21	3	283	-	45	231	2	36
	225	104	14	3	87	-	38	80	1	2
	267	112	11	3	97	1	36	111	-	8
	281	130	15	1	113	1	30	116	1	4
	322	156	13	5	134	4	40	122	-	4
	198	91	10	2	79	-	27	77	-	3
	275	134	10	4	120	-	37	101	-	3
	104	55	8	4	43	-	5	43	-	1
	330	206	20	5	181	-	15	104	1	4
大阪	343	149	17	-	131	1	45	145	1	3
	630	329	49	7	270	3	66	219	2	14
	329	186	30	2	153	1	30	112	-	1
	384	186	24	5	157	-	63	127	-	8
	122	68	7	-	61	-	7	46	1	-
	86	41	1	-	40	-	15	28	-	2
	137	71	5	-	66	-	18	47	-	1
	名古屋	474	236	39	14	183	-	49	178	-
	岐阜	173	83	6	1	76	-	18	66	1
	富山	193	101	12	1	88	-	12	78	-
名古屋	福井	110	58	3	-	55	2	12	37	2
	福井	155	68	10	6	50	-	36	49	2
	福井	183	72	7	1	64	-	19	91	-
	島根	319	160	13	2	145	-	31	122	-
	島根	310	141	21	2	118	-	28	136	1
	島根	222	90	12	2	76	-	35	93	1
	島根	141	41	5	3	33	-	18	84	3
	島根	92	38	4	-	34	-	12	41	1
	岡山	587	331	51	7	272	1	64	180	-
	岡山	137	76	4	-	72	-	17	43	-
福岡	福岡	256	119	14	4	101	3	30	104	-
	福岡	292	182	38	3	138	1	14	94	-
	福岡	367	208	28	5	174	-	22	132	..
	福岡	284	109	9	-	100	1	32	81	-
	福岡	192	95	5	2	87	-	14	78	5
	福岡	351	219	44	6	169	-	26	97	5
	福岡	319	173	11	6	156	1	61	82	2
	福岡	191	96	4	4	87	-	9	84	1
	福岡	231	99	14	1	84	1	20	111	-
	福岡	221	101	18	-	82	1	34	76	-
仙台	仙台	287	120	7	-	112	1	30	126	-
	仙台	356	165	8	3	149	5	36	145	-
	仙台	82	37	1	-	35	1	8	36	-
	仙台	171	85	9	2	74	-	14	68	1
	仙台	167	99	96	-	82	1	14	49	-
	仙台	164	65	10	1	53	1	18	81	-
	仙台	166	98	19	-	79	-	13	52	-
	仙台	216	111	21	6	84	-	25	78	-
	仙台	246	105	21	1	83	-	31	103	1
	仙台	246	105	21	1	83	-	31	103	6
札幌	札幌	356	165	8	3	149	5	36	145	-
	札幌	82	37	1	-	35	1	8	36	-
	札幌	171	85	9	2	74	-	14	68	1
	札幌	167	99	96	-	82	1	14	49	-
高松	高松	164	65	10	1	53	1	18	81	-
	高松	166	98	19	-	79	-	13	52	-
	高松	216	111	21	6	84	-	25	78	-
	高松	246	105	21	1	83	-	31	103	2

離婚申立数における地域別と夫妻別——全国における離婚の申立数は、妻からなされる場合が10,430件で、夫からなされる場合の3,442件を遙かに上回っている（第9表）。しかし、都市的と農山漁村的に地域をわけてみると、農山漁村的地域の方がやや妻からの申立数が多いかと思われる。しかしここに選んだ各管内以外の地域をも合せ考えると、殆んど差がないといつた方が妥当であろう。

第14表 總婚申立数における地域別と夫妻別との関係

申立別	東京	大阪	福岡	高知	鳥取	青森	釧路	宇都宮	大分
夫からの申立	456	146	127	39	31	53	16	62	78
妻からの申立	1,157	485	460	177	110	234	151	260	214
妻からの申立 夫からの申立	2.5	3.3	3.6	4.5	3.5	4.4	9.4	4.2	2.7

地域別と離婚申立原因——申立数においては都市的地域の方が遙かに多いが、原因として都市的地域により多いと考えられるものは不貞・性格相違・経済破綻・疾病などである。一方、農山漁村的地域により多いと考えられるのは、虐待・遺棄・浪費などである。

第15表 地域別と離婚申立原因との関係（百分率）

地域別	総数	不貞	虐待	遺棄	浪費	犯罪	疾病	性格相違	尊族と不和	経済破綻	その他不詳
東京・大阪・福岡	2,830	26.6	12.4	5.7	7.0	1.8	3.5	24.1	2.4	7.3	9.2
青森・鳥取・高知	644	16.7	24.5	8.5	9.4	2.2	1.7	18.5	2.2	4.9	11.4

地域別と婚姻種別——一般的に見合結婚が極めて多いが、農山漁村的地域ではこの傾向がより顕著である。

第16表 地域別と婚姻種別との関係（百分率）

地域別	総数	見合	恋愛	不詳
東京・大阪・福岡	2,830	72.4	26.4	1.2
青森・鳥取・高知	644	84.3	15.2	0.5

地域別と継続・解消——調停成立の結果である解消率については、都市的地域および農山漁村的地域との間に差はないようである。（田村健二）

第17表 地域別と継続・解消との関係

地域別	東京	大阪	福岡	高知	鳥取	青森	釧路	宇都宮	大分
継続	93	49	51	21	5	7	16	13	38
解消	637	270	272	84	33	112	82	134	138
解消 継続	6.4	5.5	5.3	4.0	6.6	16.0	5.1	10.3	3.6

14. 家出

Truancy from Home

家出についての正確な統計資料はないが、警察が補導の対象とした少年の取扱事件統計（全国）¹⁾と警視庁（東京）家出入統計²⁾についてみると、いずれも1951年以降累増傾向にあり、このうち犯罪被害および転落したものについては警視庁統計だけで1956年に2,000名もあることは注目すべきであろう。（横山定雄）

注：1) 1956年、厚生省、青少協編、青少年問題白書

2) 警視庁少年課資料

1) 補導少年取扱事件統計（全国）

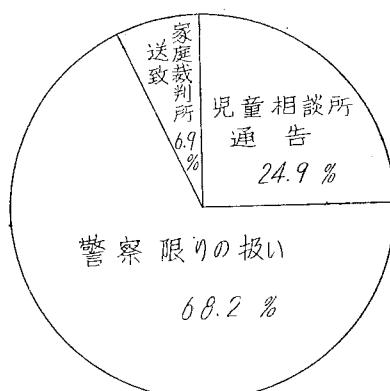
第1表 累年別比較

年度別	人 員	人 員
1 9 5 1		18,618
1 9 5 2		20,099
1 9 5 3		22,284
1 9 5 4		23,811
1 9 5 5		24,868

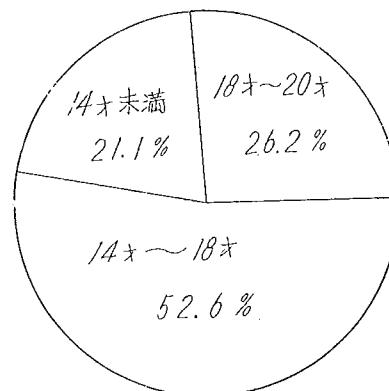
第2表 職業別調（1955年）

学校職業別		人 員
学生生徒	大高中小等学	49 1,632 4,919 2,820 9,420
	学校	
職業別	工事商交農水日無そ	1,423 238 1,338 100 1,492 122 569 8,254 1,922 15,448
	務通産労務の計	
合	計	24,868
	%	6.2

第1図 処置別調（1955年中）



第2図 年令層別調



2) 警視庁取扱事件

第3表 家出人の取扱総数

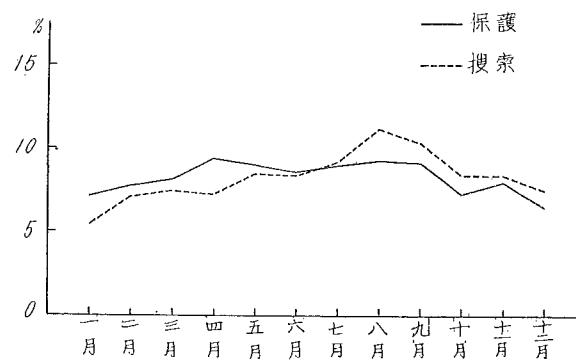
年 度 別	頃				発				そのうち保 護されたも の	
	管 内		管 外		管 内		管 外			
	男	女	男	女	男	女	男	女		
1951	4,292	2,715	916	794	2,076	1,368	865	436	9,081	
1952	5,011	3,070	829	646	2,418	1,536	636	407	8,815	
1953	5,485	3,336	765	693	2,553	1,647	669	403	9,633	
1954	5,815	3,331	594	497	3,024	1,883	570	386	10,064	
1955	6,506	3,865	677	456	3,432	2,169	748	429	10,144	
1956	6,685	4,032	581	415	3,025	1,572	6,048	2,221	9,998	

警視庁少年課資料

第4表 月別、捜索保護取扱数(1955年)

月 種 別	月												総 数	
	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十一 月	十二 月		
捜 索	実 数	848	915	953	1,110	1,073	1,012	1,055	1,092	1,064	880	941	770	11,713
	比率%	7.24	7.81	8.13	9.48	9.16	8.64	9.01	9.32	9.08	7.52	8.03	6.57	100
保 護	実 数	563	727	752	736	869	857	925	1,123	1,038	838	828	742	9,998
	比率%	5.63	7.27	7.52	7.36	8.69	8.57	9.25	11.23	10.38	8.38	8.28	7.42	100

第3図 月別、捜索、保護比



第5表 保護した家出人の家出原因

(1956年度)

原因 動機別	年令別 性別	少 年		成 人		合 計	
		男	女	男	女	男	女
家庭 関係	親子間不和	363	151	98	73	466	224
	夫婦間不和	3	7	21	65	24	72
	兄弟間不和	101	45	15	7	116	52
	父兄等叱責	378	138	14	13	392	151
	結婚忌避	11	11	7	11	18	22
学業 関係	失恋	40	33	19	26	59	59
	その他	298	84	69	51	367	135
	小計	1,194	469	248	246	1,442	715
	入学試験難	21	6	-	-	11	6
	就(転)学目的 その他の学業不振	81	21	7	7	89	28
事業 関係	失業(就職難)	154	23	5	1	159	24
	事業不振	-	-	-	-	-	-
	借金苦	4	-	20	1	24	1
	その他の生活難	32	25	17	16	49	41
	正業忌避	370	62	14	4	384	66
関係	就(転)職目的	1,297	322	122	51	1,419	373
	虐待酷使	14	22	-	-	14	22
	雇主叱責	319	53	17	9	336	62
	小計	2,114	500	244	91	-	591
	精神異常	52	39	154	126	206	165
疾病 関係	精神薄弱	43	30	29	19	72	49
	精神衰弱	39	20	59	34	98	54
	不具疾病等	57	16	25	16	82	32
	放浪癖	369	148	28	20	397	168
	小計	560	253	295	215	855	468
その他	營利誘拐	-	2	-	-	-	2
	誘拐感	9	19	-	2	9	21
	都會憧憬	287	285	58	23	945	308
	その他、好奇心	143	50	9	12	152	62
	使い込み	61	12	28	5	89	17
その他	金銭拐帶	101	11	10	2	111	13
	換擧をおそれ	12	4	5	2	17	6
	怠惰放蕩等	119	63	25	11	144	74
	不明	41	16	15	21	56	37
	その他	695	233	128	124	823	357
小計		2,068	695	278	202	2,346	897
合計		6,192	1,967	1,077	762	7,269	2,729

備考 1. 本表は家出人を保護(被疑者としての逮捕を含む)した警察署において作成する。

2. 総計は月報報告、家出人保護(被疑者としての逮捕を含む)状況総計分6ヶ月分合計数と一致する。

第6表 家出人の犯罪(刑法犯)被害および転落状況調

(1956年度)

年令別 犯罪及び 被害転落別	少 年		成 人		合 計			
	男	女	男	女	男	女	計	
刑 法	殺 人	1	-	2	1	3	1	4
	強 盗	53	1	7	-	60	1	61
	強 犯	6	-	1	-	7	-	7
	放 火	2	-	4	-	6	1	6
	窃 取	45	9	17	3	62	12	74
	かつさらい	261	29	135	9	396	38	434
	盜 そ の 他	502	86	132	15	634	101	735
	暴 行	9	-	5	-	14	-	14
	傷 害	30	1	12	1	42	2	44
	脅 迫	2	-	2	-	4	-	4
犯 罪	脅 喋	86	-	22	-	108	-	108
	詐 欺	57	13	60	6	117	19	136
	横 頒	72	5	22	-	94	5	99
	と 博	8	2	-	-	8	2	10
	わ い せ つ	3	-	-	-	3	-	3
	誘 扱	-	-	-	-	-	-	-
	賭 物	4	-	7	-	11	-	11
	そ の 他	32	9	13	1	45	10	55
	小 計	1,173	155	441	36	1,614	191	1,801
	姦淫された	-	68	-	4	-	72	72
被 害	誘拐された	1	19	-	43	1	62	63
	金品をとられた	60	16	4	7	64	23	87
	そ の 他	6	18	9	4	15	22	37
	小 計	67	121	13	58	80	179	259
転 落	特飲店に働くよ うになつた	-	68	-	15	-	78	78
	闇の女になつた	-	48	-	11	-	59	59
	浮浪者になつた	82	23	18	2	100	25	125
	そ の 他	168	117	69	58	237	175	412
	小 計	250	251	87	86	337	337	674

過去1年以内(換算時基準)に家出したことが原因で犯罪を犯し、若しくは被害を受け又は転落しもたのをそれぞれ該当欄に計上する。

15. 売 春

Prostitution

売春防止法は1956年5月21日に成立し、1957年4月1日から更生保護規定の部分が発効する。そして1958年4月1日からは、赤線地帯は完全に、その姿を消すことになる。しかし実態はどうなのであろうか。ここでは本誌前号にひき続き1955年および一部1956年の資料を基にし、本誌第4号の前年度と比較しながら概観してみたい——時期としては売春防止法案をめぐり、世情やかましかつた時代である。

(a) 全国売春関係地域数、業者数および従業婦数

全国の売春婦は15万名、その中組織売春婦は12万名である。組織売春についてみると地域、従業婦(7,000名減少)、ともに前年に比し、その数が減少してきているのが、業者は逆にやや増加を示している。注目されるのは、駐留軍基地関係の地域、業者、従業婦の大巾な減少である。この傾向は第3表東京警視庁管内でも同様でここでは、管理(組織)売春婦数は前年に比し2,500名の減少となり、特に外人相手が大巾に減少している。

第1表 全国売春関係地域数、

項目 県名	組 極 売											
	特殊飲食店街			二業地及び三業地			特飲以外の集娼地					
	地域	業者	従業婦	地域	業者	従業婦	地域	業者	従業婦	地域	業者	従業婦
北 青 島 宮 秋 海 道 森 手 城 田	10 12 13 8 20	130 114 131 119 256	384 516 493 507 519	0 2 0 0 2	0 2 0 0 18	0 24 0 0 50	31 3 0 6 20	462 147 0 50 249	1,685 471 0 150 588			
山 福 次 柄 群 形 島 城 木 馬	5 19 14 6 18	46 177 181 184 276	222 573 390 432 673	9 17 14 17 12	135 352 208 407 181	254 940 440 839 390	13 17 56 21 8	203 159 672 237 79	444 376 1,206 474 160			
埼 千 東 神 新 奈 玉 葉 京 川 渕	19 12 16 17 18	232 172 1,224 875 171	661 567 4,280 3,375 524	17 12 50 30 57	244 219 2,331 445 861	537 563 4,984 849 1,691	7 7 6 21 *	59 137 813 281 *	126 314 2,350 1,140 *			
富 石 福 山 長 山 川 井 糸 野	34 17 9 9 61	503 338 162 265 674	1,544 889 566 798 1,204	0 10 5 4 27	0 167 67 14 450	0 562 161 199 1,189	0 8 0 0 24	0 75 0 0 1,123	0 147 0 0 2,635			
岐 静 愛 三 滋 阜 岡 知 重 賀	5 38 39 30 7	156 578 725 331 161	841 1,883 2,649 1,340 325	19 19 40 7 2	318 320 540 100 24	1,014 914 1,744 173 42	9 24 17 0 0	166 455 575 0 0	501 1,129 974 0 0			
京 大 兵 奈 和 歌 都 阪 原 良 山	14 6 18 3 6	1,087 570 560 73 169	2,305 3,140 2,422 336 587	12 6 5 6 9	761 391 94 74 104	941 2,013 255 298 194	8 6 13 1 12	8 214 116 12 262	73 595 300 200 574			
鳥 島 岡 広 山 取 根 山 嵩 口	4 9 9 29 24	83 93 232 673 316	261 314 829 2,143 1,870	6 5 0 2 3	48 36 0 9 59	185 206 0 63 298	2 0 0 13 3	33 0 0 331 32	119 0 0 1,059 283			
徳 香 愛 高 福 島 川 知 岡	2 12 4 7 72	100 177 92 190 1,435	344 564 355 815 7,305	6 1 2 0 7	82 27 34 0 57	142 45 188 0 583	5 13 56 24 16	134 125 726 173 268	259 335 1,960 576 1,082			
佐 長 熊 大 宮 賀 崎 本 分 城	18 26 34 20 13	295 589 670 474 148	1,632 2,329 2,804 1,704 790	2 1 6 1 0	2 37 49 21 0	87 77 267 90 0	6 3 * 14 19	106 109 * 392 172	225 318 * 1,438 534			
鹿 児 島 合 計	3	71	364	1	14	30	37	399	1,229			
		789	16,208	59,298	453	9,314	23,421	549	9,554	26,029		

労働省婦人少年局調出所資料

警察、各県公衆衛生課、労働基準監督署等

注: 1) 組極売春 業者によつて經營されているもの。

2) 街 媚 街頭に立つて客をとるもの(ストリートガール)。

3) 散 媚 ボン引、旅館、料亭等と連絡があり、それらの求めに応じて客をとるもの(コールガール)。

4) 特飲以外の集娼地 飲食店、旅館等の名目で売春を行つてゐるところ(いわゆる青線地域)。

5) 地 域 業者数が三軒以上のものを一地域とした。但し駐留軍基地は一つの基地を一地域とした。

6) なほ、青森、佐賀の三業地の業者数については芸妓置屋がないため換算数を記入した。

7) () 街娼、散娼の区別が不能のため重複している。

8) 街娼、散娼で日本人相手、外人相手の区別が不能のもの。

9) * 把握できなかつたもの。

業者数および従業婦数

(1956年4月30日現在)

春			計			1 街 媚		2 散 媚		街娼散娼		売春婦数	
駐留軍基地			小			日本 相 手	外人相手	日本 相 手	外人相手	合 計	総 計		
地 域	業 者	従業婦	地 域	業 者	従業婦								
4	71	393	45	663	2,462	726	0	0	0	726	3,188		
2	133	1,006	19	396	2,017	0	150	0	40	190	2,207		
0	0	0	13	131	493	0	0	0	0	0	493		
1	20	100	15	189	757	180	1,000	100	0	1,280	2,037		
1	1	3	43	524	1,160	10	0	120	0	130	1,290		
1	9	29	28	393	949	31		6		37	986		
0	0	0	53	688	1,889	*	*	*	*	*	1,889		
0	0	0	84	1,061	2,036	0	0	0	0	0	2,036		
0	0	0	44	328	1,745	0	0	0	0	0	1,745		
9	0	0	47	536	1,223	*	367	*	*	367	1,590		
5	311	483	48	846	1,807	0	320	0	100	420	12,227		
3	32	96	34	560	1,540	0	0	0	0	0	1,540		
5	217	1,685	77	4,585	13,299	2,200	800	2,100	700	5,800	19,099		
6	1,926	4,055	74	3,527	9,419	621	774	0	0	1,395	10,814		
0	0	0	75	1,032	2,215						313	12,528	
						30		283					
0	0	0	34	503	1,544	200	0	0	0	200	1,744		
0	0	0	35	500	1,598	0	0	0	0	0	1,598		
0	0	0	14	229	727	0	0	0	0	0	727		
2	10	60	15	289	1,057	100	20	151	0	271	1,328		
0	0	0	112	2,247	4,978	0	0	0	0	0	14,978		
1	40	180	34	680	2,536	122	80	*	*	202	2,738		
5	218	953	86	1,579	4,829	(206)	(600)	(206)	(600)	806	5,635		
1	17	199	97	1,087	5,566	300	130	1,500	500	2,430	7,996		
0	0	0	37	431	1,513	0	0	0	0	0	1,513		
1	17	156	10	202	523	0	300	*	*	300	823		
4	0	0	34	1,856	3,319		1,000			1,000	4,319		
1	35	135	19	1,210	5,883	2,400	600	400	100	3,500	9,383		
1	3	11	37	773	2,988	190	0	770	200	1,160	4,148		
1	17	100	11	176	994	0	0	0	0	0	984		
1	6	20	28	541	1,375	10	0	833	0	843	2,218		
1	3	13	13	167	578	30	120	80	5	235	813		
0	0	0	14	129	520	0	0	0	0	0	520		
0	0	0	9	232	829	(50)	0	(50)	0	50	879		
2	10	40	46	1,023	3,305	510	50	840	50	1,450	4,755		
3	81	1,270	33	488	3,721	78	440	41	791	1,350	5,071		
0	0	0	13	316	745	0	0	600	0	600	1,345		
0	0	0	26	329	944	140	*	70	0	210	1,154		
0	0	0	62	842	2,483	0	0	150	0	150	2,633		
0	0	0	31	363	1,391	0	0	0	0	0	1,391		
7	368	961	102	2,128	9,931	445	148	605	1,240	2,438	12,369		
0	0	0	26	403	1,894	0	0	0	0	0	1,894		
6	224	700	36	959	3,424	50	100	150	-	300	3,724		
1	0	0	40	719	3,071	40	250	15	10	315	3,386		
1	225	487	36	1,052	3,719	*	*	*	*	*	3,719		
0	0	0	32	320	1,324	30	0	40	0	70	1,394		
1	1	2	42	485	1,625	300	0	0	0	300	1,925		
77	3,995	13,137	1,868	39,067	121,855	8,682	5,649	8,565	3,736	28,838	105,723		

(b) 売春事犯被疑者

売春事犯被疑者の再犯率は前年に比し増加している。また同表および第5表によると、売春婦は年令別では20年～25年未満をピークとして25年～30年未満、30年以上、18年～20年未満がそれぞれ次いでいるが、年令別分布をみると前年に比し18年～25年未満はやや減少し、25岁以上がやや増加している。このことは、25年をこすとそれ以前に比し更生がますます困難になることを示しているのかも知れない。

第2表 売春事犯被疑者

年令別 区分		16年未満	16年以上 18年未満	18年以上 20年未満	計	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	計	総数
総 数		13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513
教育程度	小学校以下	9	78	803	890	5,584	3,161	2,294	11,039	11,929
	中学校以上	3	76	989	1,068	3,786	1,358	584	5,728	6,796
	高校以上	1	-	152	153	797	540	298	1,635	1,788
	計	13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513
現職業	飲料関係接客業	5	87	390	482	2,184	914	663	3,761	4,243
	事務員又は店員	1	-	10	11	84	26	19	129	140
	女工	1	2	16	19	66	23	10	99	118
	学生生徒	3	1	-	4	6	1	-	7	11
	その他	-	2	123	125	253	318	209	780	905
	無職	3	62	1,405	1,470	7,574	3,777	2,275	13,626	15,096
計		13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513
配偶者の関係	未婚	13	149	1,870	2,032	8,507	3,125	680	12,312	14,344
	既婚	-	2	43	45	546	582	736	1,864	1,909
	{有婦又は死離婚又は死別した者	-	3	31	34	1,114	1,352	1,760	4,226	4,260
	計	13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513
家庭生活状況	上流	-	-	2	2	10	9	6	25	27
	中流	1	13	120	134	1,246	475	371	2,092	2,226
	下流	12	141	1,822	1,975	8,911	4,575	2,799	16,285	18,269
	計	13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513
前職業	農漁業	-	25	136	161	657	297	123	1,077	1,238
	料理関係接客業	1	30	232	263	2,172	1,201	818	4,191	4,454
	事務員又は店員	1	3	59	63	577	250	124	951	1,014
	女工	2	14	68	84	516	194	136	846	930
	その他	3	19	209	231	1,262	524	416	2,202	2,433
	無職	6	63	1,240	1,309	4,983	2,593	1,559	9,135	10,444
計		13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513
動機	生活苦	5	66	1,324	1,395	7,292	3,916	2,524	13,732	15,127
	家庭不和	1	9	79	89	432	269	135	836	925
	自暴自棄	1	12	122	135	409	165	71	645	780
	好奇心虚榮心	1	26	206	233	1,182	365	102	1,649	1,882
	誘惑惑	4	30	109	143	281	60	44	385	528
	その他	1	11	104	116	571	284	300	1,155	1,271
計		13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513
再犯関係	初犯	12	110	1,123	1,245	3,356	1,598	1,075	6,029	7,274
	再犯	1	44	821	866	6,811	3,461	2,101	12,373	13,239
	計	13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513

犯罪統計書、昭30年、警察庁刑事部調査統計課

(c) 警視庁管内における売春婦

以下の表は警視庁管内における1956年度の売春婦についてである。

売春婦の内容についてみると——その動機は、第3表・第4表によると、生活苦が圧倒的に多くしかもこの傾向は前年に比し増加しつつある。更に第5表を併せみると売春婦は教育程度では小学校以下、現職業では無職、配偶者の関係では未婚、家庭生活の状況では下流、前職業では無職が圧倒的に多いことが分る。そしてこの傾向は前年に比し顕著となりつつある。このことは、売春婦が経済的にも家庭的にも、また社会的適応能力でも条件的に恵まれていないと云えよう。従つて、その更生が極めて困難のように考えられる。

第3表 売春婦概数

(1955年12月調)

区分 種別		管 理 売 春 婦				街 婦 婦	合 計
		飲 食 店	旅 館	そ の 他	小 計		
1955年	外人相手	111	84	522	717	521	1,238
	邦人相手	6,060	178	271	6,509	840	7,349
	外人、邦人、两者	6	-	77	83	47	130
	計	6,177	262	870	7,309	1,408	8,717
増 減		- 1,238	- 90	- 1,176	- 2,549	- 242	- 2,791
1954年	外人相手	1,323	158	1,706	3,187	812	3,999
	邦人相手	6,037	158	288	6,483	838	7,321
	外人、邦人、两者	100	36	52	188	-	188
	計	7,460	352	2,046	9,858	1,650	11,508
増 減		390	- 123	- 119	148	160	303
1953年	外人相手	125	265	430	820	313	1,130
	邦人相手	965	175	210	1,350	790	2,140
	外人、邦人、两者	70	35	25	130	-	130
	計	1,160	475	665	2,300	1,103	3,400

年報No.41), 警視庁防犯部

第4表 売春婦の転落動機、学歴別調

(1955年)

(昭和30年度分は本部及各署扱の実人員について調査した)

学歴別		生活苦	自暴自棄	好奇心	家庭不和	誘惑	虚榮心	その他	計
1955年	小学以下	1,475	77	65	91	59	44	52	54.31
	中学以上	800	60	104	56	68	79	45	35.34
	高校以上	183	18	32	35	22	34	25	10.23
	大学以上	3	-	-	-	-	-	1	10.10
	計	2,463	155	201	182	149	157	123	-
	比率(%)	71.5	4.5	5.9	5.4	4.4	4.7	3.6	100
増減		19.5	-2.5	-4.7	-0.6	-5.0	-5.7	-1.0	
1954年	小学以下	140	10	9	11	15	22	11	43.6
	中学以上	80	23	34	13	25	20	12	41.4
	高校以上	39	2	10	6	7	10	-	14.8
	大学以上	1	-	-	-	-	-	-	0.2
	計	260	35	53	30	47	52	28	-
	比率(%)	52	7	10.6	6	9.4	10.4	4.6	100
増減		13	3	-18	-11	-20	-55	21	-67
1953年	小学以下	66	11	19	10	15	32	1	154
	中学以上	117	16	38	22	39	48	-	284
	高校以上	61	5	14	9	13	27	1	130
	大学以上	3	-	-	-	-	-	-	3
	計	247	32	71	41	67	107	2	567
	比率(%)	43.56	5.65	12.52	7.23	11.82	18.87	0.35	100

第5表 売春婦の年令別前職業別調

(1955年)

職業別 年令別		無職	飲料関係婦	農漁業	女工	事務員	店員	その他	計
1955年	14年未満	2	-	-	-	-	-	2	4
	14年以上16年未満	1	1	-	-	-	1	4	7
	16～18〃	45	18	-	10	-	8	17	98
	18～20〃	59	66	10	16	3	7	17	178
	20～25〃	744	375	80	50	58	35	99	1,441
	25～30〃	518	178	32	24	31	22	65	874
	30年以上	521	130	15	14	19	13	40	752
	40年〃	53	16	1	-	-	1	9	80
	計	1,943	784	138	114	111	87	253	3,430
比率(%)		56.6	22.8	4.0	3.3	3.2	2.5	7.3	100
1954年	人員	144	200	8	33	31	22	60	500
	比率(%)	28.8	40.0	1.6	6.6	6.2	4.4	12.0	100

第6表によると売春婦の住居では自宅或は不定が増加しており、街娼、散娼の増加が推察される。第7表はこの街娼の東京における地域的分布である（総数においてやや減少しているのは奇異な感がする）。とにかく、売春防止法施行により組織売春が許されなくなると、社会的適応条件に恵まれずしかも眼前に生活苦を抱かねばならないこれら売春婦は、今後いよいよ街娼・散娼に流れ再犯を重ねてゆく可能性が強いのではないか。

第6表 売春婦の住居調

(1955年)

種別 年別		自宅	間借り	住込	不定	寄寓	その他	計
1955年	人員%	447 12.9	1,119 32.6	1,015 29.6	663 19.3	112 3.3	77 2.3	3,430 100%
1954年	人員%	41 8.2	203 40.6	183 36.6	30 6	18 3.6	25 5	500 100%

警視庁防犯部資料

第7表 街頭に徘徊する売春婦の分布状況

(1955年12月調)

調査時期	立福	川生	新宿	浅草	渋谷	新橋	上野	池袋	東京	銀座	成増	本郷	キレイ	五附	中新井	羽田	板橋	その	合	
	昭島	地区	盛場	一帯	駅周辺	駅周辺	駅周辺	駅周辺	駅周辺	一帯	駅附近	所町	所町周辺	タバコ附近	反田	井町附近	野町附近	空港近	他	計
1955年12月	335	210	160	95	72	65	55	46	40	39	30	25	20	9	0	0	187	1,408		
増減	55	-	83	-	24	15	2	3	5	-	15	5	9	0	3	16	2	42	10	- 183 - 242
1954年12月	300	293	184	80	70	62	50	61	35	30	30	22	4	7	42	10	370	1,650		
増減	-	122	-	136	53	-	61	2	12	-	34	-	12	5	-	2	-	11	7	- 8 10 284 447
1953年12月	-	171	320	27	181	50	38	95	39	25	30	20	15	-	50	-	84	1,103		

警視庁防犯部資料

第8表は東京警視庁資料による更生保護相談室取扱状況であるが、売春婦数（第1表によると東京で20,000名）に比しているから貧弱なものが分る。1957年4月から更生保護規定の部分が発効されるにも拘らず、1957年3月現在においても婦人相談所の開設されたのは5府県であり、保護施設は7府県に16所665名の収容力しかない。しかも、総理府、厚生省、労働省、警察庁、法務省、最高裁判所で売春防止法の為の予算提出額は、合計118,600万円は、大蔵省により45,200万円に削減ってしまった。売春問題はその防止法をめぐり、今後幾多の困難に遭遇することと思われる。

第8表 更生保護相談室取扱状況

(1955年12月中)

方面別 取扱量名 区分	1			3			4			5			6			7		本部	外 来 相 談	総 計			
	丸 内	万 世 橋	築 地	愛 宕	麻 布	北 沢	碑 文 谷	渋 谷	淀 橋	四 谷	駒 込	池 袋	目 白	王 子	赤 羽	上 野	浅 草	南 千 住	本 安 所	計			
更生相談室取扱数	6	3	14	12	4	1	1	20	22	23	1	22	1	3	1	1	31	6	8	11	191	8	199
施設収容数	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	4	1	-	-	-	7	-	-	-	16	4	20

警視庁防犯部資料

第9表は参考迄に、東京警視庁資料における売春婦の出身地別を挙げておいた。各地方大差はないようであるが、全国的に分布してきたことがみられよう。(田村健二)

注：第1表は労働省婦人少年局による全国調査、第2表は警察庁による全国調査、第3表以下は東京警視庁による東京管内の調査のそれぞれの結果である。

第9表 売春婦の出生地調

地区別 年別	東北地方							関東地方							中部地方					
	北海道	青森	岩手	宮城	山形	秋田	福島	計	東京	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	神奈川	計	新潟	山梨	長野	
1955年	人員	83	42	32	72	66	75	177	470	888	201	148	133	202	201	143	1,916	100	71	108
	%	2.4	1.2	0.9	2.3	1.9	2.2	5.2	13.7	25.9	5.8	4.3	3.9	5.9	5.8	4.1	55.7	2.9	2.0	3.1
地区別 年別	中部地方							近畿地方							中国地方					
	静岡	富山	石川	福井	岐阜	愛知	計	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	計	鳥取	島根	岡山	広島	
1955年	人員	74	16	24	12	16	48	469	11	10	31	77	83	9	8	179	5	1	15	24
	%	2.2	0.5	0.7	0.3	0.5	1.4	13.6	0.3	0.3	0.9	2.3	0.9	0.3	0.2	5.2	0.2	0.0	0.5	0.7
地区別 年別	四国地方							九州地方							その 他	合 計				
	山口	徳島	香川	愛媛	高知	計	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計	その他	合 計	合 計	合 計		
1955年	人員	26	71	7	9	11	11	88	44	14	18	18	13	8	50	165	39	3,430	100	
	%	0.8	2.2	0.2	0.3	0.3	0.3	1.1	1.3	0.4	0.5	0.5	0.4	0.2	1.5	4.8	1.1			
1954年	人員	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60		500	100	
	%	0.6	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2				

警視庁防犯部資料

16. 老人問題および養老施設

Problems and Institutions for the Aged

わが国の老人は、非常な勢で増えつつある。現在60才以上の老人は総数742万人を越え、日本の総人口9,017万人の8.2%にあたる。これはイギリス、フランスの16.1%，アメリカの12.5%に較べると必ずしも高率とは云えないが、1950年にくらべわずか6年間に101万人もくなつており、最近における老人人口の増加がいかに急速であるかを示している。

第1表 年令階層人口

(人口問題研究所)

年度別	人口(単位千人)					割合(単位%)		
	総数	15才未満	15~60才	60才以上	65才以上	15才	15~60才	60才以上
1930						36.6	56.0	7.4
1935	68,662	25,309	38,253	5,099	3,189	36.8	55.8	7.4
1950	83,200	29,428	47,354	6,413	4,109	35.4	56.9	7.7
1951	84,573	29,662	48,386	6,525	4,178	35.1	57.2	7.7
1952	85,852	29,740	49,404	6,707	4,304	34.6	57.6	7.8
1953	87,083	29,752	50,434	6,848	4,428	34.2	57.9	7.9
1954	88,293	29,888	51,361	7,044	4,599	33.8	58.2	8.0
1955	89,264	29,667	52,364	7,233	4,737	33.2	58.7	8.1
1956	90,172	29,222	53,527	7,423	4,833	32.4	59.4	8.2
1961	98,230	27,308	57,688	8,235	5,336	29.3	61.9	8.8
1965	96,333	22,860	64,072	9,409	6,084	23.7	66.5	9.8
1975	108,053	21,162	70,010	11,881	7,841	20.6	67.9	11.5
1985	106,927	21,068	71,557	14,302	9,448	19.7	66.9	13.4
1995	106,389	17,829	69,691	18,869	12,223	16.8	65.5	17.7
米国 1952						28.1	59.4	12.5
英國 1953						22.3	61.6	16.1
仏國 1952						23.2	60.6	16.1

老人の生活上の問題はいろいろあるが、経済生活の保障と他の家族員との対人関係の二つに集約されよう。

老人の職業は、生計の上からいつても、また家庭における正当な地位を保つためにも現在では重要な問題になつている。

第2表 就業者の年令別構成の推移（単位千人）

年令別 推 移	1930年		1950年		1954年	
	実 数	比 率 %	実 数	比 率 %	実 数	比 率 %
14才～19才	4,595	16.1	5,150	14.1	4,700	11.8
20才～39才	13,398	47.0	16,950	46.5	18,800	47.1
40才～64才	9,400	32.9	12,730	34.9	14,450	36.2
65才以上	1,155	4.0	1,650	4.5	1,970	4.9
合 計	28,548	100.0	36,480	100.0	39,930	100.0

注：この資料は昭和5年（1930）及び25年（1950）は国勢調査、29年（1954）は労働調査9月分

上表によると就業中にしめる老人の割合が年を追つて次第に増加していることが分る。

第3表 年令別労働力率の国際比較（単位%）

国 別	男			女		
	15～19才	20～64才	65才以上	15～19才	20～64才	65才以上
日本 1952年	58.7*	99.4	55.3	53.8*	54.4	22.0
中国 1950年	44.9	90.0	41.4	26.3	33.0	7.8
米国 1951年	82.9	96.8	32.0	78.2	36.0	5.3
フランス 1946年	75.6	93.2	54.4	58.6	50.0	22.3
西独 1950年	84.7	93.2	26.8	77.5	40.1	9.7

注：この資料はI, L, O, Year Book 1954年

1) * は 14～19才

注：第2、3表は寿命学会研究会年報 1956年版による。

上の表は年令別の労働力率を日本と欧米諸国について示したもので、日本とフランスの65才以上が男女とも特に高い事が注目される。この日仏両国の数値は似ているにもかかわらず、これを規定する要因はまったく違つているといえよう。すなわちフランスでは労働力が不足し、外国から移入しているような状態であるので、もう隠退すべき時期がきている老人でも正常な雇傭状態で職場にひきとめられているためである。これに対して日本の場合は労働力が過剰であり、不完全就業状態にあるものが多く、一家の生計中心者の収入が低いため老人も一家の収入の補助をするためと思われる。

今日の老人たちは多くは生活のために働くなければならないが、就業の機会はそうころがつてゐるわけではない。厚生行政基礎調査 昭和30年（1955）によれば65才以上の男子、60才以上の女子老人合計約600万人のうち収入のともなう仕事があるものは約140万人（23%）、ないものは460万人（77%）となり、特に女子では約85%が仕事をもたない。それでも男子の場合は農村でも都市でも職を持つているものが割合が多く、女子でも農村の場合は一応農業等に従事しているが、都市の女子老人では収入をともなう仕事をもつものは極めて少い。

このような社会の情勢に応え、養老施設（養老院）は戦後特に急激に増設されて来ており、昭和31年（1956）3月末現在で479施設、収容定員27,720人となり、昭和24年（1949）の189施設の約

2.5倍、昭和24年（1949）末の91施設の実に5倍という増加を見ている。

第4表 養老、救護施設数調

1956年4月1日現在

施設別	養 老	救 護
北海道 青岩管 秋	16(6) 4(1) 2(1) 2(1) 10(1)	3(3)
山福茨 群	6(2) 5(2) 4 6(1) 8(5)	2(1) 1 1(1)
埼玉東 神奈	4(1) 13(5) 20(16) 8(3) 14(1)	1(1) 4(3) 3(3)
富石福 山長	3 3(2) 6(1) 5(1) 19(2)	2(2)
岐静愛 三義	14(2) 14(7) 15(3) 15(1) 5(1)	1(1) 2 1 1 1(1)
京大兵祭 和歌	7(4) 24(14) 25(12) 5(3) 12(1)	2 3(3) 3(1) 1(1) 1
鳥島福 山	5 6(1) 15(1) 16(6) 14(1)	1 2 1 2
徳香愛 高福	7(1) 7(1) 18(2) 4 29(11)	1 1 2
佐長熊 大官	5(2) 14(2) 15(3) 9(2) 13(1)	1 1(1)
鹿児島	8(1)	1
計	479(135)	47(22)

注：()の数字は社会福祉法人の經營にかかる施設の再掲

厚生省でもこれに力を注ぎ、「保護施設整備の国庫負担について、救護施設、養老施設の設置に重点を置き、その他の施設については、地方の実情を斟酌し、必要に応じ認められる方針である」と各府県に通知している。

府県別の養老救護施設の調査表を見よう。

現在養老院に入った方がよいと思われる老人で入つていらないものも多数いる。例えば生活保護法による被保護者であつて、60才以上の単身者または夫婦の世帯のうち、居宅保護の取扱いを受けている世帯は94,745世帯、人員にして115,649人あり、更に範囲をせばめて借家、借間に居住するもののみでも53,717世帯、64,901名に達し、現状を解決するためには、なお3倍以上の施設を必要とするわけである。

第5表 被保護老令世帯実態表

区分 住宅 の状況別	収入のある世帯		収入の無い世帯		計	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
自 家	26,160	33,697	10,072	11,874	36,232	45,571
借 家	20,453	26,736	9,412	11,149	29,865	37,885
借 間	13,421	15,558	10,431	11,458	23,852	27,016
養 老 施 設	1,458	1,504	24,821	25,444	26,285	26,954
救 護 施 設	55	59	859	870	914	929
更 生 施 設	80	86	653	658	733	744
宿 所 提 供 施 設	290	347	183	215	473	562
そ の 他	1,298	1,454	3,025	3,105	4,323	4,559
計	63,215	79,441	59,462	64,779	122,677	144,220
同上医療機関に 入院中の者再掲					4,511	4,954

本調査は1956年6月1日現在の生活保護法による保護を受けている高令者世帯中、60才以上の単身者、60才以上の夫婦夫婦の一方が60才以上、他方が50才以上のものにつきその住宅の状況、収入の状況を調べたものである。

また昭和29年（1954）10月現在の調査によれば60才以上の被保護老人は228,912人であり、別な見方をすれば、これらの老人もまた養老施設に入つた方がよいと言え得るであろう。201,192人がその該当者と考えられ、養老施設入所は7.3倍という老人がなお社会に存在していると考えられる。

第6表 老令人口に対する養老施設収容力調

都道府県	区分	1955年10月現在 国勢調査の人口 (A)	60才以上の推定 人口 (B)	1954年10月現 在被保護人員 (60才以上) (C)	1955年4月現 在養老施設収 容定員 (D)	$\frac{D}{B}$	$\frac{D}{C}$
北青岩宮秋	海道	4,773,087	181,612	9,745	1,331	0.47	13.70
		1,382,523	82,951	3,563	217	0.26	6.09
		1,427,097	101,324	2,522	130	0.12	5.15
		1,727,065	115,713	3,191	220	0.19	6.89
		1,348,871	76,886	2,485	329	0.43	13.23
山福茨堺群	形島城木馬	1,353,649	96,109	2,506	341	0.35	13.60
		2,095,237	152,952	4,691	280	0.18	5.96
		2,064,037	175,443	4,581	240	0.14	5.23
		1,547,580	120,711	2,856	260	0.22	9.10
		1,613,549	124,243	3,077	453	0.37	14.72
埼千東神新	奈	2,262,623	178,747	4,419	280	0.17	6.33
		2,205,060	196,250	5,150	404	0.21	7.84
		8,037,084	442,010	19,218	2,888	0.65	14.98
		2,919,497	181,848	6,449	840	0.45	13.02
		2,473,492	202,826	4,846	596	0.29	12.29
富石福山長	山川井梨野	1,021,121	82,711	2,528	255	0.31	10.08
		966,187	87,923	2,864	528	0.60	18.40
		754,655	70,881	2,343	296	0.42	12.63
		807,444	68,599	1,772	234	0.34	13.20
		2,021,292	179,895	4,302	976	0.54	22.68
岐靜愛三滋	阜岡知重賀	1,583,605	139,357	3,585	670	0.48	18.68
		2,650,435	209,384	3,504	480	0.23	13.69
		3,769,209	290,229	7,888	840	0.29	10.64
		1,485,582	136,673	5,501	585	0.43	10.63
		855,734	81,958	2,543	320	0.39	12.58
京大兵奈和	歌	1,935,161	154,812	8,274	950	0.61	11.48
		4,618,308	286,335	10,809	1,923	0.67	17.79
		3,620,947	278,813	11,572	1,310	0.47	11.32
		776,861	68,364	2,850	867	0.54	12.87
		1,006,819	92,627	3,804	590	0.64	15.50
島島岡広山	坂根山島口	614,259	59,583	1,942	216	0.36	11.12
		929,066	97,552	3,235	330	0.33	10.20
		1,689,800	163,911	6,682	755	0.46	11.29
		2,149,044	195,563	7,711	816	0.42	10.58
		1,609,839	130,056	5,376	569	0.44	10.58
徳香愛高福	島川媛知岡	878,109	85,177	3,992	329	0.39	8.24
		943,823	88,719	3,347	336	0.38	10.03
		1,540,128	137,116	6,277	666	0.49	10.61
		882,683	90,916	3,588	803	0.33	8.44
		3,859,764	262,464	7,262	1,532	0.58	21.09
佐長熊大宮	賀崎本分崎	973,749	78,000	1,976	256	0.32	12.95
		1,747,596	132,817	4,737	548	0.41	11.56
		1,895,663	163,027	6,529	725	0.44	11.10
		1,277,199	114,948	3,383	389	0.34	11.49
		1,139,384	85,454	3,304	519	0.61	15.70
鹿児島		2,044,112	169,661	6,088	298	0.18	4.89
計		89,275,529	6,818,180	228,910	27,720	0.40	12.11

人口の激増、老令化および低所得階層の著しい増加などの理由から、養老施設の必要性は益々昂まりつつある。同時に最近老人福祉法、老令年金制度、或は有料老人ホーム等の重要性が強調されるようになった。有料老人ホームは現在11ヶ所設立されて居り、老令年金制度は極く小規模ではあるが、一地方又は一地区を範囲として無醸出年金制度を実施している所がいくつもある。

(加藤正明、須藤憲太郎、田頭寿子)

注：厚生省、全国社会福祉協議会発行、社会福祉の動向、および社会福祉施設研究会発行、生活保護施設事務必携による。

17. 迷信および宗教

Superstition and Religion

(a) 迷信

文明国でありながら俗信・迷信といわれるものが生活習慣の中に広く行われている国は珍しい。日本の社会においては、この過去の残存文化がまだ広くみられるが、わが国が特異な文化的伝統のもとに発展してきたからであろう。しかもこの俗信、迷信が社会の近代化に多かれ少なかれブレークになつており、精神衛生的な見地からみても幾多の問題をはらんでいることはたしかのようである。ここではその実態を知るために、1950年に迷信調査協議会が行つた資料を紹介することとする。(1955年発行迷信調査協議会編「生活慣習と迷信」技報堂による)

1) 総括

第1表 総括表

(実数) 1,373名の百分比総計=100%

問題別	肯定	中間		否定	無記入
		半肯定	わからぬ		
I 十二支と人の性質	7.48	45.65	-	46.32	0.55
II 縁組の際の相性	22.70	35.68	-	40.84	0.78
III 丙午(ひのえうまと)	13.70	30.97	-	54.29	1.04
IV 日の吉凶の使用	33.02	43.76	-	22.78	0.44
V 家相のよしあし	46.57	-	28.62	23.87	0.94
VI 厄年	35.79	-	29.33	34.28	0.60
VII おみくじ、占い	1.66	45.02	11.17	41.68	0.47
VIII 御祈祷の効果	6.43	40.53	11.25	41.27	0.52
IX 運勢判断	2.97	54.31	12.14	29.97	0.61
X 化物ゆうれいの存在	2.04	-	10.70	86.82	0.44
XI 虫のしらせ	27.62	46.63	6.76	18.39	0.60
XII たたり	15.52	31.73	11.69	40.31	0.75
XIII 死後の魂の存在	22.49	20.07	18.53	38.13	0.78
XIV 犬神狐つき	17.58	-	24.74	57.10	0.58
XV 病気の際のまじない	2.07	14.18	31.35	51.98	0.42

第1表は総括的な支持率である。この中で積極的支持者（肯定）についてみると、「家相のよしあし」「日の吉凶（仏滅・友引など）」「厄年」などがきわめて多く問題にされ、「運勢判断」「おみくじ」「祈禱・まじない」などは、あまり信じられていない。多少問題にする程度（半肯定）に拡大した場合、支持者の率が50%以上になるものは、「日の吉凶」「虫のしらせ」「縁組のさいの相性」「運勢判断」「十二支で人の性質が分る」の5項目に達する。

2) 男女別による迷信比率

第2表男女別についてみると、それ程の差はないが、「日の吉凶」「化物・ゆうれい」「病気とまじない」以外は、一般的に女の方が男より迷信を支持している。

百分比は各質問毎、上欄調査数について行っている。（以下同じ）

第2表 男女別分析表

問 题	男 (3,844名)					女 (2,529名)				
	肯 定	中 間		否 定	無記入	肯 定	半 肯 定		否 定	無記入
		半 肯 定	わからぬ				半 肯 定	わからぬ		
I 十二支と性質	7.44	42.51	-	49.66	0.39	7.55	50.41	-	41.24	0.80
II 縁組と相性	21.18	34.26	-	43.89	0.67	25.03	37.80	-	36.22	0.95
III ひのえうま	12.10	30.31	-	56.55	1.04	16.13	31.99	-	50.85	1.03
IV 日の吉凶	31.48	44.43	-	23.65	0.44	35.35	42.74	-	21.47	0.44
V 家 相	46.80	-	25.47	26.22	0.91	46.22	-	33.41	19.38	0.99
VI 厄 年	32.60	-	27.70	39.10	0.60	40.65	-	31.79	26.97	0.59
VII おみくじ、占	1.33	43.31	9.99	44.82	0.55	2.17	47.61	12.97	36.89	0.36
VIII 御 祈 祷	6.04	39.80	1.73	43.96	0.47	7.04	41.64	13.56	37.17	0.59
IX 運勢判断	2.65	54.03	10.28	32.54	0.50	3.44	54.72	14.99	26.06	0.79
X 化物ゆうれい	2.13	-	9.45	87.98	0.44	1.90	-	12.62	85.05	0.43
XI 虫のしらせ	24.17	45.57	6.95	22.79	0.52	32.86	48.24	6.48	11.70	0.72
XII たたり	14.67	29.68	10.51	44.48	0.66	16.80	34.84	13.48	33.97	0.91
XIII 霊 魂	20.08	20.00	16.18	43.13	0.61	26.14	20.17	22.10	30.53	1.06
XIV つき 物	16.41	-	22.22	60.71	0.66	19.34	-	28.59	51.60	0.47
XV 病気とまじない	1.90	15.09	30.05	52.50	0.46	2.33	12.81	33.33	51.17	0.36

3) 年令別による迷信比率

第3表 家相のよしあしがあると思うか

性別、年齢別 (該当者実数)		肯定	中間		否定	無答
				わからぬ		
男	29才以下(632)	37.34		27.53	33.54	1.58
	30~39(1007)	47.27		25.62	26.32	0.79
	40~49(1653)	48.70		24.92	25.83	0.54
	50以上(552)	51.09		24.46	23.01	1.45
女	29才以下(508)	42.52		35.24	21.26	0.98
	30~39(1219)	44.18		35.44	19.52	0.90
	40~49(668)	50.00		29.49	19.16	1.35
	50以上(134)	60.45		27.61	11.94	-
計	29才以下(1140)	39.65		28.62	28.07	1.32
	30~39(2226)	45.55		30.90	22.60	0.85
	40~49(2321)	49.07		31.00	23.91	0.78
	50以上(686)	52.92		26.24	20.85	1.17
全年齢(6373)		46.57		25.07	23.87	0.94

第4表 厄年には何か悪いことがあると思うか

性別年齢別 (該当者実数)		肯定	中間		否定	無答
				わからぬ		
男	29才以下(632)	30.22		27.37	41.77	0.68
	30~39(1007)	28.90		30.09	40.71	0.80
	40~49(1653)	34.37		26.01	38.90	0.54
	50以上(552)	36.78		28.80	33.70	1.45
女	29才以下(508)	39.37		33.27	26.77	0.60
	30~39(1219)	38.64		32.08	28.71	0.57
	40~49(668)	42.07		31.44	25.75	0.75
	50以上(134)	56.72		25.37	17.91	-
計	29才以下(1140)	34.30		30.00	35.09	0.61
	30~39(2226)	34.23		31.18	34.14	0.45
	40~49(2321)	36.59		27.57	35.11	0.73
	50以上(686)	40.67		28.18	30.61	0.58
全年齢(6373)		35.79		29.33	34.28	0.60

第5表 日の吉凶(仏滅・友引など)を問題にするか

性別年齢別 (該当者実数)	肯定	中間		否定	無答	
		半肯定				
男	29才以下(632)	28.48	37.34		33.07	1.11
	30~39(1007)	30.49	45.88		23.54	0.10
	40~49(1653)	31.76	46.22		21.48	0.54
	50以上(552)	35.87	44.57		19.57	-
女	29才以下(508)	33.07	42.91		23.62	0.39
	30~39(1219)	33.22	43.48		22.81	0.49
	40~49(668)	37.13	42.66		19.76	0.45
	50以上(134)	54.48	35.82		9.70	-
計	29才以下(1140)	30.53	39.82		28.80	0.79
	30~39(2226)	31.99	44.56		23.14	0.31
	40~49(2321)	33.30	45.20		20.98	0.52
	50以上(686)	39.50	42.86		17.64	-
全年齢(6376)		33.01	43.76		22.78	0.44

第6表 縁組のとき相性を問題にするか

性別年齢別 (該当者実数)	肯定	中間		否定	無答	
		半肯定				
男	29才以下(632)	20.41	32.75		45.41	1.42
	30~39(1007)	20.46	33.86		45.38	0.39
	40~49(1653)	21.17	34.24		44.04	0.54
	50以上(552)	23.37	36.78		38.95	0.91
女	29才以下(508)	23.43	36.02		39.17	1.38
	30~39(1219)	22.48	38.47		38.15	0.90
	40~49(665)	26.65	39.07		33.38	0.90
	50以上(134)	46.27	32.09		21.64	-
計	29才以下(1140)	21.25	34.21		42.63	1.41
	30~39(2229)	21.56	36.39		41.42	0.68
	40~49(2321)	22.75	35.63		40.97	0.65
	50以上(686)	27.84	35.86		35.57	0.73
全年齢(6373)		22.70	35.67		40.84	0.78

第7表 御祈禱やまじないはききめがあると思うか

性別年齢別 (該当者実数)		肯定	中間		否定	無回答
			半肯定	わからぬ		
男	29才以下(632)	6.80	34.49	8.54	49.84	0.32
	30~39(1007)	6.16	40.91	6.85	45.68	0.40
	40~49(1653)	5.44	40.11	10.89	43.07	0.48
	50以上(552)	6.70	42.93	12.86	36.78	0.72
女	29才以下(508)	7.68	41.14	12.20	38.19	0.79
	30~39(1219)	5.74	41.92	13.78	37.74	0.82
	40~49(665)	7.04	39.97	14.22	38.62	0.15
	50以上(134)	16.42	49.25	13.43	20.90	-
計	29才以下(1140)	7.19	37.46	10.18	44.65	0.53
	30~39(2226)	5.98	41.46	10.65	41.33	0.63
	40~49(2321)	5.90	40.07	1.85	41.79	0.39
	50以上(686)	8.60	44.17	12.97	33.67	0.58
全年齢(6373)		6.43	40.53	40.53	41.27	0.52

第8表 運勢判断(易・手相など)はあたると思うか

性別年齢別 (該当者実数)		肯定	中間		否定	無回答
			半肯定	わからぬ		
男	29才以下(632)	1.58	56.01	8.07	34.34	-
	30~39(1007)	3.08	55.11	9.43	31.98	0.40
	40~49(1653)	2.72	53.60	10.53	32.61	0.54
	50以上(552)	2.90	51.09	13.59	31.84	1.09
女	29才以下(508)	2.95	57.48	12.60	26.18	0.79
	30~39(1219)	2.79	55.62	15.01	25.59	0.98
	40~49(668)	4.64	51.50	15.12	28.14	0.60
	50以上(134)	5.22	52.24	23.13	19.40	-
計	29才以下(1140)	2.19	56.67	10.03	30.70	0.35
	30~39(2226)	2.92	55.39	12.49	28.48	0.72
	40~49(2926)	3.27	52.99	11.85	31.32	0.56
	50以上(686)	3.35	51.31	15.45	29.01	0.87
全年齢(6373)		2.97	54.31	12.14	29.97	0.61

第9表 「虫のしらせ」があると思うか

性別年齢別 (該当者実数)	肯定	中間		否定	無答	
		半肯定	わからぬ			
男	29才以下(632)	24.84	46.68	5.54	22.47	0.47
	30~39(1007)	27.90	44.89	6.06	20.95	0.20
	40~49(1653)	22.57	45.49	7.56	23.90	0.48
	50才以上(552)	21.38	45.83	8.33	23.19	1.27
女	29才以下(508)	33.07	47.83	7.48	11.42	0.20
	30~39(1219)	31.50	50.29	5.91	11.48	0.82
	40~49(663)	33.68	46.41	6.14	12.87	0.90
	50以上(134)	40.30	40.30	9.70	8.96	0.75
計	29才以下(1140)	28.51	47.19	6.40	17.54	0.35
	30~39(2226)	29.87	47.84	5.97	15.77	0.54
	40~49(2321)	25.76	45.76	7.15	20.72	0.60
	50以上(686)	25.07	44.75	8.60	20.41	1.17
全年齢(6373)		27.62	46.63	6.76	18.39	0.60

第10表 犬神狐などが人につくと思うか

性別年齢別 (該当者実数)	肯定	中間		否定	無答	
		半肯定	わからぬ			
男	29才以下(632)	21.84		19.30	58.54	0.32
	30~39(1007)	16.88		21.25	61.37	0.50
	40~49(1653)	14.40		22.14	62.67	0.79
	50以上(552)	15.40		27.54	56.16	0.91
女	29才以下(508)	22.64		26.97	49.80	0.59
	30~39(1219)	17.88		29.45	52.17	0.49
	40~49(663)	15.60		26.80	54.19	0.45
	50以上(134)	23.88		35.82	40.30	-
計	29才以下(1140)	22.19		22.72	54.65	0.44
	30~39(2226)	17.43		25.74	56.33	0.49
	40~49(2321)	15.60		23.48	60.23	0.69
	50以上(686)	17.06		29.15	53.06	0.73
全年齢(6373)		17.57		24.74	57.10	0.58

ここでは支持率の多い項目である「家相のよしあし」「厄年」「日の吉凶の使用」と、支持率も多少あつて、精神衛生上問題になると思われる項目——「縁組のさいの相性」「祈禱の効果」「運勢判断」「虫のしらせ」「たたり」「つき物」をとりあげてみてゆくこととする。第3表～第10表がこれである。

年令別について見ると、概して若い層に迷信俗信の否定者が多く、高年令層になるに従つてそれが減少していく傾向がうかがわれる。更に男女別とかみあわせてみると、高年令層の中でも女子の場合に特に否定者の率の低いことが明らかにうかがわれるようである。

4) 学歴別による迷信比率

第 11 表 大学高専率 (総数437人)

問 題 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
I 十二支と人の性質	2.29	26.09	-	70.71	0.91
II 縁組の際の相性	6.64	22.88	-	70.25	0.23
III 丙午の女はきつい	6.18	16.93	-	76.20	0.69
IV 日の吉凶の使用	13.27	40.73	-	45.77	0.23
V 家相のよしあし	31.58	-	25.63	41.88	0.91
VI 厄 年	21.05	-	20.14	57.90	0.91
VII おみくじ・占い	0.69	31.12	6.86	61.10	0.23
VIII 御祈禱の効果	2.29	21.51	8.47	67.73	-
IX 運勢判断	1.37	49.43	7.32	41.65	0.23
X 化物ゆうれいの存在	1.14	-	4.58	94.05	0.23
XI 虫のしらせ	18.08	43.93	3.89	33.64	0.46
XII たたり	7.09	18.08	8.93	64.53	1.27
XIII 死後の魂の存在	19.22	15.79	16.70	47.60	0.69
XIV 犬神・狐つき	3.89	-	10.30	85.81	-
XV 病気の際のまじない	0.69	5.95	13.73	79.63	-

第 12 表 中等学校率 (総数 1,726 人)

問 題 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
I 十二支と人の性質	5.79	42.29	-	51.51	0.41
II 縁組の際の相性	16.80	36.38	-	46.41	0.41
III 丙午の女はきつい	10.95	27.29	-	60.95	0.81
IV 日の吉凶の使用	25.90	45.42	-	28.27	0.41
V 家相のよしあし	41.71	-	30.31	27.52	0.46
VI 厄 年	30.13	-	29.78	39.63	0.46
VII おみくじ・占い	1.04	39.80	10.55	48.32	0.29
VIII 御祈禱の効果	3.86	34.24	10.83	51.28	0.29
IX 運勢判断	2.26	55.27	10.83	31.35	0.29
X 化物ゆうれいの存在	1.57	-	7.47	90.73	0.23
XI 虫のしらせ	27.81	43.20	5.16	18.37	0.46
XII たたり	11.30	28.91	11.12	48.15	0.52
XIII 死後の魂の存在	21.09	18.60	18.08	41.42	0.81
XIV 犬神・狐つき	11.88	-	21.09	66.74	0.29
XV 病気の際のまじない	1.22	9.62	24.10	64.77	0.29

第13表 そ の 他 (4,210人)

問 題 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
I 十二支と人の性質	8.72	49.06	-	41.66	0.57
II 緑組の際の相性	26.79	36.70	-	35.51	1.00
III 丙午の女はきつい	15.61	33.94	-	49.29	1.16
IV 日の吉凶の使用	37.98	43.40	-	18.15	0.48
V 家相のよしあし	50.12	-	28.24	20.50	1.14
VI 厄 年	39.64	-	30.10	29.64	0.62
VII おみくじ・占い	2.02	48.59	11.88	36.94	0.57
VIII 御祈禱の効果	8.12	45.08	11.71	34.42	0.67
IX 運勢判断	3.42	54.43	13.18	28.19	0.78
X 化物ゆうれいの存在	2.33	-	12.66	84.46	0.55
XI 虫のしらせ	28.53	46.27	7.72	16.81	0.67
XII たたり	18.12	34.30	12.22	34.58	0.78
XIII 死後の魂の存在	23.40	21.12	18.91	35.79	0.78
XIV 犬神・狐つき	21.33	-	22.74	50.17	0.76
XV 病気の際のまじない	2.57	16.91	36.15	43.85	0.52

第11表～第13表は、学歴別支持率である。

「虫のしらせ」における中等学校卒業者層と義務教育修了層との間の差がきわめて小さいのを唯一の例外とし、その他の間では、大学高専卒業者層と中学卒業者層およびその他の間にはつきり差が認められる。学歴の高いほど、俗信、迷信に日常生活が左右されることが少い。

5) 地域別による迷信比率

第14表 家相のよしあしがあると思うか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	40.00		30.70	27.44	1.86
東 北 (635)	48.35		25.67	25.35	0.63
関 東 (1,814)	44.32		29.22	25.25	1.21
北 陸 (371)	35.58		34.50	29.65	0.27
東 海 (707)	48.09		28.71	22.21	0.99
近 畿 (284)	55.17		23.30	20.43	1.09
山 陰 (108)	49.07		27.78	22.22	0.93
山 陽 (324)	46.60		28.70	24.69	-
四 国 (417)	49.64		29.02	20.86	0.48
九 州 (1,048)	46.08		30.44	22.42	1.05
全 国 (6,373)	46.57		28.62	23.87	0.94

第 15 表 厄年には何か悪いことがあると思うか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	38.14		25.12	34.88	1.86
東 北 (635)	32.91		28.50	38.27	0.13
関 東 (1,814)	33.90		27.73	37.76	0.61
北 陸 (371)	34.77		27.76	36.12	1.35
東 海 (707)	33.24		33.10	32.96	0.71
近 謙 (734)	36.51		30.65	32.15	0.68
山 彦 (108)	27.78		36.11	36.11	-
山 陽 (324)	39.20		29.32	30.86	0.62
四 国 (417)	35.73		35.49	28.54	0.24
九 州 (1,048)	41.69		27.38	30.63	0.29
全 国 (6,373)	35.79		29.33	34.28	0.60

第 16 表 日の吉凶（仏滅等）を問題にするか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	27.44	47.44		24.65	0.47
東 北 (635)	36.85	41.57		21.26	0.31
関 東 (1,814)	30.82	45.42		22.93	0.83
北 陸 (371)	26.15	50.40		23.45	-
東 海 (707)	35.64	48.09		15.98	0.28
近 謙 (734)	32.97	40.73		26.16	0.14
山 彦 (108)	27.78	52.78		17.59	1.25
山 陽 (324)	29.32	42.59		28.09	-
四 国 (417)	42.20	39.33		18.46	-
九 州 (1,048)	31.35	39.50		25.67	0.48
全 国 (6,373)	33.02	43.76		22.78	0.44

第 17 表 縁組のときに相性を問題にするか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	16.28	26.05		54.42	3.26
東 北 (635)	21.89	29.92		47.24	0.94
関 東 (1,814)	20.78	36.93		41.73	0.55
北 陸 (371)	15.09	35.04		48.52	1.35
東 海 (707)	26.73	39.74		33.24	0.28
近 畿 (734)	27.11	38.96		33.51	0.41
山 隊 (103)	14.81	37.96		46.29	0.93
山 陽 (324)	18.21	39.20		41.98	0.62
四 国 (417)	29.74	38.18		31.17	0.96
九 州 (1,048)	24.14	31.77		43.13	0.95
全 国 (6,373)	22.70	35.68		40.84	0.78

第 18 表 御祈禱やまじないはききめがあると思うか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	6.98	48.72	8.84	39.53	0.93
東 北 (635)	9.13	39.37	12.28	38.74	0.47
関 東 (1,814)	4.74	32.80	12.40	49.39	0.66
北 陸 (371)	4.04	39.89	15.36	40.43	0.27
東 海 (707)	7.92	45.40	10.18	35.78	0.71
近 畿 (734)	6.95	43.32	8.72	40.73	0.27
山 隊 (103)	7.41	46.30	15.74	29.63	0.93
山 陽 (324)	5.25	39.51	11.11	48.52	0.62
四 国 (417)	8.87	50.12	8.15	32.37	0.48
九 州 (1,048)	6.39	44.84	10.97	37.50	0.29
全 国 (6,373)	6.43	40.53	11.25	41.27	0.52

第19表 運勢判断（易・手相など）はあたると思うか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	3.26	57.21	10.23	27.44	1.86
東 北 (685)	4.41	52.76	14.49	27.56	0.79
関 東 (1,814)	2.43	47.85	13.34	35.67	0.72
北 陸 (371)	3.77	50.91	15.36	29.38	0.54
東 海 (707)	1.84	56.10	10.89	30.13	1.13
近 畿 (734)	2.59	52.99	10.90	32.97	0.54
山 彌 (103)	0.93	51.85	15.74	30.56	0.93
山 陽 (324)	4.01	62.96	10.19	22.53	0.31
四 国 (417)	4.08	61.15	11.75	23.03	-
九 州 (1,048)	3.15	61.63	10.02	25.09	0.10
全 国 (6,373)	2.97	54.31	12.14	29.97	0.61

第20表 「虫のしらせ」はあたると思うか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	32.56	45.12	6.51	14.88	0.98
東 北 (685)	24.09	42.99	9.76	22.20	0.94
関 東 (1,814)	23.15	47.96	6.84	21.55	0.50
北 陸 (371)	27.49	46.36	7.01	18.60	0.54
東 海 (707)	28.43	47.52	6.22	16.97	0.85
近 畿 (731)	29.15	46.45	5.45	17.57	1.36
山 彌 (103)	21.30	50.00	7.41	21.30	-
山 陽 (324)	32.41	44.44	4.94	18.21	-
四 国 (417)	33.32	45.82	6.47	14.63	0.24
九 州 (1,048)	31.77	47.32	6.68	14.03	0.19
全 国 (6,373)	27.62	46.63	6.76	18.39	0.60

第14表～第21表は地域別の支持率である。3) 年令別による迷信比率と同様支持率の多い項目と精神衛生上問題になると思われる項目の表をあげてみた。

第 21 表 犬神・狐などが人につくと思うか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	20.00		23.26	56.28	0.47
東 北 (635)	22.05		24.41	52.91	0.63
関 東 (1,814)	11.58		23.65	64.39	0.39
北 陸 (371)	12.94		31.27	54.72	1.08
東 海 (707)	19.94		21.78	57.00	1.27
近 畿 (734)	17.03		20.43	61.71	0.82
山 彦 (103)	4.63		37.04	57.41	0.93
山 陽 (324)	22.22		26.54	50.93	0.31
四 国 (417)	23.26		28.54	47.96	0.24
九 州 (1,048)	22.80		26.52	50.38	0.29
全 国 (6,373)	17.57		24.74	57.10	0.58

ここでみられることは、各項目を通じて、俗信・迷信が日常生活に比較的強い影響をもつている地域と、比較的弱い影響をもつている地域とがあることである。比較的強い影響をもつている地域は、四国・九州・東海・近畿（大阪を含まず）であり、比較的弱い影響しかもつっていない地域は関東・北陸・東北・山陰（「つきもの」については、無答が多いことは注目される）である。

6) 本 人 の 健 康 者

第 22 表 健 康 者 (3,802名)

問 題 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
I 十二支と人の性質	7.84	45.27	-	46.29	0.60
II 縁組の際の相性	23.15	35.14	-	40.93	0.79
III 丙午の女はきつい	14.23	30.35	-	54.42	1.00
IV 日の吉凶の使用	34.40	42.19	-	23.12	0.29
V 家相のよしあし	46.92	-	27.75	24.38	0.97
VI 厄 年	35.74	-	27.96	35.69	0.60
VII おみくじ・占い	1.81	44.16	10.57	42.98	0.47
VIII 御祈禱の効果	6.52	39.93	10.34	42.69	0.53
IX 運勢判断	2.74	54.34	11.78	30.64	0.50
X 化物ゆうれいの存在	2.05	-	9.97	87.64	0.37
XI 虫のしらせ	27.33	46.42	6.58	19.20	0.47
XII たたり	16.12	30.98	10.57	42.14	0.69
XIII 死後の魂の存在	21.94	19.81	18.33	39.30	0.72
XIV 犬神・狐つき	17.15	-	23.57	58.73	0.55
XV 病気の際のまじない	1.97	13.76	30.09	53.71	0.47

第23表 普通者・無記入(2,335名)

問題別	肯定	中間		否定	無答
		半肯定	わからぬ		
I 十二支と人の性質	6.60	46.34	-	46.55	0.51
II 縁組の際の相性	21.50	36.92	-	40.94	0.64
III 丙午の女はきつい	12.29	32.00	-	54.69	1.03
IV 日の吉凶の使用	30.79	46.98	-	22.44	0.69
X 家相のよしあし	45.70	-	30.19	23.21	0.90
VI 厄年	34.65	-	31.73	33.02	0.60
VII おみくじ・占い	1.33	46.38	12.16	39.66	0.47
VIII 御祈禱の効果	5.95	41.41	12.42	39.74	0.47
IX 運勢判断	3.25	54.56	12.55	28.78	0.86
X 化物ゆうれいの存在	1.97	-	11.43	86.00	0.60
XI 虫のしらせ	27.37	47.11	7.19	17.56	0.77
XII たたり	14.00	33.96	13.23	37.94	0.86
XIII 死後の魂の存在	22.70	20.64	18.80	37.00	0.86
XIV 犬神・狐つき	17.52	-	26.42	55.50	0.56
XV 病気の際のまじない	2.01	14.82	32.63	50.19	0.34

第24表 病弱者(236名)

問題別	肯定	中間		否定	無答
		半肯定	わからぬ		
I 十二支と人の性質	10.59	44.92	-	44.49	-
II 縁組の際の相性	27.54	31.78	-	38.56	2.12
III 丙午の女はきつい	19.07	30.98	-	48.31	1.69
IV 日の吉凶の使用	32.63	46.29	-	20.75	0.42
X 家相のよしあし	49.58	-	27.12	22.48	0.85
VI 厄年	47.88	-	27.54	24.15	0.42
VII おみくじ・占い	2.54	45.34	11.02	40.68	0.42
VIII 御祈禱の効果	9.75	41.53	14.41	33.47	0.85
IX 運勢判断	3.81	51.27	13.98	30.93	-
X 化物ゆうれいの存在	2.97	-	15.25	81.78	-
XI 虫のしらせ	34.75	45.34	5.51	13.56	0.85
XII たたり	20.76	29.66	14.41	34.32	0.85
XIII 死後の魂の存在	29.24	18.64	20.34	30.51	1.27
XIV 犬神・狐つき	25.00	-	27.12	46.61	1.27
XV 病気の際のまじない	4.24	14.83	38.98	41.53	0.42

第22表～第24表について—

「健康者」と「普通者」との間には、どの項目についても、きわだつた差が認められない。「病弱者」と他の二階層とでは殆どの項目において病弱者が迷信に影響されていることがわかる。

「無記入」とは健康、普通、病弱の区別を記入しなかつた者である。

7) 俗信・迷信について「極めて肯定的な人びと」と「極めて否定的な人びと」

第 25 表 極めて肯定的な人びと

10問以上肯定している者 0

9問以上肯定している者 6

同上の総数に対する比率0.09%

a. 男女別、年令別内訳

年令別	29才まで	30才～39才	40才～49才	50才以上	計
男	~	~	~	1	1
女	1	1	1	2	5
計	1	1	1	3	6

b. 職業別内訳

農業	5
無職 その他	1

他の9職種にはなし

c. 健康状況別内訳

健 康 状 況	実 数	該当者中の百分率
健 康	2	0.05%
普 通	3	0.13%
病 弱	1	0.43%
合 計	6	0.09%

d. 信仰別内訳

神社 神道	2
その他の宗教	1
無宗教	3

他の6分類にはなし

第 26 表 極めて否定的な人びと

a. 13問以上の否定者

否 定 别	15問全部否定	14問否定	13問否定	13問以上合計
実 人 員 数	157	5	1	163
総数 6,373名に対する比率	2.46%	0.08%	0.02%	2.56%

b. 13問以上否定者の男女別、年令別内訳

否 定 者 の 年 令	男					女				
	29才まで	30才～39才	40才～49才	50才以上	計	29才まで	30才～39才	40才～49才	50才以上	計
13問以上否定者(a)	30	34	53	10	127	11	18	6	1	36
回答者総数(b)	632	1,007	1,653	552	3,844	508	1,219	668	134	2,529
a/b × 100	4.75%	3.38%	3.21%	1.81%	3.30%	2.17%	1.48%	0.89%	0.75%	1.43%

c. 同上、本人の職業別内訳

職業別	農業従事者	林業従事者	漁業従事者	個人経営者	労務者	事務的管 理的職業	教員	医者	宗教家	他の自由業	無そ の職 位	計
13問以上否定者(a)	18	0	1	22	20	27	19	3	2	10	41	163
回答者総数(b)	2,073	35	86	733	576	728	133	31	23	224	1,731	6,373
a/b × 100	0.87%	~	1.16%	3.00%	3.47%	3.71%	14.29%	9.68%	8.70%	4.46%	2.37%	2.56%

d. 本人の健康状況別内訳

健 康 状 況	健 康	普 通	病 弱	計
13問以上否定者(a)	101	54	8	163
回答者総数(b)	3,802	2,335	236	6,373
a/b × 100	2.64%	2.31%	3.39%	2.56%

e. 本人の信仰別内訳

信 仰 别	仏 教	キリスト教	神社神道	教派神道	新興宗教	その他	無 宗 教	無 記 入	計
13問以上否定者(a)	30	5	4	1	0	4	87	32	163
回答者総数(b)	1,935	137	333	105	36	289	1,621	1,917	6,373
a/b × 100	1.55%	3.65%	1.20%	0.95%	~	1.39%	5.37%	1.67%	2.56%

第25表「極めて肯定的な人びと」は第26表との対象のためにあげたが統計的な意味はない。第26表「極めて否定的な人びと」も総数に対する百分比は少いが一応典型的なものとしての意味はある。「極めて否定的な人びと」とは若い年令層で、職業的には教員、医者などのインテリ層であり、更に健康者で宗教的には無宗教者が多いと一応推定されるかも知れない（この間のクロス相關検定の必要があるが……）。大体予想通りということがでよう。

(b) 宗 教

第1表にみる通り、戦後の教派宗派教団の増加は著しいものがあり1950—51年には一時700にも達したが、1952年宗教法人法による新宗教法人への認証事務切替が行われ、以後は一応整理された形をとつている。しかし、この認証制度の手続をとらず、いわば地下に潜つた教宗派教団も少くない。

1954年の全国宗教法人数——神社・寺院・教会——及び信徒数の公の統計は第2表の通りである。信徒に重複者その他があるにせよ庞大な数である。

所謂新興宗教の信徒数と云えるものは全国で約600万と推定されている。新興宗教の中では、漸く優劣が明確となり、踊る宗教・靈友会などは凋落し、生長の家・PL教団・天地公道善隣会・世界メシヤ教・立正交成会・創価学会などの活躍は盛んである。生長の家では約3億円をかけて本部を建設し、更に宇治別格本山修練道場、尾道に文化女学院等を設置した。PL教団は大阪富田林市に約600万坪の本部設営中であつたが仮本殿の落成式を行い、その他乳児院・診療所・医学研究所・

学生寮・窯業場等を設置した。天地公道善隣会では神戸・諒早・福岡・長崎各市に分教所を設置した。世界メシヤ教では箱根強羅に教祖の靈廟並びに靈園を建設中である。立正交成会では交成学園が開校された。創価学会では、他教を邪教とし乗込んでの折伏が盛んに行われ風雲をまき起した。また30年4月の都道府県議会議員の選挙では同学会より相当数の議員を各議会におくつた。

しかし、これらの新興宗教では一面、世界メシヤ教の岡田茂吉教祖の死亡を始め、29年～30年にかけて教祖・幹部の病気になるものが多く、信徒に著しいショックを与えた。また、医療不要・無肥料の農業等も喧伝され、各地のそれぞれの監督官庁と紛争を惹起したものもあつた。第3表は新興宗教の主なるものの勢力を示した。

第1図は参考迄に教宗派教団の全国における所在状況を示したものである。(田村健二)

第1表 教宗派教団数

年度 系 統	1945年	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1953年	1954年
神 道	14	73	97	131	170	-	141	142
仏 教	28	79	100	126	163	-	166	170
キ リ ス ト 教	2	12	13	21	33	-	36	36
諸 教	0	8	14	34	64	-	28	28
計	44	172	224	312	430	604	371	376

文部省宗務課資料

第2表 宗教法人数・信徒数

(1954年)

宗教別	法人・信徒数	神社寺院教会数	(同左概算)	信 徒 総 数	(同左概算)
神 道		111,072	11万余	90,445,309	9千万余
仏 教		82,490	8万余	48,426,106	4千8百余万
キ リ ス ト 教		2,147	2千余	603,536	60万余
諸 教		529	5百余	3,393,471	340万
計		196,238	20万	142,868,422	1億4千万余

宗教年鑑、文部省編、1955年

注：1) 神社寺院教会は前年に比し計において約2万増加。

2) 信徒数は前年に比し神道が1千万増加、キリスト教10万増加、他は略同じ、計が日本の総人口より多いがこれは氏子数の調査が困難であり、かつ、諸法人に重複して属している者を含む為と考えられる。

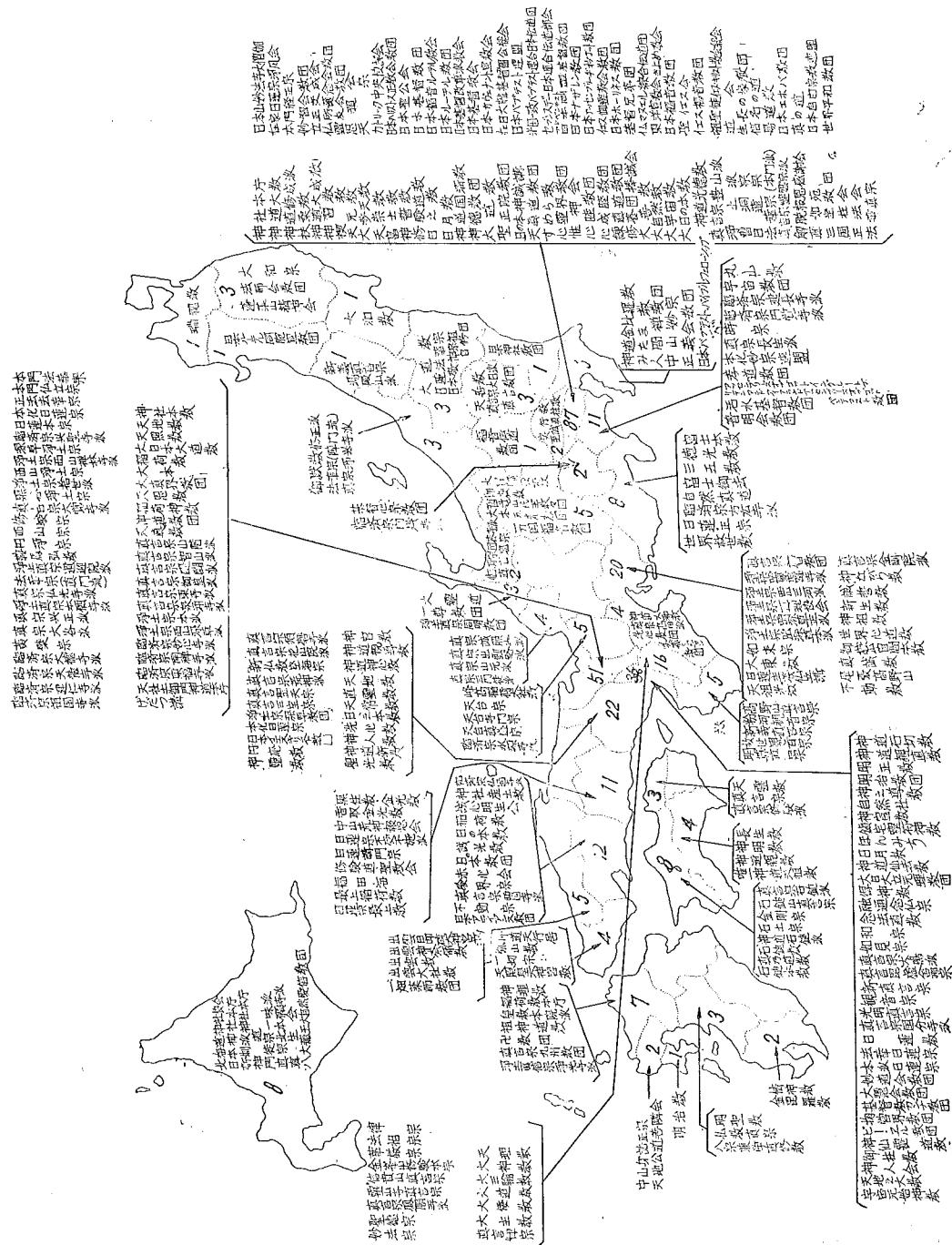
第3表 主なる新興宗教教勢

(1954年)

宗教別	法人、信徒数	宗 教 法 人 数 (神社寺院教会)	信 徒 数
大本教		40	73,604
三五教		61	88,415
日蓮正宗（創価学会を含む）		128	341,146
妙智会教団		1	515,122
立正佼成会		2	1,041,124
靈友会教団		3	2,284,172
生長の家教団		33	1,461,604
世界メシヤ教		45	373,173
P.L.教団		127	500,950
天地公道善隣会		33	404,157
天照皇大神宮教（踊る宗教）		12	89,374

宗教年鑑、文部省編、1955年

第1図 377 教宗派教団の所在 1956.8.1現在 (文部省宗務課資料)



18. 産業における精神衛生

Mental Health in Industry

近代社会においては、産業における精神衛生は重要課題であるが、現実にはいまだこの方面の関心は低く、科学的な分析方法、整理方法も確立していないために、精密な統計資料などを揃えることも困難である。そこで今回はとりあえず、国鉄の事故原因に関する統計、労災病院関係資料、近江綿糸の争議調査資料から引用することに止めた。次号ではもつと整備したいと思うので、関心ある各位の御協力をお願いしたい。

(横山定雄、片口安史)

(a) 国鉄運転事故素因分類

(1955年度全期) 第1表 運転事故素因分類表

素因別	職名別	駅			車掌	機関区			電車区	客貨車区	保線区	信号通信区	電気関係	その他職員	合計		
		運転信号係	操車係	転てつ手		その他の	小計	機関士									
精神力の欠如	仮眠	1	-	1	-	3	-	1	1	2	1	-	1	-	-	7	
	錯誤	9	4	14	-	31	2	3	-	3	-	-	-	1	-	37	
	失念	2	1	8	-	16	1	3	1	4	1	1	2	-	1	-	26
	精神弛緩	6	12	6	1	41	5	7	4	11	6	-	7	2	1	1	78
	小計	18	17	29	1	91	8	14	6	20	8	1	10	2	3	1	148
実行力の欠如	打合せの欠陥	-	8	1	-	9	-	1	2	3	-	-	2	-	1	-	15
	確認粗瀬	5	14	11	2	41	13	3	13	16	2	1	3	4	1	-	85
	怠慢	4	12	12	-	38	2	3	4	7	1	-	3	1	-	-	52
	不正當	2	1	-	-	6	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	10
	憶測	3	1	3	-	9	-	1	1	2	-	2	2	1	-	-	16
	独断	4	3	3	1	14	3	-	-	-	1	-	1	1	-	-	20
	指示方不良	4	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	15
	小計	22	39	30	3	126	18	8	20	28	4	3	16	7	6	-	213
教養の欠如	知識不充分	-	-	-	-	2	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	8
	技術拙劣、未熟	-	1	-	-	4	1	12	1	13	-	-	1	-	-	-	19
	小計	-	1	-	-	6	3	15	1	16	-	-	1	-	-	-	27
その他		-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	6
監督力の欠陥	監督の不充分	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	8
	無資格者の取扱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	8
計画上の欠陥		2	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	3	1	1	1	18
合計		42	57	60	4	229	29	38	27	65	13	4	31	10	11	2	408

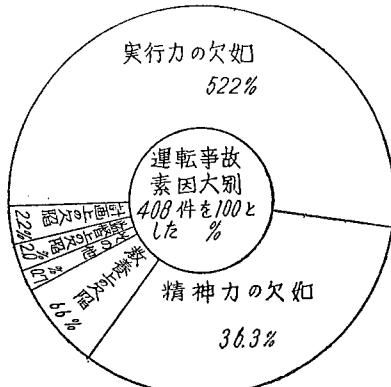
(国有鉄道運転局保安課)

(1956年上半期)

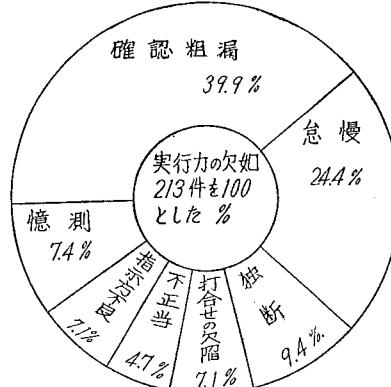
職名別 素因別	駅				車 掌 区	機関区			電 車 区	客 貨 車 区	保 線	信 号 通 信 区	電 氣 關 係	そ の 他 職 員	合 計		
	運 転 信 號 係	操 車 掛	転 て つ 手	そ の 他		機 関 士	そ の 他	小 計									
精神力の欠如	仮錯失	-	-	-	-	2	2	4	-	-	2	-	-	-	-	6	
	眼誤念	2	2	4	5	13	-	4	-	4	-	1	-	-	-	18	
	失神	3	4	6	9	22	1	1	-	1	-	4	-	-	-	28	
	精神弛緩	1	8	1	7	17	2	3	4	7	1	2	1	-	-	29	
	小計	6	14	11	21	52	3	10	5	15	1	9	1	-	-	81	
実行力の欠如	打合せの欠陥	1	11	-	1	13	-	3	-	3	-	-	1	-	-	16	
	確認粗漏	5	9	8	4	26	7	4	2	6	-	5	2	-	-	48	
	怠慢	1	1	5	7	14	1	-	-	-	-	1	-	-	-	15	
	不正當	-	1	-	2	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	
	憶測	2	3	1	2	8	3	1	-	1	1	-	-	-	-	14	
	独断	2	1	1	-	4	-	1	-	1	-	-	-	-	-	5	
	指示方不良	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	2	5	
教養の欠如	小計	11	26	15	17	69	11	9	2	11	1	6	5	1	2	1	107
	知悉右不充分	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	
	技術拙劣、未熟	-	-	-	-	-	6	-	6	-	-	1	-	-	-	7	
監督力の欠陥	小計	-	-	-	1	1	-	6	-	6	-	1	1	-	-	9	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	
	監督の不充分	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
無資格者の取扱	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計画上の欠陥	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	4	-	-	6	
合計		17	40	26	42	125	14	25	8	33	2	6	20	3	3	4	211

(国有鉄道運転局保安課)

第1図 運転事故素因別分類表 (1955年)



第2図 運転事故素因別分類表 (1955年)



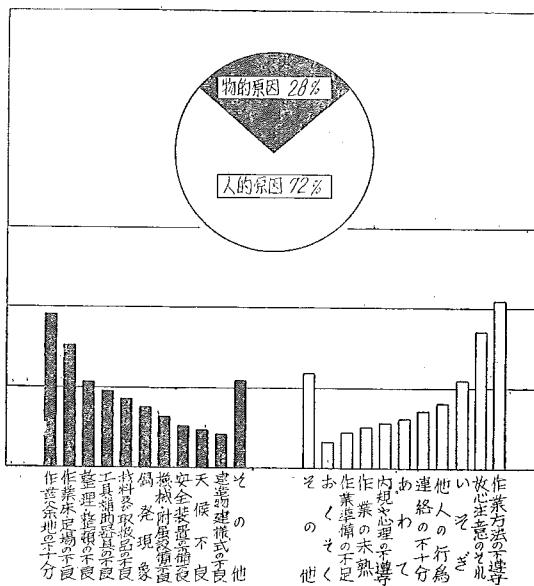
(b) 国鉄現場職員の傷害

第2表 年次推移

(国有鉄道厚生局保健管理室)

年 度 别	死 亡	機能障害を残したもの	機能障害を残さぬもの	計
1953	175	544	9,346	10,065
1954	142	661	8,574	9,377
1955	136	645	7,799	8,580

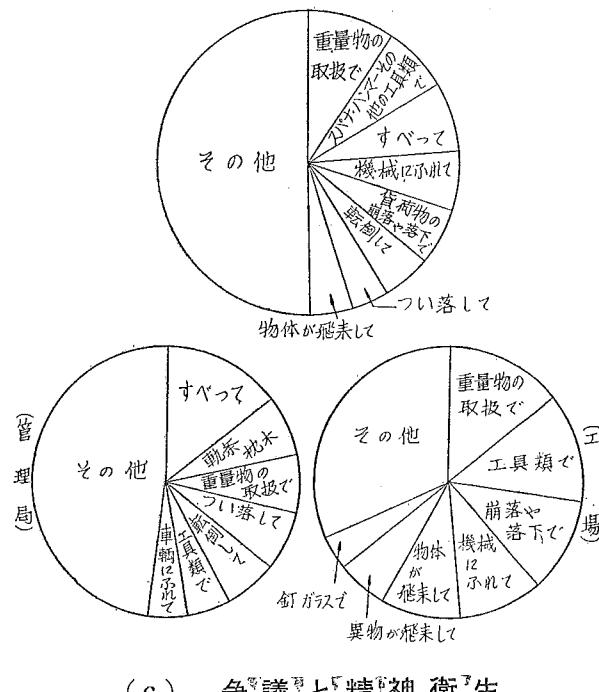
第3図 原因別頻度



第3表 災害原因比率

	1941年度	1952年度	1953年度	1954年度	計
人 的 原 因	86.4	79.05	80.31	80.32	71.69
物 的 原 因	13.6	20.95	19.69	19.68	28.31
計	100.0	100.00	100.00	100.00	100.00

第4図 様因別死傷頻度



(c) 爭議と精神衛生

昭和29年(1954)6月から9月に至る近江絹糸津工場(従業員2000余名)における労働争議について、三重県立高栄屋病院と同県精神衛生協議会が実施した各種精神衛生調査は、われわれに重要な示唆を与えてくれると思われる所以、争議中と争議終了直後の質問紙法による調査結果の一部をかげることにする、

1) 争議中の調査

時期 29年(1954)8月、対象 965名(第2組合員の45%弱)

第4表 爭議中における心的葛藤または不安

	質問事項	回答事項	男	女	計
職 場 の 対 人 関 係	争議で上役を敵にしなければならないことについて	裏切るのは苦しい	8	7	7
		少し苦痛だが止めを得ない	49	41	41
		何も感じない	20	20	20
		上役をやつつけることをよろこんだ	19	18	17
	親しい友達と敵味方の関係に立つことについて	悲しく思つた	22	33	30
		苦痛にかんじた	23	20	20
		友達との間にそれがなかつた	50	42	42
	家に帰った友達に対して	卑怯だ	25	48	93
		憎いと思う	10	9	4
		自分もそうできればと思う	6	4	4
		軽蔑する	2	5	4
		別になんとも思わない	47	30	32
	家への仕送りの不能になつた時の気持	非常に苦痛	23	31	29
		少し苦痛	25	26	24
		大して気にならぬ	40	38	38
	家からの援助がなくなつて	困つた	20	13	14
		困らない	63	66	66
	両親兄弟が心配しているのが	非常に苦痛	30	46	43
		少し苦痛	35	30	31
		それほどでもない	33	11	24
	会社側の通知で家人が誤解したり心配したりするのが気になるか	非常に苦痛	8	7	7
		くしゃい	16	16	15
		何とか真実を知つてほしい	36	35	34
		面会手紙でよく分つてくれたので安心	44	37	38
		面会手紙でよく分つてくれるのは苦しい	0	2	1
	家へ帰りたいと	思う	14	11	11
		郷里でクビになつたと思われるから辛撓する思わない	3	2	2
		あくまで斗争するのが正しい	13	7	8
			70	80	78
	争議のやり方について	手ぬるい	9	4	5
		どうでもよでからもつと早く解決を	11	10	10
		長引いてもよいから徹底的に	63	67	65
		集団活動のだらけ	22	31	28
		これでよい	2	2	2

数字は%を示す

第5表 爭議による意識の変化

質問事項	回答事項	男	女	計
争議に参加して気分が	らくになつた 不安がつよくなつた 特に生活の不安がつよい 将来のことが気になる	35 16 22 27	34 13 27 19	34 13 26 20 } 59
社長や幹部に対してどの様に変化したか	殺してもあきたらぬ程憎い 争議前より憎らしい それほど憎らしいと思わぬ バカだと思う 気の毒だ	29 36 5 14 12	40 32 6 13 12	36 32 6 13 12
争議を通じて会社の建物や品物に対する感じ	たたきこわしてやりたい 急ににくらしくなつた 別に夷りにない	8 12 70	9 33 55	9 } 39 30 56
争議を通じてどんなことを学んだか	世の中を見る目の向上 自分たちの生活を斗争とする道をしる 組合活動の重要性をしる 人生を学び直した感	23 26 52 11	25 25 58 16	24 24 57 15
自殺したい気が変になつたりした人のことについて	しつかりしていないからだ 自分もいつそ、なるかと心配 会社のやり方がひどいから当然 別に何にも	34 6 50 4	16 7 72 4	18 7 66 4

第6表 自分も自殺したり精神病になりそうだと答えた者の分析

事項	%	自殺しそうだと答えた者のうち 精神病になりそう	各項が全体に対して何%を占めるか
勤務年限 2~3年		34.0	12.5
商 家 出 身 者		12.0	7.0
父 な し 子		14.0	10.0
長 子		28.0	17.0
上役をやつつけることをよろこぶ		24.0	18.0
親しい友と新田両組合にわかれる事を悲しく思う		36.0	30.0
家族が心配してくれるのが苦痛		48.0	43.0
スト参加で気分が楽になる		12.0	9.0
スト参加で生活が不安		40.0	26.0
スト参加で将来が気になる		30.0	19.0
どうでもよいかから早く解決してほしい		20.0	1.0

2) 爭議後の調査

時期 30年(1955) 2月、対象 男 110名 女 637名

第 7 表

質問事項	回答事項	女(%)	男(%)	計(%)
争議についてどの様な感をもつたか	イ) やつてよかつた ロ) 無駄だ ハ) 面白かつた ニ) 苦しい ホ) 二度とやりたくない ヘ) 自分達の力に自信をえた ト) 不満 チ) のぞ他	6.10 0 1.0 19.0 16.3 41.1 12.8 2.0	57.3 0 1.0 7.0 3.0 23.0 7.0 2.0	60.0 0 1.0 17.2 14.8 41.0 9.9 2.0
争議後職場の空気が明るくなつたと思ひますか	イ) 思わない ロ) 思う ハ) 返つて暗くなつた ニ) だらけた ホ) その他	16.2 58.0 2.6 19.3 6.7	10.9 70.0 1.8 6.3 11.0	15.2 59.5 2.5 17.4 7.4
現在の仕事の能率を争議前と較べてどう思ひますか	イ) 非常によくあがる ロ) 少しあがつてきた ハ) 変りがない ニ) 下つた様にかんずる ホ) その他 ヘ) 何故でしょう	7.8 49.0 21.0 4.9 1.2 -	16.0 45.0 28.0 10.0 1.0 -	10.5 48.5 30.6 5.8 1.5 -
争議後お友達との関係が変りましたか	イ) 親しい友があえた ロ) 以前の友からはなれて新しい友とつき合う ハ) 親しい友がへつた ニ) 誰とも親しめる ホ) 変らない ヘ) 新旧組合の対立て苦しんだ ト) その他	27.0 7.5 3.4 46.8 21.5 15.4 1.1	41.5 18.0 3.0 21.0 14.5 7.0 0	28.5 8.1 3.4 37.5 20.5 14.2 1.1

第 8 表

質問事項	回答事項	女	男	計	
社長に対して	イ) やはり憎しみをかんずる ロ) 以前より一層憎い ハ) 親しみをかんずる ニ) 変らない ホ) その他	35.0 51.1 1.5 11.0 1.4	42.0 39.0 2.0 15.0 3.0	37.0 47.7 1.6 12.0 1.6	
上役に対して	イ) やはり憎しみをかんずる ロ) 以前より一層憎い ハ) 親しみをかんずる ニ) 変らない ホ) その他	34.0 13.9 8.1 43.6 0.4	31.2 13.5 10.3 39.9 5.1	33.5 19.9 8.4 49.0 1.1	
どう思うか	その他の上役に て 担任係長に て	イ) やはり憎しみをかんずる ロ) 以前より一層憎い ハ) 親しみをかんずる ニ) 変らない ホ) その他	16.4 5.2 21.6 56.6 0.2	17.5 10.2 18.6 51.7 3.0	17.8 6.0 19.8 55.9 0.5
仕事のやりがいをかんじますか	イ) 感じない ロ) 生産があがれば自分達の賃金もあがる希望がでた ハ) 組合のためになると思つてやる気がでた ニ) 何となくやり甲斐をかんじる ホ) 出来れば紡績以外の仕事をしたい ヘ) その他	6.1 34.5 22.0 17.4 19.0 1.2	16.0 25.0 16.0 21.0 15.0 7.0	7.5 32.0 21.2 18.1 18.6 1.8	
自分が労働者であるについてどう思うか	イ) 団結が大切 ロ) よりよい社会を作るものだ ハ) みじめだ ニ) 自分等の世の中になつた ホ) 生きる喜びを知つた ヘ) 弱いものだ	78.0 24.5 2.2 1.0 8.2 0.3	63.0 12.5 4.0 0 12.0 2.0	75.9 22.5 2.4 1.2 12.2 0.6	

第 9 表

質問	回答	女	男	計
争議後の男女関係についてどう感じますか	イ) よくなつた ロ) 自由に交際できてうれしい ハ) もつと眞面目に交際したい ニ) だらしなくて残念だ ホ) やはり窮屈だ ヘ) 愛情があれば肉体関係もやむをえない ト) 結婚まで異性と肉体関係をもちたくない チ) 個人の自由だからまかせておけばよい リ) その他	2.0 2.8 34.5 53.2 4.5 0.2 27.5 2.5 3.6	9.0 11.0 12.0 30.0 12.0 3.0 9.0 6.0 8.0	2.9 3.9 30.5 35.5 5.5 0.5 24.5 3.9 4.1
これから的事についてどう考えるか	イ) このまま此處で働く ロ) もつと待遇のよい所へかわる ハ) 郷里へ早くかえりたい ニ) 将来性がないから転職する ホ) 別に考えない ヘ) 技術を修得して上役に	35.0 13.6 16.8 9.7 20.9 2.0	29.0 14.0 5.0 19.0 18.0 20.0	34.4 13.6 15.6 10.4 20.0 4.4
争議後悪い事件が何故おこつたと思うか	イ) 気がゆるんだから ロ) 監督がきびしくなつて ハ) 生活が派手になつて ニ) 男女の交際が自由になつた ホ) 金にこまる ヘ) その人が悪いから ト) その他	56.5 6.4 8.5 24.0 17.4 19.3 3.8	36.0 0.9 3.6 10.0 31.5 12.6 5.4	53.0 5.6 7.9 22.0 19.2 16.8 3.9

(d) 災害神経症統計

労働者災害補償保険法施行規則において、身体障害等級が規定されているが、災害神経症は12級12号或は14級9号のいづれかに評価されており、前者は後者より重い症状をもつものに対して与えられている。第7表は、1951年から1953年までの3年間における災害患者を、等級別に分類したものであるが、このうち神経症状を呈するものは、全体の18.71%を占めていることが分る。以下これらの患者の治癒の程度を、次の7段階に評定して、職業、職場、収入、年令などとの関連においてみてゆく。(以下の資料は、高橋正義著「労働災害とその補償」による)

- (イ) 大変よくなつた
- (ロ) かなりよくなつた
- (ハ) 少しよくなつた
- (ニ) わるくなつた
- (ホ) 変らない
- (ヘ) 分らない
- (ト) 記入のないもの

第10表 1951~1953年度3年間の障害等級及び号別障害件数（総計130,272件）

等級 号	1級	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1号	° 42	° 16	° 10	° 13	° 28	° 37	° 138	* 1,651	* 218	° 595	° 34	° 156	° 1,818	° 126
2	9	° 9	1	4	** 388	40	64	△ 1,242	° 380	164	° 19	° 51	° 70	2,349
3	12	* 15	53	10	** 362	28	145	645	° 16	83	° 17	484	* 36	428
4	34	19	30	* 313	* 188	442	* 186	* 224	° 12	127	337	55	* 615	511
5	109	0	* 10	* 300	** 107	* 201	746	* 1,951	33	* 1,885	△ 1,253	1,145	* 1,068	* 3,387
6	* 6	0	0	* 21	** 5	177	* 852	* 82	54	* 7,314	* 1,562	* 2,198	* 2,421	* 3,748
7	* 15	0	0	* 10	0	* 299	* 114	* 1,009	115	* 254	* 9,854	* 3,911	* 2,887	* 5,240
8	13	0	0	0	0	0	** 31	* * 1,729	* 1,947	* * 252	* * 544	869	* * 162	* * 1,275
9	54	0	0	0	0	0	84	* 54	* 522	* 1,922	573	* 8,439	* * 291	18,573
10	0	0	0	0	0	0	8	* * 64	* * 79	* * 2,439	0	* * 153	* * 1,019	3,260
11	0	0	0	0	0	0	0	* * 38	* * 234	0	0	* * 3,132	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0	157	117	0	0	* 5,798	0	0
13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,468	0	0
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	241	0	0
合併及不明	31	40	107	172	278	394	1,210	295	1,049	443	988	220	62	103
計	325	99	211	843	1,356	1,548	3,608	9,141	4,801	15,478	15,181	28,227	10,449	38,000

(注) 例。眼 * 上肢 △ 脊椎 ** 下肢
 部位別障害件数 計 100%
 比較表 腹部 4.22% 上肢及び指 46.52% 神経症状 18.71% その他 15.36%

(ト) 不明

(1) 等級と病後歴

第8表から云えることは、8級以上では治りにくいが、13~14級になると治癒率が高くなり、これと12級12号、14号9号では不変群が少く、軽快しているものが多くなつてゐる。

第11表 等級と病後歴

	4～8級	9～11級	12級	13～14級	12級12級 14級9級	計
(イ)	6.86%	10.83%	14.85%	16.22%	15.91%	13.59%
(ロ)	15.64	17.76	28.08	16.52	26.18	20.18
(ハ)	19.72	15.95	15.96	11.88	19.91	16.31
(ニ)	4.85	5.56	3.37	4.12	2.68	3.15
(ホ)	47.30	48.55	39.14	46.78	31.30	42.24
(ヘ)	3.10	2.18	1.59	2.59	1.53	2.11
(ト)	2.45	1.22	1.93	1.72	2.48	1.89
計	1,834	4,245	3,256	4,041	4,022	17,398

(2) 職業と病後歴

第12表 (1) 12級12号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
事務、運転手、その他	12.76%	23.40%	19.14%	4.25%	31.91%		8.51%	47
工員	12.54	21.96	23.52	4.70	29.41	3.52	4.31	255
炭鉱夫	12.35	24.70	25.64	3.72	31.23	1.63	0.69	429
日雇	6.06	3.03	3.03	1.51	9.09			66
不明								0
計	12.41	23.82	23.70	3.88	30.09	2.25	3.76	797

(2) 14級9号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
事務	26.76%	16.90%	15.49%	4.22%	29.57%	1.40%	5.63%	71
運転手その他	14.51	16.92	16.29	1.62	33.48	3.22	14.51	62
工員	18.83	26.01	18.05	2.71	30.48	1.65	2.23	1,030
炭鉱夫	15.61	28.96	19.56	2.21	32.01	0.95	0.65	1,671
日雇	14.88	22.97	20.36	2.08	32.63	2.08	4.96	383
不明	12.50	12.50			25.00		50.00	8
計	16.77	26.75	18.97	2.38	31.55	1.36	2.17	3,225

(3) 職業の適否と病後歴

第13表 (1) 12級12号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
適	14.18%	26.17%	22.90%	3.27%	30.72%	1.99%	0.72%	550
否	4.28	19.99	25.71	7.14	37.14	5.71	14.68	73
不明	10.16	18.07	25.42	4.51	25.42	1.69	3.76	177
計	12.41	23.82	23.70	3.88	30.09	2.25	3.76	797

(2) 14級9号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
適	19.44%	28.31%	18.33%	1.94%	30.33%	0.91%	0.63%	2,523
否	5.58	20.30	27.41	6.09	38.57	1.51	0.50	197
不明	7.72	21.38	18.81	3.16	34.84	3.56	10.49	505
計	16.77	26.75	18.79	2.38	31.55	1.36	2.17	3,225

現在の職業が自分に適しているか否かということと、病後歴との間には、大体平行関係がみられるようである。即ち、適しているものは、軽快しているものに多い。

(4) 職業の能率と病後歴

第14表 (1) 12級12号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
ふつうにできる	17.83%	25.98%	20.91%	3.30%	29.28%	1.98%	0.66%	454
どうにかできる	6.55	23.35	28.27	5.73	32.37	2.04	1.63	244
あまりできない	9.09	9.09	36.36	4.54	40.94			22
できな		42.25	28.57			14.78	14.28	7
不明		14.28	21.42	1.42	27.14	4.28	31.24	70
計	12.41	23.82	23.70	3.88	30.09	2.25	3.76	797

(2) 14級9号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
ふつうにできる	20.91%	28.84%	17.50%	1.57%	29.60%	0.97%	0.46%	2,345
どうにかできる	4.28	23.05	25.69	4.28	39.85	1.64	1.15	607
あまりできない	4.76	9.52	16.66	9.52	49.99	7.14	2.39	42
できな	8.33	8.33	33.33	8.33	24.99	8.33	8.33	12
不明	9.58	18.72	15.52	4.10	26.02	3.19	22.83	219
計	16.77	26.75	18.97	2.38	31.55	1.36	2.17	3,225

(5) 収入と病後歴

第15表 (1) 12級12号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
1万円以下	16.66%	23.80%	14.28%	2.38%	35.71%	7.14%	%	42
1.5万円以下	14.79	24.25	26.03	5.32	26.03	1.77	1.77	169
2万円以下	14.59	23.17	22.74	4.72	31.75	1.28	1.71	233
2.5万円以下	10.62	23.75	25.00	3.12	33.75	3.12	0.62	160
2.5万円以上	9.75	30.89	24.39	3.25	30.08	1.62		123
不明	5.71	12.85	22.85	1.42	22.85	2.85	31.42	70
計	12.41	23.82	23.70	3.88	30.09	2.25	3.76	797

(2) 14級9号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
1万円以下	17.11%	23.87%	17.11%	1.80%	36.48%	2.25%	1.35%	222
1.5万円以下	15.26	26.42	22.30	3.08	30.02	1.88	1.02	583
2万円以下	16.94	30.12	18.49	2.01	30.03	1.37	1.00	1,092
2.5万円以下	15.13	27.30	18.72	2.49	35.25	0.31	0.78	641
2.5万円以上	20.66	23.06	19.55	2.02	33.21	0.73	0.73	542
不明	13.79	18.62	11.03	4.13	19.31	4.82	28.27	145
計	16.77	26.75	18.97	2.38	31.55	1.36	2.17	3,225

(6) 年令と病後歴

第16表 (1) 12級12号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
0 ~ 29 才迄	15.04%	21.23%	16.36%	4.86%	31.14%	1.76%	4.86%	226
30 ~ 39	11.47	22.53	25.46	4.91	31.14	1.63	2.86	244
40 ~ 49	10.16	26.69	25.84	2.11	30.08	2.56	2.54	236
50 才以上	14.28	27.27	22.07	1.29	24.67	3.89	6.49	77
不明	14.28	21.42	14.28	14.28	21.42	7.14	7.14	14
計	12.41	23.82	23.70	3.88	30.09	2.25	3.76	797

(2) 14級9号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
0 ~ 29 才迄	15.09%	26.85%	17.87%	1.85%	34.36%	1.74%	2.67%	861
30 ~ 39	16.63	31.09	16.09	1.98	31.64	1.35	1.08	1,105
40 ~ 49	18.77	22.45	22.35	3.03	30.16	1.08	2.06	921
50 才以上	16.10	23.82	22.14	3.35	28.18	1.34	5.03	298
不明	15.00	35.00	20.00	2.50	25.00		2.50	40
計	16.77	26.75	18.97	2.38	31.55	1.36	2.17	3,225

III 施設および職員

Institutions and Professional Staff

19. 精神病院

Mental Hospital

(a) 精神病院 1954年度の概況

厚生省大臣官房統計調査部より1954年度の病院統計の年間分が発表されたので、同報告書より精神病院に関する分を抜萃して紹介する(1953年度分は精神衛生資料第3号にあり)。(岡田敬蔵)

* 1954年病院年報、厚生省大臣官房統計調査部による。

a) 年間の施設の増減

1954年度中に精神病院、精神病床はそれぞれ37施設(19.8%)、6,400床(20.4%)づつ増加し、その増加率は各種病院中で最も高い率を示している。しかし年末現在において精神病院数では全病院数の4.7%(224施設)であり、病床数では全病床の8.2%(37,849床)にすぎない。

第1表 年間病院増減数、病院の種別

(1954年)

種 別	全 病 院	精 神 病 院	結 核 療 養 所	らい 療 養 所	伝 染 病 院	その他の病院
増 減 率(%)	7.2	19.8	19.4	7.7	2.7	5.0
増 減 数	823	37	99	1	2	184

第2表 人口10万対年末病床数

(1950~1954年)

年 次	全 病 床	全 精 神 病 床
1 9 5 0 年	331.5	24.0
1 9 5 1 年	370.6	26.1
1 9 5 2 年	417.3	30.0
1 9 5 3 年	469.3	36.3
1 9 5 4 年	523.1	42.9

人口10万対病床数は、1954年末には42.9と、1950年以来年々増加している。

b) 経営主体別

次に病院の経営主体別をみると、精神病院では「個人」が多く、病院数では総数の51%、病床数では32%(約12,000床)をしめており、結核療養所、らい療養所、伝染病院およびその他の病院のいずれに比しても、精神病院、精神病床では個人立の占める割合が最も高い。またこの年度中に増した6,400床のうち2,600床(40.7%)は個人立である。

第3表 病院構成、病院の種類、経営主体別（百分率）

(1954年末)

病院の種類	総数	国(厚生省)	都道府県	市町村	公益法人	医療法人	その他の人	個人
全病院	100.0	5.8	5.6	14.5	5.4	13.9	3.7	31.7
精神病院	100.0	1.8	9.8	1.3	12.9	20.1	2.7	51.3

第4表 病床の構成、病床の種類、経営主体別

(1954年末)

病床の種類	総数	国		都道府県	市町村	日赤	済生会	農協	社会保険	公益	医療	会社	その他個人	
		厚生省	その他											
全病床	100.0	22.8	4.9	9.0	13.2	3.8	1.0	8.1	3.9	7.3	8.2	5.1	5.0	12.3
精神病床	100.0	7.9	3.1	16.1	0.9	-	-	0.0	-	17.9	17.4	-	4.3	32.3
精神病院	100.0	6.1	-	17.2	1.0	-	-	-	-	19.6	16.5	-	3.5	36.2
その他の病院	100.0	15.3	16.0	11.6	0.6	-	-	0.2	-	11.1	21.0	-	7.9	16.4

c) 病院の規模

年末現在の病院規模（1病院当たり平均病床数）は精神病院では136床で、らい療養所(1,003床),結核療養所(186床),に次いで第三位である。病院の規模別では、精神病院では、50—99床のものが76施設(33.9%)で最も多く、50—149床の病院が全体の53%を占めている。病床数について、それと病院の規模との関係をみると、200—299床の病院の病床が最も多く、全体の19.5%を占め、全体として病床数の95%は50床以上の病院に属している。

第5表 年末病院構成、病院の種類、規模別（百分率）

(1954年末)

病院の種類	総数	20~29床	30~39	40~49	50~99	100~149	150~199	200~299	300~399	400~499	500床以上
全病院	100.0	33.1	11.7	7.7	19.5	9.8	6.0	6.2	2.4	0.9	2.6
精神病院	100.0	5.4	8.0	6.7	33.9	19.2	8.0	10.7	1.3	3.6	3.1

第6表 病床数、病院の種類、規模別

(1954年末)

病院の種類	総数	20~29床	30~39	40~49	50~99	100~149	150~199	200~299	300~399	400~499	500床以上
全病院	461.9	35.4	18.8	16.0	65.1	56.6	48.9	71.2	38.7	19.1	92.1
精神病院	30.4	0.3	0.6	0.7	5.6	5.2	3.1	5.9	1.0	3.4	4.7
百分率	全病院	100.0	7.7	4.1	3.5	14.1	12.2	10.6	15.4	4.1	19.9
精神病院	100.0	0.9	2.0	2.2	18.3	16.9	10.1	19.5	3.4	11.2	15.4

d) 在院患者数

1954年1年間の全病院の在院患者延数は135,250,000人であるが、全精神病床の年間在院患者延数は13,977,208人で人口10万対延数は15,829.2である。全精神病院の1日当たり平均在院患者数は、30,772人で全病院の1日当たり平均在院患者数(370,535)の12.0%である。

第7表 精神病床の年間在院患者延数

(1952~1954年)

病床の種類	在院患者延数	
	年間延数	人口10万対
1952 全精神病床	9,583,211	10,853.0
1953	11,461,104	12,979.7
1954	13,977,208	15,829.2

e) 新入院、退院患者数および外来患者数

全精神病床の年間の新入院患者数は54,969人で全病院の新入院患者総数の3%に当る。退院患者数は48,886人である。

全精神病院の外来患者延数は440,167人で全病床の外来患者延数(171,233,000人)の0.23%で、いうに足りない。

f) 病床利用率

年間病床利用率(在院患者1日当たり平均数/年間病床数)は全病床では84.7%であるが精神病床は110.4%で定員以上に、患者を収容しており結核病床(94.9%)、らい病床(82.5%)、伝染病床(30.6%)、その他の病床(73.6%)のいずれに比しても最も高い率を示しており、精神病床の不足ぶりを物語ついている。年間平均病床利用率の年次推移をみると、1950年以来と共に利用率が高くなる傾向があつたが、1954年(110.4%)には1953年(112.8%)より多少低くなっている。

月末病床利用率(月末在院患者数/月末病床数)の月別変動をみると年間を通じて大した変動はないが7月が最も高く12月が最も低い。経営主体別の病床利用率をみると、全精神病床の利用率では「法人立」が120.3%の最も高い率を示している。

国立地方公共団体立では精神病床の総数では90%台の利用率で定員以下の患者を収容していることになるが、この中には「その他の病院」の精神病床も含まれているので、それを除いて国立および都道府県別の精神病院の病床利用率をみるとやはり100%以上となる。

第8表 病床利用率、病床の種類別

(1950~1954年)

年次	全病床	精神病床	結核病床	らい病床	伝染病床	その他の病床
1950	74.1	90.0	94.5	97.3	...	57.2
1951	79.4	104.7	95.6	92.8	32.0	65.1
1952	81.8	109.2	96.2	90.8	35.5	67.6
1953	84.1	112.8	96.1	86.1	33.4	71.6
1954	84.7	110.4	94.9	82.5	30.6	78.6

第9表 精神病院、精神病床の病床利用率、月別

月 别	精 神 病 院		全 精 神 病 床	
	病 床 数	病 床 利 用 率	病 床 数	病 床 利 用 率
1 月	25,472	111.1	32,006	110.0
2 月	25,737	112.3	32,248	111.5
3 月	26,069	113.4	32,834	112.6
4 月	26,476	114.4	32,619	112.4
5 月	26,701	115.3	33,901	112.8
6 月	27,357	114.3	34,608	112.2
7 月	27,472	114.6	34,917	113.1
8 月	28,491	112.9	35,789	111.6
9 月	29,043	111.3	36,415	110.3
10 月	29,461	109.7	36,941	108.6
11 月	30,006	108.1	37,552	107.6
12 月	30,447	104.8	37,849	104.3

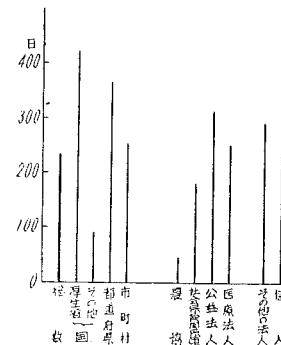
第10表 精神病床の経営主体別、病床利用率

病床の種類	総 数	国 立		地方公共団体立	法人立	その他の
		厚 生 省	そ の 他			
精神病床	1952	109.2	103.4	86.8	99.2	117.8
	1953	112.8	109.8	90.1	599.5	116.4
	1954	110.4	96.8	98.3	101.6	120.3
精神病院	1952	111.3	104.8	-	100.0	118.6
	1953	114.1	133.0	-	99.0	114.9
	1954	112.5	107.2	-	103.5	121.3
その他の病院	1952	92.0	101.5	86.8	87.1	97.1
	1953	604.0	59.8	90.1	606.5	131.8
	1954	102.6	86.2	98.3	91.3	116.0

g) 平均在院日数

入院患者の平均在院日数 ($\frac{\text{年間入院患者延数}}{1/2(\text{年間の新入院患者数と退院患者数の和})}$) は全病院では 66.5 日であるが、精神病床は 269 日で、結核病床の 402 日よりもはるかに少ない。同じ精神病床でも専門の精神病院に在院するものでは 269 日で、「その他の病院」の精神病室の患者では 191 日となつてゐる。平均在院日数を経営主体別にみると、国立（厚生省所管）の精神病院が 1,102 日と最も長く、ついで地方公共団体立が 445 日で、その他の施設では 400 日以内である。

第1図 平均在院日数、経営主体別



第11表 平均在院日数、経営主体別

(1952～1954年)

病床の種類	総 数	国 立		地 方 公 共 団 体 立	法 人 立	そ の 他
		厚 生 省	そ の 他			
全 病 床	1951	58
	1952	62	219	44	43	53
	1953	65	226	44	48	58
	1954	67	229	44	52	63
精 神 病	1951	221
	1952	248	349	83	351	279
	1953	251	376	89	354	294
	1954	269	420	92	360	309
精神病院	1951	250
	1952	284	723	-	403	310
	1953	283	843	-	408	317
	1954	299	1,102	-	445	338
其 他	1951	111
	1952	110	204	83	108	166
	1953	137	215	89	133	177
	1954	191	285	92	165	221
その他の病院	1951
	1952
	1953
	1954

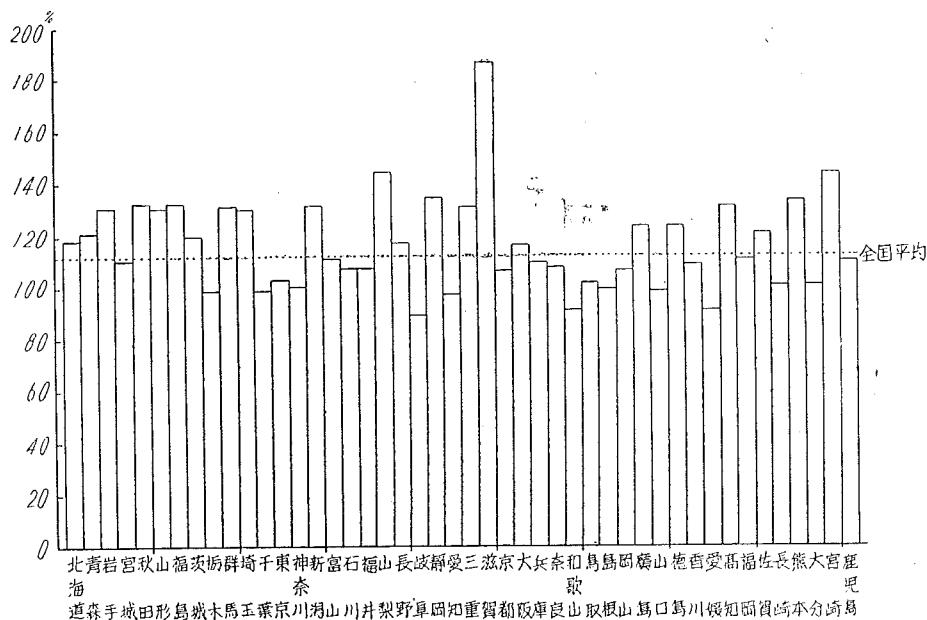
h) 外来患者数

在院患者に対する外来患者の比は全病院では1:1.27であるが、精神病院では1:0.04というに足りぬ数である。なお精神病院の年間外来患者延数は440,157人で1日平均1,206人である。

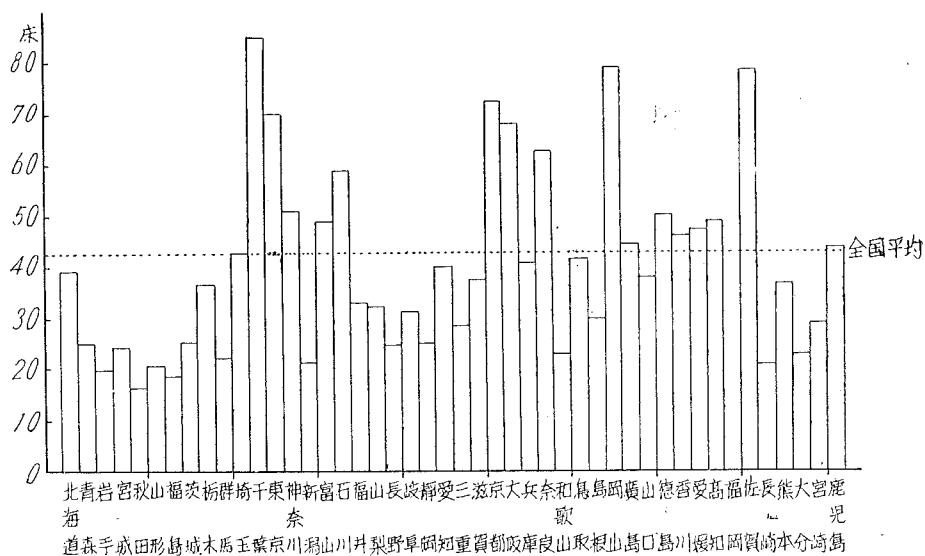
i) 都道府県別統計

都道府県別の人ロ10万に対する病床数および病床利用率と図示しておく。

第2図 都道府県別、人口10万に対する精神病床数



第3図 都道府県別精神病床利用率



第 12 表 都道府県別、精神病床数

都道府県	精神病床				その他病院(精神病室)			
	総数		年間増減	人口10万対年未数	精神病院		年始現在	年末現在
	年始現在	年末現在			年始現在	年末現在		
全国	31,449	37,849	6,400	42.9	25,004	30,447	6,445	7,402
北海道	1,143	1,861	718	40.0	842	1,519	301	342
青森県	252	328	76	24.2	116	184	136	144
岩手県	317	290	-37	19.8	317	280	-	-
宮城县	321	393	72	23.0	236	280	85	113
秋田県	180	213	33	16.0	180	213	-	-
山形県	259	277	18	20.5	259	277	-	-
福島県	277	387	110	18.5	191	351	86	36
茨城県	370	513	143	24.8	353	496	17	17
栃木県	546	553	7	35.6	525	532	21	21
群馬県	508	508	0	31.4	468	468	40	40
埼玉県	884	959	75	42.7	319	243	565	716
千葉県	1,520	1,861	341	84.8	1,068	1,363	452	498
東京都	4,818	5,410	592	70.0	3,971	4,434	847	976
神奈川県	1,369	1,455	86	51.2	873	1,026	496	429
新潟県	488	517	29	20.9	115	115	373	402
富山県	398	492	94	48.0	398	438	-	54
石川県	449	563	114	58.5	173	284	276	279
福井県	251	251	0	33.4	250	250	1	1
山梨県	183	262	79	32.4	183	262	-	-
長野県	423	482	59	23.7	302	322	121	160
岐阜県	371	477	106	30.1	371	477	-	-
静岡県	581	640	59	24.5	448	468	133	172
愛知県	1,349	1,513	164	40.9	1,275	1,402	74	111
三重県	369	403	34	27.0	369	403	-	-
滋賀県	298	320	22	37.3	298	320	-	-
京都府	1,052	1,363	311	71.7	559	887	493	476
大阪府	2,573	3,099	526	68.9	2,248	2,578	325	521
兵庫県	1,400	1,476	76	41.2	1,400	1,476	-	-
奈良県	378	494	116	63.7	270	386	108	108
和歌山県	194	214	20	21.4	-	-	194	214
鳥取県	195	254	59	41.6	150	207	45	47
島根県	180	270	90	29.2	111	151	69	119
岡山県	813	1,332	519	78.7	744	1,261	69	71
広島県	922	958	36	44.7	862	898	60	60
山口県	328	597	269	37.3	308	460	20	137
徳島県	400	439	39	49.9	242	241	158	198
香川県	279	427	148	45.3	188	239	91	188
愛媛県	606	710	104	46.1	606	710	-	-
高知県	369	423	54	48.0	148	198	221	225
福岡県	1,360	1,621	261	42.2	961	1,257	399	364
佐賀県	562	761	199	77.9	562	761	-	-
長崎県	346	346	0	19.9	246	251	100	95
熊本県	458	674	216	36.0	397	606	61	68
大分県	213	279	66	22.0	213	279	-	-
宮崎県	199	311	112	27.6	199	311	-	-
鹿児島県	698	883	185	43.7	690	883	8	-

第13表 全病院の病院種別病院数、病床数、患者数

病院種別	病院数		病床数		在院患者延数	
	年末現在	年間増減	年末現在	年間増減	年間延数	1日当たり平均数
全 病 院	4,779	323	461,927	53,456	135,245,316	370,535.1
精 神 病 院	224	37	30,447	5,443	11,231,842	30,772.2
結 核 療 養 所	610	99	113,640	19,661	34,275,872	93,906.5
ら い 療 養 所	14	1	14,045	1,998	3,825,294	10,480.1
伝 染 病 院	77	2	6,288	22	763,170	2,090.9
そ の 他 の 病 院	3,854	184	297,507	26,376	85,149,198	233,285.5

病院種別	新入院患者数		退院患者数		外来患者延数		病床	平均
	年間総数	1日当たり平均数	年間総数	1日当たり平均数	年間延数	1日当たり平均数		
全 病 院	2,028,471	5,557.5	2,036,574	5,579.7	171,232,851	469,131.1	84.7	66.5
精 神 病 院	39,962	109.5	35,219	96.5	440,157	1,205.9	112.5	298.8
結 核 療 養 所	65,649	179.9	58,955	161.5	3,253,467	8,913.6	94.1	550.2
ら い 療 養 所	585	1.6	453	1.2	-	-	82.5	7,370.4
伝 染 病 院	39,581	108.4	39,519	108.3	46,249	126.7	35.9	19.3
そ の 他 の 病 院	1,882,694	5,158.1	1,902,428	5,212.1	167,492,978	458,884.9	79.9	45.0

第14表 全病床、精神病床の在院患者延数、新入院患者数、退院患者数、外来患者延数

病院種別	全 病 床	精 神 病 床			その他の病院(精神病室)
		総 数	精 神 病 院		
在 院 患 者 延 数	135,245,316	13,977,208	11,231,842		2,745,366
新 入 院 患 者 数	2,028,471	54,969	39,962		15,007
退 院 患 者 数	2,036,574	48,886	35,219		18,667
外 来 患 者 延 数	171,232,851	-	440,157		-

ここにかけた全国精神病院は1954年12月末現在、病院月報、厚生省統計調査部報告により公衆衛生局精神衛生課で経めたものである。

(b) 精神病院一覧表

ここにかかげた全国精神病院は昭和31年3月末現在「病院月報」厚生省(統計調査部)報告により公衆衛生局精神衛生課で纏めたものである。

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
北海道	国立(厚生省)	国立札幌病院	山本修吾	札幌市南水西町14	15	285	300
	国立	北海道大学医学部附属病院	山田豊治	札幌市北14条西5丁目	84	751	835
	道立	札幌医科大学附属病院精神科分院	中川秀三	札幌市南9条西26丁目	172	0	172
	道立	道立緑ヶ岡病院	渡辺寛一	帯広市西17条南4丁目	145	0	145
	道立	道立向陽ヶ岡病院	吉川万雄	網走市向陽ヶ丘	90	0	90
	市立	市立札幌病院附属静療院	小野豊利	札幌郡豊平町字平岸910	190	0	190
	市立	市立小樽静和病院	木下豊	小樽市幸町41	106	0	106
	市立	函館市立柏木病院		函館市柏木町468	139	0	139
	医療法人	渡辺病院	渡辺栄一	函館市駒川町68	106	134	240
	個人	札幌花園病院	谷口憲郎	札幌市南15条西15丁目	71	0	71
	個人	石橋病院	石橋猛雄	小樽市長橋町43	160	0	160
	市立	国保病院		江別市緑町西1丁目	77	216	293
	日赤	旭川赤十字病院		旭川市曙1条1丁目	100	305	405
	個人	佐藤病院		苫小牧市矢代町57	33	10	43
	個人	相川病院	相川正義	旭川市大町15丁目	85	0	85
	個人	太田病院	太田清之	札幌郡琴似町西山手207	140	0	140
	個人	平松精神病院	平松勤	札幌市南22条西14丁目	132	0	132
	医療法人	中江病院	中江孝治	札幌市北22条西7丁目	400	0	400
	医療法人	中江病院分院	中江孝治	札幌市北9条西4丁目	30	0	30
	個人	富田病院	富田恭	函館市駒馬町20	61	62	123
	個人	西病院	西信次	小樽市花園町西1丁目	10	25	35
	個人	木下病院		小樽市新光町77	57	0	57
	個人	恵愛病院		幌別郡幌別町字鷺別127	50	0	50
	国立	弘前大学医学部附属病院	片桐圭一	弘前市本町52	31	470	501
	県立	青森県立精神病院	小川信一	青森字大字造道八重田	95	576	671
	社団法人	青森精神医学研究所附属青森精神病院	石田正三	東津軽郡野内村字浅虫	115	0	115
	医療法人	愛成会安原病院	芦谷博布	弘前市大字取上字三獄 9ノ3	114	0	114
	個人	斎藤内科病院	斎藤周蔵	弘前市大字元長町16	18	54	72
	公益法人	緑ヶ岡病院		三本市大字三本木字西金崎337	20	0	20

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
岩手	財団法人	岩手済生会 岩手保養院	三浦信之	盛岡市加賀野山根1	210	0	210
	個人	盛岡精神病院	堀内憲政	盛岡市上田箱清水49	88	0	88
	県立	県立南光病院		一関市八日沢297	100	0	100
秋田	医療法人	回生会秋田脳病院	細越正一	秋田市中島町 大野中道上段62	324	0	324
	個人	横手興生院	杉田孝	横手市上根岸19	76	501	76
	市立	公立大館病院		大館市字大館120	50	511	561
宮城	国立	東北大学附属病院	佐野保	仙台市北4番町85	85	965	1,050
	財団法人	国見台病院	松川金七	仙台市長者荘150	89	0	89
	医療法人	東北会東北脳病院	鈴木秀	仙台市北7番町97	135	0	135
山形	個人	春日療養園	吉田重三郎	仙台市中田町字西川内	105	0	105
	個人	移川病院	移川二郎	本吉郡階上村字長磯 七半沢64	28	0	48
	個人	共立病院		仙台市御立場町70	20	8	28
福島	県立	県立療養所金峰園	池田申次	鶴岡市大字高坂	144	0	144
	個人	山形脳病院	二本松修藏	山形市香澄町桜小路	177	0	177
	個人	光ヶ丘病院		酒田市大字高砂	29	0	29
茨城	県立	県立若松精神病院		若松市栄町866	52	405	52
	県立	県立医科大学 附属病院	若林俊一	福島市杉妻町14	30	475	505
	公益法人	竹田綜合病院		若松市栄町49	102	473	575
茨城	公益法人	郡山精神病院	金森五郎	安積郡大槻町字天正壇	246	0	246
	公益法人	穴沢病院	穴沢養一	若松市栄町530	6	0	139
	その他の法人	新田目病院	新田目五郎	平市櫛追小路24	50	133	50
茨城	個人	福島精神病院	伊予田成	伊達郡上保原村 大字上保原字羽山1	94	0	94
	矢吹精神病院			西白河郡矢吹町大字矢吹 字八幡29	100	0	100
	星第一病院附属 茶臼館分院		星一郎	郡山市茶臼館45	50	0	50
茨城	国立(厚生省)	国立霞ヶ浦病院	伊藤正義	土浦市大字下高津760	17	433	450
	国立	茨城県立 内原精神病院	古川復一	東茨城郡内原村大字鰐淵	236	0	336
	医療法人	報恩会石崎病院		東茨城郡石崎村 大字上石崎4ノ698	41	0	41
茨城	医療法人	土浦精神病院	後藤平	土浦市大字中高津町201	99	0	99
	個人	精神神経科大原病院	大原重雄	日立市水木町大甕駅前	48	0	48
	個人	豊後荘病院	鈴木豊	新治郡八郷町 大字部原648	63	0	63
茨城	個人	田余精神病院	佐賀正雄	新治郡玉里村大字上玉里	23	0	23
	個人	常総精神病院		北相馬郡取手町 大字下高井2,054	22	0	22
	個人	丸山庄病院	滝田欣一	新治郡八郷町柿岡 字高友4,041	35	0	35

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
茨城	医療法人	宮崎精神病院			83	0	83
栃木	医療法人	秋山会両毛病院	秋山 学	佐野市堀米1,648	97	0	97
	医療法人	生々堂厚生会森病院	森 玄俊	宇都宮市西原町2,627	60	0	60
	医療法人	源祐会直井病院	直井 富美	宇都宮市峰町274	152	0	152
	医療法人	至誠会滝沢病院	滝沢 テル	宇都宮市花房町1,841	138	0	138
	個人	青木病院	青木 信夫	足利市本城1の560	34	0	34
	個人	大平下病院	藤沼 文栄	下都賀郡富山村 字富田1,665	28	6	34
	医療法人	生々堂厚生会 森病院城山分院		宇都宮市飯田町419	149	0	149
群馬	国立	群馬大学医学部 附属病院	松村 龍雄	前橋市岩神町前280	40	357	397
	団法人	前橋積善会既橋病院	前田 忠重	前橋市江木町1,241	400	0	400
	医療法人	慈光会山崎病院	山崎 宏	高崎市上佐野町501	97	0	97
	医療法人	岸会岸病院		桐生市相生町2の277	52	0	52
	社会福祉法人	毛呂精神病院	丸木 清美	入間郡毛呂山町 大字毛呂本郷38	403	235	638
	社会福祉法人	毛呂精神病院分院	丸木 清美	北足立郡与野町与野	64	0	64
	財団法人	熊谷脳病院	西田 健次	熊谷市石原町572	202	8	210
	医療法人	川越脳病院	佐藤 又藏	川越市大字新宿11	118	0	118
	医療法人	慈光会東武神経病院	丸山 俊男	北葛飾郡幸手町 上高野3,542	87	4	91
	医療法人	川口病院	高橋 角次郎	川口市仲野3の212	106	0	106
埼玉	個人	浦和保養院	川越太三郎	浦和市白幡1,698	87	4	91
	個人	山口病院	山口 秋	川越市勝田町64	46	18	64
	個人	小島病院		川口市青木町3の308	18	8	26
	個人	辻病院	辻 治雄	浦和市辻2,487	36	0	36
	国立(厚生省)	国立下総療養所	豊泉 太郎	千葉郡吾田村遍田578	515	0	515
	国立(厚生省)	国立国府台病院	黒沢 良臣	市川市国府台1の2	408	382	790
	国立	千葉大学医学部 附属病院	竹内 勝	千葉市玄鼻町313	68	595	663
	財団法人	復光会総武病院	竹山 恒寿	船橋市宮本町4の1,843	319	0	319
	医療法人	静明会中山病院	作田 淳	市川市中山229	231	0	231
	医療法人	中村病院	諫訪 敬三郎	千葉市千葉寺町188	131	0	131
千葉	医療法人	東条病院	橋本 鐘爾	安房郡鴨川町広場1,665	22	148	170
	個人	式場病院	式場 隆三郎	市川市国府台3の2,418	74	0	74
	個人	木村病院	木村 直樹	千葉市東本町7	35	0	35
	医療法人	自百合会鶴岡病院 上原精神科分院		夷隅郡大多喜町上原786	48	0	48
	国立(厚生省)	国立東京第一病院	坂口 康蔵	新宿区戸山町1	21	550	571

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
東京	国立	東京大学医学部附属病院	美甘義夫	文京区本富士町1	39	831	870
	国立(厚生省)	国立武藏療養所	関根真一	北多摩郡小平町小川	700	0	700
	国立	自衛隊中央病院		世田谷区池尻戸9	39	461	500
	国立	東京医科大学附属病院	柳金太郎	文京区湯島3の1	2	196	198
	都立	東京都立松沢病院	林暉	世田谷区上北沢3の1,048	974	0	974
	都立	東京都立梅ヶ丘病院	斎藤西洋	世田谷区松原町4の300	226	0	226
	学校法人	東京女子医科大学病院	吉田正明	新宿区河田町1	30	499	529
	学校法人	日本医科大学附属第一病院	石川正臣	千代田区飯田町2の10	6	209	215
	学校法人	昭和医科大学附属鳥山病院	森崎半次	世田谷区鳥山町1,796	356	0	356
	学校法人	東京慈恵会医科大学附属東京病院	樋口一成	港区芝田村町5の1,016	13	454	467
	学校法人	順天堂大学医学部附属順天堂病院	有山登	文京区湯島2の9	18	335	353
	学校法人	順天堂大学医学部附属順天堂滝ノ川分院	中島紀行	北区西ケ原町3の2	30	57	87
	学校法人	慶應病院	大森憲太	新宿区信濃町35	30	1,145	1,175
	公益法人	社会事業協会桜ヶ丘保養院	植松七九郎	南多摩郡連行寺2,540	472	0	472
	公益法人	精神医学研究所附属東京武藏野病院	上田守長	板橋区茂呂町3,639	356	0	356
	公益法人	井の頭病院	元吉功	三鷹市上連雀548	424	0	424
	公益法人	高尾保養院	広済憲三	南多摩郡浅川町2,187	86	0	86
	医療法人	財団駒木野会小林病院	小林郷三	南多摩郡浅川町上長房273	295	20	315
	医療法人	財団縁雲会多摩病院	持田治郎	八王子中野町2,083	175	0	175
	医療法人	慈雲堂病院	田辺子男	練馬区関町4の甲723	599	0	599
	医療法人	大泉病院		練馬区大泉学園748	200	3	203
	医療法人	松見病院		北多摩郡小平町小川字前沢道外2,786	72	0	72
	学校法人	東邦大学病院		大田区大森5の62	24	639	663
	学校法人	日本大学医学部附属板橋病院		板橋区大谷口町725	34	546	580
	個人	根岸国立病院	松村英久	府中市本宿5,451	258	0	258
	個人	東京精神医学研究所青森病院	懸田克躬	練馬区関町1の35	38	0	38
	個人	宇田病院	宇田儕一	府中市是政2,139	58	0	58
	個人	吉祥寺病院	塚本陽一	調布市深大寺1,980	121	0	121
	個人	武藏野中央病院		武藏野市小金井町梶野新田南梶野68	59	9	68
	個人	金原病院		北区西ケ原町2の46	38	21	59
神奈川	県立	神奈川県立芦香院	菅修	横浜市南区下永谷町1,054	336	0	336
	市立	市立横浜医科大学病院	有田不二	横浜市南区浦舟町4の57	21	420	441
	財団法人	聖マリアンナ会東横第二病院	明石嘉門	川崎市今井仲町288	52	16	68

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
神奈川	医療法人	愛光病院		厚木市厚木10	97	0	97
	個人	横浜脳病院	土井正夫	横浜市神奈川区 神大寺町923	210	0	210
	個人	曾我脳病院	石川準子	小田原市曾我岸148	316	13	229
	個人	鎌倉脳病院	石井清	藤沢市藤沢小塚383	221	0	221
	個人	鶴見西井脳病院	西井烈	横浜市鶴見区 北寺尾町1,381	99	0	99
	個人	国府津脳病院	林能昭	小田原市田島35	179	0	179
	個人	誠心会 神奈川精神病院	塙本光夫	横浜市保土ヶ谷区 川井町2,528	98	0	98
	個人	栗田病院	栗田正文	川崎市小倉町1,265	93	6	99
	個人	大和病院	石井正明	高座郡大和町深見1,467	106	0	106
	個人	多摩川保養院		川崎市下野尾946	36	19	55
新潟	国立	新潟大学医学部 附属病院	野崎秀美	新潟市旭町1	84	461	545
	県立	新潟県立療養所 悠久莊	古閑朔郎	長岡市藏王町	198	0	198
	医療法人	新潟精神病院	長谷川換	西蒲原郡坂井輪村 平島174	293	9	302
	医療法人	高田西城病院	川室道隆	高田市西城町2の7	115	0	115
	個人	黒川病院	馬場金太郎	北蒲原郡黒川村	29	8	37
富山	個人	南浜病院	鈴木保穂	新潟市島見町字荷替坂 4,331	59	0	59
	県立	県立中央病院	多賀一郎	富山市西長江220	54	533	587
	市町村立	礪波厚生病院	大井敏雄	東礪波郡木波町中神523	54	212	266
	個人	谷野呉山病院	谷野亮一	婦負郡長岡村北代5,585	162	0	162
	個人	川田病院	川田行雄	高岡市油町1	120	0	120
石川	個人	柴田病院	石黒順吉	高岡市木津町1,740	58	0	58
	個人	松岡病院	小泉馨	西礪波郡石動町 今石動町132	24	0	24
	個人	富山脳病院	福田博	富山市五福町483	133	0	133
	国立	国立金沢病院	種村龍夫	金沢市下石31町76	52	598	650
	国立	金沢大学医学部 附属病院	久留勝	金沢市土取場永町15	63	542	605
	-	金沢市民生協会 常盤園	山田禎一	金沢市常盤町212	100	0	100
	医療法人	十全病院	岡良一	金沢市上野本町	90	0	90
	医療法人	金沢脳病院	岡部保	金沢市長坂町415の14	85	0	85
	個人	松原病院	松原太郎	金沢市石31町5	158	11	169
	個人	石川病院	長沢政隆	金沢市大手町2	18	13	31
福井	個人	粟津油釜 サナトリウム	秋山澄	小松市矢田野町688	80	0	80
	個人	結城病院	結城幸一	金沢市富樫町265	62	0	62
	県立	福井県立精神病院	猪原清	福井市志比呂町31号2	250	0	250

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
福井	個人	富田病院	富田信夫	福井市佐久良中町48	1	20	21
	個人	松原病院福井分院	松原太郎	福井市町屋町17号の3	71	6	77
山梨	県立	山梨県精神病院	坂口健一郎	甲府市喜吉里町838の2	50	0	50
	医療法人	山角病院	山角彙晏	甲府市塩部町2,916	240	0	240
	医療法人	回生堂病院	功刀潔	都留市四日市場	64	0	64
	財團法人	花園病院	山角彙晏	甲府市和田町2,968	48	0	48
	個人	峡西病院	望月正廸	中巨摩郡大井町下宅地421	65	0	65
	その他の法人	住吉病院		甲府市住吉町1,822	50	0	50
長野	国立	信州大学医学部附属病院	星子直行	松本市	30	248	278
	医療法人	城西病院	関忠英	松本市蟻崎40の1	109	0	109
	医療法人	栗山会飯田病院	原農夫	飯田市上飯田15	100	100	200
	医療法人	清泰会滝沢病院			21	10	31
	個人	上諏訪病院	井上武彦	諏訪市上諏訪町1,108	14	63	77
	個人	鶴賀病院	轟章	長野市鶴賀町1,750	172	0	172
	個人	松本精神病院	松岡文七郎	松本市大字寿白瀬淵89	100	0	100
	個人	倉田病院	倉田吉清	松本市大字寿白瀬淵1,674	71	0	71
岐阜	県立	岐阜医科大学附属病院		岐阜市司町40	34	380	414
	社団法人	岐阜精神病院	山村道雄	岐阜市日野3,967の151	449	0	449
	医療法人	慈恵中央病院		郡上郡美並村大原1の1	148	0	148
静岡	財團法人	復康会沼津精神病院	酒井由夫	沼津市上香貫沢東久保2,395	101	86	187
	個人	三方原脳病院	渡辺一忠	浜松市泉町837	82	0	82
	個人	駿府病院	溝口正	静岡市沓谷1の327	263	0	263
	個人	神経科浜松病院	川口方市	浜松市広沢町93	116	0	116
	個人	清水駿府病院	溝口正	清水市村松766	25	73	98
	個人	千本精神病院	庄司辰雄	沼津市松下町871	46	38	84
愛知	国立(厚生省)	国立名古屋病院	伊藤吉孝	名古屋市中区南外堀町6の1	57	493	550
	国立	名古屋大学医学部附属病院	宇佐美鍵一	名古屋市昭和区鶴舞町65	30	470	500
	県立	愛知県立城山病院	浅井保	名古屋市千種区春里町4	250	0	250
	市立	名古屋市立大学病院	戸谷銀三郎	名古屋市瑞穂区瑞穂通り1の27	25	365	390
	医療法人	精治療病院	岩田有弘	名古屋市昭和区洲原町5の1	146	0	146
	医療法人	笠寺精治療病院	岩田有弘	名古屋市南区笠寺町柚の木3	67	0	67
	医療法人	愛精病院	加藤正博	名古屋市南区曾池町4の28	170	0	170
	医療法人	守山荘病院	川島保之助	東春日井郡守山町字北山6	127	0	127

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
愛知	医療法人	同潤会杉田病院	小沢保清	名古屋市千種区 田代町字瓶払	93	0	93
	医療法人	三河病院	山田悠紀男	岡崎市戸崎町牛軒2	79	0	79
	個人	岩屋病院	柴山茂	豊橋市岩屋下1番地の2	255	0	255
	個人	北林病院	石川誠司	名古屋市中村区中村町 7,616	130	0	130
	個人	岡田病院	岡田弘	岡崎市羽根町陣場1	106	0	106
	個人	一の草病院	斎藤喜久治	半田市長根町3の1	148	0	148
	個人	竹内病院		挙母市高畠38	3	29	32
三重	国立(厚生省)	国立津病院神原分院	梅原亨	一志郡久居町字神原	190	0	190
	県立	県立高茶屋病院	井上正吾	津市小森上野705	330	0	330
	個人	多度病院	滝沢宏郎	桑名郡多度	80	0	80
滋賀	医療法人	日永病院	藤田貞雄	四日市市大字日永5,039	168	0	168
	社団法人	水口病院	青木亮貴	甲賀郡水口町 大字水口2,550	395	0	395
	財団法人	八幡精神病院	青木潔	蒲生郡金田村大字 鷺島飼744	73	0	73
京都	国立(厚生省)	国立舞鶴病院	角本永一	舞鶴市字行永	180	690	870
	国立	国立京都医療少年院	山中麟次郎	宇治市木幡町平尾4	104	124	228
	国立	京都大学医学部附属病院	井上硬	京都市左京区聖護院 川原町53	130	884	1,014
	府立	府立洛南病院	小松良彦	宇治市五ヶ庄	230	0	230
	府立	京都府立医科大学附属病院花園分院	細田孟	京都市上京区大将軍 鷺司町6	168	0	168
	財団法人	長岡病院	山本録次	乙訓郡長岡町大字友岡 小字山王14	163	0	163
	財団法人	川越病院	久保喜才	京都市左京区淨土寺 馬場町165	121	11	132
大阪	医療法人	双岡病院	赤木弘	京都市右京区 常盤古御所町2	164	0	164
	個人	岩倉病院	吉田真澄	京都市左京区 岩倉上蔵町105	311	0	311
	個人	北山病院		京都市左京区 岩倉上蔵町124	109	0	109
	国立(厚生省)	国立大阪病院	佐谷有吉	大阪市東区法円坂町1の2	20	560	580
	国立(厚生省)	国立大阪病院長野分院	久家保義	河内長野市木戸町837	92	532	624
	国立	大阪大学医学部附属病院	宇山安夫	大阪市福島区 堂島浜通り3の1,2合併地	23	779	812
	国立	大阪大学医学部附属医院分院	堀見太郎	豊中市柴原町32の1	30	85	115
府立	大阪府立病院			大阪市住吉区 万代東4の25	20	310	330
	府立	府立中宮病院	橋田賛	枚方市中宮天日 合併無番地	432	0	432
	学校法人	大阪医科大学附属病院		高槻市古曾部350	68	434	502
社会福祉法人	天心会小坂病院	東武夫		布施市永和2の27	257	0	257
	興風会北野病院	松浦篤実		大阪市北区西扇町3	15	338	353
財団法人	清心会大阪脳病院	梁忠雄		南河内郡志紀村 大字天王寺屋129	281	0	281

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
大阪	医療法人	清風会堺脳病院	高橋幸雄	堺市今池町3の12	527	0	527
	医療法人	清風会茨木病院	高橋清彦	茨木市総持寺786	161	0	161
	医療法人	浜寺病院	膳所正俊	北郡高石町北786	166	160	326
	医療法人	清風会美章園病院	岩井豊明	大阪市阿倍野区 美章園町3の1	101	0	101
	医療法人	京阪病院	平畠富次郎	北河内郡庭窪町 大字八雲日南10	118	0	118
	医療法人	沢神経科服部病院	沢潤一	豊中市長興寺町123	140	0	140
	個人	七山病院	本多治	泉南郡熊取町大字七山 1,902	515	0	515
	個人	上野芝病院	本多弘	堺市上野芝町4の587	184	0	184
	個人	阪本病院	阪本三郎	布施市上小阪町2の56	230	17	247
	県立	県立光風寮	矢野賢治	神戸市兵庫区山田町 上谷上	400	0	400
兵庫	医療法人	明石精神病院	三好博方	明石市藤江1,315	222	0	222
	個人	湊川病院	細見正二	神戸市兵庫区湊川町3の2	339	0	339
	個人	加茂病院	東哲郎	加東郡淹野町713	96	0	96
	個人	武庫川病院	森村茂樹	西宮市鳴尾町小松字砂子	343	0	343
	個人	加古川病院	森滋郎	加古川市平岡町字新庄塚	154	0	154
	個人	香良精神病院	石井敏明	氷上郡幸世村香良107	74	0	74
	個人	高岡病院	長尾茂	姫路市西今宿中山306	81	0	81
	県立	奈良県立医科大学附属病院	緒方準一	高市郡畝傍4条840	12	240	252
	県立	県立樋原精神病院	金子仁郎	高市郡畝傍4条840	50	0	50
	財団法人	信貴山病院	小関光尚	生駒郡三郷村	286	0	682
奈良	医療法人	北林厚生会五条山精神病院	北林忠正	奈良市6条西町 近鉄西ノ京駅西方	85	0	85
	医療法人	吉田病院	青木康次	奈良市西大寺町	119	51	170
	県立	和歌山県立五稜病院	本田正則	有田郡御臺村30	263	37	300
	県立	県立医科大学附属病院	岩鶴龍三	和歌山市7番町1	6	431	437
	個人	宮本病院		和歌山市塙屋247	65	0	65
	国立	鳥取大学医学部附属病院	奥村二吉	米子市西町36の1	47	432	479
	医療法人	広江病院	広江和一	米子市上後藤32	109	0	109
	個人	渡辺病院	渡辺元	鳥取市東町347	90	0	90
	個人	幡病院	幡敏夫	鳥取市吉方251の1	51	0	51
	県立	島根県立中央病院		出雲市今市町116	50	368	418
島根	個人	杉原病院	杉原寛一郎	安来市赤崎町847	68	132	200
	個人	松江精神病院	菅野一	松江市上乃木町2,971	65	0	65
	個人	西川病院	西川正勝	浜田市港町445	94	0	94

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
岡山	国立	岡山大学附属病院	津田誠次	岡山市門164	61	605	666
	財団法人	河田脳病院	河田信彦	岡山市富本町167	524	0	524
	財団法人	慈圭会慈圭病院	伊原重彦	岡山市浦安本町100の2	290	0	290
	財団法人	江原積善会積善病院	柴田潤一	津山市一方140	130	0	130
	個人	高見病院	高見孝志	津山市田町115	109	0	109
	個人	万成病院	小林滋	岡山市万成901	70	0	70
	個人	松枝病院 林精神医学研究所附属林道倫精神神経科病院	三上富太 林道倫	倉敷市亀島新田31 岡山市浜472	16 74	28 0	44 74
	財団法人	仁和会笠岡病院	西井弘	笠岡市今立2,543	84	0	84
	個人	倉敷仁風荘病院	大泉良作	倉敷市中島一本木開2,415の2	95	0	95
	公益法人	熊谷病院		岡山市弓之町121	19	13	32
	県立	広島医科大学附属病院阿賀分院	小沼十寸穂	吳市阿賀町1,466	60	0	60
	社会福祉法人	広島厚生事業協同組合 広島静養院	松岡龍三郎	安芸郡府中町988	305	0	305
	個人	養神館病院	宗近敬正	佐伯郡五日市町197の1	100	0	100
	個人	広島脳病院	天野進作	広島市白島中町62	41	0	41
広島	個人	松田病院	松田鎮雄	広島市翠町1,825	38	0	38
	個人	長尾病院	長尾邦雄	吳市阿賀町向川254	94	0	94
	個人	神経科精神科 児玉病院	児玉実	安佐郡可部町	112	0	112
	個人	青山病院	青山俊三	尾道市栗原町2,150	122	0	122
	個人	馬屋原病院	馬屋原大輔	芦品郡駅家町 大字向永谷302	84	0	84
	個人	福山仁風荘病院	大林新	福山市佐波町和谷576の1	151	0	151
	国立(厚生省)	国立岩国病院	渡辺真澄	岩国市大字黒織419	58	739	797
	県立	県立静和荘	中村敬三	宇部市中字部字京納 1,143の1	138	0	138
	医療法人	防府病院	水津信治	防府市大字高井961	80	0	80
	医療法人	光精神病院	吉田三彦	光市大字島田2,124	83	0	83
	医療法人	下関病院		下関市大字富住756	92	0	92
	県立	県立医科大学附属病院		宇部市大字小串1,144	36	337	373
	市町村立	吉南病院		吉敷郡銚錢司村33	50	0	50
	個人	徳山静養院		徳山市五月浴丘411	84	0	84
	個人	重本精神病院	松野鴻次	豊浦郡豊浦町大字 涌田後地1の1	50	0	50
	個人	日良居病院	志満俊雄	大島郡橋町大字土居 1,426	40	0	40
	個人	岩国新生病院		岩国市関戸	50	0	50
	個人	山口精神病院		山口市下天神1,569	67	0	67

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
徳島	国 立	徳島医科大学附属病院	北村 義男	徳島市蔵本町2丁目	40	525	565
	県 立	県立中央病院		徳島市蔵本町1	50	300	350
	社会福祉法人	阿波井島保養院	西川 修	鳴門市瀬戸町堂ノ浦字阿波井57	295	0	295
	医療法人	南海病院	川端 正男	鳴門市撫養町1	160	42	202
	個 人	田岡病院	田岡 清夫	徳島市東山手町1の38	10	30	40
	国 立 (厚生省)	国立善通寺病院	荒瀬 進	善通寺市	110	212	322
	県 立	県立丸亀病院	丸岡 敏夫	丸亀市北平山町21	50	150	200
香川	財団法人	大西精神衛生研究所附属大西精神病院	大西 義衛	高松市上天神336	144	0	144
	個 人	西紋病院	西紋 孝	丸亀市津森町595	50	0	50
	個 人	三船精神病院	三船 通雄	丸亀市柞原町366	86	0	86
	財団法人	松山精神病院	中本 広	松山市朝美町3の600	460	0	460
愛媛	財団法人	新居浜精神研究所附属新居浜精神病院	久保田申司	新居浜市泉川町	124	0	124
	財団法人	宇和島精神病院	渡辺欣一郎	宇和島市柿原山際1,280	62	22	84
	個 人	大洲精神病院	藤井 清信	大洲市柚木	56	0	56
	財団法人	今治精神病院		今治市大字高市甲786	25	0	25
	県 立	県立芸陽院		安芸市西浜452	50	0	50
高知	医療法人	土佐病院	須藤五一郎	高知市新木町2の133	206	0	206
	医療法人	精華園	下司孝麿	高知市長浜257	235	6	241
	医療法人	町田病院	町田昌直	高知市帶屋町13	8	130	138
	医療法人	谷病院	谷 望	高知市吸江120	107	0	107
	個 人	田辺病院	田辺善丸	高知市入明町78	21	5	26
福岡	国 立 (厚生省)	国立小倉病院	松浦秀明	小倉市北方野	114	669	783
	国 立 (厚生省)	国立筑紫病院	古賀秀夫	福岡市野多目595	36	729	765
	国 立	九州大学医学部附属病院	遠城寺宗徳	福岡市堅粕1,276	93	1,070	1,163
	県 立	筑紫保養院	伊藤 篤	筑紫郡太宰字2,804	400	0	400
	学校法人	久留米医科大学附属病院	吉住好夫	久留米市旭町67	83	658	741
	医療法人	日明病院	北原尊雄	小倉市日明町1,879	133	0	133
	医療法人	若久病院	今任準一	福岡市若久333	150	0	150
	医療法人	済生会河野柏屋病院	河野 正	柏屋郡勢門村尾仲139	86	9	95
	医療法人	聖ルチア会 聖ルチア病院	森 一	久留米市津福本町1,202	66	0	66
	医療法人	筑豊病院	林田 安之輔	飯塚市立岩1,725	95	0	95
	医療法人	筑水会吉田山保養院		八女市長峰区吉田1,191	30	0	30
	医療法人	甘木療養所		甘木市大字小田1,317	52	0	52

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
福岡	個人	大川病院	大川勤三郎	筑上郡山田村	106	0	106
	個人	福岡保養院	大村重人	筑紫郡日佐村五十川423	86	0	86
	個人	蒲池病院	蒲池格	三井郡小郡村	96	0	96
	個人	三池保養院	富松毅	大牟田市三池町外 北原855	52	0	52
	個人	奥村病院	奥村集	浮羽郡吉井町216	43	0	43
	個人	井口病院		福岡市野間寺塚827	31	0	31
	個人	香椎療養所	野田寿一郎	福岡市香椎町大字香椎 字清水田	33	0	33
	個人	堀川病院	堀川喜登	久留米市西町510	57	0	57
	個人	倉永病院	恵紙昭一	大牟田市大字吉野843	64	0	64
	個人	大牟田保養院	蓮沢孝義	大牟田市黄金町1の144	78	0	78
	個人	同仁会病院	見元良臣	筑紫郡大野町乙金	47	0	47
	個人	加藤精神科神経科病院		福岡市旭小路1,383	50	0	50
	個人	福間病院		宗像郡福間町向山2,310	126	0	126
	個人	船小屋病院		山門郡東山村下長田	43	14	57
佐賀	国立(厚生省)	国立肥前療養所	御園巖	神崎郡東背振村大字三津	485	0	485
	個人	佐賀精神病院	早田薰	佐賀市神野町1,390	81	0	81
	個人	佐賀保養院	大島勇	三養基郡比茂安村	75	0	75
	個人	堀田精神病院	堀田博雄	伊万里市大川町	44	0	44
	個人	唐津保養院	井上安郎	唐津市鏡4,304	59	0	59
	個人	白石保養院	緒方勝徳	杵島郡白石町	55	0	55
	個人	進藤病院	進藤三郎	唐津市原1,015	56	6	62
長崎	国立(厚生省)	国立大村病院	篠崎哲二郎	大村市久原郷1,001	40	722	762
	国立	長崎大学医学部附属病院	辻村秀夫	長崎市坂本町93	44	496	540
	国立	長崎大学医学部附属病院諫早病院	辻村秀夫	諫早市永昌町210	16	110	126
	県立	県立東ヶ浦病院	鈴木秀夫	大村市久原郷1,478	100	0	100
	医療法人	佐世保保養院	森田恵	佐世保市瀬戸越免292	91	0	91
	個人	杜葉病院	杜葉輝夫	長崎市南山手町14	98	0	98
	個人	小鳥居病院	小鳥居薰	東彼杵郡下波佐見村 浜辺田郷1,021	65	0	65
	個人	松竹病院	高城省吾	島原市杉谷町乙824	20	0	20
	医療法人	田川療養所	田川段一郎	長崎市西町914	53	0	53
	医療法人	慶友会西海病院	逸見嘉彦	佐世保市權常寺免 字市場1,500	68	0	68
大分	個人	佐藤病院	佐藤道雄	大分市南新町2,565の1	90	0	90
	個人	朝見精神病院	河内野弘孝	別府市大字別府4,251	50	0	50

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神病床数	その他病床数	総病床数
大分	個人	山本精神病院	山本哲二郎	別府市秋葉通り9の2,388	85	0	85
	個人	加藤病院	加藤一雄	竹田市大字竹田1,855	22	0	22
	個人	奥村日田病院	奥村集	日田市田島町500	31	0	31
	医療法人	野口記念会 精神科野口病院	木村登	別府市大字別府1,680の1	28	46	74
	国立(厚生省)	国立熊本病院	山田政信	熊本市二の丸町	30	571	601
	国立	熊本大学医学部附属病院	宮川九平太	熊本市本庄町	38	625	663
	県立	熊本県立小川再生院	南虎一	下益城郡小川町	100	0	100
	財団法人	杏仁会熊本精神病院	三浦豊	熊本市大江町渡鹿	111	0	111
	医療法人	龍田病院	池田勝	熊本市黒髪町字留毛137	105	0	105
	医療法人	芳和会熊本保養院	平田宗男	熊本市神水町380	92	0	92
熊本	医療法人	高田病院		八代市豊原下町4,100	48	0	48
	医療法人	敬愛会城山病院		熊本市城山上代町1,146	37	0	37
	医療法人	清翠会人吉保養院	吉田精三	人吉市下城本町1,501	23	0	23
	個人	有効病院	有効正康	荒尾市万田町476	96	0	96
	個人	肥後療養所	日隈和夫	熊本市春竹町萩原710	78	0	78
	県立	宮崎県立富養園	矢野正敏	児湯郡富田村大字三納代	165	0	165
	医療法人	慈光会宮崎精神病院	毛利之隆	宮崎市福島町寺山3,147	50	0	50
	医療法人	永田精神科病院	永田利満	都城市五十町5,173	64	0	64
	個人	高宮病院	高宮澄男	宮崎市吉村町大町 1,961の1	63	0	63
	鹿児島	県立鹿児島保養院	佐藤幹正	姶良郡重富村平松	200	0	200
宮崎	財団法人	谷山病院	尾辻達憲	鹿児島郡谷山町上福元 1,787	90	0	90
	財団法人	鹿児島精神衛生協会 鹿児島脳病院	横山博徳	鹿児島市永吉町200	129	0	129
	財団法人	精神科神経科 大隅病院	野田弘毅	鹿児島市川西町船塚	72	0	72
	医療法人	共助会三洲脳病院	日笠山純重	鹿児島市宇宿町	36	0	36
	医療法人	共助会三洲脳病院 脇田ヶ丘分院	森園静哉	鹿児島市宇宿町2,420	71	0	71
	医療法人	仁心会福山脳病院	松下兼知	姶良郡福山町福山771	158	0	158
	医療法人	川内脳病院	台之尊文男	薩摩郡下東郷村中郷849	57	0	57
	医療法人	精神科神経科 白浜病院	白浜正	鹿児島市常盤町311	64	0	64
	医療法人	和風会内山田病院	小牟田清博	加世田市内山田2,397	32	0	32
	個人	阿多精神神経科病院	橋口茂	日置郡阿多村花瀬1,929	59	0	59
鹿児島	個人	大口病院		大口市太田	20	0	20
	個人	中江病院		鹿児島市西千石町138	2	46	48

20. 世界各国における精神病院数および精神病床数

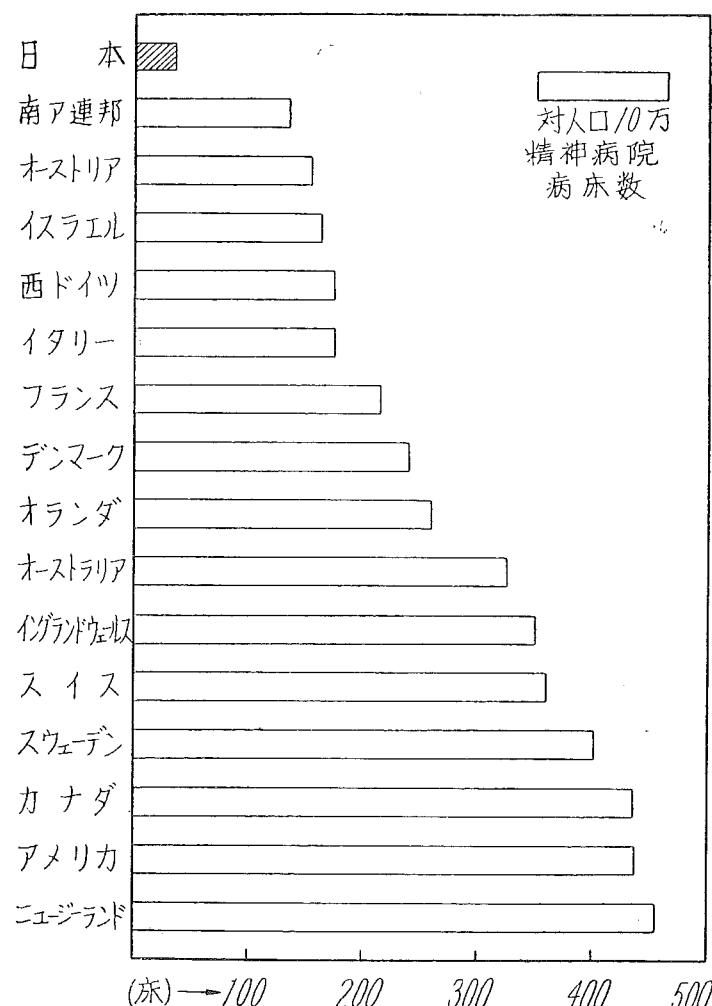
Number of Mental Hospitals and their Beds

in various Countries of the World

この資料は世界各国の医療施設に関する世界保健機構（W.H.O）の報告書に基いており、表に示されるとおり、我国の人口10万対の精神病床数は欧米各国のそれに比して著しく低率で、また主要国では一般およびその他の病院を除けば、わが国では結核病床が主位を占めているが、欧米各国では精神病床が主位を占めていて、結核病床と精神病床との関係は逆である。（岡田敬蔵）

* Statistics Relating to Hospital Facilities (Nov. 1955: Medical statistics Documentation II W.H.O) による。厚生の指標、特集 国民衛生の動向、昭和31年、厚生統計協会より引用。

第1図 世界各国における対人口10万精神病院病床数比率



第1表 特定国 の 病院床

国名	区分	年 次	実 数						人口 10万対					
			病院数	病床数					病院数	病床数				
				総数	精神病院	結核療養所	らい療養所	一般及びその他の病院		総数	精神病院	結核療養所	らい療養所	一般及びその他の病院
南ア連邦		1953	569	69,133	18,044	5,615	2,081	48,893	4.3	525.6	137.2	42.7	15.8	329.9
カナダ		1953	1,531	177,052	63,958	18,643	-	94,451	10.4	1,197.8	432.7	126.1	-	639.0
アメリカ		1953	6,978	1,580,654	691,855	72,253	-	816,546	4.4	990.2	433.4	45.3	-	511.5
アルゼンチン		1951	1,674	114,409	(15,186)	(2,650)	(2,175)	-	9.5	649.9	(85.8)	(15.0)	(12.3)	-
イスラエル		1953	100	10,579	2,700	1,648 (125)	60	6,171	6.1	641.2	163.6	99.9 (7.6)	3.6	374.0
日本		1954	4,779	461,927	30,447 (7,402)	113,640 (96,422)	14,045	303,795	5.4	523.1	34.4 (8.4)	128.7 (109.2)	15.9	344.1
オーストリア		1953	257	62,316	10,789	5,814	-	45,713	3.7	896.1	155.1	83.6	-	657.4
デンマーク		1953	-	44,680	10,561	4,056	-	30,063	-	1,022.7	241.7	92.8	-	688.2
スエーデン		1953	714	92,625	28,964 (723)	8,019 (663)	-	55,642	9.9	1,291.7	403.9 (10.1)	111.8 (9.2)	-	775.9
オランダ		1954	363	82,615	27,725 (2,055)	9,335 (988)	-	45,555	3.4	778.7	261.3 (19.4)	88.0 (9.8)	-	429.4
フランス		1953	1,108	477,200	93,000 (3,107)	36,688 (27,333)	-	347,512	9.5	1,113.4	217.0 (7.2)	85.6 (63.8)	-	810.8
西ドイツ		1953	3,118	499,475	85,680	47,767	-	366,078	6.3	1,019.5	174.8	97.5	-	747.1
スイス		1953	446	63,731	17,576	10,764	-	35,391	9.2	1,306.8	360.4	220.7	-	725.7
イタリー		1951	-	-	83,309 (2,859)	78,898 (13,501)	-	211,017	-	-	176.7 (6.1)	167.4 (28.6)	-	447.6
イングランド・ウェールズ		1953	-	478,367	155,708	30,656	-	292,003	-	1,085.0	853.2	69.5	-	662.4
スコットランド		1954	-	62,410	22,160	6,824	-	33,426	-	-	-	-	-	-
オーストリア		1952	1,471	96,590	28,316	3,181	-	65,093	17.0	1,116.8	327.4	36.8	-	752.6
ニュージーランド		1953	350	25,851	9,300	742 (944)	-	15,809	19.1	1,262.9	454.3	36.2 (46.1)	-	772.3

注：1()内の数字は、一般病院にある特殊病床数を現す。

2 日本の数値は昭和29年末病院数報告による。昭和31年(1956年)6月末現在の日本の精神周院は398,病床数48,608,人口10万に対する51.1である。

21. 精神科関係職員

Statistics on Personnel in Mental Hospitals

(a) 精神病院における職員関係

1) 精神病院における業務種別・従事者数

この調査は医療法に定める病院および診療所のすべてについて、その分布と整備の実態を明らかにするために、昭和29年(1954)12月31日現在で、実施された医療施設調査によるものである。

調査された精神病院数は224施設(30,407床)、その全従事者数は9,550で、全病院(4,779施設、461,927床)の従事者総数(236,525)の4.0%である。

一施設当たりの従事者数を病院種別でみると、らい療養所(121.7名)が最も多く、結核療養所(66.1名)、一般病院(47.6名)、精神病院(42.6名)、伝染病院(18.4名)の順となつている。

100床当りの従事者数の最も少いのは、らい療養所(12.1)で、次いで伝染病院(22.6名)、精神病院(31.4名)、結核療養所(35.5名)、一般病院(61.7名)となつている。

昭和28年(1953)度(7月31日現在)と昭和29年度(12月31日現在)との精神病院従事者数を比較すると、一施設当たり従事者数は昭和28年(42.5名)、昭和29年(42.6名)、100床当り従事者数は昭和28年(31.8名)、昭和29年(1954)(31.4名)である。

第1表 精神病院の業務種別従事者数

(1954年12月31日現在)

業 務 種 別	全 従 事 者 数		一施設当たり 従事者数	100病床当たり 従事者数
	実 数	%		
総 数	9,550	100.0	42.6	31.4
医師	1,068	11.2	4.8	3.5
常勤	797	8.3	3.6	2.6
非常勤	271	2.8	1.2	0.9
歯科医師	22	0.2	0.1	0.1
常勤	7	0.1	0.0	0.0
非常勤	15	0.2	0.1	0.0
薬剤師	144	1.5	0.6	0.5
看護婦	4,891	51.2	21.8	16.1
助産婦	7	0.1	0.0	0.0
看護婦(人)	2,598	27.2	11.6	8.5
保健婦				
看護助手	2,286	32.9	10.2	5.7
技術員	319	3.3	1.4	1.0
栄養士	152	1.7	0.7	0.5
衛生技工士	5	0.1	0.0	0.0
X線技術者	26	0.3	0.1	0.1
その他の技術員	130	1.4	0.6	0.4
事務職員	1,142	12.0	5.1	3.8
その他	1,964	20.6	8.8	6.5
保健婦				
助産婦				
看護婦				
イントラーン	15	-	0.1	0.0

注：「その他の技術員」とは歯科衛生士、マッサージ師、化学、細菌又は病理検査員等診療部門に属する技術員をいい、医療社会事業員は、自動車運転手、汽船火夫等管理部門に属する技術員と共に「その他」に含まれている。

昭和29年、医療施設調査、厚生省大臣官房統計調査部による

2) 従事者1人当りの患者数

ここに掲げる資料は全国の病院、診療所、歯科診療所で診療を受けている患者の実態を明らかにすることを目的として、昭和30年(1955)7月13日(水曜日)に扱つた入院外来往診の全患者について行つた患者調査の一部である。

昭和30年患者調査、厚生省大臣官房統計部の資料である。

第2表 従事者1人当たりの患者数、入院外来・業務の種類・病院

(1955年9月13日現在)

業務の種類・入院～外来	病院				
	総 数	精神病院	結核療養所	伝染病院	一般病院
医師 歯科医師	総数	19.1	35.0	25.4	11.6
	入院	7.9	32.8	23.2	11.6
	外来	11.2	2.2	2.2	-
薬剤師	往診(再)	0.2	0.1	0.1	-
	総数	148.9	315.2	157.9	27.6
	入院	61.9	295.5	144.3	27.6
保健婦 産業看護婦	外来	87.0	19.6	13.6	-
	総数	9.2	7.0	6.6	4.0
	入院	3.8	6.6	6.0	4.0
その他の事務員	外 来	5.4	0.4	0.6	-
	総数	9.2	12.3	5.9	2.7
	入院	3.8	11.6	5.4	2.7
	外 来	5.4	0.8	0.5	-

(b) 精神科・神経科専門医師数

医師法第6条の届出による医師調査（毎年12月31日現在）によると最近5ヶ年間の業務種別医師総数は第1表の通りである。

* 厚生省医務局総務課資料による。

第3表 年度別、業務種別医師数

年度別	総数	医療施設の従事者				医療施設以外の従事者				その他	
		総数	医開設の者	医育以外の勤務者	医育機関附属施設の者	総数	臨床の又は医学教育研究	衛生保健の行政又は業務			
1951	84,091	71,051	41,085	29,966	29,966	10,663	8,022	2,641	3,377		
1952	85,374	77,776	41,564	28,734	7,478	5,146	2,470	2,676	2,452		
1953	89,889	81,594	42,645	29,387	9,562	5,955	2,826	3,129	2,336		
1954	92,442	84,099	44,017	30,862	9,220	5,731	2,937	2,794	2,612		
1955	94,563	86,244	44,642	32,539	9,063	5,626	3,004	2,622	2,693		

医療施設に従事している医師のうち、精神科、精神科医師数を第4表に示す。

第4表 医療施設に従事している精神科、精神科医師数

年 度 别	総 数	男	女
1954	1,067	978	84
1955	1,167	1,085	82

(c) 精神衛生鑑定医数

第5表 精神衛生鑑定医数

北海道	42	埼玉	11	岐阜	10	鳥取	10	佐賀	15
青森	9	千葉	50	静岡	12	島根	7	長崎	17
岩手	4	東京	84	愛知	40	岡山	17	熊本	10
宮城	9	神奈川	33	三重	16	広島	20	大分	11
秋田	4	新潟	22	滋賀	9	山口	14	宮崎	10
山形	10	富山	6	京都	29	徳島	13	鹿児島	22
福島	11	石川	20	大阪	47	香川	7		
茨城	14	福井	6	兵庫	26	愛媛	7		
栃木	6	山梨	10	奈良	11	高知	6		
群馬	7	長野	12	和歌山	10	福岡	50	計	816

22. 精神衛生相談所

Names and Numbers of Mental Hygiene Clinics

(a) 精神衛生相談所数

1956年度中に新設した相談所は県立では佐賀県、市立は函館、仙台、神戸市の4ヶ所である。

私立精神衛生相談所は4ヶ所あつたが、1954年6月1日法律第136号による厚生省関係法令に関する法律第2条による改正である。すなわち行政事務の簡素化による廃止であつて、従来の精神衛生法第9条に規定されていた、民間の精神衛生相談所を設置する場合の、厚生大臣の許可規定が削除された。この表のうち都道府県立単独が1ヶ所減じているのは大阪府は単独の相談所であるが、業務は児童相談所同一庁舎のため併設されている。県立兵庫県精神衛生は豊岡保健所内より洲本保健所に移る予定である。この資料は1957年2月末日現在、厚生省公衆衛生局精神衛生課による。

(竹村和子)

第1表 精神衛生相談所数

年 度	都道府県立		政令市立	私 立	合 計
	單 独	併 設			
1952年	3	21	-	1	25
1953年	3	27	-	3	33
1954年	3	28	2	4	37
1955年	3	28	3	4	38
1956年	2	30	6	-	38

(b) 精神衛生相談所一覧表

都道府 県別	経営 主体別	名 称	所長名	所 在 地	開所年月日
北海道	北海道	網走精神衛生相談所(単独)	内田 孝治	網走市字向陽	1952. 4. 1
"	"	北海道帯広精神衛生相談所	清水 敏	帯広市東三条西1丁目 (帯広保健所内)	1953.10. 1
"	函館市	市立函館市精神衛生相談所	重野 謙次	函館市西川町1 (函館保健所内)	1957. 1.
青森県	青森県立精神衛生相談所	天野 正也	八戸市大字類家 (八戸保健所内)	1952. 8. 1	
宮城県	仙台市	仙台市精神衛生相談所	三神 正藏	仙台市東二番丁 (仙台市中央保健所内)	1956. 5. 2
山形県	山形県精神保健所併設精神衛生相談所	小関 清松	山形市六日町 (山形保健所内)	1951.11.	
茨城県	茨城県精神衛生相談所	福沢 茂	水戸市五軒町 (水戸保健所内)	1952. —	
栃木県	栃木県精神衛生相談所	富永 慶順	宇都宮市旭町 (宇都宮保健所内)	1952. 1.	
群馬県	群馬県臨時精神衛生相談所	滝沢 敏夫	前橋市比曲輪町 (前橋保健所内)	1951.10.	
埼玉県	埼玉県立精神衛生相談所	竹谷 精一	大宮市吉舎3丁目 (大宮保健所内)	1952. 1.	
千葉県	千葉県精神衛生相談所	田部 正孝	千葉市登戸町 (千葉中央保健所内)	1951.10.	
神奈川県	横浜市中精神衛生相談所	山田 秀一	横浜市中区山下町 (横浜市中保健所内)	1594.12. 2	
新潟県	新潟市精神衛生相談所	高橋 英雄	新潟市流作場宮浦町 (新潟市保健所内)	1954.12. 2	
富山县	富山県精神衛生相談所	伊藤 悟	富山市総田輪 (富山保健所内)	1952. 2.	
福井県	福井県精神衛生相談所	円山 横雄	福井市松陰町 (福井保健所内)	1951.10. 1	
長野県	長野県松本精神衛生相談所	平林 達郎	松本市 (松本保健所内)	1951.12. 1	
愛知県	愛知県県立臨時精神衛生相談所	松井 良勝	西春日井郡西枇杷島町 (西枇杷保健所内)	1951. 4. 1	
三重県	三重県精神衛生相談所	加藤 了	津市丸の内本町 (津保健所内)	1951. 4. 1	
滋賀県	滋賀県県立大津精神衛生相談所	富田恵之亮	大津市長花川町 (大津保健所内)	1952.11.	
京都府	京都府舞鶴精神衛生相談所	広瀬 朝夫	舞鶴市字掘上 (舞鶴保健所内)	1951.11.	
"	"府立宇治精神衛生相談所	鈴木 一夫	宇治市宇治町 (宇治保健所内)	1952. 4.	
大阪府	大阪府精神衛生相談所	渡辺 融吉	大阪市天王寺区生玉前町38	1952. 8. 1	
兵庫県	兵庫県精神衛生相談所	宮本 正人	豊岡市新屋敷 (豊岡保健所内) 洲本保健所併設の予定	1953.11.	
"	神戸市立兵庫精神衛生相談所	和田 秀雄	神戸市兵庫区東山町 (兵庫保健所内)	1956. 5.	
奈良県	奈良県精神衛生相談所	相良 丈夫	高市郡畠傍町 (畠原精神病院内)	1953.10.	
和歌山县	和歌山県精神衛生相談所	加藤正一郎	和歌山市七番町 (和歌山県立医科大学附属病院内)	1951.10.	
鳥取県	鳥取県精神衛生相談所	樋口 田雄	米子市角盤町 (米子市保健所内)	1951. 3. 1	
島根県	島根県県立精神衛生相談所	小谷 勉	松江市東朝日町 (松江保健所内)	1951.10.	
岡山県	岡山県岡山精神衛生相談所(単独)	伊藤 富久	岡山市大供250番地	1951.10.	
広島県	広島県尾道精神衛生相談所	安東 晃	尾道市久保 (尾道保健所内)	1951.10. 1	
山口県	山口県宇部精神衛生相談所	野瀬 善勝	宇部市東区 (宇部標準保健所内)	1951.10. 1	
"	"岩国精神衛生相談所	宮原 精二	岩国市今津 (岩国保健所内)	1951.10. 1	
徳島県	徳島県精神衛生相談所	樋口 田鶴	徳島市新蔵町 (徳島保健所内)	1953.10.	
香川県	香川県県立精神衛生相談所	香川 清	高松市松島町 (高松保健所内)	1951.12.	
高知県	高知県県立中央保健所併設精神衛生相談所	中屋 逸郎	高知市北門脇 (県立中央保健所内)	1951.12. 1	
福岡県	福岡県精神衛生相談所	村田 豊次	福岡市薬院堀端7	1951. 4. 1	
佐賀県	佐賀県精神衛生相談所	武藤 忠次	佐賀市永ヶ江町 (佐賀保健所内)	1956. 7.	
長崎県	長崎市精神衛生相談所	大利 茂久	長崎市酒屋町 (長崎市中央保健所内)	1455. 8.11	

(c) 私立精神衛相談所一覧表

県別	経営主体別	名 称	所長名	別 在 地
新潟	私立	新潟精神衛生相談所	上村 晟	新潟市関屋金衛町1丁目 上村医院内
広島	"	福山精神衛生相談所	浜野 浩枝	福山市三の丸町甲73 馬屋原病院福山診療所内
香川	"	三船精神衛生相談所	三船 通雄	丸亀市杵原町366
鹿児島	"	鹿児島精神衛生相談所	横山 鉄夫	鹿児島市山之口町71

23. 児童相談所

Child Guidance Clinics

資料第4号に児童相談所長について学歴前歴別、精神科、小児科医の活動状況を紹介したが、本号では、各相談所における職員の配置状況および、心理担当職員と社会事業担当員の学歴について調査した結果を紹介する。

表（a）は、各児童相談所の職員の構成を示す。各専門分野からなる職員構成を持つ児童相談所が二、三ある一方事務職員だけで業務が運営されているようなところもある。バランスがとれずに一つの専門分野に職員が偏在している児童相談所も散見される。

次に、表（b）は児童相談所を構成する職員のうち、心理担当職員および社会事業担当職員の学歴を示す。（柏木昭、田村満喜枝）

(a) 全国児童相談所の職員構成

県別、名 称	職						員		
	総 数	所 長	事務職員	精神医学 専門職員	医 師	心理学專 門職員	社会事業 職員	看護婦及 び保健婦	その 他
全 国	1,170	115	277	28	51	123	452	21	103
北海道中央児童相談所	18	1	3	-	-	2	10	-	2
函 館	14	1	2	1	-	2	8	-	-
旭 川	12	1	4	-	-	1	5	-	1
釧 路	11	1	2	-	-	1	6	-	1
帯 広	9	1	2	-	-	1	4	-	1
北 見	9	1	1	-	-	2	3	1	1
岩 見 沢	9	1	2	-	-	2	4	-	-
青森県中央児童相談所	10	1	3	-	1	1	2	-	2
弘 前	6	1	1	-	-	-	1	-	3
八 戸	9	1	2	-	1	1	3	-	1
岩手県中央児童相談所	8	1	4	-	2	-	-	-	1
宮 古	2	1	1	-	-	-	-	-	-
宮城県中央児童相談所	32	1	2	1	1	3	20	1	3
秋田県中央児童相談所	7	1	1	1	1	1	-	-	2
山形県中央児童相談所	8	1	3	-	-	1	3	-	-
米 津	3	1	1	-	-	-	1	-	-
磐 岡	2	1	-	-	-	-	1	-	-
福島県中央児童相談所	10	1	5	1	1	1	-	1	-
平	11	1	1	1	1	1	4	-	2
茨城県中央児童相談所	21	1	1	-	-	2	16	-	1
栃木県中央児童相談所	10	1	3	-	1	2	2	-	1
群馬県中央児童相談所	24	1	3	1	2	3	12	-	2
埼玉県中央児童相談所	15	1	2	1	-	2	7	1	1
熊 谷	10	1	2	1	-	1	5	-	-
千葉県中央児童相談所	16	1	4	-	1	1	8	-	1
市 川	6	1	1	-	-	1	3	-	-
東京都中央児童相談所	23	1	14	1	1	4	-	1	1
台 東	7	1	4	-	-	1	-	-	1
墨 田	6	1	4	-	-	1	-	-	-
荒 川	5	1	3	-	-	1	-	-	-
品 川	4	1	2	-	-	1	-	-	-
杉 並	4	1	2	-	-	1	-	-	-
立 川	4	1	2	-	-	1	-	-	-
神奈川県中央児童相談所	22	1	2	-	1	4	13	-	1
横 須 賀	10	1	3	-	-	1	4	-	1
川崎	10	1	3	-	-	1	4	-	1
小 田 原	5	1	1	-	-	1	2	-	-
新潟県中央児童相談所	18	1	6	1	-	1	7	-	2
中 越	4	1	-	-	-	-	3	-	-
上 越	5	1	-	-	-	-	4	-	-

県別、名 称	職員								
	総 数	所 長	事務職員	精神医学専門職員	医 師	心理学専門職員	社会事業員	看護婦及び保健婦	その 他
富山県中央児童相談所	7	1	1	-	1	1	3	-	-
高岡	9	1	2	-	1	1	3	1	-
石川県中央児童相談所	13	1	2	1	1	1	5	1	1
七尾	5	1	1	-	-	1	1	-	-
福井県中央児童相談所	8	1	2	1	1	1	-	-	2
敦賀	3	-	1	-	1	1	-	-	-
山梨県中央児童相談所	25	1	7	-	2	1	10	1	3
長野県中央児童相談所	19	1	2	-	2	2	9	-	3
松本	8	1	-	-	2	1	3	-	1
諏訪	11	1	1	-	3	1	3	1	1
岐阜県中央児童相談所	9	1	5	-	-	2	1	-	-
大垣	7	1	3	-	-	2	1	-	-
高山	7	1	4	-	1	-	-	-	1
多治見	5	1	3	-	-	-	-	-	1
静岡県中央児童相談所	15	1	3	-	1	3	6	-	1
沼津	8	1	1	-	-	1	4	-	1
浜松	8	1	2	-	-	1	3	-	1
愛知県中央児童相談所	22	1	1	1	-	2	13	1	3
豊橋	5	1	1	-	-	-	-	-	3
岡崎	8	1	5	1	-	-	-	-	-
一宮	2	1	1	-	-	-	-	-	-
三重県中央児童相談所	7	1	2	-	1	1	2	-	-
滋賀県中央児童相談所	22	1	8	-	1	1	8	1	2
京都府中央児童相談所	15	1	2	1	1	1	7	1	1
伏見	7	1	-	-	1	1	5	-	-
福知山	3	1	-	-	-	-	2	-	-
舞鶴	4	1	-	-	-	-	3	-	-
大阪府中央児童相談所	38	1	14	2	-	2	16	-	3
梅田	9	1	3	-	-	-	5	-	-
布施	6	1	2	-	-	-	3	-	-
堺	8	1	3	-	-	-	4	-	-
吹田	5	1	2	-	-	-	2	-	-
富田林	6	1	1	-	-	-	3	-	-
兵庫県中央児童相談所	8	1	2	-	-	2	3	-	-
播磨	5	1	1	-	-	1	1	-	1
揖田	5	1	1	-	-	1	1	-	1
但馬	5	1	1	-	-	1	1	-	1
奈良県中央児童相談所	10	1	-	1	1	1	5	1	-
和歌山県中央児童相談所	13	1	2	1	1	2	5	1	-
鳥取県中央児童相談所	10	1	2	-	-	1	3	1	2
倉吉	5	1	2	-	-	-	2	-	-
米子	4	1	2	-	-	-	1	-	-
島根県中央児童相談所	4	1	1	-	-	1	1	-	-
浜田	3	1	1	-	-	-	1	-	-

県別、名 称	職 員								そ の 他
	総 数	所 長	事務職員	精神医学専門職員	医 師	心理学専門職員	社会事業職員	看護婦及び保健婦	
岡山県中央児童相談所	14	1	4	-	-	2	6	-	1
津 山	7	1	1	-	-	1	1	-	3
玉 島	8	1	1	-	-	-	3	-	3
広島県中央児童相談所	13	1	2	-	1	4	4	1	-
呉	4	1	1	-	-	-	2	-	-
尾 道	6	1	2	-	-	-	3	-	-
三 次	3	1	1	-	-	-	1	-	-
山口県中央児童相談所	13	1	2	-	-	2	7	-	1
下 関	7	1	1	-	-	1	3	-	1
徳 山	8	1	1	-	-	1	5	-	-
萩	4	1	1	-	-	-	2	-	-
徳島県中央児童相談所	11	1	1	1	1	1	5	1	-
香川県中央児童相談所	15	1	3	1	1	1	2	1	5
丸 亀	8	1	1	-	1	1	1	-	3
愛媛県中央児童相談所	11	1	1	1	1	2	5	-	-
東 予	9	1	1	1	1	1	3	-	1
南 予	7	1	1	1	1	1	2	-	-
高知県中央児童相談所	11	1	2	-	2	2	4	-	-
幡 多	7	1	1	1	-	1	1	-	2
福岡県中央児童相談所	25	1	5	-	1	2	16	-	-
八 煙	13	1	4	-	-	1	7	-	-
久 留 米	13	1	3	2	-	1	6	-	-
大 卍 田	6	1	4	-	-	-	1	-	-
田 川	9	1	2	-	1	1	4	-	-
佐賀県中央児童相談所	15	1	5	1	1	1	5	-	1
長崎県中央児童相談所	12	1	2	-	1	1	6	-	1
佐 世 保	9	1	4	-	1	-	2	-	1
熊本県中央児童相談所	19	1	3	-	-	1	12	1	1
八 代	8	1	2	-	-	-	3	-	2
大分県中央児童相談所	11	1	2	-	-	1	2	-	5
宮崎県中央児童相談所	23	1	9	-	-	3	7	-	3
鹿児島県中央児童相談所	11	1	1	-	1	1	6	1	3

社会事業担当および心理学担当職員の学歴

	大 学 卒	専 門 卒	中 高 女 卒	師 範 卒	高 校 卒	新 制 中 卒	高 小 卒	そ の 他	合 計
社会事業員 百 分 比	100 21.7	96 20.9	130 28.3	91 19.8	6 1.3	6 0.4	21 4.5	14 3.1	460 107%
心理学職員 百 分 比	86 80.4	14 13.1	6 5.6	1 0.9	- -	- -	- -	- -	107 100%

注: * その他の社大研修所で教員講習所、青年学校養成所
なお大学卒の中には中退を含めてある

(b) 児童相談所一覧表

(1957年1月1日現在)

県別	名 称	所長名	所 在 地	区 域 別
北海道	中央児童相談所	長野 裕	札幌市南4条東4丁目	石狩市, 後志市, 日高市, 担振支庁市, 札幌市, 小樽市, 苫小牧市室蘭市
	旭川児童相談所	杉山 義雄	旭川市中常盤町3丁目	上川市, 留萌市, 宗谷支庁及び旭川市雅内市名寄市, 士別市
	函館児童相談所	佐藤 兼橋	函館市中島町135	函館市, 渡島檜山郡支庁
	帯広児童相談所	岩崎 晃	帯広市東5条13丁目1	帯広市, 十勝支庁
	釧路児童相談所	田中 範義	釧路市住吉町82	釧路口支庁, 根室支庁, 釧路市
	北見児童相談所	戸田 隆三	北見市幸町245	網走支庁管内全域
	岩見沢児童相談所	須藤 博	岩見沢市1217の1	空知支庁, 岩見沢市, 夕張市, 美吸市, 芦別市, 赤平市
青 森	中央児童相談所	中部幸一郎	青森市寺町46	青森市, 東津軽郡, 下北郡
	弘前児童相談所	丹藤 信吉	弘前市元寺町65	弘前市, 黒石市, 五計川原市, 中南西北各津軽郡
	八戸児童相談所	天野 初男	八戸市類家玄中寺下301	八戸市, 三戸市上北郡
岩 手	中央児童相談所	高橋 六介	盛岡市内丸83	釜石市, 宮古市, 上閉伊郡, 上閉伊郡の一部を除く全県
	宮古児童相談所	田崎 信治	宮古市藤原第14別字茶原	釜石市, 宮古市, 大木遺町, 下閉伊郡(普代村を除く)
宮 城	中央児童相談所	小川 芳雄	仙台市北八番丁2016	県下一円
秋 田	中央児童相談所	横山 一成	秋田市中亀の丁上丁22	県下一円
山 形	中央児童相談所	永室 寿蔵	山形市旅籠285	山形市, 上の山市, 村山市, 新居市南村山郡東村山郡, 北村山郡, 西村山郡, 最上郡
	米沢児童相談所	金沢 清	米沢市今町1725	米沢市, 長井市, 東置賜郡, 南置賜郡, 西置賜郡
	鶴岡児童相談所	窪田 忠言	鶴岡市家中新町字百軒端103	鶴岡市, 酒田市, 東田川郡, 西田郡, 鮎海郡
福 島	中央児童相談所	橋本 正幸	福島市森合町14	浜三郡(平相談新管轄)を除く全部
	平児童相談所	溝井 義男	平市堂根町24	石城郡, 双葉郡, 相馬郡及び平市原町市, 相馬市, 常磐市, 磐城市勿来市
茨 城	中央児童相談所	今宮 千勝	水戸市南三の丸102	県下一円
栃 木	中央児童相談所	小林 丈夫	宇都宮市西原町2569	県下一円
群 馬	中央児童相談所	高野栄次郎	前橋市小柳町40	県下一円
埼 玉	中央児童相談所	新藤十三蔵	浦和市仲町2の15	県南地域
	同上一時保護部		北足立郡与野町中里33	

県別	名 称	所 長 名	所 在 地	区 域 别
埼 玉	熊谷児童相談所	曷川 義光	熊谷市大字熊谷1030	賀須市、羽生市、行田市、熊谷市 東松山市、添谷市、本庄市、秩父市、 北埼玉郡、大里郡、比企郡、 児玉郡、秩父郡
千 葉	中央児童相談所	山本 緑瑞	千葉市作草部町938	市川市、船橋市、松戸市、野田市 柏市、東葛飾郡を除く全県
	市川児童相談所	塙本 伴治	市川市市川町3の484	市川市、船橋市、松戸市、野田市 柏市、東葛飾郡
東 京	中央児童相談所	石川 秀雄	東京都新宿区市ヶ谷河田町17	千代田区、港区、豊島区、練馬区 板橋区、渋谷区、世田谷区、島岐
	同上一時保護部		豊島区巣鴨3の858	
	台東児童相談所	志田 直次	台東区入谷町5	台東区、文京区、足立区、中央区 葛飾区
	同上一時保護部		台東区山伏町59	
	墨田児童相談所	中西 米藏	墨田区禄町2の121	墨田区、江東区、江戸川区
	北児童相談所	佐貫 未次	北区王子町3丁目7	荒川区、北区
	品川児童相談所	江崎 正好	品川区北品川2の151	品川区、目黒区、太田区
	杉並児童相談所	吉田 善吾	杉並区荻窪4の33	杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市
	立川児童相談所	立山 広士	立川市柴崎町1の249	北多摩郡、西多摩郡、南多摩郡、 立川市、八王子市、青梅市、府中市、昭島市、調布市
神奈川	中央児童相談所	海孝名正吾	横浜市神奈川区高島台町9の1	横浜市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市、津久井郡、高座郡 甲郡
	川崎児童相談所	田浦 秀昭	川崎市富士見町547	川崎市全域
	横須賀児童相談所	大城 泰明	横須賀市三春町4の28	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡
	小田原児童相談所	城浦満之助	小田原市幸1の900	小田原市、平塚市、泰野市、足柄上下郡、中郡
新潟	中央児童相談所	比護 賢男	新潟市川岸町1の52の1	新潟市、新津市、五泉市、新発田市、村上市、燕市、雨津市、中蒲原郡、東蒲原郡、北蒲原郡、南蒲原郡、佐渡郡、岩船郡
	上越児童相談所	山田二三男	高田市大手町98	上越全域
	中越児童相談所	橋本礼一郎	長岡市今朝日町1の1051	中越全域
富 山	中央児童相談所	藤裔 常夫	富山市総曲輪405	富山市、魚津市、黒部市、滑川市 婦負郡、中新川郡、下新川郡
	高岡児童相談所	松田 富雄	高岡市三泉36の2	高岡市、氷見市、新湊市、礪波市 東礪波郡、西礪波郡、射水郡
石 川	中央児童相談所	中本 長吉	金沢市賢坂辻通35	七尾市、輪島市、珠洲市、鹿島郡 鳳至郡、珠洲郡を除く全県
	十尾児童相談所	山崎 経度	十尾市魚町109	七尾市、輪島市、珠洲市、鹿島郡 鳳至郡、珠洲郡

県別	名 称	所 長 名	所 在 地	区 域 别
福 井	中央児童相談所	吉田 秀尾	福井市上上町87	福井市, 大野市, 勝山市, 鮎江市 武生市, 坂井郡, 大野郡, 吉田郡 足羽郡, 今立郡, 円生郡, 南条郡
	敦賀児童相談所	奥部 せん	敦賀市北津内一152	敦賀市, 小浜市, 大飯郡, 遠敷郡 三方郡
山 梨	中央児童相談所	桜 健治	甲府市百石町1	県下一円
	同上一時保護部		甲府市百名町105	
長 野	中央児童相談所	伝田清一郎	長野市大字鶴賀町1908	下水内郡, 上水内郡, 下高井郡, 更級郡, 塩科郡, 小県郡, 北佐久 郡, 南佐久郡, 飯山市, 中野市, 須坂市, 長野市, 上田市, 小諸市
	松本児童相談所	島田 四郎	松本市若松町1647	松本市, 大町市, 東筑郡, 西筑郡 北安郡, 南安郡
	諏訪児童相談所	宮沢 才剛	諏訪市大字上諏訪2990	諏訪市, 岡谷市, 飯田市, 諏訪郡 下伊那郡, 上伊那郡, 伊那市, 駒 ヶ根市
	中央児童相談所	安藤 直臣	岐阜市青柳町1	岐阜市, 閔市, 美濃市, 美濃加茂市, 羽島市, 稲葉郡, 羽島郡, 山県郡, 本 巣郡, 武儀郡, 郡上郡, 加茂郡
岐 阜	多治見児童相所	加藤 寛三	多治見市明治町2丁目	多治見市, 中津川市, 瑞浪市, 土 岐市, 恵那市, 土岐郡, 恵那郡, 多呂郡
	大垣児童相談所	安藤伊佐雄	大垣市丸の内127の1	大垣市, 海津郡, 養花郡, 不破郡 安入郡, 掛斐郡
	高山児童相談所	瀬木 繁造	高山市上一元町	高山市, 大野郡, 吉城郡, 益田郡
	中央児童相談所	高橋清一郎	静岡市追手町44	静岡市, 清水市, 焼津市, 藤枝市 榛原郡, 志太郡, 安倍郡, 麗原郡
静 岡	沼津児童相談所	平田 幹	沼津市大田町197	静岡県車部7市4郡
	浜松児童相談所	藤下 正男	浜松市葵町34	浜松市, 磐田市, 掛川郡, 浜名郡 引佐郡, 磐田郡, 周智郡, 小笠郡
愛 知	中央児童相談所	丹羽 甚海	名古屋市中区王子町2の4	名古屋市, 津島市, 米田市, 中山 市, 常滑市, 瀬戸市, 春日井市, 小牧市, 知多郡, 海部郡, 愛知郡 東春口井郡, 西春口井郡
	豊橋児童相談所	杉浦 貴次	豊橋市花田町黒福1の1	豊橋市, 豊川市, 蒲郡市, 湿美 郡, 宝飯郡, 北設郡, 南設郡, 八 名郡
	岡崎児童相談所	石川四十一	岡崎市中町屋敷裏3	岡崎市, 碧南市, 割谷市, 桂田市 西尾市, 安城市, 碧海郡, 幡豆郡 額田郡, 西加茂郡, 東加茂郡
	一の宮児童相談所	山田 光遺	一の宮市金町1の11	一宫市, 大江市, 江南市, 尾西市 中島郡, 円羽郡, 華栗郡
三 重	中央児童相談所	今西 哲英	津市広明町354	県下一円
滋 賀	中央児童相談所	福田 呆正	大津市東浦1番町	県下一円
京 都	中央児童相談所	松本 芳郎	京都市左京区吉田近衛町 26	京都市の内北, 上, 左, 右, 東の 六区色岡市, 乙訓郡, 南桑田郡, 北桑田郡, 船井郡

県別	名 称	所 長 名	所 在 地	区 域 别
京 都	伏見児童相談所		京都市伏見区舞台町37	京都市の内下京, 南, 伏見の各区 宇治市, 綴喜郡, 相楽郡, 久世郡
	舞鶴児童相談所	山田 栄	舞鶴市南田辺二の丸一年 地	舞鶴市, 宮津市, 加佐郡, 与謝郡 中郡, 熊野郡, 竹野郡
	福知山児童相談所	中村 弘	福知山市緑ヶ丘無香地	福知山市, 綾部市, 矢田郡, 何鹿 郡
大 阪	中央児童相談所	滝川 芳男	大阪市天王寺区生玉前町 38	大阪市内14区, 守口市, 枚方市, 寝屋川市, 大東市, 北河内郡
	梅田児童相談所	杉本好太郎	大阪市北区芝田町113	大阪市8区, 豊中市, 池田市, 豊 能郡
	堺児童相談所	上田 宏獸	堺市鳳東4の275	堺市, 泉太田市, 岸和田市, 貝塚 市, 泉佐野, 泉北郡, 泉南郡
	布施児童相談所	桜井 晴	布施市永和1の23	布施市, 八尾市, 松原市, 枚岡市 河内市, 中河内郡
	吹田児童相談所	藤井 宏造	吹田市2783	吹田市, 高槻市, 茨木市, 三島郡
	富田林児童相談所	藤田 広作	富田林毛入谷39(市役所 内)	富田林市, 河内市, 長野市, 南河 内郡
兵 庫	中央児童相談所	堀口潤一郎	神戸市生田区楠町7の1314	神戸市, 明石市, 西脇市, 三木市 小野郡, 加東郡, 多加郡, 津名郡 三原郡
	摂円児童相談所	高畠 穂	西宮市六甚寺町101	西宮市, 尼崎市, 芦屋郡, 宝塚市 川西市, 伊丹市, 氷上郡, 多紀郡 有馬郡, 美嚢郡
	播磨児童相談所	出田 次男	姫路市本町68	姫路市, 相生市, 赤穂市, 龍野市 , 加古川市, 高砂市, 加西郡, 加 古郡, 印南郡, 神崎郡, 飾磨郡, 穴粟郡, 佐田郡, 赤穂郡
奈 良	但馬児童相談所	木原 栄一	豊岡市新屋敷	但馬地区一円
	中央児童相談所	真田 昇連	奈良市登大路町48	県下一円
和 歌 山	中央児童相談所	藤本 綾子	和歌山市篠通り丁北1の1	県下一円
鳥 取	中央児童相談所	谷本 富蔵	鳥取市片原町1の63	鳥取市, 岩美郡, 八頭郡, 気高郡
	倉吉児童相談所	福山 薫	倉吉市仲之町3445	倉吉市, 東伯郡
島 根	米子児童相談所	金田 滉蔵	米子市角盤町3丁目	未子市, 境港市, 西伯郡, 日野郡
	中央児童相談所	野津 盛生	松江市殿町8	松江市, 能義郡, 仁多郡, 安来市 出雲市, 平田市, 八束郡, 倉石郡 簸川郡, 隠岐大原郡
岡 山	浜田児童相談所	橋本 昂	浜田市朝日町36	浜田市, 太田市, 江津市, 益田市 津摩郡, 岑智郡, 郡賀郡, 美濃郡 鹿見郡
	中央児童相談所	竹内 道真	岡山市下石井75	岡山市, 倉敷市, 玉野市, 西大寺 市, 児島市, 総社市, 御津郡, 児 島郡, 都窪郡, 浅口郡, 上道郡, 赤磐郡, 邑久郡, 和気郡, 吉備郡
	玉島児童相談所	須見 善六	玉島市阿賀崎字晩の須	玉島市, 笠岡市, 井原市, 高梁市 新見市, 浅口市, 小田郡, 後月郡 川上郡, 阿哲郡

県別	名 称	所 長 名	所 在 地	区 域 别
岡 山	津山児童相談所	伊吹 希三	津山市山下29	一市五郡
広 島	中央児童相談所	迫 重省	広島市基町1	広島市, 大竹市, 佐伯市, 山県市 安佐市, 安芸郡, 賀茂郡
	三次児童相談所	藤川 正則	三次市三次町1828	高田郡, 双三郡, 世羅郡, 甲奴郡 比婆郡, 庄原市, 三次市
	吳児童相談所	西川 正平	吳市海岸通3丁目	吳市, 安芸郡, 賀茂郡, 豊田郡の 各一部
	尾道児童相談所	上神 良人	尾道市栗原町本通	6市 7郡
山 口	中央児童相談所	山元 公道	山口市上堅小路葉山103	山口市, 防府市, 宇部市, 小野田市, 美祢市, 美祢郡, 佐波郡, 吉敷郡, 阿武郡, 厚狭郡
	下関児童相談所	中所 秦	下関市新町3丁目	下関市, 豊浦郡
	徳山児童相談所	高林 俊夫	徳山市御弓町	徳山市, 下松市, 光市, 柳井市, 岩国市, 都濃郡, 熊毛郡, 大島郡 玖珂郡,
	萩児童相談所	佐田 三郎	萩市江向三区	萩市, 長門市, 大津郡, 阿武郡
徳 島	中央児童相談所	仁木 国秋	徳島市新蔵町3丁目	県下一円
香 川	中央児童相談所	岡田 潮美	高松市中野町233	高松市, 大川郡, 木田郡, 香川郡 小豆郡, 綾歌郡の一部
	丸亀児童相談所		丸亀市大平町	丸亀市, 善通寺市, 鍾音寺市, 仲多度郡, 三豊郡, 綾歌郡, の一部
愛 媛	中央児童相談所	塙田 俊夫	松山市西堀端町14	松山市, 今治市, 伊予市, 大州市 八幡浜市, 越智, 温泉上浮穴郡, 伊予郡, 喜多郡, 西宇和郡
	東予児童相談所	桜井 武夫	新居浜市内所町	西条市, 新居浜市, 伊予三島市, 川の江市, 新居郡, 周桑郡, 宇摩郡
	南予児童相談所	武田 哲夫	宇和島丸の内1の164	東宇和郡, 北宇和郡, 南宇和郡, 宇和島市
高 知	中央児童相談所	元吉 正文	高知市愛宕町2の52	高知市, 安芸市, 須崎市, 安芸郡 香美郡, 土佐郡, 長岡郡, 吉川郡 高岡郡
	幡多児童相談所	田中 芽	中村市中村月の出町	中村市, 宿毛市, 土佐清水市, 幡多郡
福 岡	中央児童相談所	新闇 長英	福岡市簗子町62	福岡市, 糸島郡, 宗像郡, 紫原郡 筑紫郡, 早良郡
	八幡児童相談所	草野 住	八幡市大釜蓋1883	門司市, 小倉市, 戸畠市, 若松市 遠賀郡
	大牟田児童相談所	古賀 鉄藏	大牟田市小浜町44	大牟田市, 柳川市, 山門郡, 三池郡
	久留米児童相談所	光益 新藤	久留米市呉服町27	久留米市, 甘木市, 八女市, 筑後市, 大川市, 朝倉郡, 三井郡, 浮羽郡, 八女郡, 三潴郡
	田川児童相談所	佐々木 静	田川市西区蓮池町1604	筑豊地区 6市 5郡
佐 賀	中央児童相談所	溝口好太郎	佐賀市神野町平島745	県下一円

県別	名 称	所長名	所 在 地	区 域 別
長崎	中央児童相談所	永礼 正治	長崎市橋口町91	長崎市, 謙早市, 大村市, 島原市 藤江市, 西彼杵郡, 南高来郡, 北高来郡, 南松浦郡
	佐世保児童相談所	源城 鉄男	佐世保市上町65	佐世保市, 平戸市, 松浦市, 東彼杵郡, 北松浦, 壱岐対馬
熊本	中央児童相談所	田川 接喜	熊本南千反畠33	熊本市, 荒尾市, 玉名市, 山鹿郡 牛添市, 鮑託郡, 玉名郡, 玉名郡 鹿本郡, 菊地郡, 阿蘇郡, 上益城郡, 宇土郡, 下益城郡, 天草郡
	八代児童相談所	穴戸 春雄	八代市西松江城町北の丸40	八代市, 水俣市, 人吉市, 八代郡 芦北郡, 球摩郡
大分	中央児童相談所	利光 六郎	大分市荷揚町136	県下一円
	中央児童相談所	松田 清	宮崎市原町55の1	県下一円
宮崎	都城児童相談所	神田 足水	京城市姫城町4008	都城市, 串間市, 小林市, 日南市 北諸郡, 西諸郡, 県郡, 南阿那郡
	延岡児童相談所	松田 清	延岡市本小路東128	延岡市, 日向市, 東伯杵, 西伯杵郡
鹿児島	中央児童相談所	日高 哲志	鹿児島市郡之町2619	鹿児島県内の鹿屋市, 月千付郡, 唄曾於郡を除く
	鹿島児童相談所		鹿島市共栄町7079	鹿屋市, 月千付郡, 唄曾於郡

市立児童相談所

現在各都道府県に122ヶ所の児童相談所があるが、「地方自治法施行令の一部を改正する政令(1956年政令第253号)」によって、指定都市は1956年11月1日以後児童相談所の義務を負う」ことになった。この政令により次の都市に5ヶ所新設された。

県別	経営主体別	施設名	所長名	所 在 地
神奈川	横浜市	横浜市児童相談所	佐藤 三郎	横浜市神奈川区高島台9の1 神奈川県中央児童相談所内
愛知	名古屋市	名古屋市児童相談所	遠藤 邦三	名古屋市昭和区白金町3の11
京都	京都市	京都市児童相談所	田寺 篤雄	京都市上京区千本通竹屋町東入主税町910
大阪	大阪市	大阪市中央児童相談所	林 脩三	大阪市東区本町1の25 東区役所内
兵庫	神戸市	神戸市児童相談所	石井 一郎	神戸市生田区楠町7の13 兵庫県立児童相談所内

24. 児童福祉施設

Institutions for Children

第1表は児童福祉施設数、収容定員数および収容現在人員数の1947年と1955年との比較である。

第2表は公私立別、年令別による児童福祉施設の収容現在人員数を示す。(柏木昭、田村満喜枝)

第1表 児童福祉施設数・収容定員数および収容現在人員数

施設別	施設數				収容定員		収容現在数	
	公立		私立		総計		総計	
	1947年	1955年	1947年	1955年	1947年	1955年	1947年	1955年
助産施設	10	71	43	215	1,166	1,166	708	820
乳児院	0	51	12	81	297	3,525	170	2,755
母子寮	41	498	116	120	4,089	13,100	12,829	35,898
保育所	395	4,232	1,223	4,089	164,510	668,668	151,319	653,727
養護施設	53	110	253	418	18,143	32,852	9,840	32,944
精神薄弱児施設	3	39	13	36	604	4,281	444	4,382
盲児施設	2	20	1	9	110	1,496	91	1,550
ろうあ児施設		22	-	14	-	2,586	-	2,814
虚弱児施設	9	9	7	12	1,040	1,114	1,158	1,030
肢体不自由児施設	1	11	3	5	288	927	98	1,029
教護院	48	50	2	2	3,426	5,264	2,366	4,824
計	562	5,113	1,673	5,001	193,690	736,347	178,513	741,773

第2表 児童福祉施設の公私立別・年齢別収容現在人員数

施設別	1才未満	1才	2才	3才~5才	6才~11才	12才~14才	15才~17才	18才~19才	20才以上	計
里親に委託されている児童	64		251	1,134	2,519	2,529	-	-	-	8,494
乳児院	484	526	105	34	-	-	-	-	-	1,149
公 私	552	829	238	70	-	-	-	-	-	1,689
母子寮	43	269	607	2,575	7,618	4,409	1,963	282	-	26,249
公 私	8	28	89	577	2,056	1,359	623	151	-	7,187
保育所	102	688	7,822	236,785	70,966	69	-	-	-	316,432
公 私	232	948	6,705	225,926	75,002	100	-	-	-	308,913
養護施設	-	39	168	1,007	3,587	2,382	973	106	-	8,262
公 私	-	173	970	4,129	9,658	5,668	2,517	417	-	23,532
精神薄弱施設	公	-	-	58	739	707	445	78	-	2,027
私	-	-	-	50	593	583	387	108	-	1,721
虚弱児施設	公	-	2	3	47	161	91	10	-	274
私	-	4	16	98	340	166	50	2	-	676
肢体不自由児施設	公	-	1	3	61	181	120	53	6	426
私	-	2	1	12	101	142	15	1	-	174
盲児施設	公	-	-	-	1	337	324	323	177	1,162
私	-	-	1	8	97	665	84	28	-	323
ろうあ児施設	公	-	-	-	7	884	596	421	90	1,998
私	-	-	1	21	280	193	132	26	-	653
教護院	公	-	-	-	48	1,041	2,420	1,039	49	4,597
私	-	-	-	-	21	89	69	10	-	189
一時保護所	-	8	26	157	353	246	146	3	-	942
合 計	公	630	1,525	8,708	240,623	85,514	11,078	5,227	788	362,576
	私	792	1,934	8,021	230,871	88,148	8,305	3,877	743	345,057

注：母子寮における収容定員数は世帯定員である。

教護院には、表の外に国立教護院1か所あり、収容定員150名、収容実人員142名であり、病的性格等、性状特に不良なる児童を入院させている（名称、武蔵野学院、場所埼玉県北足立郡大門村）

上表には含まれているがその他の児童厚生施設が286ヶ所（公立77、私立209）あるが、これは児童遊園地、児童会館等の総称である、これらの利用定員は41,903名（公立14,991、私立26,912）である。

25. 精神薄弱児施設

Institutions for the Feeble-minded

(a) 精神薄弱児通園センター

この施設は、就学猶予または免除をうけた学令児童で、身体上ならびに性格上著しい欠陥を有しない、魯鈍級または軽度の痴愚級の児童で、保護者のもとから通園可能の範囲内に居住している、おおむね6才以上の児童を、個別的ならびに集団的に生活指導をおこなう。

精神薄弱児通園施設が、全国の主要都市に6ヶ所新設されつつあり、昭和32年(1957)度中には全国に14ヶ所設置される予定である。

次の6ヶ所は本年4月に開かれる。

県別	経営主体別	施 設 名	所 在 地	児童収容定員
東京	都立	東京都立北学園(仮称)	東京都北区豊島町3の7	60
神奈川	市立	保土ヶ谷学園	横浜市保土ヶ谷区常盤台145の5	30
新潟	市立	新潟市立明生園	新潟市水道町3	30
愛知	市立	名古屋市立みどり学園	名古屋市昭和区下構1の3	30
大阪	府立	大阪府立旭ヶ丘学園	大阪府堺市旭ヶ丘980	30
福岡	市立	小倉市通園指導センター(仮称)	小倉市北方仲町920	30

(b) 国立精神薄弱児施設

現在厚生省児童局で国立精神薄弱児施設設置の段階にある。対象児童は、(1) 重度の痴愚級または白痴級の児童。(2) 痴愚級または白痴級の児童であつても盲、ろうあのもの。以上のはずれかに該当するものであつても、社会生活に順応することのできる見込のないものを除く。これらの児童に対して、社会に復帰するに必要な能力をもつて至るまでの期間保護指導をおこなうこととする目的とし、その設置所在地や収容定員数については確定しないが、本年度中に開所する予定である。

(今田芳枝)

26. 殊特学級および特殊学校

Special Education for Mental Retarded — School and Class —

ここにかかげた全国特殊学級一覧表は、昭和30年（1955）5月現在、各都道府県教育委員会から提出された資料にもとづいて、文部省で纏めたものである。この表のうち、学校の種類を小学校、中学校、その他の学校にわけたが、その他の学校とは盲学校、養護学校または学園をいう、その他の学校の区分は種類項目で括弧にて示してある。

学級種別は対象児童・生徒の障害別により分類し、精薄（精神薄弱）、身虚（身体虚弱）、肢不（肢体不自由）、言障（言語障害）、性異（性格異常）、弱難（盲・ろう・弱視・難聴）、その他、混合の8分類よりなつている。（今田芳枝）

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
北海道	精薄	琴似小学校	札幌市琴似町川添西	1	15
	"	岩内西小学校	岩内郡岩内町高台8	1	8
	"	太樽小学校	瀬棚郡北松山町大字太樽村	1	9
	"	港小学校	函館市港町289	1	10
	"	白神小学校	松前郡松前町字白神	1	12
	"	森小学校	茅部郡森町字清澄町1	1	13
	"	浦河小学校	浦河郡浦河町常盤町	1	5
	"	夕張第一小学校	夕張市本町5の53	1	12
	"	夕張第二小学校	夕張市福住7	1	13
	"	若菜小学校	夕張市若菜5	1	11
	"	鹿島小学校	夕張市鹿島1	1	7
	"	栄小学校	美唄市落合町栄町	1	9
	"	滝川第一小学校	滝川町学1の坂町	1	16
	"	青雲小学校	旭川市曙1条2丁目	1	12
	"	東劍淵小学校	上川郡劍淵村字ビバカルウン	1	10
	"	網走小学校	網走市桂町	1	10
	"	北斗小学校	根室郡根室町北斗町	1	10
	"	新得小学校	上川郡新得町	1	8
身 虚	東五条小学校	旭川市東5条5丁目		1	14
	北辰小学校	空知郡江部乙町東12丁目		1	25
	名寄南小学校	名寄町2条9丁目		1	17
	"	日章小学校	旭川市6条通5丁目	1	15
	"	柏小学校	帶広市東8条10丁目	3	57
	"	砂原小学校	茅部郡砂原村字四軒町	1	17
	"	福島小学校	松前郡福島町字月崎357	1	18
	"	東川小学校	函館市東川町19	3	56
混 合	千代ヶ岱小学校	函館市千代ヶ岱町17		3	38
	"	柏野小学校	函館市松蔭町162	3	49
	"	大通小学校	札幌市大通西11丁目	1	22
	国縫小学校	山越郡長万部町国縫		1	8
	"	北本町小学校	岩見沢市北本町	1	15
精薄	雄武小学校	紋別郡雄武町日の出町		1	21
	"	鶴ヶ崎中学校	室蘭市輪西町255	1	12

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
北海道	精 薄	潮 見 中 学 校	函館市汐見町24	1	15
	"	琴 似 中 学 校	琴似町川添西琴似小学校内	1	9
	"	美 香 保 中 学 校	札幌市北17条東6丁目	1	20
	混 合	東 明 中 学 校	美唄市東明町	1	15
	(身虚)	有 珠 有 健 学 園	有珠郡伊達町字有珠	4	65
	(肢不)	琴 似 整 肢 学 院	札幌市琴似町山手46の5	4	44
		合計 39校		54	742
青 森	精 薄	浪 打 小 学 校	青森市浪打494	2	30
	"	朝 阳 小 学 校	弘前市大字在府町67	1	12
	"	田 川 小 学 校	五所川原市大字田川字蔵里28	1	
	"	板 柳 小 学 校	板柳町大字灰沼字岩井61	1	11
	"	三 本 木 小 学 校	三本市寺向	1	11
	"	三 条 小 学 校	八戸市大字尻内町字3条目	1	10
	身 虚	三 本 木 小 学 校	三本市寺向	3	68
	"	和 德 小 学 校	弘前市大字代官町107	1	15
	"	第二 大 成 小 学 校	弘前市大字品川町71	1	8
	"	千 年 小 学 校	弘前市大字小栗山	1	15
	混 合	桔 梗 野 小 学 校	弘前市富田字桔梗野	1	13
	"	五 所 小 学 校	中郡相馬村大字五所	1	12
	"	城 西 小 学 校	弘前市五十石町	1	10
	精 薄	第 四 中 学 校	弘前市富田字桔梗野185,1	1	12
	"	千 年 中 学 校	弘前市大字原ヶ平字中野15	1	12
		合計 15校		18	247
岩 手	精 薄	仁 王 小 学 校	盛岡市三ツ割上名須川	1	6
	"	岩 谷 堂 小 学 校	江刺郡江刺町岩谷堂子館下	1	11
	"	水 沢 小 学 校	水沢市表小路1	1	9
	"	盛 小 学 校	大船渡市盛町字宇津之沢	1	8
	"	宫 古 小 学 校	宮古市宮古3の黒田123	1	13
	"	中 里 小 学 校	一関市中里字太手山5	1	8
	"	福 岡 小 学 校	二戸郡福岡町下川又15	1	11
	"	花 卷 小 学 校	花巻市花城町	1	25
	"	釜 石 小 学 校	釜石市天神町	1	9
	"	長 坂 小 学 校	東磐井郡東山村長坂字柴宿32	1	9

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
岩 手	身 虚	摺 沢 小 学 校	磐井郡大東町摺沢字観音堂	1	7
	"	大 慈 寺 小 学 校	盛岡市大慈寺前1番地	1	23
	混 合	厨 川 小 学 校	盛岡市館坂	1	12
		一 関 小 学 校	一関市字広街45	1	16
		花 卷 小 学 校	花巻市花城町	2	55
		黒 沢 尻 小 学 校	北上市黒沢尻町	3	64
	精 薄	上 田 中 学 校	盛岡市上田西緝手18	1	17
	"	下 橋 中 学 校	盛岡市馬場小路1	1	14
	"	赤 崎 中 学 校	大船渡市赤崎町字山口	1	7
	合計 19校			22	324
宮 城	精 薄	福 岡 小 学 校	白石市福岡藏本字陣場48	1	16
	"	大 衡 小 学 校	黒川郡大衡村大衡字亀岡	1	21
	"	楓 木 小 学 校	柴田郡楓木町大字入間野字下町北浦4	5	75
	身 虚	中 新 田 小 学 校	加美郡中新田町字西田4	2	53
	"	石 越 小 学 校	登米郡石越村北郷字長根134	1	40
	"	岩 ケ 崎 小 学 校	栗原郡栗駒町	3	71
	混 合	岩 沼 小 学 校	名取郡岩沼町字南館下1	2	95
		材 木 町 小 学 校	仙台市南材木町84	2	77
		木 町 通 小 学 校	仙台市北四番丁50	2	62
		登 米 小 学 校	登米郡登米町寺池桜小路6	2	73
	"	築 館 小 学 校	栗原郡築館町小山5	2	54
	その他の	中 新 田 小 学 校	加美郡中新田町字西田4	1	40
	"	新 田 小 学 校	登米小迫町新田上字葉ノ木沢	1	5
	精 薄	白 石 中 学 校	白石市北寺前28	5	162
	その他の	新田中学校 葉ノ木沢分校	登米郡迫町新田字葉ノ木沢1	1	4
	合計 15校			31	818
秋 田	精 薄	日 新 小 学 校	秋田市新屋町	1	10
	身 虚	湯 沢 西 小 学 校	湯沢市内廓46	1	17
	"	築 山 小 学 校	秋田市楨山南新町上丁3	1	19
	"	西 館 小 学 校	北秋田郡比内町	1	11
	"	湯 沢 東 小 学 校	湯沢市内廓町	1	18
	"	淳 城 第 三 小 学 校	能代市能代町	1	36
	混 合	花 岡 小 学 校	北秋田郡花矢町	2	72

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
秋 田	精 薄	秋の宮中学校	雄勝郡集勝町	1	18
		合計 8校		9	201
山 形	精 薄	左 沢 小 学 校	西村山郡左沢町	1	11
"	天 童 小 学 校	東村山郡天童町大字天童		1	10
"	朝 陽 第 一 小 学 校	鶴岡市馬場町十日町1		1	10
"	長 井 小 学 校	長井市小出1764		1	15
"	日 新 小 学 校	新庄市松本2の2		1	9
"	宮 内 小 学 校	東置賜郡宮内町		1	8
身 虚	湯 田 川 小 学 校	鶴岡市大字湯田川字田川湯		1	12
混 合	第 五 小 学 校	山形市地蔵町126		1	14
"	東 根 小 学 校	北村山郡東根町大字東根		1	25
"	北 部 小 学 校	米沢市北寺町西ノ丁番外地		1	31
"	浜 田 小 学 校	酒田市浜田堀南39		1	23
	合計 11校			11	168
福 島	精 薄	小名浜第一小学校	磐城市字蛭川南5	2	27
"	福 島 第 四 小 学 校	福島市天神町44		2	21
"	白 河 第 三 小 学 校	白河市字寺小路1		1	8
肢 不	第 四 小 学 校	平市下滝諸荷65		2	27
混 合	二 本 松 小 学 校	安達郡二本松町字龜谷2の13		1	9
"	原 町 第 一 小 学 校	原町市南新田字東原120		1	21
"	棚 倉 小 学 校	東白川郡棚信町大字棚信		1	15
"	第 一 小 学 校	喜多方市字水上6859		2	31
"	第 一 小 学 校	白河市字八幡小路7		1	5
精 薄	第 四 中 学 校	福島市天神町44		1	9
"	大 笹 生 中 学 校	福島市大笹生字緑田1		1	12
	合計 11校			15	185
茨 城	精 薄	静 小 学 校	猿島郡境町塚崎704	1	15
"	浜 田 小 学 校	水戸市浜田町74		1	11
"	斗 利 出 小 学 校	新治郡斗利出村高岡		1	12
"	結 城 小 学 校	結城市大字結城2761		2	39
"	結 城 中 学 校	結城市大字小田林		1	21
	合計 5校			6	98
栃 木	精 薄	馬 頭 小 学 校	那須郡馬頭町大字馬頭169	1	15

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
栃木	精薄	阿久津小学校	塩谷郡阿久津町宝積寺1178	1	13
	"	今市小学校	今市市今市531	1	12
	"	戸祭小学校	宇都宮市戸祭町1898	1	14
	身虚	今市小学校	今市市今市531	4	220
	混合	今市小学校	今市市今市531	3	144
	精薄	那須野中学校	那須郡西那須野町	1	15
	"	日光中学校	日光市久治良町2096の1	1	20
	"	茂木中学校	芳賀郡茂木町大字茂木1622	1	20
	"	東中学校	鹿沼市府中町393	1	17
	"	足尾中学校	上都賀郡足尾町2449	1	20
	混合	一条中学校	宇都宮市一条町1175	2	26
	合計 12校			18	536
群馬	精薄	桃井小学校	前橋市南曲輪町22	1	13
	"	岩神小学校	前橋市岩神町829	1	12
	"	天川小学校	前橋市天川町2の2	1	11
	"	南小学校	高崎市八島町70	1	12
	"	北小学校	桐生市本町2丁目278	1	22
	"	太田小学校	太田市大字太田441	1	7
	"	北小学校	高崎市請地町20	1	15
	"	北小学校	渋川市並木町681	1	12
	"	南小学校	伊勢崎市上泉町310	1	11
	"	北小学校	伊勢崎市栄町7	1	11
	身虚	北小学校	高崎市請地町20	1	37
	混合	桃井小学校	前橋市南曲輪町32	3	76
	"	北小学校	高崎市請地町20	2	86
	"	昭和小学校	桐生市美原町1086	1	9
	その他	草津小学校第一分校	吾妻郡草津町大字草津	1	6
	精薄	第二中学校	前橋市一毛町330	1	9
	"	第二中学校	高崎市高松町1	1	6
	その他	草津中学校第一分校	吾妻郡草津町大字草津	1	10
埼玉	(肢不)	嫩葉学園	群馬郡群馬町大字足門	4	50
	合計 19校			25	415
	精薄	幸手小学校	北葛飾郡幸手町	1	16

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
埼 玉	精 薄	第二小学校	川越市郭町	1	11
	"	柏 壁 小 学 校	春日部市大字柏壁1792	1	10
	混 合	埼 玉 小 学 校	行田市埼玉4610	3	62
	"	北 小 学 校	入間郡西武町野田512	1	14
	"	本 庄 東 小 学 校	本庄市3450	2	69
	精 薄	常 盤 中 学 校	浦和市針ヶ谷4の165	1	17
	合計 7校			10	199
千 葉	精 薄	三 里 塚 小 学 校	成田市三里塚	2	43
	"	船 橋 小 学 校	船橋市本町4の1272	1	6
	"	南 部 小 学 校	松戸市小山128	1	8
	"	中 根 小 学 校	夷隅郡長者町字中滝古川954	1	10
	"	片 貝 小 学 校	山武郡九十九里町片貝	1	4
	"	東 小 学 校	香取郡干潟町万歳惣堀番外2	1	13
	"	市 川 小 学 校	市川市市川3の454	1	8
	"	真 間 小 学 校	市川市真間町1の717	2	19
	"	牛 久 小 学 校	市原郡南総町皆吉936	1	10
	身 虚	葛 飾 小 学 校	船橋市葛飾町2の296	1	28
	混 合	大 森 小 学 校	千葉市大森町268	1	14
	"	生 浜 小 学 校	千葉市浜野町1335	1	20
	精 薄	千 倉 中 学 校	安房郡千倉町南朝夷1500	1	40
	"	末 広 中 学 校	千葉市末広町2の7	1	9
	"	市 川 市 養 護 学 校	市川市須和田町2の430	—	—
	合計 15校			16	232
東 京	精 薄	東京教育大学教育学部附属小学校	文京区大塚窪町24	2	12
	"	柴 又 小 学 校	葛飾区柴又町	2	15
	"	松 沢 小 学 校	世田谷区松原町3の903	1	10
	"	尾 山 台 小 学 校	世田谷区玉川等々力町1の6	1	11
	"	板 橋 第 二 小 学 校	板橋区板橋町2の82	1	11
	"	千 寿 第 四 小 学 校	足立区千住旭町58	1	8
	"	閑 原 小 学 校	足立区本木町2の1797	2	24
	"	第 二 小 学 校	八王子市八木町70	1	13
	"	第 一 小 学 校	立川市柴崎町2の65	1	11
	"	綠 小 学 校	墨田区緑町2の8	1	14

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
東京	精薄	神龍小学校	千代田区神田錦倉町4	3	27
		明石小学校	中央区明石町42	2	28
		黒門小学校	台東区西黒門町48	1	13
		中小岩小学校	江戸川区小岩町5の551	1	7
		第二寺島小学校	墨田区寺島町5の70	1	12
		外手小学校	墨田区厩橋4の14	1	16
		第三寺島小学校	墨田区寺島町6の14	1	14
		中延小学校	品川区中延1の270	3	36
		碑小学校	目黒区碑文谷1の1104	2	28
		入新井第一小学校	大田区入新井6の80	1	12
		弦巻小学校	世田谷区弦巻町1の9	1	8
		大和田小学校	渋谷区桜丘町53	1	15
		西原小学校	渋谷区代々木西原町963	1	13
		桃園小学校	中野区朝日ヶ丘26	2	18
		長崎小学校	豊島区長崎2丁目38	1	16
		大塚台小学校	豊島区西巣鴨1の3277	1	15
		王子第一小学校	北区王子5丁目7	1	8
		大門小学校	荒川区尾久町1の1260	1	12
		武藏野第一小学校	武藏野市吉祥寺1855	1	7
		武藏野第二小学校	武藏野市境463	1	7
肢不 混 合	光明小学校	世田谷区松原町4の272	6	96	
	二上小学校	葛飾区上平井町845	2	23	
	渋江小学校	葛飾区本田渋江町740	2	32	
	小名木川小学校	江東区北砂町3丁目385	1	16	
	新田小学校	足立区南鹿浜町36	1	8	
	千寿第七小学校	足立区千住桜木町11	1	6	
	大野田小学校	武藏野市吉祥寺1463	1	13	
	明石小学校	中央区明石町42	1	13	
	四ツ谷第七小学校	新宿区花園町10	1	18	
	金龍小学校	台東区浅草芝崎町3の5	1	12	
	元加賀小学校	江東区深川白河町4の6	2	31	
	東調布第一小学校	大田区田園調布1の40の1	1	14	
	蒲田小学校	大田区本蒲田2の25	1	15	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数	
東京	混合	滝野川第六小学校	北区滝野川5丁目44	1	12	
	精薄	学芸大学附属中学校	文京区竹早町8	3	25	
	"	第七中学校	中野区江古田3の1391	2	19	
	"	亀戸中学校	江東区亀戸町7の269	1	10	
	"	深川第四中学校	江東区深川千石町1の7	1	20	
	"	新宿中学校	葛飾区新宿町2の1550	1	15	
	"	第三中学校	八王子市子安町541	1	13	
	"	上平井中学校	葛飾区上平井町168	1	11	
	"	旭丘中学校	練馬区江古田町1875	1	11	
	"	神龍小学校(中学部)	千代田区神田鎌倉町4	1	13	
	"	第一中学校	足立区千住河原町1	1	8	
	"	大和田小学校中学部	渋谷区桜丘町53	1	13	
	"	第七中学校	足立区本木町2の1508	3	22	
	"	第一中学校	荒川区三河島2の2574	2	24	
	"	巣鴨中学校	豊島区西巣鴨2の1952	1	18	
	"	浜川中学校	品川区大井北浜川町1147	2	16	
	"	青鳥中学校	世田谷区松原町4の272	6	96	
	"	下谷中学校	台東区入谷154	1	17	
	"	寺島中学校	墨田区寺島町8の31	1	9	
	"	吾嬬第一中学校	墨田区吾嬬町5の96	1	13	
	"	本所中学校	墨田区東駒形3の24	1	12	
	"	豊川中学校	墨田区豊川4の6	1	10	
	"	八幡中学校	世田谷区玉川等々力町3の14	1	6	
	身虚	深川第一中学校	江東区深川高橋4の8	1	58	
	肢不	光明中学校	世田谷区松原町4の272	3	50	
	混合	四ツ谷第二中学校	新宿区内藤町1	1	18	
	"	紅葉中学校	北区滝野川	1	13	
	"	深川第一中学校	江東区深川高橋4の8	1	60	
	(精薄)	旭出学園	豊島区目白町4の41	3	29	
	(〃)	済美教育研究所	杉並区堀之内2の538	5	71	
	(〃)	愛育養護学校	港区麻布盛岡町1の5	3	44	
	(〃)	あおば学園	文京区柳町27	3	30	
		合計	35校		117	1524

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
神奈川	精薄	住吉小学校	川崎市木月1の289	1	13
		小田小学校	川崎市南小田原町2の95	1	8
		久本小学校	川崎市久本255	1	22
		第一小学校	鎌倉市大町久保41	1	7
		花水小学校	平塚市平塚	1	15
		本町小学校	泰野市曾屋	3	60
		国府小学校	中郡大磯町生沢192	1	15
		伊勢原小学校	中郡伊勢原町田中億17	1	15
		城内小学校	小田原市幸1丁目900	1	13
		下末吉小学校	横浜市鶴見区下末吉町778	1	12
		幸ヶ谷小学校	横浜市神奈川区幸ヶ谷16	1	11
		東小学校	横浜市西区東ガ丘59	1	12
		大鳥小学校	横浜市中区本牧町	1	20
		磯子小学校	磯子区磯子町広地298	1	12
		金沢小学校	横浜市金沢区町屋町	1	17
		菊名小学校	横浜市港北区菊名町590	1	16
		戸塚小学校	戸塚市戸塚区3の132	1	14
		国府津小学校	小田原市国府津2485	1	10
身虚	久里浜	久里浜小学校	横須賀市内川新田1880	3	116
		公郷小学校	横須賀市公郷町4の53	3	136
		衣笠小学校	横須賀市小矢部町594	1	43
		武山小学校	横須賀市太田和中尾	3	125
		浦賀小学校	横須賀市芝生255	1	45
		久本小学校	川崎市久本255	2	47
		宮前小学校	川崎市宮前町44	2	61
		玉川小学校	川崎市北谷町32	1	39
		御幸小学校	川崎市遠藤町700	2	48
		川崎小学校	川崎市見染町43	2	54
		富士見小学校	平塚市平塚1295	1	23
		東小学校	泰野市寺山512	2	39
		芦子小学校谷津分校	小田原市谷津422	1	19
		福沢小学校	足柄上郡南足柄町千津島632	1	12
		大師小学校	川崎市東門前2の12	1	21

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
神奈川	身 虚	殿 町 小 学 校	川崎市上殿町5211	1	54
	"	本 町 小 学 校	横浜市中区花咲町 3 の 86	1	26
	"	大 道 小 学 校	横浜市金沢区天浦町2455	1	34
	"	生 麦 小 学 校	横浜市鶴見区生麦町707	3	155
	"	追 浜 小 学 校	横須賀市鷹取町 2 の 95	3	137
	"	田 浦 小 学 校	横須賀市田浦町 3 の 55	4	172
	"	逸 見 小 学 校	横須賀市逸見町 1 の 14	3	149
	"	逸 見 小 学 校	横須賀市逸見町 1 の 14		
	"	鶴 久 保 小 学 校	横須賀市不入斗町 1 の 1	9	426
	"	坂 本 小 学 校	横須賀市坂本町 2 の 39	3	147
	"	田 戸 小 学 校	横須賀市米ヶ浜通 2 の 12	5	244
	混 合	二 宮 小 学 校	中郡二宮町二宮872	1	31
	"	厚 木 小 学 校	厚木市厚木八反田1621	1	31
	"	日 吉 小 学 校	川崎市北加瀬1365	1	25
	"	南 吉 田 小 学 校	横浜市南区高根町 2 の 14	1	15
	"	保 土 ケ 谷 小 学 校	横浜市保土ヶ谷区月見台	1	19
	"	田 戸 小 学 校	横須賀市米ヶ浜通 2 の 12	1	45
	"	衣 笠 小 学 校	横須賀市矢部町594	5	246
	"	大 津 小 学 校	横須賀市大津町 3 の 25	2	88
	"	武 山 小 学 校	横須賀市太田和中尾	2	94
	"	山 崎 小 学 校	横須賀市三春町 6 の 4	1	40
	"	久 本 小 学 校	川崎市久本255	1	27
	"	川 中 島 小 学 校	川崎市大師川中島町113	1	35
	"	高 津 小 学 校	川崎市溝の口1209	3	113
	"	玉 川 小 学 校	川崎市北谷町32	1	45
	"	三 浦 第 一 小 学 校	三浦市川崎町六合3585	1	30
	"	崇 善 小 学 校	平塚市新宿695	2	42
	"	南 毛 利 小 学 校	厚木市長谷1085	1	43
	"	中 央 小 学 校	相模原市上溝5320	1	14
	"	桜 本 小 学 校	川崎市桜本町 3 の 26	1	46
	"	間 門 小 学 校	横浜市中区間門町 2 の 222	4	189
	"	大 道 小 学 校	横浜市金沢区六浦町2455	2	82
	"	平 沼 小 学 校	横浜市西区平沼町 5 の 176	3	135

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
神奈川	混 合	浦郷小学校	横須賀市追浜東2丁目14	4	186
		船越小学校	横須賀市船越町5の34	6	253
		田戸小学校	横須賀市浜通2の12	2	96
	精 薄	宮田中学校	横浜市保土ヶ谷区宮田町	1	16
		田浦中学校	横須賀市船越町7の66	1	27
		富士見中学校	川崎市富士見町180	1	6
		橘中学校	川崎市千年1300	1	6
		大船中学校	鎌倉市大船1004	1	14
		白鷗中学校	小田原市網一色290	1	15
		浜岳中学校	平塚市平塚3450	1	17
身 虚	東中学校	泰野市寺山509		1	32
	(精薄) 横浜市立盲学校	横浜市神奈川区西寺尾町		1	7
合計 77名				136	4738
新潟	精 薄	村上小学校	村上市大字本町	2	61
		吉井小学校	佐渡郡金井村大字三瀬川351	1	12
		新町小学校	長岡市西新町2丁目	1	21
		比角小学校	柏崎市大字比角	2	36
		燕西小学校	燕市大字東太田3682	1	17
		東小千谷小学校	小千谷市旭町	1	13
		葛巻小学校	見附市反田町10	1	11
	身 虚	五泉小学校	立泉市	2	44
		三条小学校分校	南蒲原郡福島村今井(三条療養学園内)	3	57
		相川小学校	佐渡郡相川町大字馬町	2	65
	混 合	坂之上小学校	長岡市東坂之上町1丁目	3	147
		礎小学校	新潟市礎町3	2	101
	混 合	五泉小学校	五泉市	4	149
		小出小学校	北魚沼郡小出町大字小出島	2	87
		真野小学校	佐渡郡真野町大字吉岡	3	114
		柏崎小学校	柏崎市西学市町	3	114
		加茂小学校	加茂市大字加茂	2	44
		村上小学校	村上市大字本町	6	228
		新穂小学校	佐渡郡新穂村大字上新穂	3	89
		湊小学校	新潟市古町13番町	2	65

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級數	児童生徒数
新潟	混合	大手町小学校	高田市大手町	2	56
		" 新井小学校	新井市大字小出雲1580	3	109
		" 糸魚川小学校	糸魚川市大字七間84	3	102
		" 表町小学校	長岡市下中島町2丁目	1	22
	精薄	川口中学校	北魚沼郡北口村川口	1	7
		" 五泉中学校	五泉市吉沢1183	1	15
	身虚	第一中学校分校	南蒲原郡福島村今井(三条療養学園内)	2	31
	混合	舟栄中学校	新潟市栄町3	1	25
		合計 28名		60	1787
富山	精薄	博労小学校	高岡市博労町4349	1	12
		" 堀川小学校	富山市堀川小泉町225	1	11
		" 小杉小学校	射水郡小杉町	1	12
		" 魚津西部中学校	魚津市友道212の12	2	55
	混合	合計 4校		5	90
		石引町小学校	金沢市飛梅町57	1	54
		芦城小学校	小松市西町25	2	71
		" 材木町小学校	金沢市又五郎町	1	41
		新堅町小学校	金沢市新堅町3の25	1	40
		" 材木町小学校	金沢市又五郎町1	5	227
石川	混合	高岡町中学校	金沢市高岡町99	1	32
		" 泉中学校	金沢市彌生町ネ2番地	1	25
		合計 7校		12	450
		合計 7校		12	450
	精薄	武生東小学校	武生市浪花1	1	10
		" 惜陰小学校	鯖江市南小路	1	10
		虚弱 惜陰小学校	鯖江市南小路	1	25
		" 武生南小学校	武生国南元町15の33	1	31
福井	混合	惜陰小学校	鯖江市南小路	1	30
		" 武生西小学校	武生市高瀬町27の10	2	79
		" 武生南小学校	武生市南元町15の33	1	38
		" 三国中学校	坂井郡三国町	1	31
	精薄	合計 8名		9	254
		八田小学校	中巨摩郡白根町土八田	3	53
		" 島田小学校	北都留郡上野原町	1	11

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
山 粒	"	増 穂 小 学 校	南巨摩郡増穂町	5	155
	"	韭 崎 小 学 校	韭崎市韭崎町	1	12
	混 合	韭 崙 小 学 校	韭崎市韭崎町	2	27
	精 薄	北 中 学 校	甲府市緑か丘1591	3	40
		合計 6校		15	298
長 野	精 薄	野 岸 小 学 校	小諸市野岸	1	18
	"	北 小 学 校	上田市大字上田2390	1	12
	"	通 明 小 学 校	更級郡篠の井町大字御弊川	1	12
	身 虚	城 南 小 学 校	諏訪市	1	20
	"	高 島 小 学 校	諏訪市	1	20
	"	座 光 寺 小 学 校	下伊那郡座光寺村大字宮の前	2	56
	"	伊 那 小 学 校	伊那市大字伊那3221	1	24
	混 合	美 篤 小 学 校	伊那市大字美篤	3	83
	"	伊 那 小 学 校	伊那市大字伊那3221	3	60
	"	源 池 小 学 校	松本市県町南区	3	71
	"	開 智 小 学 校	松本市南深志本町172の2	3	77
	"	若 槻 小 学 校	長野市若槻東条	1	44
	精 薄	西 中 学 校	小諸市袋町丁41	1	12
	身 虚	御 代 田 中 学 校	北佐久郡御代田村	1	27
		合計 14校		23	536
岐 阜	精 薄	安 楢 小 学 校	関市伊呂波町	2	13
	"	古 川 小 学 校	吉城郡古川町殿町	1	6
	"	西 小 学 校	高山市総和町2丁目25	1	7
	"	八 百 津 小 学 校	加茂郡八百津町八百津	1	9
	"	大 野 小 学 校	楫斐郡大野町黒野	1	14
	"	精 華 小 学 校	多治見市19田町	1	7
	"	南 小 学 校	高山市名田町5丁目95番地	1	20
	"	興 文 小 学 校	大垣市西外側町	2	21
	"	加 納 小 学 校	岐阜市加納西丸町	2	13
	身 虚	徹 明 小 学 校	岐阜市金宝町1丁目	2	32
	"	昭 和 小 学 校	多治見市脇之島3868	1	17
	"	東 小 学 校	大垣市鶴見町	2	52
		合計 12		17	211

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
静岡	精薄	第一小学校	熱海市熱海比良112	1	16
	"	東小学校	三島市宮倉2丁目	1	16
	"	磐田北小学校	磐田市二番町無番地	1	15
	"	曳馬小学校	浜松市曳馬町	1	13
	混合	伝法小学校	吉原市上中町	1	18
	"	清水小学校	清水市松井町914	1	13
	精薄	第一中学校	吉原市瓜市富101	1	8
	"	富士宮第二中学校	富士宮市大宮1607	1	10
	"	第三中学校	北矢部三光258の1	1	12
	混合	島田第一中学校	島田市河原町	3	64
合計 10校				12	185
愛知	精薄	飯田小学校	名古屋市北区指金町14	1	10
	"	松栄小学校	名古屋市昭和区長戸町2の1	1	6
	"	常盤小学校	名古屋市中川区小本町	1	11
	"	八事小学校(分校)	名古屋市昭和区	1	21
	"	巾下小学校	名古屋市西区摺詰町3の21	1	16
	"	宮西小学校	一宮市宮西通5丁目1	1	14
	"	大志小学校	一宮市川田町4丁目6	1	12
	"	長久手小学校	長久手村大字岩作字中綱手	1	11
	"	内山小学校	名古屋市千種区都通12の2	1	14
	身虚	常滑小学校	常滑市字屋敷田3番町	2	59
	"	南部小学校	蒲郡市	2	82
	"	大府小(大府莊分校)	知多郡大府町大字森岡字源吾	1	24
	"	武豊小学校	知多郡武豊町高野前1	1	29
	"	羽根井小学校	豊橋市花田町西郡7	2	52
	"	連尺小学校	岡崎市康生町174	7	343
	精薄	連尺小学校	岡崎市康生町174		
	混合	稻橋小学校	北設楽郡稻武町大字稻橋	1	16
	"	田原中部小学校	渥美郡田原町大字田原字殿町	1	30
	"	甚時小学校	海部郡甚時町大字甚時々西	1	27
	"	起小学校	尾西市起35	3	125
	"	新川小学校	西春日井郡新川大字須ヶ口中案土野	3	75
	"	大治小学校	海部郡大治村大字馬島	2	78

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
愛 知	混 合	鷺塚小学校	碧南市鷺塚字河岸浜5	1	26
		横須賀小学校	知多郡浜須賀町大字高横須賀	1	22
		大府小学校	知多郡大府市大字大府字ガシジ山	2	64
		新川小学校	豊橋市吉田町156	2	118
		千郷小学校	南設楽郡新城町杉山字前野	6	176
	精 薄	守山東中学校	守山市大字小幡2996	1	19
		菊井中学校	名古屋市西区南駅町24	1	19
		川名中学校(分校)	名古屋市昭和区川名山町149	1	17
	身 虚	大府中(大府莊分校)	知多郡大府町大字森岡字源吉	1	18
	混 合	幡山中学校	瀬戸市大字菱野字大草洞32	1	11
		合計 31校		52	1545
三 重	精 薄	益世小学校	桑名市江場1875の1	1	10
		楠小学校	三重郡楠町大字北五味塚	1	13
		敬和小学校	津市井河原町南浦445	1	9
		誠之小学校	一志郡久居町西鷹跡町	1	19
		第一小学校	松阪市殿町1349	1	16
		四郷小学校	伊勢市楠部町	1	25
	身 虚	尾鷲小学校	尾鷲市	2	38
	混 合	波切小学校	志摩郡大王町波切	1	13
		鵜殿小学校	南牟婁郡鵜殿村	1	17
	精 薄	東橋間中学校	津市中河原	1	14
		双川中学校	一志郡白山町川口	1	13
		合計 11校		12	187
滋 賀	精 薄	虎姫小学校	東浅井郡虎姫町五村	1	13
		泰莊東小学校	愛知郡泰莊町大字東出25	1	5
		山田小学校	草津市大字南山田町678	1	9
		膳所小学校	大津市膳所大工町401	1	15
		南郷里小学校	長浜市南田附町	1	28
		八幡小学校	近江八幡市本町5丁目	1	17
	混 合	八日市小学校	八日市市金屋町	1	10
		長浜市小学校	長屋市列見町18	2	65
	精 薄	西中学校	彦根市金龜町30	1	20
	混 合	松原中学校	草津市上笠町	1	10

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
滋賀	混合	浅井中学校	東浅井郡浅井町字内保	1	12
		合計 11校		12	204
京都	精薄	下夜久野小学校	天田郡下夜久野村字井田	1	15
"	惇明小学校	福知山市内記5丁目		1	8
"	網野小学校	竹野郡網野町		1	35
"	桑飼小学校	与謝郡加悦町字明石2120		1	10
"	明倫小学校	舞鶴市字北田辺128		1	7
"	舞鶴小学校	舞鶴市字浜1200		1	10
"	倉梯小学校	舞鶴市字行永中仁田290		1	8
"	三笠小学校	舞鶴市桃山町15番地の1		1	12
"	明徳小学校	京都市左京区岩倉忠在地町37		1	6
"	砂川小学校	京都市伏見区深草塚本町		1	13
"	嵯峨小学校	京都市右京区嵯峨积迦堂大門町		1	16
"	小川小学校	上京区油小路今出川下ル		1	8
"	仁和小学校	上京区御前通一条下ル東堅町		1	14
"	植柳小学校	下京区西洞院通正面		1	8
"	崇仁小学校	下京区東七条川端町16		1	15
"	修学院小学校	左京区修学院中殿町1		4	35
"	朱雀第四小学校	中京区西ノ宮笠殿町		1	10
"	月輪小学校	京都市東山区本町17丁目		1	9
"	正親小学校	上京区淨福寺通中立売上ル菱丸町		1	13
身虚	藤ノ森小学校	伏見区大龜谷岩山町48の1		5	72
混合	生祥小学校	中京区富小路通六角南入ル		1	9
"	綾部小学校	綾部市上野町		2	29
精薄	修学院中学校	左京区一乗寺御祭田町1		5	33
"	綾部中学校	綾部市宮代町明智		1	5
"	城北中学校	舞鶴市字南田辺126		1	7
"	彌栄中学校	東山区祇園南側町		1	13
"	蜂か岡中学校	左京区嵯峨野開町5		1	14
"	桃陵中学校	伏見区桃陵町1		1	16
"	皆山中学校	下京区間之町七条上ル		1	15
"	滋野中学校	上京区西洞院下立売下ル2		1	11
"	北野中学校	中京区西ノ京仲保町15		1	14

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
京 都	精 薄	高 野 中 学 校	左京区中古川町	1	15
	混 合	大 江 中 学 校	京都府加佐郡大江町字波美	2	40
	"	松 原 中 学 校	中京区壬生相合町1	1	18
		合 计 34校		46	563
大 阪	精 薄	田 迂 小 学 校	東住吉区田辺本町4丁目	1	15
	"	福 島 小 学 校	福島区上福島中3丁目102	1	6
	"	元 町 小 学 校	浪速区元町1丁目773の1	1	13
	"	日 東 小 学 校	浪速区北日東町34	1	11
	"	東 田 辺 小 学 校	東住吉区田辺東元町7の20	1	19
	"	神 津 小 学 校	東淀川区元今里北通1の18	1	18
	"	片 江 小 学 校	東成区大今里南之町3丁目	1	9
	"	伝 法 小 学 校	此花区伝法町北3丁目	1	14
	"	龍 華 小 学 校	八尾市太子堂248	1	10
	"	東 百 舌 鳥 小 学 校	堺市土塔町	1	15
	"	日 根 野 小 学 校	大阪府泉佐野市日根野	1	11
	"	豊 島 小 学 校	豊中市利倉15	1	5
	"	穴 師 小 学 校	泉大津市池浦539	1	13
	"	長 野 小 学 校	河内長野市西代町	1	6
	"	埴 生 村 立 小 学 校	南河郡埴生村大字伊賀820	1	9
	"	北 松 尾 村 立 小 学 校	泉北郡北松尾村	1	9
	"	箕 面 小 学 校	豊能郡箕面町百楽町1の7	1	6
	"	水 本 村 立 小 学 校	北河内郡水本村字打上	1	13
	"	門 真 町 立 小 学 校	光河内郡門真町大字門真635	1	13
	"	田 尻 町 立 小 学 校	泉南郡田尻町吉見	1	13
	"	桜 宮 小 学 校	都島区東野田3の30	1	11
	"	山 直 北 小 学 校	岸和田市田治米町460	1	18
身 虚	春 木 小 学 校	岸和田市春木町		1	30
	混 合	九 条 南 小 学 校	西区九条南通2丁目157	1	6
	"	豊 川 村 立 小 学 校	三島郡豊川村宿久庄	1	13
	"	北 池 田 村 立 小 学 校	泉北郡北池田村池田下	1	14
	"	堅 下 小 学 校	中河内郡柏原町大字平野	1	9
	"	東 小 学 校	南河内郡登美丘町丈6	1	15
	"	林 寺 小 学 校	大阪市生野区林寺町3の15	2	19

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
大 阪	混 合	第一 小 学 校	泉佐野市野出町	1	15
	"	春 木 小 学 校	岸和田市春本宮川町	1	19
	精 薄	八 尾 中 学 校	八尾市萱振1300	1	15
	"	葛 城 中 学 校	岸和田市上生新田222	1	8
	"	第 一 中 学 校	豊中市曾根326	1	10
	"	四 条 町 立 中 学 校	北河内郡四条町寺川	1	25
	"	養 精 中 学 校	茨木市上中条106	1	12
	"	誉 田 中 学 校	南河内郡吉市町	3	37
	"	日 根 野 中 学 校	泉佐野市日根野	1	8
	"	北 松 尾 村 立 中 学 校	泉北郡北松尾村	1	15
	"	箕 面 中 学 校	豊能郡箕面町新稻1110	1	15
	(肢不)	大阪府立盲学校	大阪市住吉区山之内町100	3	25
	(〃)	大阪府立整肢学院 (府立盲学校分校)	大阪市大淀区中津浜通1丁目	7	45
		合計 42校		53	612
兵 庫	精 薄	六 甲 小 学 校	神戸市灘区八幡町4丁目	1	9
	"	吾 妻 小 学 校	神戸市葺合区吾妻通4丁目3	2	32
	"	春 日 野 小 学 校	神戸市葺合区宮本通7丁目	2	28
	"	園 田 小 学 校	尼崎市下食満351	1	15
	"	芦 原 小 学 校	西宮市神祇宮町62	2	23
	"	良 元 小 学 校	宝塚京小林棟方14の2	1	29
	"	崇 広 小 学 校	氷上郡柏原町683	1	10
	"	佐 治 小 学 校	氷上郡青垣町佐治282	1	14
	"	人 丸 小 学 校	明石市大蔵谷杵現の上2300	1	17
	"	大 鯤 小 学 校	明石市上水町1977	1	12
	"	西 脇 小 学 校	西脇市西脇町大塚	1	11
	"	翠 丘 小 学 校	芦屋市打出楠町3	9	91
	"	阿 騰 陀 小 学 校	印南郡阿騎陀村阿騎陀1101	1	14
	"	赤 穂 小 学 校	赤穂市加里屋12	1	11
	"	菅 生 小 学 校	飾磨郡菅野村菅生瀬797	1	14
	"	福 崎 小 学 校	神崎郡福崎町馬田	1	15
	"	香 住 小 学 校	城崎郡番住町香住1596	1	13
	"	弘 道 小 学 校	出石郡出石町内町1	1	18
	"	温 泉 小 学 校	美方郡温泉町湯	1	10

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
兵 庫	精 薄	郡 家 小 学 校	津名郡一宮町郡家	1	12
	身 虚	豊 岡 小 学 校	豊岡市本64	1	19
	"	龍 野 小 学 校	龍野市龍野町上霞城	2	57
	"	兵 庫 小 学 校	神戸市兵庫区永沢町4丁目	1	48
	"	六 甲 小 学 校	神戸市灘区八幡町4丁目	1	42
	肢 不	広 畑 小 学 校	姫路市広畠区広畠	1	13
	"	栗 住 小 学 校	姫路市白浜町松原	1	13
	"	長 洲 小 学 校	尼崎市長洲東畠5	1	6
	混 合	南 小 学 校	伊丹市御願塚	1	15
	"	三 輪 小 学 校	有馬郡三輪町	1	15
	"	城 北 小 学 校	姫路市伊伝居	1	19
	"	龍 野 小 学 校	龍野市龍野町上霞城	1	32
	"	篠 山 小 学 校	多紀郡篠山町北新町5	2	58
	"	六 甲 小 学 校	神戸市霞区八幡町4丁目	2	86
	"	池 田 小 学 校	神戸市長田区池田上町19	2	78
	"	船 場 小 学 校	姫路市東雲町1丁目	1	15
	精 薄	鷹 匠 中 学 校	神戸市灘区徳井弓ノ木24	1	12
	"	葺 合 中 学 校	神戸市葺合区野崎通8の33	1	20
	"	駒 ケ 林 中 学 校	神戸市長田区若松町7丁目	1	15
	"	小 田 南 中 学 校	尼崎市長洲中通1の5	1	13
	"	南 中 学 校	伊丹市御願塚南小学校内	1	4
	"	望 海 中 学 校	明石市和坂100	1	13
	"	志 方 中 学 校	印南郡志方町宮山	1	13
	"	琴 陵 中 学 校	姫路市船橋町3の184	1	13
	"	栗 賀 中 学 校	神崎郡神崎町福本	1	8
	"	上 郡 中 学 校	赤穂郡上郡町山野里	1	7
	"	豊 岡 北 中 学 校	豊岡市龜山100	1	12
	混 合	浜 の 宮 中 学 校	加古川市別府町新野辺754	1	18
	"	山 崎 中 学 校	宍粟郡山崎町	2	13
		合計 48校		64	1075
奈 良	精 薄	陵 西 小 学 校	北葛城郡陵西村	1	8
	"	鼓 阪 小 学 校	奈良市雜司町	1	12
	"	五 条 小 学 校	宇智郡五条町大字五条	1	14

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
奈 良	混 合	片 塩 小 学 校	大和高田市三倉堂	2	26
		合 計 4校		5	60
和歌山	精 薄	芦 原 小 学 校	和歌山市雄松町4の25	1	13
	"	狩 宿 小 学 校	那賀郡狩宿村	1	6
	"	紀 見 小 学 校	橋本市橋谷	1	6
	"	箕 島 第 一 小 学 校	有田郡有田町箕島167	2	17
	"	箕 島 第 二 小 学 校	有田町小豆島	1	12
	"	湯 浅 小 学 校	有田郡湯浅町大字湯浅	1	10
	"	切 目 小 学 校	日高郡切目村	1	10
	"	田 辺 第 三 小 学 校	田辺元町273	2	28
	"	田 辺 第 二 小 学 校	田辺市湊570	1	8
	"	朝 来 小 学 校	西牟婁郡朝来村2824	1	16
身 虚	田 边 第 三 小 学 校	田辺市元町273		1	24
混 合	芦 原 小 学 校	和歌山市雄松町4の25		1	13
	"	日 方 小 学 校	海南市日方	1	5
	"	粉 河 小 学 校	那賀郡粉河町粉河	1	10
精 薄	西 和 中 学 校	和歌山市湊		3	48
	"	明 洋 中 学 校	田辺市元町1799	1	12
	"	近 野 中 学 校	西牟婁郡近野村	1	10
混 合	湯 浅 中 学 校	有田郡湯浅町		1	10
	"	西 向 中 学 校	東牟婁郡西向町	1	16
		合 計 19校		23	274
鳥 取	混 合	灘 手 小 学 校	倉吉市尾原	1	20
		合 計 1校		1	20
島 根	精 薄	原 井 小 学 校	浜田市片庭町86の3	1	13
	混 合	母 衣 小 学 校	松江市母衣町83	1	9
	"	今 市 小 学 校	出雲市今市町	2	51
	"	宍 道 小 学 校	八束郡宍道町大字宍道村1287	2	70
	"	原 井 小 学 校	浜田市片庭町86の3	3	119
精 薄	第 二 中 学 校	浜田市殿町		1	7
	混 合	第 一 中 学 校	出雲市大津町2214	1	8
		合 計 7校		11	277
岡 山	精 薄	宇 野 小 学 校	玉野市宇野610	1	15

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
岡 山	精 薄	鹿 田 小 学 校	岡山市大供町357	1	13
	"	岡山大学教育学部付属小学校	岡山市門田	1	15
	混 合	下 津 井 小 学 校	児島市田之浦818	1	13
	精 薄	金 浦 中 学 校	笠岡市吉浜1502	1	15
	"	岡山大学教育学部付属中学校	岡山市門田	1	6
	合計 6校			6	77
広 島	精 薄	樹 德 小 学 校	校福山市木久庄町387の2及4	1	13
	"	筒 湯 小 学 校	尾道市	1	11
	"	瀬 戸 田 小 学 校	豊田郡瀬戸田町	1	8
	"	三 次 小 学 校	三次市三次町1851	1	9
	"	三 庄 小 学 校	岡島市三庄町	1	13
	"	土 生 小 学 校	因島市土生町	3	41
	"	横 路 小 学 校	吳市広町	1	9
	"	庄 原 小 学 校	庄原市本町886の1	1	9
	"	東 城 小 学 校	比婆郡東城町	1	29
	身 虚	宮 島 小 学 校	佐伯郡宮島町	1	28
	"	舟 入 小 学 校	広島市舟入川口町966	2	53
	肢 不	尾 長 小 学 校	広島市尾長町	3	54
	弱 難	三 原 小 学 校	三原市館町1580	1	5
	混 合	三 原 小 学 校	三原市館町1580	1	9
	"	西 条 小 学 校	賀茂郡西条町大字西条444	1	29
	"	大 崎 東 小 学 校	豊田郡大崎町大字中野	1	11
	"	鞆 小 学 校	沼隈郡鞆町	1	17
	"	吉 田 小 学 校	高田郡吉田町	1	20
	"	比 治 山 小 学 校	広島市東雲町	1	29
	"	上 下 小 学 校	甲府郡上下町	1	7
	"	天 满 小 学 校	広島市天満町水入536	1	14
	"	霞 小 学 校	福山市西霧町370	1	27
	精 薄	阿 賀 中 学 校	吳市阿賀町小倉新開	1	13
	"	土 生 中 学 校	因島市土生町	1	10
	肢 不	二 葉 中 学 校	広島市尾長町17	2	17
	混 合	二 葉 中 学 校	広島市尾長町17	1	27
	"	庚 午 中 学 校	広島市庚午本町	1	20

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
広 島		合計 27校		33	532
山 口	精 薄	奈 古 小 学 校	阿武郡阿武町	1	16
	"	浅 江 小 学 校	光市大字浅江	1	9
	"	久 米 小 学 校	徳山市久米	1	15
	"	岩 国 小 学 校	岩国市大字錦見	1	6
	"	柳 井 小 学 校	柳井市柳井	1	15
	"	華 浦 小 学 校	防府市三田尻	1	15
	"	恩 田 小 学 校	宇部市沖宇部下長沢	1	17
	"	明 倫 小 学 校	萩市大字江向602	1	16
	混 合	麦 川 小 学 校	美祢市大嶺町	1	26
	"	白 石 小 学 校	山口市東白石2341	1	12
	"	本 村 小 学 校	下関市彦島本村町	1	9
	"	俵 山 小 学 校	長門市俵山	1	11
	"	樓 山 小 学 校	下関市上新地町	1	28
	精 薄	白 石 中 学 校	山口市西白石	2	23
	"	岩 国 中 学 校	岩国市錦見五反田	1	6
	"	第 一 中 学 校	徳山市久米院内	1	16
	"	明 経 中 学 校	萩市土原	1	11
	混 合	華 陽 中 学 校	防府市大字上地	1	19
	"	浅 江 中 学 校	光市浅江	1	12
	"	常 盤 中 学 校	宇部市野中	1	13
	"	柳 井 中 学 校	柳井市和田山4155	1	25
	"	大 嶺 第 二 中 学 校	美祢市大嶺町上麦川	1	16
	"	仙 崎 中 学 校	長門市仙崎新屋敷	1	16
		合計 23校		24	352
徳 島	精 薄	川 崎 小 学 校	麻植郡川島町	1	13
	"	上 分 小 学 校	名西郡神山町川又	1	21
	"	脇 町 小 学 校	美馬郡脇町大字猪尻字西久保	1	16
	"	加 茂 小 学 校	三好郡加茂町	1	13
	"	不 動 小 学 校	徳島市不動町3丁目	1	12
	"	鬼 笠 野 小 学 校	名西郡神山町鬼笠野字東分	1	11
	"	千 松 小 学 校	徳島市田宮町田宮前	1	14
	"	新 野 小 学 校	那賀郡橘町豊田字宮久保75	1	13

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
徳島	精薄	千代小学校	小松島市大字中田字奥林23	1	13
	"	内町小学校	徳島市寺島本町西1丁目	1	16
	"	富田小学校	徳島市中央通3の15	1	16
	混合	国府小学校	名東郡国府町中松本	1	12
香川	"	牟岐小学校	海部郡牟岐町	1	10
	精薄	第一中学校	鳴門市撫養町南浜字洪字浜田	1	23
	"	名東第一中学校	名東郡国府町	1	12
	"	小松島中学校	小松島市日開野	1	12
	"	見能林中学校	那賀郡富岡町大字見能方字西内	1	18
	"	津田中学校	徳島市津田町字泓	1	17
	混合	一条中学校	板野郡一条町西条岡の川原	1	15
(盲精薄)	徳島県盲学校	合計 20校	徳島市南二軒屋町	1	4
愛媛	精薄	松島小学校	高松市松島町615	1	12
	"	東部小学校	坂出市坂出町東新通町	2	25
	混合	花園小学校	高松市花園町1240	2	62
	"	引田小学校	大川郡引田町	4	151
	"	山田小学校	綾歌郡綾上村大字山田上	3	123
	"	四番町小学校	高松市四番町26	1	36
	"	木太小学校	高松市木太町3491	1	23
	その他	庵治第二小学校	木田郡庵治村6034	1	1
	精薄	東中学校	丸龜市1番町	1	8
	"	橋小学校(中学部)	小豆郡内海町橋	1	18
	その他	庵治第二中学校	木田郡庵治村6034	1	9
	合計 11校			18	472
高知	精薄	金子小学校	新居浜市久保田町	1	13
	"	長浜小学校	喜多郡長浜町大字長浜甲190	1	18
	"	平城小学校	南宇和郡御花町平城	1	18
	身虚	松野西小学校	北宇和郡松野町西松丸	1	51
	精薄	角野中学校	新居郡角野町大字角野1846	1	13
	"	川之江中学校	川之江市川之江町	1	20
	合計 6校			6	133
高知	精薄	山田小学校	香美郡土佐山田町中町	1	8

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
高 知	精 薄	三 里 小 学 校	高知市仁井田194	1	13
		" 中 村 小 学 校	中村市中村町	1	6
		" 安芸第一小学校	安芸市安芸	1	19
	混 合	赤 岡 小 学 校	香美郡赤岡町弁天通	1	18
		" 昭 和 小 学 校	高知市日ノ出町75	1	10
		" 旭 小 学 校	高知市本宮町15	1	20
		合計 7校		7	94
福 岡	精 薄	諫 訪 小 学 校	大牟田市諫訪町1の111	1	13
		" 手 錠 小 学 校	大牟田市大字唐船丁地394	1	11
		" 大 里 柳 小 学 校	門司市大里高田町2丁目	1	16
		" 寿 山 小 学 校	小倉市大字足原529	1	13
		" 三 郎 丸 小 学 校	小倉市三萩野	1	16
		" 黒 崎 小 学 校	八幡市藤田長浦12	1	13
		" 大 藏 小 学 校	八幡市勝山町1丁目	1	13
		" 陣 山 小 学 校	八幡市南陣山町3の574	1	11
		" 牧 山 小 学 校	戸畠市相生町4丁目	1	10
		" 若 菜 小 学 校	嘉穂郡穂波村枝口	1	12
	混 合	" 大 江 小 学 校	山門郡瀬高町大字大江	1	13
		" 東 郷 小 学 校	宗像郡宗像町田熊	1	12
		" 福 島 小 学 校	八女市大字本町657	2	64
		" 百 道 小 学 校 松 美 分 校	福岡市西新町804の2	5	91
		" 鳥 飼 小 学 校 草ヶ江分校	福岡市草ヶ江本町2丁目	4	65
		" 浜 町 小 学 校	若松市浜四番町	1	17
		" 糸 田 小 学 校	田川郡糸田町	2	61
		" 羽 犬 塚 小 学 校 和 崇 分 校	筑後市大字山の井430	3	57
		" 光 陽 小 学 校	門司市白野江野江谷2301	6	178
		" 新 宮 小 学 校 新 光 園 分 校	柏原郡新宮町上府	2	29
佐 不	混 合	大 里 東 小 学 校	門司市大里20丁	1	23
		" 後 藤 寺 小 学 校	田川市大字奈良756	1	22
		" 頃 末 小 学 校	遠賀郡水巻町大字頃末	1	20
		" 碓 井 小 学 校	嘉穂郡碓井町大字上臼井	1	18
		" 池 尻 小 学 校	田川郡川崎町大字池尻字堤下	1	30
		" 添 田 小 学 校	田川郡添田町	1	24

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
福岡	混 合	上山田小学校	山田市上山田柿ノ木	1	38
		福島小学校	八女市大字本町657	2	88
		草ヶ江小学校	福岡市草ヶ江町	2	34
		樂市小学校	嘉穂郡穂波村	1	29
	その他	勾金小学校	田川郡勾金村下高野	1	23
		田川小学校	田川市大字伊田3167	1	31
	精 薄	三筑中学校	福岡市板付八幡39イ1	2	40
		城西中学校	福岡市草ヶ江本町2丁目	5	87
		草ヶ江分校	福岡市草ヶ江本町2丁目	5	87
	肢 不	刈田中学校	京都郡刈田町馬場	1	24
		新宮中学校 (新光園分校)	柏屋郡新宮町	1	8
	混 合	宮田東中学校	鞍手郡宮田町大字礒光	1	17
		戸畠中学校	戸畠市東本町3丁目	1	16
		歴木中学校	大牟田市歴木1150	1	50
		福島中学校	八女市大字本村443	2	53
		糸田中学校	田川郡糸田町	1	45
		大峰中学校	田川郡川崎町	1	46
		八屋中学校	豊前市大字赤熊1800	1	15
		木屋瀬中学校	八幡市大字野面	1	13
その他	木屋瀬中学校	松原中学校	大牟田市大正町5の27	1	29
		山田南中学校	山田市上山田1222の1	1	36
	東光中学校	東光中学校	福岡市西堅粕6丁目	2	69
		川崎中学校	田川郡川崎町永井	1	57
	弓削田中学校	弓削田中学校	田川市大字弓削田1222	1	30
		後藤寺中学校	田川市大字奈良1036	1	38
	菅生中学校	菅生中学校	小倉市徳吉722	1	15
		合計	51校	77	1783
佐賀	精 薄	江北小学校	杵島郡江北町大字山口	1	6
		福富小学校	杵島郡福富村	1	15
		浜小学校	鹿島市浜町1239	1	18
		西川副村小学校	佐賀郡西川副村大字西古賀	1	17
		春日小学校	佐賀郡大和村	1	15
		大町小学校	大町々大字大町5763	2	36
		西与賀小学校	佐賀市西与賀町	1	8

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童 生徒数
佐 賀	精 薄	相 知 小 学 校	東松浦郡相知町	1	13
	混 合	北 川 副 小 学 校	佐賀市北川副町大字木原20	1	18
	"	本 唐 津 小 学 校	唐津市城内西338の2	5	129
	"	唐 津 小 学 校	唐津市城内西338の2	1	39
		合計 11校		16	314
長 崎	精 薄	口 石 小 学 校	北松浦郡佐々町	2	26
	混 合	第 四 小 学 校	島原市杉谷甲374	2	53
	"	茂 木 中 学 校	西彼杵郡茂木町北浦名無番地	1	15
	"	桜 馬 場 中 学 校	長崎市桜馬場町71	1	20
		合計 4校		6	114
熊 本	精 薄	第一 小 学 校	菊池郡西合志村大字合生4300 (県立肥後学園内)	2	36
	"	水 俣 第一 小 学 校	水俣市大字浜2099	3	73
	"	甲 佐 小 学 校	上益城郡甲佐町豊内	1	40
	混 合	山 鹿 小 学 校	山鹿市大字山鹿351	6	416
	"	山 鹿 小 学 校	山鹿市大字山鹿351	11	416
		合計 5校		17	565
大 分	精 薄	中 島 小 学 校	大分市中島六条1丁目	2	40
	"	野 口 小 学 校	別府市大字別府1059	2	18
	"	鶴 崎 小 学 校	鶴崎市大字鶴崎401の1	1	13
	"	長 洲 小 学 校	宇佐郡長洲町長洲	1	14
	"	大分大学芸術部 付属小学校	大分市歟之原982	1	9
	"	武 蔽 西 小 学 校	東国東郡武蔵町大字麻田	1	15
	"	新 生 小 学 校	大分市大字歟原1123の2	2	23
	"	大神小学校 みのり園分校	速見郡日出町大字大神字原口	1	23
	精 薄	新 生 中 学 校	大分市大字歟ノ原1123の2	1	10
	"	大神中学校 みのり園分校	速見郡日出町大字大神	1	21
		合計 10校		13	186
宮 崎		設置なし			
鹿児島	精 薄	入 来 小 学 校	薩摩郡入来町浦之名60	1	11
	"	鹿 屋 小 学 校	鹿屋市打馬町7439	1	20
	"	阿 久 根 小 学 校	阿久根市栄町94	1	9
	身 虚	朝 日 小 学 校 双葉分校	名瀬市有屋1700	1	1
	"	西 俣 小 学 校 星塚分校	鹿屋市星塚町4522	1	10

県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童生徒数
鹿児島	身 虚	谷 山 小 学 校	谷山町上福元4992	1	29
	"	串 木 野 小 学 校	串木野市上名536	4	213
	混 合	田 上 小 学 校	鹿児島市田上町	1	16
	精 薄	枕 崎 小 学 校	枕崎市枕崎2545	1	24
	身 虚	朝日,中学校双葉分校	名瀬市有屋1700	1	5
	"	大姶良中学校 星塚分校	鹿屋市星塚町4522	1	10
	混 合	天 保 山 中 学 校	鹿児島市下荒田町427	1	16
合計 12校				15	364

27. 矯正保護施設

Institutions for Criminality and Delinquency

(a) 矯正保護施設数および職員数

矯正保護施設全般の傾向をみると、非行犯罪率の漸減（非行犯罪の項参照）とともに、施設数・職員数・収容者数もやや漸減の傾向を示している。施設においては、とくに少年院関係において分院が殆んどなくなり、完備されてきたことを示している。（田村健二）

第1表 矯正保護施設数および収容現在人員数

(1956年12月末現在)

区分	施設数	収容者数
刑務所	56	
刑務支所	17	
拘置所	7	80,860
拘置支所	92	
少年刑務所	9	
少年院	58	
少年院分院		9,838
少年鑑別所	49	
少年鑑別所支所	2	1,051
計	293	91,249

* 法務省矯正局資料による

第2表 矯正保護施設職員数

(1956年12月末現在)

区分	施設数	全職員数	一般医師	精神科医	心理学者	教育学者	社会学者
少年鑑別所	50(2)	1,073	20	17	103	4	6
少年院	58(3)	2,234	60	6	33	11	3
拘置所	7(92)		24	2	8	-	3
刑務所	56(17)	16,465	125	14	12	2	-
少年刑務所	9	-	12	-	-	-	-
計	180(114)	19,772	241	39	156	17	12

* 法務省矯正局資料による

注：括弧内は支所又は分院

(b) 少年院

少年院は家庭裁判所から保護処分として送致されたものを収容し、これに矯正教育を授ける施設である。初等少年院は心身に著しい故障のない、14才以上、おむね16才以下の者を収容し、中等

少年院は同じく心身に著しい故障のない、おおむね16才以上20才未満の者を収容し、特別少年院は心身に著しい故障はないが、犯罪傾向の進んだ、おおむね16才以上23才未満の者を収容し、医療少年院は心身に著しい故障のある、14才以上26才未満の者を収容する。

第3表 少年院の種別区分

(1956年4月1日現在)

種 別	本 院				分 院		計
	男	女	男	女	男	女	
初 等	4	-	-	-	1	-	5
中 等	8	-	-	-	-	-	8
特 别	6	-	-	-	-	-	6
医 療	1	-	4	-	-	-	6
初 等・中 等	14	-	-	-	-	1	15
初 等・中 等・医 療	7	1	-	-	-	-	8
初 等・医 療・特 别・医 療	1	7	-	-	-	-	8
中 等・医 療	-	1	-	-	-	-	1
特 别・医 療	4	-	-	-	-	-	4
計	45	9	4	2	1	61	

* 現行法規総覧 -7- 衆議院法制局、参議院法制局による、

第4表 少年院の入出院状況

(1955年12月末現在)

年 度 别	前年から継続人員		入 院		出 院		年 末 収 容 人 員	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1 9 4 9 年	1,399	-	6,111	627	4,569	241	2,941	386
1 9 5 0 年	2,941	386	8,300	988	6,070	625	5,180	749
1 9 5 1 年	5,180	749	12,864	1,543	8,349	1,129	9,695	1,163
1 9 5 2 年	9,695	1,163	12,116	1,231	12,476	1,238	9,335	1,156
1 9 5 3 年	9,335	1,156	10,434	1,151	10,503	1,146	9,266	1,161
1 9 5 4 年	9,266	1,161	9,992	1,138	9,851	1,089	9,407	1,210
1 9 5 5 年	9,407	1,210	9,815	1,027	10,097	1,144	9,125	1,093

* 少年矯正統計年報、1955年、法務省矯正局による、

第5表 種類別少年院在院者数

(1955年12月末現在)

種類別	初 等		中 等		特 別		医 療		合 计	
性 別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
在 院 者 数	1,183	228	4,841	637	2,183	49	918	179	9,125	1,093

* 少年矯正統計年報、1955年、法務省矯正局による、

(c) 少年鑑別所

少年鑑別所は家庭裁判所より観護措置として送致された14才以上20才未満の犯罪少年、虞犯少年を収容観護すると共に、家庭裁判所の行う少年に対する調査、審判ならびに保護処分の執行に資するために、医学、心理学、教育学、社会学その他専門的知識に基いて少年の資質の鑑別を行う。

第6表 少年鑑別所出入状況

(1955年12月末現在)

年 度 別	前年からの繰越人員		入 所		出 所		年末収容人員	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1 9 4 9 年	-	-	14,830	1,513	14,329	1,479	501	34
1 9 5 0 年	501	34	17,978	1,740	17,854	1,723	625	51
1 9 5 1 年	625	51	39,025	3,989	38,352	3,934	1,298	106
1 9 5 2 年	1,298	106	36,649	3,463	36,759	3,487	1,188	82
1 9 5 3 年	1,188	82	30,568	3,347	30,796	3,336	960	93
1 9 5 4 年	960	93	28,866	3,223	28,653	3,209	1,173	107
1 9 5 5 年	1,173	107	29,664	2,928	29,830	2,964	1,007	71

* 少年矯正統計年報、1955年、法務省矯正局による。

28. 更 正 保 護

Offenders Prevention and Rehabilitation Work

わが国の保護観察（プロベーション）制度は大正11年公布の少年法により、その第一歩をふみ出し、犯罪者予防更正法（昭和24年5月公布）によつて、さらに展開された。この法律は罪を犯した者の改善および更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、犯罪予防の活動を助長することを目的として制定された法律であり、このための機関として中央更生保護審査会のもとに地方更生保護委員会がある。

そして、(1)少年法第24条第1項第1号の保護処分を受けた者、(2)少年院からの仮退院を許されている者、(3)仮出獄を許されている者はこの法律によつて保護観察に附される。この保護観察の実施、その他の犯罪防止のための諸活動のために全国に保護観察所があり、保護観察を行うものとして保護観察官があり、保護司がいる。

なお、執行猶予者保護観察法（昭和29年4月公布）によつて、成人の執行猶予者に対しても裁判の言渡により、保護観察に附することができるようになった。（田村健二）

第1表 保護観察官および保護司の配置状況 (1955年10月1日現在)

地 方 委 員 会 別	保 護 観 察 官 定 員	保 護 司 定 員
関 東 地 方 管 内	165	16,430
近畿 地 方 管 内	83	8,350
中 部 地 方 管 内	56	5,530
中 国 地 方 管 内	49	4,400
九 州 地 方 管 内	86	6,840
東 北 地 方 管 内	51	4,740
北 海 道 地 方 管 内	36	3,500
四 国 地 方 管 内	33	2,710
合 計	559	52,500

第2表 保護観察事件の受理状況

年	度	実数
1 9 5 0	年	63,499
1 9 5 1	年	75,316
1 9 5 2	年	82,225
1 9 5 3	年	62,126
1 9 5 4	年	62,840
1 9 5 5	年	65,874

第3表 保護観察事件の青少年成人別受理および処理状況
(1955年度)

受理・処理 事件種別	受 理 人 員			本年終結人員		年 末 現 在 人 員					
	前年継越	本年受理	計	保護観察 終了	移 送	保護観察 実施中	所在不明	保護観察停止中		計	
家庭裁判所決定	43,521	19,283	62,804	18,843	2,261	38,407	1,601	225	-	1,462	41,695
仮 退 院	11,561	8,043	19,603	8,553	707	8,468	747	-	-	1,128	10,343
青少年	2,502	3,788	6,290	3,743	238	2,129	11	-	157	8	2,129
成 人	12,510	30,054	42,564	29,174	1,253	11,007	75	-	984	71	12,137
計	15,012	33,842	48,854	32,921	1,491	13,136	86	-	1,141	79	14,442
刑執行	(59) 679	(4) 1,710	(63) 2,389	(36) 315	(5) 189	(20) 1,730	(1) 120	-	-	(1) 85	(22) 1,935
青少年	1,690	2,997	4,687	360	250	3,588	383	-	-	96	4,077
成 人	(59) 2,369	(4) 4,707	(63) 7,076	(36) 675	(5) 389	(20) 5,318	(1) 503	-	-	(1) 181	(22) 6,012
計	58,263	29,683	91,086	31,463	3,345	50,734	2,479	225	157	2,683	56,278
合 計	14,200	31,582	47,251	29,534	1,503	14,595	458	-	984	167	16,214
成 人	72,463	61,265	138,837	60,997	4,843	65,329	2,937	225	1,141	2,850	72,492

注：1) 青少年と成人との区別は保護観察立件日の年令による。

2) 旧4号観察のものについては、その数を内数として括弧内に再掲した。(ただし複雑をさけるため合計欄への記載を省略した)

3) 法第42条の2第1項による保護観察の停止：仮出獄中の者が、その居住すべき住居に居住しないため、保護観察を行うことができなくなつた場合は保護観察を行う必要がないと認められた場合。

4) 法第38条第4項による保護観察の停止：もはや保護観察を行う必要ないと認められた場合。

* 法務省保護局資料による。

29. 養老および救護施設

Institutions for the Aged and the Handicapped

(a) 養 老 施 設

「養老施設は老衰のために独立して日常生活を営むことのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする」と生活保護法第38条に規定されている。

厚生省社会局の調査（1954年11月の社会福祉統計月報による）では、60才以上の非労働者で、現に生活保護法の適用をうけており、養老施設に収容することが考えられる老人は、118,344人となつていて。これらの中、1955年3月末現在で養老施設に収容されたものは、25,167人に過ぎず（この他に被保護者でない者216名が収容されている）、このような状況からしても今後とも相当数の施設の新設増設がのぞまれる。（加藤正明、須藤憲太郎、田頭寿子）

第1表 都道府県別養老施設数

都道府県名	区分 施設数	経営主体別			定員	現在員	職員数	
		都道府県	市町村	法人			総数	兼職員
北海道	15	2	7	6	1,140	1,198	161	9
青森県	4	1	2	1	217	212	28	5
岩手県	1	1	-	-	100	92	10	-
宮城县	2	1	-	1	220	218	18	-
秋田県	10	-	9	1	357	271	60	18
山形県	6	-	4	2	330	343	53	6
福島県	5	1	2	2	300	261	40	5
茨城県	4	3	1	-	240	198	24	2
栃木県	6	-	5	1	290	224	44	8
群馬県	6	-	3	3	413	334	53	10
埼玉県	2	1	-	1	220	235	25	-
千葉県	11	-	7	4	374	316	51	-
東京都	18	4	1	13	2,848	3,167	575	46
神奈川県	9	1	5	3	865	838	89	3
新潟県	11	-	11	-	477	470	74	15
富山県	3	1	2	-	250	225	26	3
石川県	3	-	1	2	528	418	57	3
福井県	6	1	4	1	296	263	42	9
山梨県	5	-	4	1	218	212	43	3
長野県	19	-	17	2	972	846	180	37
岐阜県	12	-	10	2	560	449	94	9
静岡県	14	-	7	7	470	412	94	34
愛知県	15	-	13	2	829	654	107	18
三重県	15	-	14	1	530	428	80	15
滋賀県	5	1	3	1	320	294	33	-
京都府	7	1	2	4	890	867	112	9
大阪府	24	-	10	14	1,893	1,939	270	33
兵庫県	25	1	12	12	1,246	1,176	186	21
奈良県	4	-	2	2	361	330	44	10
和歌山县	12	11	1	1	560	496	85	-
鳥取県	5	1	4	-	215	225	33	9
島根県	6	1	4	1	330	282	39	5
岡山県	15	1	13	1	748	718	106	13
広島県	14	-	9	5	687	666	112	15
山口県	14	1	12	1	569	542	115	22
徳島県	6	1	4	1	307	250	48	15
香川県	7	-	6	1	333	330	61	6
愛媛県	19	-	16	3	716	563	122	22
高知県	4	3	1	-	303	292	39	-
福岡県	27	1	16	10	1,515	1,409	220	49
佐賀県	5	-	1	4	256	241	34	4
長崎県	14	-	12	2	509	447	73	12
熊本県	-	-	12	3	725	735	132	18
宮崎県	15	-	7	2	392	432	59	3
鹿児島県	9	-	12	2	519	470	98	14
鹿児島島	7	-	6	1	268	289	47	12
計	460	29	304	127	26,706	25,617	4,096	550

第2表 養老施設一覧表

(1955年3月1日現在)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
北海道	道	北海道静和園	脇田五郎	旭川市神居村	120	130	15
	法人	札幌養老院	大竹愛二郎	札幌市伏見町1910	200	198	23
	"	小樽育成院	小林多次郎	小樽市奥沢町5の1	200	171	21
	"	函館厚生養老院	坂本衆平	函館市高丘町15	50	66	11(1)
	"	根室隣保院	周田順応	根室郡根室町定基町3の3	65	122	19(4)
	"	釧路養老園	内田悟	釧路市柴雲台10	100	99	13
	"	釧路養老園 釧路子爵分團	"	川上郡弟子屈町湯の島	30	41	6
	市	旭川市立慈恵院	市長	旭川市花咲町1丁目	30	28	4(1)
	町	余市町衆民寮	町長	余市郡余市町梅川町	50	65	7
	市	夕張市立厚生院	市長	夕張市紅葉山242	30	24	4(1)
	"	帶広市養老院	帶広市 福祉事務所長	帶広市西8条南13	35	30	4
	"	函館市養老院	外崎初五郎	函館市鰺川町178	80	78	8
	"	美唄市立恵風園	市長	美唄市峰延	50	53	8(2)
	"	室蘭市敬老荘	市長	室蘭市知利別町	40	31	8
青森県	道	北海道弟子屈養老院	戸田安雄	川上郡弟子屈町字別	60	59	10
	市	県立安生園	中野幸一郎	青森市石江渡102	50	36	7
	市	市立長生園	三島利義	八戸市中居村館越山20	50	41	5
	弘前愛生園	弘前養老院	佐々木寅次郎	弘前市富田安原63	67	91	11(5)
岩手県	市	黒石市立景楓荘	高木仁衛	黒石市袋村富山59	50	44	5
	弘前愛生園	県立松寿荘	島田彬一郎	盛岡市東中野砂溜14	100	92	10
	宮城県	宮城県偕楽園	木村友誉	仙台市長町越路15	120	120	10
	法人	仙台長生園	国安泰領	仙台市通丁176の2	100	99	8
秋田県	法人	秋田聖徳会養老院	菊地祐寛	秋田市寺町	62	62	11(2)
	市	大館市養老院	市長	大館市谷地町後	30	24	5(2)
	市	熊代市養老院	市社会課長	熊代市男鹿街道脇	45	40	8(2)
	町	角館町養老院	町長	仙北郡角館町岩瀬	40	37	7(2)
	町	五城目町養老院	"	南秋田郡五城目町下夕町	30	28	7(2)
	市	湯沢市養老院	市長	湯沢市湯ノ原	30	29	5(1)
	町	浅舞町養老院	町長	平鹿郡浅舞町	30	25	5(1)
	"	花輪町養老院	"	鹿角郡花輪町	30	10	5(2)
	町	阿仁合町養老院	"	北秋田郡阿仁合町	30	16	7(2)

府県別	経営 体主	施 設 名	施設長名	所 在 地	定員	現在員	職員数
秋 田 市	本 荘 市 養 老 院	市 長	本 荘 市 石 滝 田 冂		30	—	—
山 形 思 恩 会	湯 野 浜 思 恩 園	日 野 三 郎 太	西 田 川 郡 加 茂 町 湯 の 浜 443-26		40	41	7(2)
山 形 市	山 形 市 養 老 院	茂 木 弘	山 形 市 小 白 川 町 1204		50	63	8(1)
"	酒 田 市 養 老 院	佐 藤 総 幸	酒 田 市 新 町 光 ケ 丘 76		50	50	6
"	新 庄 市 立 新 庄 養 老 院	市 長	新 庄 市 十 日 町 1317		50	48	8(1)
米 沢 佛 教 興 道 会	隣 保 館	越 中 谷 賢 龍	米 沢 市 東 町 851		90	93	16
福 島 町	大 山 養 老 院	佐 藤 四 兵 衛	西 田 川 郡 大 山 町 大 宮 友 江 114		50	49	8(2)
福 島 県	県 立 郡 山 養 老 園	国 分 豊 蔵	郡 山 市 香 久 池 26		80	80	7
福 島 市 社 協	福 島 惠 風 園	八 卷 胞 次 郎	福 島 市 堀 河 町 86		50	49	9(1)
法 人 会	津 養 老 園	庄 司 元 昭	会 津 若 松 市 滝 沢 町 113		80	44	6
町	川 俣 町 立 光 風 園	町 長	伊 達 郡 川 俣 町 西 戸 の 内 53		40	38	10(3)
市	平 市 養 老 園	光 英 博 明	平 市 下 荒 川 謹 訪 下 90		50	50	8(1)
茨 城 県	県 立 水 戸 市 養 老 院	檜 山 信 二	水 戸 市 堀 町 1185		60	61	7
"	県 立 土 浦 養 老 院	小 野 啓 三 郎	土 浦 市 常 名 4127		80	44	5
"	県 立 古 河 養 老 院	磯 菁	古 河 市 古 河 5472		60	60	6
市	水 戸 市 立 養 老 院	厚 生 課 長	水 戸 市 新 原 町 3037		40	34	6(2)
栃 木 法 人	栃 木 養 老 院	松 濤 舜 道	栃 木 市 沼 和 田 町 442		80	67	11(1)
市	鹿 沼 市 養 老 院 千 寿 荘	川 田 芳 之	鹿 沼 市 上 野 町 245		50	33	7(1)
"	宇 都 宮 市 ち と せ 寮	福 田 郡 平	宇 都 宮 市 今 泉 町 2598		50	50	7(2)
"	大 田 原 養 老 院	市 長	大 田 原 市 大 田 原 1474		30	34	5(2)
"	足 利 市 養 老 院 福 寿 荘	江 畠 虎 男	足 利 市 山 川 町 1124		50	38	7(1)
町	七 井 養 老 院	大 島 彦 信	芳 賀 郡 益 子 町 大 沢 1770		30	6	7(1)
群 馬 法 人	前 橋 養 老 院	田 辺 熊 藏	前 橋 市 東 町 3		100	100	15(1)
市	桐 生 市 養 老 院 (松 立 寮)	市 長	桐 生 市 宮 本 町 285 の 5		81	67	8(1)
"	館 林 養 老 院	"	館 林 市 館 林 1017		32	31	6(2)
白 洞 社	東 光 養 老 院	千 葉 照 源	高 崎 市 下 豊 岡 町 111		30	26	7(2)
法 人	希 望 館 養 老 院	松 沢 隼 人	高 崎 市 江 木 町 1093		140	113	13(3)
市	伊 勢 崎 市 養 老 院	市 長	伊 勢 崎 市 泉 町 5		30	—	4(1)
埼 玉 埼 玉 県 共 潜 会	尚 和 園	松 本 貫 一	浦 和 市 大 谷 口 31		140	146	13
県	長 樂 園	田 中 一	熊 谷 市 新 堀 1140		80	88	12
千 葉 法 人	千 葉 養 老 院	清 水 光 聖	千 葉 市 玄 鼻 町 72		55	71	8
市	千 葉 市 立 養 老 院	新 山 清 栄	千 葉 市 都 町 1302		30	31	4
"	銚 子 市 立 養 老 院	富 沢 誠	銚 子 市 前 宿 町 630		30	29	5

府県別	経営 主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
千葉	千葉県厚生事業団	ひかり隣保館養老院	佐藤猪三郎	柏市十余二174	30	31	5
	市	佐倉市立養老院	大塚喜作	佐倉市宮小路町12	30	29	6
	町	天羽町立竹岡養老院	染谷佐代子	天羽町竹岡403	40	33	4
	法人	長生共楽園	林八郎	茂原市下求吉2812	30	39	6
	町	鴨川町立東条養老院	杉田博	安房郡鴨川町広場1310	30	26	4
	法人	館山老人ホーム	島田智	館山市上真倉2296	39	37	5
	町	五井町立養老院	町長	市原郡五井町玉前1306	30	2	4
	"	大多喜町立養老院	"	夷隅郡大多喜町	30	—	—
	法人	東京老人ホーム	本田伝喜	北多摩郡保谷町上保谷新田168	54	72	11(2)
	浴風会	浴風園	下松主馬	杉並区高井戸3の848	320	411	39
東京	聖母会	聖母養老院	シャロゾット・マルシヤル	新宿区下落合2の670	25	45	15(10)
	児玉新生会	児玉新生園老人ホーム	児玉豊次郎	世田谷区経堂町223	22	19	7(7)
	至誠学舎	至誠老人ホーリー	稻永ヨシ	立川市錦町6の174	43	59	7
	仁生社	高砂園	加藤猛正	葛飾区青戸町4の800	128	229	28(1)
	"	同上分園閑陽園	佐々木馨	千葉県習志野市大久保町2の380	27	27	4
	恩賜財團 東京都同胞援護会	万世敬老園	桑原平吉	昭島市中神町1260	88	145	12(3)
	都	東京都養育院本園	東京都養育院長	板橋区板橋町9の1930の1	1,005	993	132(5)
	"	同上附属病院	村田嘉彦	板橋区板橋町4の1376	490	428	217
	"	同上東村山分院	青木保夫	北多摩郡東村山町久米川	180	178	15
	"	同上伊豆山老人ホーム	松井安治	熱海市伊豆山717	120	118	11
多摩養育園	多摩養老院	多摩養老院	助川捨次郎	南多摩郡川口村樽原971	87	118	19(1)
	市	八王子市老人ホーム	八王子市福祉事務所長	八王子市大和田町2183	24	17	7(4)
	愛隣会	白寿荘	佐藤茂	目黒区上目黒8の967	50	60	13(3)
	聖風会	足立養老院	近藤明	足立区花畠町1448	50	54	12(4)
	法人	安立園	榎本高義	府中市9732	30	38	6(6)
	東京養老院	東京養老院藤沢分院	川瀬専之助	藤沢市鵠沼1559	105	120	20
	県	県立箱根養老院	青木信二	足柄下郡宮城野村オツソバ58	120	110	16
	市	横浜市第一保護寮	畠中元藏	横浜市金沢区平潟町140	90	98	5
	"	横浜市阿久和寮	石井市郎	横浜市戸塚区新橋町3	100	102	7
	"	横浜市常盤寮	本多九三郎	横浜市保土ヶ谷区常盤台116	90	92	5
神奈川	"	横浜市岩井寮	武田利一	横浜市保土ヶ谷区岩井町238	60	34	7
	"	川崎市恵楽園	遊座昌広	川崎市末長228	80	63	9
	阿部睦会	阿部睦会共楽荘	阿部絢子	横須賀市衣笠栄町4の14	180	200	23(3)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
神奈川	ハマノ愛生会	ハマノ愛生院	浜野登美	横浜市西区浅間台6	145	150	17
	聖母会	聖母の園養老院	一杉満枝	横浜市戸塚区原宿町75	—	—	—
新潟	市	市立新潟救護院	早見二吉	新潟市古町通13番町	40	46	7
山梨	市	南部町慈生園	松田智衛	南巨摩郡南部町南部	30	30	7
"	上野原町染生園	町長		北巨摩郡上野原町若宮	30	33	10(2)
岐阜	市	市立日野養老院	市長	岐阜市日野舟伏	70	59	7
"	市立高山向陽園	伊達正夫		高山市下岡本町	50	47	7(1)
"	多治見養老院	市長		多治見市池田町	30	16	7
"	中津川養老院	市長		中津川市中津川	30	28	6
"	関市養老院	増田登		関市春日	60	45	8(2)
町	西濃西風園	小野千三		不破郡垂井町	30	27	7(2)
村	村立本巣養老院	村長		本巣郡本巣村	30	30	6(1)
町	町立揖斐養老院	井川金銅		揖斐郡揖斐川町	50	29	8(2)
村	村立郡上養老院	大和村長		郡上郡大和村	30	37	7
法人	大垣市養老華園	桑原新一		大垣市恵比寿町	80	65	14(1)
"	岐阜養老院	高井吉兵衛		岐阜市渋谷町	70	70	12
市	土岐市養老院	市長		土岐市駄知町	30	—	5
静岡	法人	浜松市仏教養老院	大金大孝	浜松市鴨江町1232	40	45	8(3)
"	静岡厚生事業協会	長岡寮湯の家	渡辺鏡	田方郡伊豆長岡町1045	50	51	9(1)
沼津	遊亀園	静岡老人ホーム	菊地梅子	静岡市小鹿1	50	62	13(5)
袋井町	厚生会	沼津市立遊亀園	二の清清海	沼津市西熊堂高島586の2	30	35	7(1)
市	島田老人ホーム	福井兼吉		磐田郡袋井町久能2871の2	30	30	6(2)
"	焼津老人ホーム	市長		島田市6158	30	14	5(2)
"	焼津老人ホーム	"		焼津市三ヶ石1116	30	31	5(3)
"	磐田老人ホーム	"		磐田市二番町2367の1	30	33	8(3)
村	賀茂老人ホーム	青木力之助		賀茂郡南中村下賀茂 小島15の1	30	32	6(3)
町	金谷富士見寮	町長		榛原郡金谷町金谷 1665の1	30	23	7(3)
市	富士市立福寿園	市長		富士市森島210の4	30	26	7(3)
新潟	"	三条市立養老院	市長	三条市西本成寺西215	50	46	3(2)
"	小千谷養老院	中沢宇一郎		小千谷市稗生甲1219	45	46	6
町	水原町養老院	町長		北蒲原郡水原町水原626	42	42	8(1)
市	直江津市立養老院老松寮	山田吉次郎		直江津市五智国分979	80	77	5
"	長岡市長養園	市長		長岡市大島町乙47	30	27	6(1)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
新潟市	佐渡郡 佐渡町村組合 中蒲原郡 中蒲原町村 老組合	佐渡郡町村組合立 養老院待鶴莊	畠野村長	佐渡郡畠野村菜野江1826	30	31	10(6)
	新潟県長岡市 三古長岡市 組合立	中蒲原町村養老院 組合立桜花寮	村松町長	中蒲原郡村松町甲2910	50	49	6(1)
	柏崎市刈羽郡町村 養老院組合	市立新発田養老院	社会福祉事務所長	新発田市東塚1の100	30	29	6(1)
	新潟県長岡市 三古長岡市 組合立	長岡市養老院	長岡市長	三島郡寺泊町寺泊170	50	50	8(2)
	柏崎市刈羽郡町村 養老院組合	柏崎市刈羽郡町村 養老院組合立臨海寮	市長	柏崎市砂浜2118の27	30	27	7(1)
	富山県	富山県立静雲寮	江端幸儀	富山市石金	100	100	11(1)
	富山市	市立富山慈光園	富山市助役	富山市西中野	100	77	10(2)
石川法人	"	市立高岡長生寮	草開敬吉	高岡市芳野	50	43	5
	小野陽風園	井村重雄	金沢市三ツ口新町195	298	256	31	
	小松広済舎	松岡慶忍	小松市向本折町坤293	130	124	16(3)	
福井県	市	七尾城山園	高部清盛	七尾市古屋敷町 ラントウ5	100	49	10
	福井県雲雀ヶ丘寮 養老の家	馬場一馬	坂井郡金津町藤桜	30	27	6(3)	
	福井県武生寮	福井県厚生課長	武生市上太田町	36	35	5(1)	
福井市	小浜市	小浜市観海寮	小浜市福祉事務所長	小浜市湊41の11	40	35	5(1)
	大野和光園	土肥了介	大野市篠座	100	74	11(1)	
	福井第一社会厚生園 「慈光寮」	平本智遠	福井市松本下町13の1	60	66	10(2)	
山梨法人	"	敦賀市長安寮	敦賀市福祉事務所長	敦賀市松島130号松原	30	30	5(1)
	甲府春風寮	窪田峰文	甲府市伊勢町	90	90	13	
	山梨市晴風園	福祉事務所長	山梨市大野	36	31	6	
静岡市	"	韋崎市静心寮	市長	韋崎市韋崎町一ツ谷	32	29	7(1)
	清水市立松風荘	市長	清水市三保出来輪田	30	25	8(3)	
	奥山老人ホーム	望月行義	引佐郡奥山村奥山 1570の1	30	10	5(1)	
愛知法人	掛川市	掛川市結梗寮	市長	掛川市垂水大坪481	30	—	—
	一宮市	一宮市養老院	"	一宮市北舟町2	67	68	11(1)
	名古屋市	名古屋市東郊寮	古橋金一	名古屋市千種区 田代町瓶8	90	86	8
愛知市	"	南伊勢博愛寮	市長	一宮市南伊勢町宮後	24	—	—
	岡崎市	岡崎市養老院	"	岡崎市上元名町木の座	55	37	7(1)
	名古屋市	名古屋市養老院	伊藤繁一	名古屋市千種区 仲田本通り	53	54	8(2)
愛知市	大山市	大山市養老院	市長	大山市丸山	30	30	5(2)
	瀬戸市	瀬戸市養老院	"	瀬戸市南山町80	30	31	7(2)
	豊橋市	豊橋市養老院	川村周司	豊橋市多未町野中152	70	63	9(1)
愛知市	碧南市	碧南市養老院	市長	碧南市鷺塚城山1	55	51	7(2)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員率
愛知	市	名古屋市寿寮	村瀬鏡一	名古屋市千種区 田代町8	150	118	14
	"	西尾市養老院	市長	西尾市下町蓮台	32	30	7(1)
	"	半田市養老院	"	半田市長根町	50	39	6(3)
	"	津島市養老院	"	津島市中地町4の65	45	24	7(2)
	青大悲協会	青大市養老院	山下清泉	名古屋市中村区深川町 3の14	48	27	6(1)
	市	春日井市養老院	梶田賢龍	春日井市大泉寺町1059	48	—	5
	三重法人	高田慈光院	近藤寛	津市一身田町	60	80	10(1)
	市	上野市恒風寮	安場証吉	上野市平野	30	30	5(1)
	"	名張養老院	大原庄太郎	名張市南出	50	36	7(1)
	"	伊勢市養老院	市長	伊勢市古市町	30	33	6(2)
市 南牟婁郡 町村社会 福祉施設 組合	津市	養老院	奥山好太郎	津市垂水	30	30	6(1)
	南牟婁郡町村社会福祉 施設組合松濤園		土井亮三	南牟婁郡木村	30	29	5(1)
	四日市市	寿乐园	市長	四日市市泊村	60	30	6(2)
	一志郡	養老院	本田雄吉	一志郡嬉野町小川	30	32	6(1)
	市	鶴明園	大戸福太郎	尾鷲市中井浦	30	30	4(1)
	市	松阪市立延寿院	橋本智泉	松阪市船江町	30	25	7(1)
	村	藤原村翌明院	長屋真乗	員弁郡藤原村鼎	30	30	7(1)
	村	荻原村養老院	水野騰賢	多気郡荻原村園	30	19	5(1)
	志摩郡 町村社会福 祉施設組 合	志摩養老院	—	志摩郡阿光町鴉方	30	—	—
	鈴鹿	養老院	—	龜山市布氣町	30	—	—
滋賀	県	安土保護院	—	蒲生郡安土町小中	70	68	5
	法人	滋賀保護院	田中龍定	大津市神出小関町	100	98	11
	市	直盛養老院	—	大津市坂本本町	50	50	6
	町	今津保護院	—	高島郡今津町神保	50	35	6
	市	千鳥ヶ丘寮	—	彦根市市岡町	50	45	5
	府	京都府洛北寮	上羽友義	京都市左京区岩倉上蔵町	250	240	21
	市	舞鶴市若宮寮	梅垣武	舞鶴市余部無番地	180	178	20
	"	綾部市松寿苑	出口光平	綾部市上野町上野	30	32	6(3)
	法人	同和園	石井勇	京都市伏見区醍醐 上ノ山町	230	234	26(4)
	"	寿乐园	龜山弘応	京都市右京区嵯峨 天龍寺北造道町	70	69	21(3)
京都	"	洛東園	奥野康宗	京都市東山区本町15丁目	100	100	13
	"	光華園	都野俊芳	京都府船井郡日吉町天若	30	14	6
	四天王寺 福祉事業 組合	悲田院養老寮	清水英夫	大阪府南河内郡埴生村 埴生野60の1	200	201	23(1)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
大 阪	市	市立弘済院養老所	片山 鼎	大阪府三島郡山田村上944	208	200	21(13)
	市	旭ヶ丘厚生寮	芝田米吉	堺市旭ヶ丘戎通1の99	80	79	11(1)
	四天王寺福祉事業団	四天王寺松風荘	楳場弘映	西宮市一里山町14	100	93	13(1)
	四天王寺悲田院	高鷲寮	秋山栄田	大阪府南河内郡高鷲町南宮399	120	124	18
	佐野長生会	生院	佐野甚七	布施市荒川2の47	150	152	20(4)
	鶴満寺慈光園	鶴満寺養老院	長谷川慎元	大阪市大淀区長柄本通1の39	40	40	9(2)
	府	貝塚養老の家	田中義宣	貝塚市半田海岸寺山180	200	198	23
	福生会	福生院	中辻嘉治	大阪府泉北郡泉ヶ丘町伏尾196	140	143	17
	法人	城南天森養老院	河野春江	大阪府天王寺区8丁目本寺町635の4	50	50	8
	"	大阪養老院	岩田克夫	松原市阿保町240	70	76	12
	市	永楽園	吉村信彦	豊中市野畠1643	100	100	13
	法人	とりかい白鷲寮	園田謙信	大阪府三島郡鳥飼村中85	50	51	10(2)
	組合	河北養老院	浜田武三郎	大阪府北河内郡四条町北条津之辺	133	164	12
	市	八尾市立養老院	関 誉太郎	八尾市安中83の1	40	38	7
	法人	大阪敬老院	田中又一	河内長野市古野町173	30	37	8(2)
	市	枚方市立養老院	木下正一	枚方市伊加賀852	30	30	7(4)
	"	加賀田養老院	小柴竹虎	河内長野市加賀田363	50	45	9
	"	池田市立養老院	高木英夫	池田市畠町204	30	24	6
	法人	慶徳寺光華寮	藤井教恵	茨木市中穂積7	35	36	6
	"	柳生苑	柳本泰司	富田林市東板持438	30	44	8
	"	赤井ホーム	石崎達二	大阪市旭区生江町2の22	30	28	9(3)
	市	守口市立養老院	一	守江市養老院	30	—	—
	"	吹田市立養老院	一	—	30	—	—
	兵 庫	県立玉津年寄の家	青木泰	神田市垂水区玉津町吉田	100	76	18(12)
兵 庫	夢前和楽園	夢前和楽園	福岡修二	姫路市飾西	80	95	10
	市	神戸市立救護院	福寿勝郎	神戸市須磨区養老町1丁目	82	86	14(5)
	"	白鷲園養老院	紺谷金彦	姫路市本町68	45	44	8
	"	尼崎長安寮	林英信	尼崎市久々知東川田	70	67	8
	西宮市社会福祉協議会議会	西波止寿園	西宮市社会福祉協議会議会長	西宮市西波止場3丁目	30	28	5
	"	上ヶ原寿園	"	西宮市上ヶ原	50	45	6
	"	相生養老院	相生市福祉事務所長	相生市那波野大丈ヶ原	30	24	5
	"	赤穂養老院	赤穂市福祉事務所長	赤穂市坂越	30	26	5
	"	但馬養老院	友田菟爾	豊岡市塩津	60	60	7

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
兵 庫	市	洲本市立千草寮	井上喜代一	洲本市千草	20	20	4(1)
	由良厚生事業協会	由良養老院	福田さく子	洲本市由良町	50	40	8
	町	黒井町養老院	旭 海 応	水上郡黒井町	30	29	4
	法 人	東播養老院	横山兵太郎	多可郡八千代村	50	70	6
	市	福寿荘	石堂恵俊	宝塚市中山寺	50	50	8
	南但町 村組合	南但養老院	松田義雄	養父郡広谷町小城	48	43	6(1)
	三原郡町 村組合	三原郡養老院	田原金五	三原郡福良町	60	53	8
	法 人	神戸養老院	渡辺敏子	神戸市兵庫区都由之町 2-12	50	53	9(1)
	"	神戸養老院住吉分院	"	神戸市東灘区住吉町 井神東	60	65	11(1)
	神戸報国会議	神戸報国養老院	西谷稚孔	神戸市兵庫区熊野町 4丁目	42	47	9
	法 人	神港園	高谷久二郎	神戸市生田区下山手通 8丁目	50	56	9
	"	海光園	堀内長栄	神戸市兵庫区菊水町 10丁目	60	58	8
	"	明石愛老園	矢田文一郎	明石市上の丸3丁目	35	41	10
奈 良	町	佐用養老院(朝霧院)	—	佐用郡佐用町	30	—	—
	"	大塩養老院	—	印南郡大塩町	34	—	—
	法 人	奈良市和楽園	西田茂増	奈良市紀寺町371	110	109	17(3)
	市	大和郡山市養老舎	市 長	大和郡山市南郡山606	50	30	5(2)
和歌山	町	五条町養老舎	町 長	宇智郡五条町須恵166	69	30	8(3)
	法 人	大淀美吉野園老人寮	東 清 吉	吉野郡大淀町下淵629	131	161	14(2)
	市	和歌山市立養老院	具谷政治郎	和歌山市寺町	30	35	7
	"	上の山養老院	高恒久彦	田辺市元町	50	33	7
	"	社会会館	新宮市民生課長	新宮市新宮	30	34	5
	法 人	和歌山市伝教厚生会 養老院	北畠宗信	和歌山市寺町	50	49	8
	海草郡27 ヶ町村組合	橘寮	神野志義隆	海草郡下津町	50	39	7
	那賀郡24 ヶ町村組合	白水園	西林邦彦	那賀郡粉河町	50	50	8
鳥 取	伊郡14 ヶ町村合	国城寮	辻政五郎	橋本市学文路町	50	48	8
	町	湯浅寮	西田利隆	有田郡湯浅町	50	29	9
	日高郡19 ヶ町村組合	ときわ寮	柏木円雄	日高郡美浜町	70	77	10
	西牟婁郡 33ヶ町村組合	椿園	池永節二郎	西牟婁郡東富田村	50	53	8
	東牟婁郡 26ヶ町村組合	湯川園	太地常路	東牟婁郡那智勝浦町	50	49	8
	市	海南市立養老院	—	海南市	30	—	—
	県	鳥取県養老院	有田信雄	東伯郡羽合町土浅津99	60	58	7(1)
	市	鳥取市敬生寮	市 長	鳥取市丸山町294	50	51	6(2)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
鳥取	市	米子市米川寮	倉滝令堂	米子市車尾836	30	45	7(2)
	"	倉吉市立養老院	吉田武久	倉吉市葵町717	25	20	5(1)
	村	日野上村立養老院	村長	日野郡日野上村矢戸1201	50	51	8(3)
島根	県	県立緑ヶ丘養老院	梶谷栄市	出雲市浜町2,182	90	90	9(1)
	市	浜田市立養老院	本田行晴	浜田市原井230	50	50	9(1)
	市	矢上養老院	石橋藏六	邑智郡矢上町	60	54	8(1)
	市	松江市立浩生寮	三代治一	松江市山代町	50	49	6(1)
	法人	山陰家庭学院	広江令童	松江市内中原町190	50	39	7(1)
	市	益田養老院	市長	益田市横田967	30	—	—
岡山	県	琴浦町	北村祝	尾島郡琴浦町	90	81	9
	市	倉敷市厚生館	市長	倉敷市向山1794	33	35	6
	"	岡山市友楽園	小橋実	岡山市北方679	100	103	8
	"	和樂園	義田四良夫	玉野市和田2611	55	49	7
	"	津山市ときわ園	市長	津山市横山481	50	36	6
	"	笠岡市敬愛園	福祉事務所長	笠岡市笠岡5522	34	34	8(3)
	"	備北養老院	梅野義俊	高梁市頼久寺町14	50	36	6
	町	和氣養老院	町長	和氣郡和氣町999	30	36	6
	"	上寺山楽々園	"	邑久郡邑久町北島	50	50	5(1)
	"	松風園	"	吉備郡高松町1006	41	41	8(2)
広島	村	美和養老院	村長	直庭郡美和村	50	50	7(3)
	町	養生園	町長	勝田郡勝北町山形	34	34	7(2)
	"	作東町養老院	"	英田郡作東町	35	35	6
	"	打穴養老院	"	久米郡中央町打穴西	36	34	7(1)
	法人	報恩積善会	田淵はづ	岡山市津島3312	60	64	10(1)
	吳同濟義会	吳保生院	細川志道	吳市阿賀町2170	72	77	12(2)
	静和会	府中静和寮	今城貢二	府中市土生町1636の1	63	69	9(1)
	同胞援護財団	緑丘静養院	河野光治	安佐郡可部町中野1779	60	65	10(1)
	"	十日市水明園	小谷武志	三次市南知敷町441	62	64	9(1)
	市	広島市喜生園	三浦益登	佐伯郡觀音寺村三宅967	100	91	10(1)
山口	"	三原市紅梅園	渡辺庄三郎	三原市西野町1558	30	29	6(1)
	"	尾道市清風園	桑原形次郎	尾道市栗原町1166の3	48	45	7(1)
	"	福山市救護院	藤本志六	福山市東堀端町2169	30	25	5(1)
	町	久井敬老院	国広賢市	御調郡久井町江木885の1	30	32	7(1)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
広島	町	千代田町仁愛園	伊藤一登	山県郡千代田町藏迫	42	42	6(1)
	寿老園老人ホーム	寿老園	武村登	広島市尾長町天神谷1236	30	36	9(1)
	村	造賀村福祉園	信原夕カ	賀茂郡造賀村	50	53	7(1)
	市	因島市寿樂園	岡田正寛	因島市洲江町	40	38	7(1)
	村	井原村三篠園	蜂須賀永之助	高田郡井原村	30	—	8(1)
	市	岩国市養老院	岩国市福祉事務所長	岩国市門前523	30	27	6(2)
	市	宇部市厚生館博愛寮	宇部市厚生館長	宇部市厚生館海南	50	50	9(2)
山口	下関市民生事業助成会	下関善隣館	杉山宇一	下関市野柳矢風呂883	30	25	9
	市	防府市鞠生養老院	防府市福祉事務長	防府市三田尻村鞠生	31	30	10(4)
	徳山養老施設組合	山口県徳山地方養老院	徳山市助役	徳山市金剛山3405	50	47	9(1)
	厚狭養老院組合	厚狭地方養老院	町長	厚狭郡厚狭町厚狭東の原	46	43	8(1)
	県	山口県大島寿樂園	大島社会福祉事務所長	大島郡安下庄町東安下庄705	50	44	6(1)
	吉佐養老院組合	吉佐養老院秋楽園	町長	吉敷郡萩穂町東本郷628	40	40	8(1)
	県	山口県下関援護館長寿園	下関援護館長	下関市新町3丁目	50	47	8(1)
徳島	市	萩市社会館指月園	萩市社会館長	萩市堀内菊ヶ浜493	50	50	8(1)
	町	平生町養老院	町長	熊毛郡平生町197の14	32	31	8(1)
	村	神玉養老院	村長	豊浦郡神玉村神田上189	50	49	10(1)
	市	山口養老院福寿園	山口市福祉事務所長	山口市下宇野町下新田779	30	28	7(2)
	玖珂地方養老施設組合	山口県玖珂地方養老院	玖珂町助役	玖珂郡玖珂町河原田6830	30	31	9(4)
	法人	阿波養老院	宮崎忍海	徳島市住吉北町1の1	70	52	10(1)
	県	県立養老院	吉田薰	名東郡国府町南岩延811	80	71	12(10)
香川	西阿養老院組合	西阿養老院	重本賢一	美馬郡脇町	50	32	8(3)
	市	鳴門市養老院	尾崎博	鳴門市里浦町里浦坂田417の1	40	37	6
	町	海部養老院	宇佐美義了	海部郡牟岐町清水132の1	37	30	6(1)
	市	小松島市立養老院	近森彰	小松島市立江高田68	30	28	6
	法人	讃岐養老院	国東照太	高松市西浜新町844の7	90	90	13(1)
	市	丸亀市立亀寿園	馬場秀雄	丸亀市9番丁	60	60	9
	市	坂出市立長生園	市民生課長	坂出市新浜360の13	40	40	10(1)
愛媛	三豊中央養老院組合	琴平町立大宮荘	町長	中多度郡琴平町360の13	22	22	6(1)
	三豊中央養老院	組合長	三豊郡上高野村1の465	45	42	8(1)	
	大川敬老園	村長	大川郡松尾村109, 1060 118の1	30	30	5(1)	
	小豆島養老院事務組合	小豆島養老院	組合長	小豆郡淵崎村上庄	46	46	10(1)
	温泉郡養老施設管理組合	温泉郡第一養老院	得能久吉	温泉郡浮穴村森松469	30	30	7(2)

府県別	経営 主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
愛媛	町 越路群 養老院 組合	大三島楠風園	町長	越智郡大三島町宮浦	30	30	6(1)
	清流園	広川清一		越智郡下朝倉村朝倉下	30	—	7(3)
	周桑郡養 老院組合	周桑養老院	金崎義光	周桑郡丹原町久妙寺	33	33	5
	上浮穴 養老組合	上浮穴養老院	高岡貞一郎	上浮穴郡久万町菅生	30	30	7(2)
	町	あけぼの寮	町長	西宇和郡保内町宮内	30	24	5(1)
	村	土居養老院	村長	東宇和郡黒瀬川村土居	30	—	5
	町	愛生寮	町長	北宇和郡吉田町立間尻	30	29	7(1)
	南宇和 養老組合	南宇和養老院	金繁実一	南宇和郡城辺町59	30	28	7(3)
	市	松山市養老院	八島隆孝	松山市南江戸町	76	71	11
	松山 隣保館	松山隣保館養老院	和田元市	松山市西堀端町	48	45	9
	市	今治市養老院	市長	今治市日吉1,393	40	35	6(3)
	"	明水荘	"	十条市大町	30	26	5
	"	新居浜市慈光園	藤田養夫	新居浜市滝ノ宮	30	31	6
	二州園	敬寿園	神田貢	川之江市川之江町港町通	30	29	7
	市	大州市養老院	市長	大州市大州820	30	31	7(2)
	"	湯島寮	社会課長	八幡浜市五反田湯島	24	24	6(3)
	"	鶴島寮	市長	和島市伊吹町1,004	52	51	7(1)
高知	法人	中山養老院	山内兵藏	伊予郡中山町	30	16	2
	県	千松園	安岡幸栄	高知市仁井田1,660	120	113	13
	"	白藤園	坂本重道	中村市中村416	55	55	9
	"	双名園	戸田満秋	高岡郡久礼町6,001	70	70	9
	市	玉島園	森田治作	高知市横浜4の2	58	54	8
福岡	県	双葉養老院	鳥巣築	築紫郡太宰府町三条	200	200	14(1)
	市	屋形原養老院	稻富豊雄	福岡市屋形原境	130	127	14(2)
	法人	福岡養老院	水島劍城	福岡市市崎町3	50	50	9(2)
	門司市 民事協会	清風園	川端賢	門司市大里永黒	64	60	10(3)
	小倉市 社会協会	西山寮	西山己喜次	小倉市東清水町	46	42	6(3)
	戸畠市 民事協会	長寺園	北川真隆	戸畠市中原仙水池	40	34	7(1)
	市	若松市養老院	民生課長	若松市小石川	28	32	5(2)
	法人	八幡養老院	青木晃暎	八幡市宮添町1丁目	50	52	9(1)
	援助会	聖ヨゼフ養老院	メール・セント・エミール	八幡市幸神町3丁目	50	54	9(1)
	市	久留米市養老院	井津鳴海	久留米市野中町1,076	50	53	9(1)
	"	大牟田市養老院	福祉事務所長	大牟田市吉野	100	46	5(2)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
福岡	市	田川市養老院	福祉事務所長	田川市夏吉	40	37	6(2)
	"	愛生館	社会課長	飯塚市立岩	40	43	6(2)
	町	篠栗敬光園	町長	柏屋郡篠栗町	50	36	9(2)
	市	山田市養老院	市長	山田市下山田	30	32	7(2)
朝倉郡民生事業協会	朝倉市	朝倉養老院	井口久七郎	朝倉郡三輪村	71	73	10(1)
町	前原町	養老院	町長	糸島郡前原町	30	29	7(2)
	市	紅葉荘養老院	高島孝	築後市羽丈塚町	50	60	10(2)
	村	東山養老院	村長	山門郡東山村	50	50	9(2)
	町	添田町錦風荘	佐熊三郎	田川郡添田町	48	39	7(2)
	"	川崎町愛光園	町長	田川郡川崎町	36	35	7(3)
	村	筑上養老院	村長	筑上郡角田村	50	51	8(2)
鞍手郡社会福利協力団福岡教区	鞍手郡	鞍手養老院	榎本賢七	鞍手郡宮田町	50	36	8(2)
直方市援護会浮羽養老院組合	久留米市	聖母園	棚町正刀	久留米市螢川町	40	36	9(3)
	直方市	養老院	有松寅	直方市下境	42	34	6(2)
	浮羽養老院	林新悟	浮羽郡吉井町福音	40	37	8	
佐賀	町	宗像緑風園	立石昇	宗像郡宗像町	40	31	6(1)
佐賀社会福祉協議会	佐賀市	向陽園	古川実治	佐賀市与賀町170	65	65	8
	"	伊万里向陽園	松沢光一	伊万里市大川内町丙1,956	74	74	8
	市	杵島向陽園	中野敏雄	武雄市朝日町甘久4,269	52	50	7
	法人	寿樂園	鹿毛よし子	三養基郡基山町園部2,307	50	37	6
	"	済昭園	小佐々徹宗	藤津郡五町田村甲3,449	15	15	5(4)
長崎	市	長崎市立稻佐養老院	社会課長	長崎市稻佐町3の391	85	76	10(1)
	"	島原市積善寮	大場勘四郎	島原市靈南町1,161	45	43	7
	"	諫早敬老院	市長	諫早市新道町240	50	35	4(1)
	町	町立高島養老院	町長	西彼杵郡高島町98	30	20	4
	"	崎戸町敬老院	"	西彼杵郡崎戸町嫗の浦郷1,753	15	11	3
	"	勝本町養老院	"	壹岐郡勝本町可須仲触1,989	30	25	4(1)
	市	福江市立五島敬老院	市長	福江市松山郷111の1	30	18	3
	"	平戸市養老院	山本政治	平戸市平戸町岩戸兎	32	32	5
	"	大村市立敬老院	市長	大村市池田郷開田774	30	18	3
	町	西有家町敬老院	町長	南高来郡西有家町2,761	30	29	51
対馬総村組合	対馬総町村組合立敬老院	島井清太郎	下県郡鶴知町鶴知甲715	30	29	8(4)	
村	村松敬老院	村長	西彼杵郡村松村村松郷1,632	32	27	3	

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
長崎	法人	長崎養老院	堤祐演	長崎市寺町32	20	19	6(1)
	"	清風園	川添諦信	佐世保市大和町898	50	65	8(3)
	市	熊本市弘済寮	林田正治	熊本市谷尾崎町東谷院平	130	129	15(1)
	"	八代保寿寮	鹿本三義	八代区西小路町38	40	58	9(1)
	"	人吉市延寿荘	吉田ユウ	人吉市上蔭摩瀬町229	40	38	6(1)
	"	水俣市恵愛園	緒方惟治	水俣市陣内牧ノ内	30	30	8(1)
	"	荒尾市緑風園	内田達	荒尾市中央区	40	46	6(1)
	"	本渡市松風園	池田昌一	本渡市本渡町	70	67	9(1)
	町	隈府町養老園	隈田辰平	菊地郡隈府町1,116	33	33	10(2)
	"	来民町寿楽荘	桑原忠義	鹿本郡来民町	32	31	10(2)
熊本	"	矢部養老院	佐野剛	上益城郡矢部町	30	33	7(2)
	"	松合町松寿園	河野仁	宇土郡松合町	30	35	8(4)
	法人	慈愛園老人ホーム	潮谷総一郎	熊本市神水町375	70	70	12
	"	聖母養老院	シャロット・マルシャル	熊本市島崎町820	50	50	13
	"	リデルライト記念養老院	杉村春三	熊本市黒髪町下立田	70	85	11
	町	鏡町養老院	保田光雄	八代郡鏡町	30	30	8(2)
	"	小国町養老院	河津演雄	阿蘇郡小国町	30	-	-
	市	中津市養老院	市長	中津市是則245	30	30	6(1)
	町	宇佐養老院	町長	宇佐郡四日市町四日市3,517	50	57	7(1)
	市	延寿養老院	市長	日田市田島町堀江	50	50	6(1)
大分	"	臼杵市養老院	加島春生	臼杵市海添2,561の9	34	44	5
	"	佐伯養老院	戸高鉄一	佐伯市(中芳島)6,638	30	40	6
	法人	別府養老院	矢野嶺雄	別府市別府1,295	68	68	10
	カリタスの園	別府紅葉寮	長船夕キ	別府市浜脇峰13	40	42	8
	市	大分市清心園	古長健	大分市下郡1,105	60	60	6
	"	竹田養老院南山荘	川口泰	竹田市上角609	30	41	5
	"	宮崎養老院	山本石松	宮崎市青葉町11の1	60	63	9
	"	宮崎市養老院	押川通顕	宮崎市吉村町寺ノ下甲2,320	50	51	8(1)
	法人	カタリスの園養老院	アントニオ・カオリ	宮崎市吉村町寺ノ原甲1,534	30	34	9
	市	都城市民生館養老院	福祉事務所長	都城市五十町1,988	42	41	7
宮崎	"	延岡市立松風荘	"	延岡市吉富南1,726	27	31	7(3)
	"	延岡市立愛宕荘	"	延岡市恒富南108の1	15	20	5(4)
	"	日南市立朝陽寮	市長	日南市平山48	45	38	5(1)

府県別	経営 主体	施 設 名	施設長名	所 在 地	定員	現在員	職員数
宮 崎	市	小林市立慈敬園	市 長	小林市真方堅田原1,033	30	30	7
	"	日向市立野果寮	佐 藤 守 人	日向市日知屋15,807	40	44	6
	"	串間市養老院	福祉事務所長	串間市北方3,710	30	27	6
	町	高鍋町養老院	町 長	光湯郡高鍋町南高鍋 11,735	45	45	7(1)
	"	真幸町養老院	"	西諸県郡真幸町水流28	45	46	8(2)
	"	西都町養老院	"	光湯郡西都町三宅4,067	30	-	7(2)
	"	高崎町養老院	"	北諸県郡高崎町大牟田 1,264の2	30	-	7
鹿児島	市	鹿児島市養老院	市 長	鹿児島市玉里町3,382	50	53	6(2)
	"	川内市立養老院	市福祉事務所長	川内市御陵下町2,720	30	32	7(2)
	"	枕崎市立養老院	"	枕崎市枕崎10,489	30	30	6(2)
	"	出水市敬老園	市 長	出水市上知識958	48	39	6(2)
	町	志布志町立養老院	町 長	贈豊郡志布志町安川水溜 201	50	52	10(2)
	鹿児島 社会事業会	日当山養老院	牧 元 彦 六	姶良郡集人日当山町541	30	39	6(1)
	市	加世田市立養老院	田 代 歳 藏	加世田市川有3,602	30	44	6(1)
合 計		460 施設			26,706	25,383	(550) 4,093

(b) 救護施設

生活保護法第38条に救護施設とは、身体上又は精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設と規定されている。しかし年々増加しているもの、未だ設置されていない県も少くなく、その施設数も(1955年3月31日現在)37ヶ所に過ぎない。

第3表 府県別救護施設数

区分 都道府県名	施設数	経営主体別			定員	現在員	職員数	
		都道府県	市町村	法人			総数	兼職員
北青岩宮秋	道	道立手城田	-	-	1	70	93	12
山福茨木群	道	形島城木馬	-	-	-	-	-	-
塙千東神新	道	玉葉泉川鴻	-	-	1	66	56	12
富石福山長	奈	山川井梨野	-	-	30	35	7	1
岐靜愛三滋	奈	阜岡知重賀	-	-	-	-	-	-
京大兵桑和	歌	都阪庫良山	-	-	40	18	11	-
鳥島岡広山	歌	坂根山島口	-	-	171	173	51	11
徳音要高福	鹿	島川媛知岡	-	-	40	-	-	-
佐長熊大曾	鹿	賀崎本分崎	-	-	48	48	3	-
島	児	2	-	2	282	328	39	3
	計	37	6	16	15	1,831	1,717	339
								67

第4表 救護施設一覧表

県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員
北海道	法人	函館共動宿泊所 救護部	越前 金一郎	函館市堀川町47	70	93	12
福島県	県立	長生園	檜山 信三	水戸市堀町1,185	30	35	7(1)
埼玉県	育心会	育心寮	丸木 清美	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38	40	18	11
東京都	愛隣会	目黒恵風寮	佐藤 茂	目黒区上目黒8の967	45	60	11(3)
	黎明会	澄水園	鶴目 栄八	北区岩淵町1の905	36	29	10(8)
	都	東京都養育院長浦分院	染谷 栄太郎	千葉県君津郡長浦村久保田代宿	90	84	30
神奈川市	市	横浜市岩井寮	武田 利一	横浜市岩井町238	20	36	—
	鎌倉保育園	鎌倉保育園 生活保護部	佐竹 昇	鎌倉市大町607	20	12	3
石川県	法人	常盤園	浦上 太吉郎	金沢市常盤町212	150	186	21(3)
	"	小野陽風園	井村 重雄	金沢市三ミロ新町195	132	142	18
岐阜県	"	大垣市牧野華園	桑原 新一	大垣市牧野町	40	27	7(2)
静岡市	市	静岡市救護所	市長	静岡市田町4の16	50	29	7(3)
	"	浜松市鴨江救護所	市長	浜松市鴨江町2,350	25	4	3(2)
愛知県	愛知県新生寮	県社会課長	半田市大字大鴉根	50	51	8(1)	
三重市	市	津市民生寮	民生課庶務係長	津市丸之内殿町	30	23	8(3)
滋賀県	法人	滋賀保護院	田中 龍定	大津市松本本宮町	50	50	8
京都府	府	京都府洛北寮	上羽友義	京都市左京区岩倉上戻町	50	42	5
	市	京都都市和光寮	田中 万次郎	京都市伏見区醍醐日野川坂	33	35	12(4)
大阪府	法人	布施救護院	東 武夫	布施市永和2の27	56	66	13(5)
兵庫県	県	玉津寮救護の家	青木 泰	神戸市垂水区玉津町吉田	28	22	18(11)
	市	神戸市立救護院	福寿 勝郎	神戸市須磨区養老町1丁目	40	51	11(6)
	神戸報国義会	神戸報国救護院	西谷 雅孔	神戸市兵庫区夢野町3丁目	15	15	6(3)
和歌山市	市	和歌山市救護所	坂上 儀三郎	和歌山市関戸	48	33	7
島根県	"	松江救護人収容所	三代治一	松江市北田町35	35	27	6(1)
広島県	"	吳市広風園	向井 満登	吳市広町字中迫7,385	40	40	7(1)
山口市	村	大和救護所	村 長	能馬郡大和村岩田2,360	50	50	9(1)
	市	萩市社会館救護所	萩市社会館長	萩市大字椿東字椎原1,448	60	—	—
徳島県	"	寿楽荘	市長	徳島市沖の洲町沖の浦	40	—	9
高知県	"	誠和園	白石 正親	高知市塩田町66	112	112	12
福岡県	"	福岡市救護所	池田 統治郎	福岡市西堅粕569の1	35	43	9
大分県	法人	光明寮	土生 米作	大野郡三重町大字秋葉	30	25	7
鹿児島市	市	鹿児島市保護寮(本寮)	市長	鹿児島市薬師町1,069	15	16	5(2)
	"	鹿児島市保護寮(分寮)	市長	鹿児島市塩屋町70	45	48	5(2)
計		37施設			1,831	1,717	(104) 928

(c) 老人ホーム

生活保護法には該当しないがひとりあるいは夫婦で余生を静かに送りたい老人から有料老人ホームの必要がさけばれ、いくつかの老人ホームが運営されるに至つた。然しそうしたその数も少く、しかもまだその数も少く、しかもまた収容者の負担も高い。

第5表 有料老人ホーム一覧表

設置主体	名称	施設長	所在地	定員	職員
財団法人さつき会	玉川マナー(莊園)	山田 わか	世田谷区玉川瀬田町893	20	4
財団法人婦人厚生会	憩いの家	吉岡 弥生	世田谷区野沢町1の21 婦人厚生会内	30	2
—	黒光ホーム	—	杉並区高井戸	16	—
神奈川県	神奈川県 鎌倉老人ホーム	神奈川県知事	鎌倉市坂の下344	15	5
郵政省簡易保険局	簡易保険 郵便年金, 有料老人ホーム	—	熱海市平河字上の山	短期66名 アパート46名 小住宅60名	—
—	老友会老人ホーム	岩間専之助	熱海市伊豆山	—	15
社会福祉法人 静岡市厚生事業協会	鹿山莊	小田 重義	静岡市小鹿1	16	—
老人ホーム 南湯河原莊	南湯河原莊	本田勝次郎	静岡県湯河原町	13	—
社団法人 健康科学研究所	社団法人 健康科学研究所附属老人ホーム	木代 里行	明石市太寺町3の3,338	50	4
社会福祉法人 別府養老院	老人ホーム 楽天莊	矢野 嶺雄	別府市間ヶ浜区境通3丁目	20	4
計	10施設			240	4

特 集

世界各国の精神衛生事情(続)

Present Conditions of Mental Health in the World

まえがき

われわれは前号(第4号; 1956年)において、英、仏、独、オランダ、ハンガリー、デンマークの精神衛生情況について、MARIA PFISTER - AMMEDNDE 編「精神衛生—その基礎と目的」によつて紹介し、さらにアジアおよび地中海東部諸国の場合については、Dr. REES の報告にもとづいて、ビルマ、タイ、日本、香港、フイリツピン、シンガポール、セイロン、インド、パキスタン、レバノン、エジプト、スダンに言及しておいた。今回は、さらに1955年に出版された、同じく MARIA PFISTER - AMMENDE 編「精神衛生—その研究と実際」(Geistige Hygiene, Forschung und Praxis), 1955, Benno Schwabe & Co. Verlag, Basel によつて、スイス、インド、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ポーランド、ブラジルの精神衛生の事情を紹介し、さらに米国精神医学雑誌(Amer. J. Psychiat. 1950, Vol. 107, No.6)により、イタリーの精神医学並びに精神衛生の現状を詳細に紹介することにした。

(1) スイス

精神医学のみならず心理学、社会学などに関連する諸科学にわたつての、広い観点に立つた新しい精神衛生の動きは、スイスでも、その他のヨーロッパ諸国におけると同様に、米国での精神衛生の動きに強く影響されて始つた。その口火をきつたのは ANDRE REPOND である。彼はスイス精神医学会の会長として1925年にパリに開催された精神衛生関係の会合に招かれ、CLIFFORD BEERS と会い、その思想に深く共鳴して、1927年にはスイス精神衛生連盟の結成を提案し、同年スイス精神衛生委員会(National Swiss Committee for Mental Health)が結成された。もちろんこの委員会が結成されるには、EUGEN BLEULER その他の、スイスの偉大な精神医学の歴史が大きな役割を果していた。

スイスでは、既にその以前から、例えば精神薄弱者、ろうあ者、非行青少年等のための多くの施設があつたが、残念ながら、精神医学者はこのような領域にあまり関心を抱かなかつた。或は精神疾患についてのいろいろの偏見もあり、或は精神衛生を論ずると、何かすべての人間を精神病扱いにしているととられたりするというようなこともあつた。精神衛生の仕事が、せまい医学の範囲のみでなく、人間の環境の諸事情にわたつて広く考えねばならないものとなると、その活動の実践

はそれぞれの問題毎に、それぞれの社会毎にちがつたものでなければならない。この点、それぞれの村落、地方が言語、宗教、人種等の特色を異にしているスイスは、いはば精神衛生活動の好い実験場ともいえるであろう。

精神衛生委員会はスイス精神医学会の一分科をなしてて、その仕事は主に学問的な研究と一般の啓蒙に当り、具体的な実践活動は各州(Canton, スイス国は22の州の連邦である)で推進されている。

既にスイスは輝かしい病院精神医学 (Anstalt Psychiatrie) の伝統をもつていたが、次第に各精神病院は地域に対する相談業務を開始し、その代表的なものは Zürich の Burghölzli 病院で、E. BLEULER に指導されて、病院を中心としての精神衛生活動が展開された。しかしその後、具体的な実践は、各州において、すなわち、まず Wallis 州で、ついで Nuenburg 州、Bern 州と、各州で盛んに行われるようになつた。1930年には Wallis で REPOND により、アメリカの児童相談所にならつて医学教育一サービス (Services medico-pedagogiques) が始められ、この仕事は現在南部の仏語、又は伊太利語系の地域で特に活潑であるが、北部のドイツ語系の地域でも多くの児童精神医学相談所 (Die kinderpsychiatrische Beratungs-und Beobachtungsstelle) が設立されている。

精神薄弱児、異常児のための施設はスイスにおいて始めて設けられたのであるが、この種の各施設、団体によつて結成されているスイス虚弱児協会 (Pro Infiris) は既に精神薄弱児等の保護のために活潑な仕事をしている。例えは虚弱者のための保護司 (Pro-Infirmis-Fürsorgerin) が精神科医の指導の下に働いており、虚弱児保護所 (Pro-Infirmis-Fürsorgestelle) が家庭にいる虚弱者の発見と指導に当つている。

社会福祉のための諸団体も近年精神衛生活動の意義を強く認めて、両者の協力が緊密となつてきている。すなわち青少年協会 (Die Gesellschaft Pro Juventute), 老人協会 (Die Gesellschaft Pro Senectute) 等は青少年、老人の各種の問題を精神衛生の考え方、方法を取り入れて扱つてゐる。

1953年に公布されたスイス国刑法は特に犯罪の予防に留意し、殊に青少年犯罪に対しては広範囲にわたる教育的処遇を規定しており、REPOND はこの種の規定を「犯罪予防のための真の法典だ」と呼んでいる。

この刑法の具体的な施行の規定は各州によつて異つていて、例えはある州は特別の少年法廷をもち、ある州はこのような特別の法廷をもつていないが、多くの場合、医学—教育サービス、相談所、精神科医が青少年犯罪者の治療、教育、行刑等の実際について勧告を求められている。スイス精神衛生委員会は青少年のみならず一般の犯罪の防止に多くの努力を傾け、W. MAIER の司令の下に、犯罪学者、刑法学者、裁判官、教師等をも含めた特別の委員会が設けられた。ほとんどすべての刑

務所に精神医学診断の場が与えられ、ソーシャル・ワーカーが受刑者、その家族との接しよくを保つて、その更生指導に当つており、Wallis 州の統計は、このような受刑者に対する精神衛生対策が強力に推進されるようになつてから、再犯の率が著しく低下したことを示している。

今後にのこされている問題としては、まず第一に、産業精神衛生の仕事がある。すなわち職員、労働者の仲間同志のあつれき、上長との間のあつれき、家庭の問題が職場にはこびこまれること、労働過程の間におこる心理的な葛藤の問題、事故防止、精神身体疾患の問題についての精神衛生的な取り扱いが研究され、各職場で実践されねばならない。また学校精神衛生の仕事の中で、児童のための相談業務はかなりよく発達しているが、高等学校、大学での精神衛生相談が、次の時代を負うものの精神的健康の増進のために大いに行われなければならない。

もちろん、このような広範囲の各般の問題を扱うためには、よく訓練された職員が必要であり、ソーシャル・ワーカーの数も決して十分ではなく、医師、看護職員の教育にも、精神医学だけではなくて、もつと新しい精神衛生の教育が滲透されなければならない。（岡田敬蔵）

* “Die Psychohygiene-Bewegung in der Schweiz und ihre Zukunftsaussichten” von Dr. med. NORBERT BENO und Dr. med. KATE SCHUFEN, Malévoz/Wallis による。

(2) イ　　ン　　ド

インドには世界で最も富めるものと、最も貧しいものが並存している。一方では偉大な哲学と認識論があるかと思うと、他方では無知と迷信が存在している。インドの土地は富かだが、慢性の栄養不良と飢餓が拡がつている。幼児死亡率は高く、産褥熱や結核が拡がつている。だが精神身体医学の思想である、慢性の情緒的緊張が心身におよぼす影響については、古代インドの思想に述べられている。

インドの変遷過程

民族間の競争、教育の不備、言語の多様性などが、精神医学的了解を妨げている。また農業経済から工業化への転換に伴つて、社会的、職業的、家族的秩序に問題が起り、不安がひき起つている。例えば紡績工は不満への反応として、昔の神の代りに、酒と映画による空想生活にはけ口を求めている。

初等教育の教育不足と、大学不足のための超満員の学生がある。また、早婚による結婚への準備不足から妊娠の精神障害が多く、精神科クリニックに訪れる患者の10%を占め、結婚相談が精神衛生プログラムの重要課題である。多産と栄養不良を防ぐには産制が必要であり、Bangalore に人口問題研究センターがつくられた。

精神障害と精神医学的施設

精神障害者の統計はできていない。現在、総人口 3 億 7 千 5 百万人のうち、精神障害者は大体 1,000

人に2人とみなされ、ほぼ1千万人が治療を必要とするとされ、ことにてんかんは200人に1人と推定される。従つて少くとも200万床のベットが必要であるが、現在のベット数は5万床に過ぎず、20の公立病院のほか、精神科クリニックの名に倣するものは僅か6ヶ所に過ぎない。これにいれられるのは、Ranchi, Poona, Madras および Bangalore 等である。さらに神経症を加えると600万床は必要である。現在のところ、狂暴患者と犯罪者だけが収容されているに過ぎず、患者の家族も警察による収容ということから、世間をはばかっている。また一般に精神病は悪魔の憑依によると考えられ、医療を求める。精神医学の専門家も少ないが、一般医師の精神障害に対する知識も低い。上級の医学コースでも精神医学の基礎知識が教えられていない。精神障害の原因には、慢性の栄養不良、熱帯病、貧血、多産、早期の老人現象などが挙げられ、ことに栄養障害はプロテインとアミノ酸の欠乏をおこし、肝障害による錯乱、不安、分裂思考などが見られ、インシュリン・ショック療法が危険なことがしばしばある。

工業化と都会化に伴い、青少年犯罪、組織的な犯罪、ことに窃盗、強盗、暴行などが目立ち、自殺の比率も高く、殊に Madras, Bangalore, Bombay などに多く、3分の2が精神障害を示し、半数がアルコールに帰因している。

世界の精神医学への貢献

しかし、インドには古来の精神衛生の思想がある。最近まではアメリカの精神医学が拡がり、力動的な思考が強調されてきたが、インドや極東の習慣や文化は、欧米とは異つており、インド固有の思想と、医師対患者の関係に立脚せねばならない。最近の研究は古代インド的方法から導かれた深い洞察にもとづいている。こういう基本的な態度が、世界の精神医学に貢献すると信ずる。例えば最近のヨガの思想や、サイバネティックスの基本的な考えはインドの思想からおこっている。

精神衛生サービスの組織

- 1) 栄養状態の改善、人口統制、結婚相談の必要性。
- 2) 热帶病、結核、乳児死亡、産褥熱の防止。
- 3) 精神医学クリニックをさらに7ヶ所増設し、精神障害者のコロニーをつくること。
- 4) Bangalore の全インド精神衛生研究所の発展をはかること。
- 5) 精神医学的看護婦の養成、作業療法士の養成 (Bombay および Baroda), 臨床心理学専攻者の養成。
- 6) 幼児の問題、栄養、伝染病等の予防をはじめ、職場問題や犯罪者対策。(加藤正明)

* "Psychohygiene in Indien" von Dr. med. M. V. GOVINDASWAMY による。

(3) オーストラリア

オーストラリアの特徴

当地は一つの大陸であつて、風土の著しく異なる幾つかの州を中に含み、地理的に他の諸大陸と切離されている。人口は全土で約900万、その大部分は幾つかの主要都市に集中し、特に東南部の四都市には全人口の3分の1が集つている。西部の唯一の大都市であるペース Perth の人口は約20万である。歴史的に新しい国であるが、気候、資源に恵まれ、広大な地域を少数の白人で独占し、人々は平穏、安逸な生活を楽しんでいる。社会施設は完備し、労働条件も良く、貧富の差は少い。

概 観

最近10年間に精神衛生の発展は著しく、各種の団体の設立、活発な活動がみられた。殊に成人教育の普及が特筆される。しかし一般に主要都市に比して地方での普及、進歩は劣っている。当地の他の文化と同様にこの分野に対してもイギリスの影響が大きいがアメリカのそれも無視できない。

精神衛生に関する専門教育

精神衛生の講座のおかれている大学はないが、精神病医のための訓練課程によつて、学生は精神衛生の諸問題を学ぶことができる。諸大学における福祉司、心理学者の訓練や教師達の訓練においては精神衛生の問題が強調される。

教 育 と の 関 係

州立学校においておこなわれている“自由教育”では、その助けとして、心理学者によつて、すべてのこどもに心理テストが規則的に施行されている。これらの心理学者はまた、こども達の職業指導の仕事にもたずさわっている。この他児童の読書教育は、特に移民の問題とも深い関係があり、児童図書館や移動図書館等が整備されている。

精神遅滞児のための生活学校設置の運動も活発である。

関連諸施設、諸団体とその活動状況

a) 各種一般組織

全オーストラリア精神衛生連盟は1930年頃アメリカから來訪したDr. R. NOBLE や C. BEERS によつて設立への気運が促進された。現在ペースその他で設立への努力が行われている。

精神病患者の福祉のために病院の看護人 (Helper) の組織が作られ公認されている。

ロールシヤッハ協会が設立された。

精神分析のオーストラリア研究所が1940年にメルボルンにでき、教員、社会福祉司、医師、心理学者の参加の下に教育、社会問題をとりあげて、研究や啓蒙活動が行われている。

b) 問題児、非行少年のための児童相談所——そのいくつかは児童裁判所に附属している——の他に1944年に司法児童診療所が設立された。青少年の性的違反に関する裁判所の活動や、精神衛生の部課の分類、術語の改正が論議されている。その他、問題児を都市生活に適応させるために、予め特別の田舎の家庭に預ける試みも行われている。

c) 性と結婚の問題

組織の面の進歩と相まって、各関係分野の専門家による相談や啓蒙が行われ、その内容の一部は出版されている。相談所には多くの青年が結婚前に訪れる。例えば1951～52年の間にある相談所を訪れた195人の中75人は医学的な診察の必要を知つた。結婚の問題はまた後述する民族精神衛生とも関係をもつてゐる。

d) 成人教育

全オーストラリアにわたつて活動している新教育団体は精神衛生知識の普及に貢献している。例えばシドニー(Sydney)では教師、医師、福祉司、教授による連続講演に150人の参加者が規則的に集まり討論にも加つてゐる。議題は“心の健康と現代生活の諸問題”である。

また2～3年に一度催される全オーストラリア協議会によつて多くの分野の人々が、教育学の進歩と精神衛生の考え方を習熟せしめられる。

両親教育に関しても種々の方法による試みが行われつつある。

e) その他新しい活動分野としては、この国に流れこんできた何千もの移民(New Australians)を同化させる試みが注目される。彼らがうまく適応できるかどうかは精神衛生上大きな問題であり、結婚や言語習得、その他の面で種々の試みがなされつつある。(佐治守夫)

* Einige Beobachtungen zum Thema "Psychohygiene in Australien" Von Dr. med. LOTTE A. FINK, Sydney NSW.

(4) イスラエル

イスラエル国家の急変以来、精神衛生を改善させ様とする動きが急速に発展してきた。これは、驚くべき大量移民、少くとも2倍以上のユダヤ人の人口増加の結果の故であり、この動きは公私何れの機関においても益々促進されている。

精神病の治療は非常に自由な条件の下で行われている。強制手段は稀で、多くは短期間の隔離が適用されている。大概は連続微温浴(Dauerbad)をしなくても済み、患者の周囲に刺戟的な原因がない様に努力するのである。例えば、患者が自分の要求を全く充す事ができないとか、或は自分の家族に会えないとかいうようなことはなくなつた。その上患者の入院中に家族に対して、ケースワークが行われ、家族達は患者の状態に合せて、患者を受容することを学ぶ。治療の重要な着眼点は正常の社会環境とできるだけ同じ様な病院環境を形造ることである。従つて患者は本来の作業療法の他に、お祭やその他の準備に関心をもつのみならず自分も亦できるだけ病院と共に準備をしたり、定期的に映画や芝居を見に行つたりする。最近の物理的、精神外科的治療法もなおざりにされてはいない。

患者は社会的適応が困難である為に、退院後のアフターケア(Nachbehandlung)は、再発の予防として頗る重要であり、同様に Case work もまた必要である。このことから厚生省の精神衛生

課では三大都市に、精神病医、心理学者、精神医学的ソーシャルワーカー、管理人各一名づつのメンバーを擁する精神病のアフターケアのための精神衛生センターを作つた。

神経学と精神病学はヘブライ大学医学部で、それぞれ、L. HALPERN 教授、H. Z. WINNIK 教授によつて講義されている。医学部の学生は2ヶ月間づつの臨床的な仕事が課せられ、その学期の終了後には試験を受ける義務がある。

青少年の精神衛生のためには、いま Haifa と Tel-Aviv に、社会福祉省 (Ministerium für Soziale Fürsorge) の児童相談所 (Child's Guidance Clinics) があり、問題児（及び不良児）が治療されている。1949年11月から “Albert Lasker Mental Hygiene and Child Guidance Center of Hadassah” は妊婦と若い母親達の為の相談所として活躍し、神経症の子供を治療している。

私立団体や半官の施設でも、実際的研究的な精神衛生の仕事をしている。“Israel Neuropsychiatric Society” は60人の精神病医と神経外科医で組織されている。国際機構につながる精神分析会では、20人の医者と、二、三の医者以外の者から成り、少数の精神分析家と治療家とがこれに加わっている。精神衛生の分野には、精神病医や熟練した専門家の不足が叫ばれている。（例えば、熟練医学的ソーシャルワーカー、看護婦、教師、等々）。

“Israel Society for Mental Hygiene” は1946年に設立され、教育と移住の問題に主な関心を向けている。

Haifa にはロータリークラブにより近頃、新たに “Society for the Rehabilitation of Mental convalescents” が回復期にある精神病患者の復職を促進する目的で設立された。

また所謂、Malben というのは、1949年以来、アメリカユダヤ人共同地区委員会 (American Jewish Joint Distribution Committee), Jewish Agency および政府によつて共同に運営され、慢性病や病弱な勤労不能者達を取扱う機関である。1950年—52年に250人の回復見込ある子供（内約40%は虚弱児、60%は肢体不自由児）が Malben に委託された。1951年には50人のこの種の子供達のために、Malben ではエルサレムに施設を作り、精神病の研究や神経症とか慢性的な不具の移民の治療処置をこうじた。1953年5月末迄に3,300症例を扱い、いまなお、約850人の病院看護をしている。

イスラエルにおいて緊急の解決を要する精神衛生上の問題は山積しているが、何よりもまず移民の問題であり、条件の許す限りにおいて、最も可能な適応を助長することが主な仕事であろう。現在総人口の89%を占めるユダヤ人の住民数は、既に建国当初の3倍以上となり、ユダヤ人口の4分の3近くは世界各地よりの移住者で、文化的にも社会事情も人類学的にもそれぞれ異にしているのである。既にたくさんのが行われ、更に多くの事が計画されているにも拘らず、精神衛生の分野における体系的研究に欠けている。まだまだ経済的社会的分野や新移民の吸収の点で、心理社会的に精神衛生の体系的な適用が不足している。（加藤正明、高柳信子）

* Stand und Aufgaben der Psychohygiene in Israel von Dr. med. ABRAHAM A. WEINBERG

(5) ス ウ エ ー デ ン

スウェーデンにおける精神衛生の先駆者は、FREY SVENSON (1866~1927) という精神科の教授である。彼は1905年に、Upsala 大学で精神衛生の講義をし、それを1906年に書物として出版した。この「精神衛生」と題する本は、1) 社会衛生、2) 遺伝的素質の衛生、3) 個人の精神衛生という部分から構成されている。彼は、犯罪者を処罰せずに治療し、ことに予防するという考えをもつていた。そしてこの本の第2版では、刑務所の制度の改善を主張している。ことに彼は青少年犯罪者の処置を論じ、15才までのものには刑を科さないように主張した。

スウェーデンは、1919年には国際精神衛生運動にある程度参加していたのであるが、1931年にいたつて初めて、ストックホルムの精神科教授 VIKTOR WIGERT が中心になつて、「スウェーデン精神衛生協会」が設立され、これは1948年に至つて「世界精神衛生連盟」に加入している。この協会は、最近20年間に精神衛生に関する小冊子や講義を通じて活動をつづけている。この間になされた講義は、400~500にもものぼつている。最近では協会の世話で、2つの家庭相談所が建てられた。

学校精神医学的活動の先駆者は、ALFHILD TAMM と ALICE HELLSTROM である。すでに1910年に TAMM は、ストックホルムにあるいわゆる補助学校で子供を研究し始め、1919~1932年には、ストックホルムにあるすべての国民学校の補助学級の女医となつてゐた。また1916年には Dr. TAMM は言語障害の病院を建て、1932年までそこの院長であつた。ALICE HELLSTROM は、TAMM とともに、ターマンやビネ・シモン知能検査のスウェーデン改訂版をつくつた。また彼女は、スウェーデンに Rorschach Test を紹介した最初の人でもある。

1933年には、ストックホルムの児童保護省の教育相談所が建てられた。C. W. HERLITZ 教授を中心として、学制の上級官庁は、精神衛生や発達心理学、それに児童精神医学の補習学級を約10年この方運営してきた。

1939年には、青少年保護に対する国家的委員会がおかれた。児童に生じてくる精神的障害について、この委員会が出た1944年の意見はとくに重要なものであり、青少年の精神的保護のための中央の組織をつくるという決議がなされた。ここでは児童精神医、児童心理学者、社会保護司、児童治療家、教育者などが仕事に従事している。現在(1952年)、このような施設は全国に約10くらいしかないが、間もなく増設されるであろう。またストックホルムのはずれに、重い精神障害をもつ約50名の児童を収容している子供村がある。

開業医を訪ねる人々のうちの3分の1から2分の1までは、神経症であるといわれているし、リューマチや結核と同様に国民病と云えるかもしれないが、その対策に国家は目をつぶつており、個人がこれを取扱つているが、この分野での先駆者は神経医 OTTO WETTERSTRAND (1845~1907) であり、彼は催眠術を主な方法として用いた。そのほか、暗示療法の ERNST WESTERLUND (1839~1924)

精神分析の EMANUEL AF GEIJRSTAM (1867—1928) なども先駆者の中に入る人々である。

スウェーデンにはじめてフロイドの精神分析学を導入したのは POUL BJERRE であるが、ストックホルムには、キリスト教的並びに精神分析学的な基礎に立つて、心情の保護と心理療法を行つてゐる施設がある。しかし、スウェーデンにおける眞の意味での精神分析学の先駆者は、上述の Dr. TAMM であり、強い抵抗と長い間、戦つてき現在では医師たちは、精神身体医学や精神分析学に多大の関心をもつてゐるのである。

以上を概観してみると、国民の精神的健康に対して価値あることをなしてきたのは個人であるが、当局も多くの社会的改革をなしてはいるのである。同様に主とし精神衛生的な内容をもつた雑誌や本も出ている。しかしそスウェーデンには、精神衛生に関するアカデミックな教職も、精神衛生の専門誌もないのである。（片口安史）

* Stand und Probleme der psychischen Hygiene in Schweden Von Dr. Med. GOSTA HARDING.

(6) ポーランド

1933年来設立されていた精神衛生のための施設は、ヒツトラー政権に永く支配されていたが、1950年1月1日をもつてワルシャワーにある中央精神保健機関と Lodz, Kraukau, Pasen, Danzig 等にある12の州立の診療所にうつされた。これらの機関の活動は、ソヴィエトの学者 PAWLOW によつてつくられた条件反射学にもとづいて行われてゐる。この立場から、患者の環境条件が考慮され、独自な近代的検査法及び治療法に努力が払われてゐる。ここ二、三年の報告書によると此等の機関の発展は著しく、一方戦争の結果、神経症の増加もあり1950年から51年にかけ其の仕事は50%の増加を示してゐる。中央保健機関は、戦後55室からなる建物を持ち且つ約十名の協力者を雇つて、その機構は、州立の診療所のモデルとなつており、それ等の業務に対し権威ある統制を行つて職員の業務成績、診断治療法の撰述等に関して注意し、絶えず各診療所の活動に関する報告を受取つてゐる。又各診療所の医者及び協同研究者達は時々ここに来て知識の再教育を受けている。

この保健機関の構成は、次の五つの部門からなつてゐる。

青少年を対象とする部

この部門の目的はノイローゼの精神病質、精神薄弱、言語障害、それにテンカンや精神病による性格障害のごとき、精神障害や精神病者の治療と予防である。患者の家族調査をはじめ、本人は心理テストおよび身体的検査によつて確められ、特に600のベットがあり、長期の観察および治療がなされる。ここでの治療は心理学的、医学的、教育学的および薬物等による患者自身に対する直接治療と、環境に対する心理学的治療等がなされる。

成人を対象とする部

ここでは18才以上の成人を扱つており、ノイローゼ、精神病、生活不適応などの、神経症的、精

神的障害者を対象としている。ここでも青少年の部と同様な治療法が行われ、必要に応じて、電気ショック、インシユリン・ショック、催眠分析、エーテル注射などがほどこされる。又環境への働きかけも行われている。

アルコール中毒者を対象とする部

アルコール中毒者に対して適当な近代的な心理学的、医学的治療がなされ、特に治療期間には詳細にわたる監督がなされる。

以上のどの部門においても必要があれば入院させる事が出来るか、また適当な病院に紹介することもある。

これら3つの部以外に、積極的な十分な検査と治療を、特殊な指針にもとづいて実施する診断および治療部、また救済部と称して保健機関に来ていた患者、および精神病院を退院した恢復期の患者を対象として、各種の治療法の完遂に努め、患者およびその周囲の人達と連絡を保ちながら監督してゆく部門や、再度悪化した場合の指導および日常生活に困難を生じた時に助力を与えるアフター・ケヤーの部門等がある。

以上の5つの部門により中央保健機関の基礎的機構が作られているが、更にこの機関には、3才から14才の精神病、神経症及び性格異常者の心理医学的検査及び教育のあらゆる近代的方法が利用される部門がこの機関の近くに設置されている。

以上の如く精神保健の為の保健所網は、ポーランド国内に殆んど完成し、すべての協同研究者はできる限り多くの患者の良い助力者たらんと努力している。しかも現在あらゆる年令層の患者約一万名が保健機関の保護のもとにある。この様な所で働く職員は高度に専門化された人で、しかもワルシャワにある精神衛生大学で主として勉強した精神病学者、心理学者、ならびに教育者よりなっている。

此等の機関では病院ではなし得ない大きな仕事を実施し、いまや医学的精神病学的事業の機構では大きな役割をはたし、懸命に保健の問題にとりくんでいるのである。（竹村和子）

* Der gegenwärtige Stand der psychohygienischen Hilfe in Polen ("Offener Dienst") Von Dr. med. K. KANCEWIEZOWA, Warschau.

(7) ブラジル

広大な国土に5,200万（1950年）の人口を擁するブラジルは、人種的には白・黒・黄色人・インディアン及びこれらの混血人種を抱いており、文化的には近代的なものと原始的なものとが入り混り、経済的には貧富の差が極度に甚しい。しかも米国及び西欧との距離は最近の技術的経済的発展と共に刻々と縮まって、その影響からくる社会的家族的構造の変革はまた注目すべきものがある。この国内の不斉性・不安定性は、最新的治療法の使用にかかわらず現在、組織的公衆予防対策や

充分な隔離を含む組織的治療を困難にしている。

しかし、高率な精神病や神経症の保護対策が年々改善されつつあるのも事実である。（同国は行政的には20の連邦各州と連邦政府直轄地区から成っている）

現在、精神病患者隔離用施設は120以上あり、その中50は連邦または州政府の管理下にあるが、全部で36,000名の隔離患者を収容し、そのうち31,000名は公の基金の援助を受けている。統計によると1,000名に2.5のベットを要するのに隔離されている患者数はまだ全人口の~~11,000~~分の1にもおよばない。

連邦政府の機関としては教育保健省保健局が精神衛生に関し監督・協力・助成を行つておる、また2,3の州でもこの種の公的機関を有しているが、連邦政府は特に外来診療所に意を注いでいる。この外来診療所は治療機関であるが、同時に精神衛生の予防・実地応用の場で、患者の治療・看護を通じ医師やその社会的協力者（Sozialmitarbeiter）は患者の家族や環境にかなり接觸できる。連邦政府は15の地方で診療所を有し、首都リオ・デ・ジャネイロで5を有し、これらにおいて1946年約14,000名の患者が治療され、1951年にはその数は更に52,000名以上にのぼつた。

また私的機関としてはブラジル精神衛生連盟が1946年創立され、同じく外来診療所を通じ活動し、若干の私的機関においてはアルコール中毒にも対処している。

なおサン・パウロやペロ・オリソント等の大都市の小学校では精神衛生は医師やソシアル・ワーカーによつて扱われている。

更に未成年の精神障害者対策としては、既に10以上の公立の精神病施設に特別の科が設けられており、また児童については特別の医学的教育施設がある。そして年少期に通学の機会をえなかつた成人に対しては「読み書き」の教育が行われ、これは精神衛生のため甚だ有効である。

麻薬に対しては特別法で取締つているが、既に警察と医師の協力で今日麻薬中毒者の数は僅少である。2,3の病院では麻薬およびアルコール中毒者のために特別の科がある。また犯罪を犯した異常性格者のために精神病施設に特別の科があり、若干の地方にはこの種異常性格者に対する専門の施設がある。

連邦諸州における66の臨床施設及び専門外来診療所呈出の資料によると、1950年の精神病罹患率は次の通りである。

伝染病および消耗性疾患による精神病	1.25%
梅毒性精神病	4.52%
外的障害（アルコール中毒等）による精神病	6.66%
身体毒による精神病（Körpereigene Intoxikation）	4.47%
脳障害による精神病	4.52%
精神薄弱	6.01%

てんかん	10.11%
精神分裂病	25.04%
躁鬱病	10.61%
混合および二次的精神病 (Misch und Sekundärpsychosen)	1.06%
ヒステリ一性精神病	0.97%
神経症	7.77%
異常性格者	2.48%
診断なしまたは診断中	10.19%
精神錯乱のない隔離患者	4.26%

神経症患者のパーセンテージは実際にはこれよりも遙かに高率だが、上の表は精神病院や同外来診療所で扱つたものに限られ、また神経症は治療のため通常は一般の病院で扱われている。

(横山定雄、田村健二)

* Die besonderen Probleme einer psychischen Hygiene in Brasilien

Von Dr. med. ADAUTO BOTELHO und Dr. med. WERNER KEMPER, Rio de Janeiro.

(8) イタリーの精神医学*

1949年6～7月、約50名から成る顧問団によつて、イタリーの衛生施設、衛生行政全般にわたる調査が行われた。この報告は、そのうち精神医学・精神衛生に関する部分である。

イタリー精神医学の歴史と思想

イタリーにおける最初の精神病院者収容所の設立は12世紀にさかのぼることができる。すなわち Bergamo (1352), Florence (1387) 等である。現存する最古の精神病院は、1548年に Santa Maria Della Pieta として創立されたローマの精神病院である。

他のヨーロッパ諸国におけると同様、イタリーにおいても16～17世紀の文芸復興前期まではまじないがさかんに行われたが、生物学・生理学の科学的研究が始まられて以来、生理学的精神医学が確立し、栄えるようになった。精神病者取扱いの改革、すなわち無拘束法、人道的取扱いの実施は MORGAGNI およびその門下 CHIARUGI の手により Florence において、フランスの PINEL の改革とほぼ同時代に行われた。イタリア人はむしろ、この方が先であつたと主張している。

CHIARUGI は最初の精神医学教科書を著わしているが、同書は精神疾患はすべて脳への一次的侵襲によつて起るという理論に基いて書かれている。これは MALPIGHI, VALSALVA, MORGAGNI 等によって打立てられた器質的疾病観の影響である。

この傾向は19世紀に入り、唯物論的・機械論的思想の隆盛とともに、ますます確立した。VARCA はこの考え方を強く主張し、19世紀初期から精神病院には病理解剖学研究室が設けられた。また、

1884年に死んだ MIRAGLIA はナポリにおいて、音楽療法や作業療法、演劇療法までも創始した。

上に述べたような伝統の帰結として、神経系統の組織学的研究が盛んとなつたが、それら大部分の研究の目的は KRAEPELIN の疾病分類を組織学的変化によつて説明づけようとするのにあつた。そして、それらの研究の多くはドイツで NISSL, ALZHEIMER, 後に SPIELMEIER, SPATZ の下で行われた。代表的な業績は GOLGI の鍍銀法 (1906年ノーベル賞受賞), MARCHI のオスミウム酸法である。その他、現在の、あるいは最近引退した教授、指導者たちは大抵ドイツで教育を受け、その思想もドイツの影響を受けている。幻覚が大脳皮質の局所的興奮から起るという TAMBURINI の理論、前頭葉の機能に関する BIANCHI の業績も同じ伝統から発している。しかし、BIANCHI は同時に精神衛生優生学にも関心を抱いた。TANZI および LUGARO は偏執状態をも器質的原因に基いて原始的思考に退行したものと考えた。

犯罪精神医学の分野においては、常に LOMBROSO, VIRGILIO の名とともに、イタリー人の研究が想起される。LOMBROSO の犯罪学的人類学・人体計測学は今日では、その力を失つたが、かれの影響は今なお、社会精神医学と犯罪学との結びつきという形で残つている。また、古い体质学のなごりは最近における NICOLA PENDE の内分泌学的研究というような形で残つている。

以上のような伝統の中で、SANTE DE SANCTIS は心理学に興味を持つた。イタリーで考案された少数の心理検査法のうちの一つはかれが創始したものであり、かれは一時、ローマ大学で精神医学と心理学の教授を兼任していた。しかし、MINGAZZINI はこれに反対し、大学においては精神医学と神経学の教授が同一人であるべきだと主張した。イタリーにおいては、精神医学の教授内容は基本的に神経学的であり、症候論と診断学が強調され、力動精神医学はほとんどまったく教えられない。大学のクリニックの病床数は伝統的に少い。したがつて、その多くは神経疾患者によつて占められ、学生はごく少数の静穏な精神病患者と見うるだけである。

心理学はさらに SERGI の下で活発な研究が行われた。かれは WUNDT 以前から実験心理学の研究室を持つており、第1回国際実験心理学大会は1905年、ローマで結成され、開催された。しかし、行動主義・ゲシタルト心理学や精神分析学派の心理学はイタリーでは受け入れられなかつた。

しかし、DE SANCTIS は精神病理学・社会病理学の重要性を強調し、一生の大部分をそのためにはさげた。かれはその発生力動的 (Genetic-dynamic) な考え方の結果、児童心理学・児童精神医学に興味を抱き、イタリーにおけるそれらの分野の創始者といわれる。ローマ大学教授として、かれのあとを継いだ CERLETTI は心理現象の根柢にある生理過程を常に強調したけれども、ある程度かれの伝統を受継いでいる。CERLETTI は電気ショックの効果を恐怖防衛反応 ("terror-defense" reaction) として説明したが、これは神経学的な考え方をする人たちと力動精神医学との橋渡しをなすものであろう。

CERLETTI の電気ショックの発見は、もちろんイタリーの精神医学に深甚な影響を与えた。しかし、丁度この時期にイタリー精神医学は政治的理由から孤立化し、精神外科や脳波の導入は著しく

遅れた。また, FIAMBERTI はアセチルコリン (acetylcholine) を用いるショック療法を考案したが, この国では広く用いられるに至らなかつた。かれはまた精神外科の指導者で, 上眼窩法(super-orbital approach) を行いつつある。

精神医学の教育

イタリーにおいては, 医学教育は高等学校卒業後, 6年の課程である。その課程中には心理学は含まれておらず, 精神神経学の授業は第5学年になつて始められる。講堂には多数の神経学図譜が掲げられてあるのが印象的である。精神々経学の授業には, 第5, 6学年に各50時間づつが充てられている。若干の選択科目もある。大抵患者が提示されるが, 学生は卒業前にはみずから患者を診察する機会を与えられない。

卒業後の教育はすべて大学で行われ, 地方の病院では行わぬ。だれでも, 指定された教師の下で病院において数年間仕事ができるが, それは大学の試験を受けた後でなければ専門教育とは認められない。専門教育は普通, 一定時間講義に出席し, かつ3年以上臨床に従事した後, 大学の行う試験を受けなければならない。かくして毎年約60名が専門医として認可される。専門医の全体数は不詳であるが, イタリー精神医学会の会員は約300名である。

入院に関する法規

イタリーの法律は1904年に公布されたもので, 古い法律が行われている他の多くの国と同様, 患者の福祉ということはまったく問題とされず, もつばら公衆の保護を目的としている。この法律の施行規則は法律自体よりもゆるやかなもので, 公安上の危険がなくても病氣であることが明らかであれば入院させることができることになつていて。入院退院は法的措置として行われ, 裁判所と精神科医との了解がある場合を除き, 患者の移動は医学的判定に基いて法的拘束力を受ける。ある地域においては, 公衆衛生担当官が裁判所あるいは市町村長に申請して入院の手続きがとれることになつていて。自由入院もできるが, この場合は24時間以内に必要な手続きをとらなければならぬ。

イタリー精神医学会は, もつと医学的見地から近代的条項を織込んだ法律の改正を提議している。イタリーは93の県より成るが, その県では入院のみならず, 外来診療所に対しても県が責任を負うべきだということになつていて。この新しい法律案によれば警察が入院の保証をすれば, 医師の証明書によつて入院させることができる。病院内の移動および退院はまったく医師の決定にゆだねられている。国家の監督権は内務省(警察行政をもつかどつてゐる)を離れて, 公衆衛生関係の委員会の手に移ることになつていて。しかし, 患者あるいはその家族に保護の必要があれば, 司法当局が介在することもありうる。

ナポリ近傍の犯罪精神障害者の病院は, われわれが見た最も立派な病院の一つであつた。この種の病院は司法当局が運営している。

精 神 病 院

イタリーの精神病院は各県に設けられた県知事を長とする委員会によつて運営されている。隣接したいくつかの県が合同しているところもある。このような合同は現在全国にわたつて進行中であり、最後には9地方に統合されるだろう。公衆衛生・福祉その他の行政もすべて、結局は県単位よりも地方単位で行われるようになろう。しかし、まだ現在のところ精神衛生行政は県単位が一般の形である。そして精神病院を設置していないような県もあり、そのような県は私立病院（通常は宗教団体が経営している）と契約を結んでいる。

病院の維持費は地方によつてまかねわれているが、職員の免許等は国家の統制下にあり、精神病院の職員となるには国家試験を受けなければならぬ。また、中央政府に統計の部局があつて、すべての病院は報告することになつてゐる。しかし、この統計部は職員数も予算も非常に乏しい。したがつて、その報告は、ことに精神薄弱児の分野においては、きわめて不完全である。

精神病院在院患者の数は近年非常な変動を示した。すなわち、1926年の約6万から年々急速に増加して1940年にはほとんど10万近くにまで達した。ところが、大戦中の数年間にその数は急激に減少して1945年にはわずか62,000になつた。その理由は大量に餓死したり、連合軍の侵入に伴つて精神病院の建物が必要なために放棄されたりしたことである。オーストリア国境に近い病院では、患者が北方に送られ毒ガス室で殺されたりした。戦後はまた急速に増加しつつある。

イタリーにおける在院患者の対人口比率は第1表に示すごとく、合衆国やフランスに比べて著しく低い。イタリーを南北の両部に分けると、北部は南部に比べて豊かで、工業も盛んであり、文化程度も高いが、在院率にもこの差が現われている。すなわち、ローマおよびそれ以北における対人口10万の在院率は168、以南（Sicily, Sardiniaを含む）は95である。

新入院患者の対人口比率は以上の差をもつとよく表わしている。第2表に見られるごとく、イタリーにおける入院率はその隣国や合衆国に比べると著しく低い。すなわち、イタリーにおける比率

第1表 在院患者の対人口比率

国 名	人 口	在 院 患 者 数	対 人 口 比 率(対 10万)
イタリー(1946)	45,778,000	61,128	133
イタリー(1941)	44,986,000	91,500**	203
合 衆 国(1946)	141,229,000	529,247	374
フ ラ ン ス(1938)	35,000,000	105,537**	301
フ ラ ン ス(1942)	38,000,000	94,030**	247

注：*他の国との比較上精神薄弱者の数は控除してある

**私費患者数を含まない

は合衆国の3分の1、スイスの4分の1以下である。この率はイタリーの南北でも異なり、北部の率は南部の2倍に近い。

イタリーにおける入院率が低い理由は明らかではない。アルコール中毒などは、イタリーではス

第2表 新入院患者対の人口比率

国名	人口	新入院患者数	対人口比率(対10万)
イタリー(1946)	45,778,000	26,930	59
イタリー(1941)	45,527,000	28,370	62
合衆国(1946)	141,229,000	271,209	170
フランス(1938)	35,000,000	33,926	97
フランス(1942)	38,000,000	21,230	59
スイス(1946)	4,450,000	11,547	259

イス等よりもはるかに少いことが認められているが、精神障害者全般が少いという資料はない。母子衛生の分野を調査した委員はイタリーにおいては他の国に比し、母子関係ははるかに不安の要素が少く、愛情の表現が自由であるという印象を受け、そのために精神疾患が少いのだという感じを抱いた。これは興味のある仮説ではあるが、統計的根拠はない。高齢患者の率は少いが、家族的結合が強く、ことに南部のような農村地帯では当然のことである。たとえば、合衆国では1946年における新入院患者の23%が65才以上であるのに対し、ローマ病院では1948年、60才以上は14%であった。

イタリーにおいては病院で働く精神科医およびその志望者には不足はない。たとえば、ローマでは最近2名の募集に対して16名の志望者があつた。また、補助看護員(attendants)のクラスにも不足していない。ナポリでは養成課程が公開されており、現在150名の志望者が待機している。

病院における医師対患者の比は1対146であり、かれらの多くは十分な訓練を受けている。ただし、そのほとんどすべては余暇に開業している。力動的な考え方が普及してゆくことは期待でき、現在一部の病院では集団療法が実験的に試みられている。

精神科看護婦の専門的養成はほとんど教団の手で行われている。彼女らの訓練程度はまちまちであり、その程度は概して高くない。ローマ病院においては、2,400名近くの患者に対して、94名の看護婦および600名以上の補助看護員その他の職員がいた。われわれが視察した17箇所の病院における全職員対患者の比率は1:4.2であつた。

イタリーの精神病院では、知能検査、投影法とも、心理検査は相当に行われているにもかかわらず、医師以外に心理学者は働いていない。精神医学的ソーシャル・ワークはあまり発達していないけれども、少數の保健婦および一般のソーシャル・ワーカーが訓練を施され、ある程度その職務を行っている。イタリーの学校には精神医学的ソーシャル・ワークの課程はないが、スイスでその教育を受けつつある者もある。

精神病院の建物は一般に非常に清潔、かつよく整備されている。その理由を指摘することは非常にむつかしいが、合衆国に比べて興奮患者は少く、保護室の使用にはあまり重きを置かれていない。FIAMBERTIが院長としているVareseの病院は全く保護室を欠いていた。ここには450名の患者中、中等度の興奮患者がわずか2名いただけだつた。その2名には、それぞれ附添看護員が付い

ていたが、拘束は全く加えられていなかつた。見受けられた拘束はせいぜい患者の手首と足首をベッドに固定するバンドだけだつた。興奮患者はしばしば、このような方法で扱われる。興奮患者が少い理由としては、訓練された職員の豊富なこと、病院の風紀の良好なこと、全職員が患者を大事にすること等が考えられる。

外来診療施設、その他

大学のクリニックはすべて、また病院の多くも外来診療所を有している。少くも1カ所、すなわち Varese では病院の医師が全県下のあちこちでクリニックを運営し、成人、児童の双方を扱つてゐる。合衆国におけるような、精神科医・心理学・ソーシャルワーカーから成る完全なチームを持つクリニックはないが、そのようなやり方には関心が払われつつある。たとえば Messina のクリニックにおいては、特別に選ばれ訓練された6人の教師が事実上、精神医学的ソーシャルワークの仕事をしている。ローマでは近く職員の養成をも目的とする児童指導クリニック (child guidance clinic) が設立されることになつてゐる。

外来診療所で行われる治療は大部分投薬等、医学的なもので、せいぜい時たま、力づけが行われるにすぎないようである。全般的な印象によれば、取扱われている神経症の最も普通な病型は心気症のようである。児童の症状において病因的に重要と思われる家族関係の治療は SANTE DE SANCTIS によつてイタリー精神医学に導入された。

児童のための精神医学的施設はどこでも職員数が不十分であり、また十分な訓練を受けた職員を持つていない。そして、その充実の度は地方によつて差がある。

学齢以下の児童は通常、精神医学的施設では扱われない。精神病院においては、ごくまれに水頭症、小頭症の白痴や精神薄弱の不具者が見られるだけであるが、かれらの大部分は教団経営の慢性症のための小児科病院に収容されているといわれる。学齢に達すると、精神医学的問題を持つ児童はまず学校によつて取上げられる。それらの症例は「真性」、「仮性」に分類されるが、これは器質性、官能性と同意語である。

特殊学級は理論的にいつて永続的に特異児童を教育するのではなく、むしろ普通学級に復帰させる準備を目的としている。「真性」の欠陥を有する児童は、その欠陥が知能的なものであつても行動異常であつても、寄宿制の特殊学校に収容される。これらの学校の方針は医学的、精神医学的であると同時に、職業指導が行われている。これらの学校は適当な年齢に就職させることをめざしているが、これらの学校に不適当な児童は県立精神病院の特別病室に収容される。

脳炎後遺症のための特別な施設もある。

精神衛生

イタリーにおいては、精神疾患を予防するという考えは1902年、TAMBOURINI によつて始まった。この年、「精神疾患の原因の探究」を目的として国際会議が開かれ、22カ国の代表が出席した。精

神衛生連盟 (National League for Mental Hygiene) は1924年、医学団体として結成された。この団体はきわめて最近になって医師以外の一般人、とくに教師の加入が奨励されるようになつた。そして、正常児童も精神障害者も対象として、精神医学的概念を法律にも、児童施設にも、産業にも、公衆教育にも導入することに関心が払われてきているが、この事業はまだあまり進んでいとはいえない。(高木四郎)

* "A Survey of Italian Psychiatry, 1949." by PAUL V. LEMKAU and CARLO DE SANCTIS, Am. J. of Psychiatry, Vol.107, No.6, 1950 による。著者のうち、LEMKAU は米人、DE SANCTIS はイタリア人である。

附 錄 Appendix

30. 精神衛生関係予算

The Estimates for Mental Health

精神衛生の事業はきわめて広汎で、その行政上の所管は各省、各部局に所属しているので、ここでは厚生省所管の精神衛生関係予算を他の項目とともにかかげた。

* この資料は昭和32年度(1957)、厚生省所管予算要求額年度別調(1957年2月11日) 厚生省大臣官房会計課による。

(a) 国費(1957年度、56年度厚生省所管衛生および民生関係予算額)

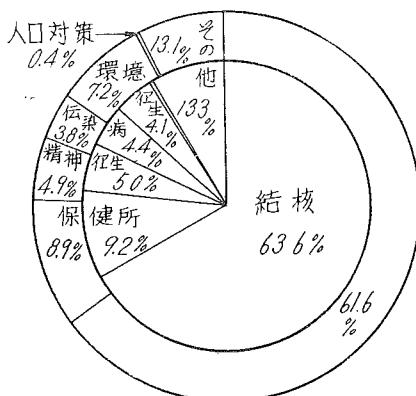
(単位 千円)

事 項		1957 年 度 要 求 額	1956 年 度 予 算 額	差 引 増 減
衛 生 関 係	精 神 衛 生 対 策	1,196,001	1,463,272	132,729
	人 口 対 策	94,277	77,572	16,705
	保 健 所	2,174,387	1,968,294	206,093
	結 核 対 策	14,980,168	13,541,801	1,438,367
	伝 染 病 予 防 費	928,637	951,597	- 22,960
	環 境 衛 生 対 策	1,721,574	892,274	829,300
	そ の 他 1	3,206,821	2,790,960	415,861
民 生 関 係	生 活 保 護	36,696,371	36,460,617	235,254
	低 所 得 所 層 対 策	500,000	100,000	400,000
	身 体 障 害 者 保 護	375,438	366,988	8,450
	婦 人 保 護	307,993	65,000	242,993
	児 童 保 護	7,048,600	6,431,902	616,698
	母 子 福 祉 対 策	590,000	450,000	140,000
	社会・健康・国民健康保険負担	20,151,896	16,069,117	4,082,779
	そ の 他 2	10,988,292	8,614,590	2,453,398
合 計		101,462,122	90,317,004	11,145,122

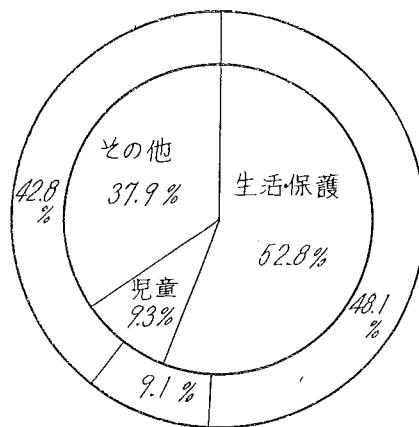
注: 1) その他1には国民年金制度準備費、性病予防、原爆対策、医療機関整備、保健婦等養成所建設補助金、科学試験研究費、国立病院特別会計への繰入れが含まれている。

2) その他2には社会福祉対策および引揚者留守家族援護その他の経費額である。

第1図 1956, 57年度衛生関係国庫
負担額比率



第2図 1956, 57年度民生関係国庫
負担額比率



注：内円は1956年度予算額
外円は1957年度要求額である（1957年2月11日現在）

(b) 地方費(1956年度地方負担保健衛生費予算額)

(単位 千円)

事 項	都道府県分	市町村分	そ の 他 (法人)
保 健 所 費	3,228,500	673,572	0
結 核 予 防 費	1,798,708	593,371	2,994,872
伝 染 病 予 防 費	820,720	688,600	0
ら い 予 防 費	9,277	0	0
精 神 衛 生 費	660,338	1,053	190,790
そ の 他	201,820	2,684,541	134,646
合 計	6,719,363	4,641,137	3,324,348

31. 精神衛生関係団体一覧

Associations on Mental Health

(a) 学術研究団体

名 称	所 在 地	創立年度	代 表 者	発行機関誌	会員数
日本精神神経学会	東京都文京区本富士町 東京大学医学部内	1902年	内村 祐之	精神神経学雑誌	約 1,300
日本心理学会	東京都文京区本富士町 東京大学文学部内	1926年	高木 貞二	心理 学 研究	約 1,000
日本社会学会	東京都文京区本富士町 東京大学文学部内	1928年	林 恵海	社会 学 評論	約 8,000
日本社会福祉学会	大阪市住吉区帝塚山東丁3目 大阪府立女子大学 家政学部内	1954年	四宮 恭二	—	約 2,000
日本教育学会	東京都文京区本富士町 東京大学教育学部内	1939年	長田 新	教 育 学 研究	約 700
日本教育社会学会		1949年	牧野 異	教育社会学研究	
日本応用心理学会	東京都千代田区西神田 日本大学文学部内	1947年	岡部彌太郎 (昭和20年度会)	応用心理学論文集	約 700
日本遺伝学会	静岡県三島市谷田			遺 伝 学 雜 誌	
日本民族衛生協会	東京都文京区本富士町 東京大学医学部内	1931年	永井 潜	民 族 衛 生	
日本脳波学会	東京都文京区本富士町 東京大学医学部内	1952年	本川 弘一	—	約 300
矯正医学会	東京都千代田区霞ヶ関 法務省矯正局内	1951年	大津 正雄	矯正医学会誌	約 350
日本精神分析学会	東京都大田区田園調布3の608 日本精神分析研究所	1955年	古沢 平作	精神 分析 研究	約 300
日本人類遺伝学会	東京都文京区湯島3丁目 東京医科大学総合法医学研究施設内	1956年	古畑 種基	人 類 遺 伝 学 雜 誌	約 300
日本ジェロントロジー学会(老寿学会)	東京都文京区本郷1丁目 順天堂大学公衆衛生 学教室内	1956年	塙田 卍広重	寿 命 学 研 究 会 年報	
日本保育学会	東京都港区麻布盛岡町1 愛育研究所内	1948年	山下 俊郎	幼 児 の 教 育	約 300

(b) 普及団体・その他

名 称	所 在 地	創立年度	代 表 者	発行機関誌
日本精神衛生会	千葉県市川市国立国府台病院内	1902年	内村 祐之	精神衛生
日本精神病院協会	東京都文京区湯島 3の1 病院会館内	1949年	金子 準二	精神病院
復光会	千葉県船橋市宮本町 4の1843	1952年	酒井 忠正	手をつなぐ親たち
全国精神薄弱児育成会	東京都中央区日本橋通り 2の2 加藤ビル内	1952年	前田 多門	刑政
刑務協会	東京都千代田区霞ヶ関 1の1	1946年	牧野 英一	精神衛生
精神衛生普及会	東京都千代田区神田小川町3の3 都民銀行神田支店内	1952年	工藤昭四郎	愛護
日本精神薄弱者愛護協会	東京都北多摩郡国立町保谷 滝野川学園内	1934年	菅 修	
全日本特殊教育研究連盟	東京都世田ヶ谷町松原町4の272 都立青島中学校内	1952年	三木 安正	教護
全国教護協議会	東京都北多摩郡東村山町野口 都立萩山実務学校内	1949年	島田 正蔵	教育と医学
教育と医学の会	東京都港区三田豊岡町 8 慶應通信内	1953年	牛島 義友	北海道精神衛生 協会会報
北海道精神衛生協会	札幌市北3条西5丁目 北海道衛生部	1953年	石橋 猛雄	近畿精神衛生
千葉県精神衛生協会	千葉市登戸町1の28 千葉県立千葉精神衛生相談所内	1951年	荒木 直躬	広島精神衛生協 会会報
近畿精神衛生協会	滋賀県甲賀郡水口町	1954年	青木 亮貴	精神衛生
大阪精神衛生協会	大阪市福島区堂島浜通 大阪大学医学部内	1951年	堀見 太郎	
広島精神衛生協会	吳市阿賀町 広島医科大学医学部内	1950年		教育心理学研究
徳島県精神衛生協会	徳島市新倉町3の31	1948年	佐香栄次郎	
鹿児島精神衛生協会	鹿児島市永吉町 200	1952年	横山 鉄夫	
教育心理学協会	東京都文京区本富士町 東京大学教育学部内	1952年	岡部彌太郎	
日本医療社会事業家協会	東京都千代田区丸ノ内 東京都衛生局普及課内	1953年		
愛育会	東京都港区麻布盛岡町 1 の 5	1954年	斎藤 文雄	
全日本看護人協会	東京都世田谷区上北沢 3の 101 都立松沢病院内	1947年	成次 和生	全看協
全国社会福祉協議会	東京都渋谷区原宿 3の266	1951年	田子 一民	社会事業
日本更生保護協会	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4の653	1939年	木村徳太郎	更生保護

以上は精神衛生関係諸団体であるが、このほかに栃木、埼玉、三重の各地に精神衛生協議会が結成されている模様であるが、資料がないので、ここに挙げることができないのは残念である。御連絡をお願いしたい。

(c) 世界精神衛生連盟

World Federation for Mental Health

世界精神衛生連盟は現在、41ヶ国の95団体によつて構成されている。現会長はアメリカの文化人類学者 MARGARET MEAD であり、事務局長にはオーストリアの精神医学者 HANS HOFF が当つている、WFMHの趣意書によれば、その目的は「あらゆる国民と国家に、可能なかぎり最高の精神的健康の規準を増進することであり、しかもそれは最も広汎な生物学的、医学的、教育的および社会的観点に立つもの」であり、「でき得るかぎり、より良い人間関係の確立を助長すること」にある。

1955年現在、WFMH加盟の41ヶ国95団体は次の如くである。

ARGENTINA

Liga Argentina de Higiene Mental
Asociaciòn Psicoanalitica Argentina

AUSTRALIA

Australasian Association of Psychiatrists
Victorian Council of Mental Hygiene

AUSTRIA

Oesterreichische Gesellschaft für Psychische Hygiene

BELGIUM

Ligue Nationale Belge d'Hygiène Mentale
Association Catholique d'Hygiène Mentale

BRAZIL

Liga Brasileira de Higiene Mental
Centro de Estudos Franco da Rocha
Liga Paulista de Higiene Mental

CANADA

Canadian Mental Health Association
Canadian Psychological Association

CHILE

Asociaciòn Chilena Pro Salud Mental

CHINA

Chinese National Association for Mental Hygiene

COSTA RICA

Comité Nacional de Salud Mental

CUBA

Liga Cubana de Higiene Mental

CZECHOSLOVAKIA

Ceskoslovenska spolecnost pro péči o dusevni zdravi

DENMARK

Landsforeningen for Mentalhygiejne

EGYPT

Egyptian Association for Mental Health

FINLAND

Suomen Mielenterveysseura

FRANCE

Ligue Française d'Hygiène Mentale

Association "l'Elan Retrouvé"

Fédération des Sociétés de la Croix-Marine

GERMANY

Deutsche Arbeitsgemeinschaft für Psychische Hygiene

Berliner Ausschuss für Geistige und Seelische Gesundheit

Deutsche Gesellschaft für Psychotherapie und Tiefen Psychologie

Gesellschaft Deutscher Neurologen und Psychiater

GREECE

Neuropsychiatric Society of Athens

ICELAND

Icelandic National Mental Health Association

INDIA

Indian Council for Mental Hygiene

ISRAEL

The Society for Mental Hygiene in Israel

ITALY

Lega Italiana d'Igiene e Profilassi Mentale

JAPAN

Japan Association for Mental Health

MEXICO

Liga Mexicana de Salud Mental

NETHERLANDS

Nationale Federatie voor de Geestelijke Volksgezondheid

NEW ZEALAND

New Zealand Council for Mental Health

Family Guidance Centre

NORWAY

Norges Landsforening for Mentalhygiene

PAKISTAN

Pakistan Association for Mental Health
Pakistan Institute of Mental Hygiene

PERU

Liga Peruana de Higiene Mental

PHILIPPINES

Philippine Mental Health Association

POLAND

Polskie Towarzystwo Higieny Psychicznej

PORUGAL

Sociedade Portuguesa de Neurologia e Psiquiatria

SPAIN

Asociación Espanola de Neuropsiquiatria
Liga Espanola de Higiene Mental

SWEDEN

Svenska Föreningen för Psykisk Hälsovard

SWITZERLAND

Comité National Suisse d' Hygiène Mentale
Pro Infirmis

THAILAND

The Psychiatric Association of Thailand

TURKEY

Turkish Society for Mental Hygiene

UNION OF SOUTH AFRICA

South African National Council for Mental Health

UNITED KINGDOM AND OVERSEAS DEPENDENCIES

National Association for Mental Health
British Psychological Society
Federation of Associations of Mental Health Workers
Institute of Child Psychology
Leeds Regional Psychiatric Association
Mental Hospital Matrons' Association
National Association of Chief Male Nurses
National Society for Mentally Handicapped Children
Nursery School Association of Great Britain and Northern Ireland
Royal Medico-Psychological Association
Scottish Association for Mental Health

Hong Kong
Mental Health Association of Hong Kong

UNITED STATES AND ITS TERRITORIES

National Association for Mental Health, Inc.
American Association of Marriage Counselors, Inc.
American Association on Mental Deficiency
American Association of Psychiatric Social Workers
American Group Psychotherapy Association
American Neurological Association
American Nurses' Association
American Occupational Therapy Association
American Psychoanalytic Association
American Psychological Association, Inc.
American Psychosomatic Society
American Society of Adlerian Psychology
American Society of Group Psychotherapy and Psychodrama
American Sociometric Association
Accociation for the Advancement of Psychoanalysis
Austen Riggs Center, Inc.
Child Study Association of America, Inc.
Menninger Fondation
Mental Health Film Board, Inc.
Michigan Society of Neurology and Psychiatry
National Academy of Religion and Mental Health
National League for Nursing, Inc.
Psychiatric Forum Group
Society for Applied Anthropology
Society for the Psychological Study of Social Issues
William Alanson White Society

 Virgin Islands
 Virgin Islands Department of Health

URUGUAY

Liga Nacional contra el Alcoholismo
Liga Uruguaya de Higiene Mental

VENEZUELA

Liga Venezolana de Higiene Mental

32. 1956 年度 学界動向

Tendencies of Research for Mental Health in 1956

(a) 精神衛生関係図書一覧

(1) 精神衛生全般に関するもの

- 1) 精神衛生講話, 下田光造, 同文書院
- 2) パースナリティと人間関係
- 2) 人間の心理学, 岡本重雄, 宝文館
- 3) 人間における生命, 心, 精神, リューフナー
高橋憲訳, 森の道社
- 4) 人間工学, ウドソン, 青木, 野本共訳, コロ
ナ社
- 5) 人間の科学 2—人間の心理, 宮城音彌編, 中
山書店
- 6) 精神発達の心理学, 波多野完治, 大月書店
- 7) 無意識の心理学, 千葉胤成, 河出書房
- 8) 人生の午後三時—無意識の心理学, ユンク,
高橋義孝訳, 新潮社
- 9) しつけの心理, 関計夫, 慶應通信
- 10) 現代の心理—親と子の心理, 乾孝編, 河出書
房
- 11). 十代の心理, 南博, 河出書房
- 12) 少女期の心理, 木村俊夫, 刀江書院
- 13) 女の心理, 牛島義友, 近代生活社
- 14) 女性の心理, 乾孝, 河出書房
- 15) 思春期, 牛島義友, 河出書房
- 16) 中学生の生活と心理, 近藤勝, 同学社
- 17) 青年の心理, 乾孝, 河出書房
- 18) 青年の心理入門, 牛島義友, 河出書房
- 19) 青年期の心理学, 岡本重雄, 津留宏, 朝倉書
店
- 20) 青年期, 岸田貫一郎, 理論社
- 21) 青年期, ドベス, 吉倉範児訳, 白水社
- 22) 群集心理, ル・ポン, 桜井成夫訳, 角川書店
- 23) 性格学, パルマード, 稲葉信龍訳, 白水社
- 24) 性格と体格, 斎藤良象, 河出書房
- 25) 生活の心理, 西川好夫, 法政大学出版局
- 26) 家庭生活でこまる事はありませんか, 山下俊
郎ほか, 東西文明社

(3) 心理測定に関するもの

- 27) 心理診断法, 片口安史, 牧書店
- 28) 人格の測定と診断, 沢田慶輔, 中西信男, 村
田宏雄, 誠信書房
- 29) 人物画による性格診断法, 大伴茂, 黎明書房
- 30) 絵画一欲求不講テスト解説, 住田勝美, 林勝
造, 三京書房

(4) 児童および教育に関するもの

- 31) 児童理解のための精神衛生, 黒丸正四郎, 黎
明書房
- 32) 子供をみる眼, 守屋光雄, 創元社
- 33) 小, 中学生の心理と指導, 南博, 河出書房,
- 34) 問題児の心理と事例研究, 霜田静志, 黎明書房
- 35) 児童, 親の心理学, 佐瀬仁, 牧書店
- 36) 学級というなかま, 戸田唯己, 牧書店
- 37) 生活指導, 宮坂哲文編, 明治図書
- 38) 教師のための児童教育, 久米井東, 河出書房
- 39) 学級集団指導, 白井慎, 明治図書
- 40) 比較教育・ハンス, 利光道生訳, 明治図書
- 41) 教室の学習心理, 渡辺秀敏, 明治図書
- 42) 児童社会心理学, 長島貞夫, 牧書店
- 43) 教育社会心理学, 古旗安好, 金沢書店
- 44) 教育社会学, 清水義弘, 東大出版会
- 45) 教育年鑑, 時事通信社編, 時事通信

(5) 精神病理学, 神経症に関するもの

- 46) 精神病理学総論(下), ヤスバース, 内村祐
之, 西丸四方, 島崎敏樹, 岡田敬蔵共訳, 岩
波書店
- 47) 現代人の精神医学教室, 懸田克躬, 日本評論
新社
- 48) 精神医学の一般知識, 塩入円祐, 鶩の宮書房
- 49) 精神分析入門(上), フロイド, 豊川昇訳, 新
潮社
- 50) 集団心理療法入門, スラヴィソン, 小川太郎,

- 山根清道共訳, 誠信書房
- 51) 精神療法, パルマード, 三浦岱栄訳, 白水社
 - 52) カウンセリングの技術, 来談者中心法による, 友田不二男, 誠信書房
 - 53) 精神病の治療, バリュツク, 高橋宏, 黒川正則, 小林貞孝共訳, 白水社
 - 54) 覚醒剤中毒, 立津政順, 藤原豪, 後藤彰夫, 医学書院
 - 55) 老人の精神障害, 三浦百重編, 医学書院
 - 56) 英雄と精神異常の境, エリクソン, 草野栄三郎訳, 日本教文社
 - 57) 注意とその病態, パル, 島崎敏樹, 宮本忠雄共訳, 白水社
 - 58) 異性ノイローゼ, 加藤正明, 光文社
 - 59) 不安とのたたかい, 高臣武史, 東都書房
 - 60) 不安の解決, 鈴木知準, 池田書房
 - 61) 不眠症, 西丸四方, 診断と治療社
- (6) 社会病理に関するもの
- 62) 日本の社会と生活意識, 川島武宜, 学生社
 - 63) 日本の家族, 橋浦泰雄, 日本評論社
 - 64) 近代家族, 北村達, 大明堂
 - 65) 農民運動, 山口武秀, 大月書店
 - 66) 青年の世界, 清水幾太郎, 洋々社
 - 67) 自由の抵抗線, マツキーバー, 菊地綾子訳, 角川書店
 - 68) めざめる村々, 田野信夫編, 新評論社
 - 69) 農民の暮らしと考え, 松丸志摩三, 新評論社
 - 70) 働く女性の歴史, 三瓶孝子, 日本評論新社
 - 71) 家庭生活と道徳教育, 古川厚, 牧書店
 - 72) 生活慣習と迷信, 迷信調査協議会編, 技報社
 - 73) 人間心理と宗教, ユング, 浜川祥枝訳, 日本教文社
 - 74) 宗教と信仰の心理学, 新心理学講座, (4) 小口律一編, 河出書房
 - 75) 人間の科学 (3) 人間と社会一川島武宜編, 中山書店
 - 76) 青春の社会学, 菊地綾子, 河出書房
 - 77) 映画社会学, 印南高一, 早大出版会,
 - 78) 異常社会, 村田宏雄, 講談社
 - 79) 十代の社会診断, 坂本泉也, 誠信書房
 - 80) 社会科学における場の理論, クルトレヴィン 猪股佐登留訳, 誠信書房
 - 81) 流行—その魅力の分析, 佐藤智雄, 日本教文社
- (7) 社会福祉事業に関するもの
- 82) 社会福祉学総論, 岡村重夫, 柴田書店
 - 83) 社会福祉の指導と実際, 黒木利克, 時事通信社
 - 84) 愛, 人間, 社会—社会的結合の研究, 今崎秀一, 関書院
 - 85) 飢餓一人類の悲劇的実態, 中村浩, みすず書房
 - 86) 社会技術入門—グループ・ダイナミツクスと集団討議一, 三隅二不二, 白亜書房
 - 87) 人を使ふ技術, 米山武, 大蔵出版
 - 88) 各国の社会保障—アメリカ・ソヴェット, 末高信編, 一粒社
- (8) ケース・ワークに関するもの
- 89) 児童のケース・ワーク事例集—精神薄弱児の事例特集一, 厚生省児童局監修, 日本児童福祉協会
 - 90) ケース記録の書き方, 日本社会事業短大編, 中央法規出版
 - 91) 医療社会事業, 中尾仁一, メディカルフレンド社
 - 92) 身体障害者ケースの取扱, 身体障害者福祉研究会編
- (9) 産業に関するもの
- 93) 産業の社会心理, ブラウン, 伊吹山太郎, 野田一夫共訳, ダイヤモンド社
 - 94) 鉄物の町—産業社会学的研究, 尾高邦雄編, 有斐閣
 - 95) 近代鉱工業と地域社会の展開, 日本人文科学会編, 東大出版
 - 96) 失業者一カンテラは消えず一, 九州産労科学研究所, 五月書房
 - 97) 失業者の存在形態, 法政大大原社会問題研究所編, 東洋経済新報社
 - 98) 官僚制と人間, ベンディツクス, 高橋徹, 總貫譲治共訳, 未来社
- (10) 罪犯に関するもの
- 99) 少年非行, ヒーリー, 橋口幸吉訳, みすず書房
 - 100) 犯罪心理, ハンスグルーレ, 中田修訳, みすず書房
 - 101) 異常と犯罪の心理学, 新心理学講座(3), 井村恒郎編, 河出書房

(b) 精神衛生関係論文一覧

(1) 精神衛生全般に関するもの

- 1) 精神衛生の問題点を追つて、菅修、厚生指標 3巻5号
 - 2) 歐洲における精神衛生からみた施設と学校、平井信義、精神衛生、4巻9号
 - 3) 精神衛生行政の指向するもの、大橋六郎、精神衛生普及会、12号
- ### (2) パースナリティと人間関係
- 4) 行動と環境、松宮周朗、新潟大学人文科学研究 10号
 - 5) 自我における意識と知意識、北村晴朗、文化 18巻5号
 - 6) 社会制度とパースナリティ、齊藤吉雄、文化 19巻6号
 - 7) 繁華街における人間行動、立教大学都市研究グループ、立教大学文学部社会学科研究紀要 3号
 - 8) フラストレーション過程と欲求の変化、岩原喜与子、心理学研究、26巻5号
 - 9) 心理学における情報の概念について、大川信明、東京女子大学論集、6巻1号
 - 10) 親子関係の心理学的研究(5) 中西昇、丹下庄一、児童学、3巻5号
 - 11) 親子の期待願望と子供のパースナリティ、塩田芳久、児童心理、10巻11号
 - 12) 子供・両親、関係の規制要因について、辻正三、都立大学人文学報、14号
 - 13) 家庭生活における父母の活動領域、中村陽吉、都立大学人文学報、14号
 - 14) 母親の養育態度が幼児の攻撃的行動におよぼす影響について、福田準子、広島大学教育学部紀要、4号
 - 15) 米国における日本留学生の適応の問題、アカデミア、13輯
 - 16) 臨床心理学の方法論的考察、黒丸正四郎、教育心理、3巻4号
- ### (3) 心理測定に関するもの
- 17) 臨床心理におけるテスト・バッテリイの構成 佐野勝男、横田仁、心理学研究、27巻2号
 - 18) パースナリティ・インベントリイの研究(1)

佐野勝男、横田仁、坂部先平、精神医学研究所業績集、3号

- 19) WISC知能・診断テストの絶対尺度化、印東太郎ほか、心理学研究、27巻2号
- 20) プロジェクティブ・テストにおける性格と投影、児玉省、教育心理、4巻7号
- 21) ロールシャッハ・テストにおける反応数について、田中富士夫、金沢大学法文学部論集、3号
- 22) ロールシャッハ・テスト文献解題(1) 鈴木清、立命館文学、6号
- 23) 日本版TATの図版作製について、横田仁、佐野勝男、木村礼子、精神医学研究所業績集 3号
- 24) Picture-Frustrationに関する研究、(1) 上田順一、島根大学論集、6号
- 25) 文章完成法テストの評価方法、佐野順一、横田仁、精神医学研究所業績集、3号
- 26) 情意不安テスト、大須賀哲夫、労働科学、31巻12号
- 27) 意志気質検査の要因分析的研究、久芳忠俊、教育心理、3巻3号
- 28) 觉醒アミン中毒者のベンダーゲシユタルト・テストに関する研究、岩井勤作、精神経誌、58巻9号
- 29) テストマニア、ソローキン、上田潤二訳、アメリカーナ、2巻8号

(4) 児童および教育に関するもの

- 30) 問題児、高木四郎、小児科臨床、9巻1号
- 31) 欠陥児童の問題・父母・教師の医学ノート(1) 高木俊一郎、教育と医学、4巻5号
- 32) 人間関係と児童、児童心理特集、児童心理、10巻5号
- 33) 児童の性格形成とその社会的背景について、高橋種昭、立教大学文学部社会学科研究紀要 4号
- 34) 子供の自主性、児童心理特集、児童心理、10巻10号
- 35) 异性同胞中の子供について、谷喜代子、五島真希子、児童学、3巻5号
- 36) 児童の知能における人格的要因の測定に関する

- る研究, 品川不二郎, 教育心理, 4卷1号
- 37) 精神薄弱者の社会的適応, 糸賀一雄, 田中昌人, 教育心理, 3卷4号
- 38) 精神薄弱児の職業指導, 豊原恒男, 教育と医学, 4卷5号
- 39) 不就学, 長欠児生徒対策について, 柳川覚治, 文部時報, 943号
- 40) 公立の小・中学校における長欠児生徒の実態, 鈴木英市, 文部時報 943号
- 41) 長期欠席の現況, 長谷川致正, 教育時報, 106号
- 42) 夜尿症の実態と治療—父母・教師の医学ノート(10), 高木俊一郎, 児童教育, 4卷4号
- 43) 高校生における男女交際の意見およびその変化に関する一調査, 岩城富美子, 児童教育, 4卷12号
- 44) 児童の社会的行動におよぼす学習指導法の影響について, 小室庄八, 教育心理, 3卷3号
- 45) 学級, 社会的構造に対する教師の態度に関する研究, 小川一夫, 教育心理, 4卷1号
- 46) 学級社会における交友関係におよぼす家庭状況の影響, 杵嶺信栄, 新潟大学教育心理学科論集, 4号
- 47) リーダーとボス, 児童心理特集, 児童心理特集, 児童心理, 10卷7号
- (5) 精神病理学, 神経症に関するもの
- 48) 神経症の構造, 新 Jacksonism の理論を中心として, 村上仁, 日本医事新報, 1523号
- 49) 精神薄弱児に関する病態生理学的研究, 原田敏雄, 新潟医学会雑誌, 68年10号
- 50) 覚醒剤中毒症の発病成因に関する臨床的研究
(1) 青木義治, 鶴岡俊明, 有安孝義, 川久保貞彦, 高良武久教授開講十五周年記念論文集
- 51) 犯罪者非行少年の覚醒剤嗜癖に関する研究, 樋口幸吉, 武田慎二, 犯罪学雑誌, 21卷3号
- 52) 覚醒剤中毒者の責任能力, 竹山恒寿, 高良武久教授開講十五周年記念論文集
- 53) 神経黴毒特に進行麻痺の減少傾向と Penicillin 療法の成果, 白木博次, 小林清男 総合臨床, 3卷7号
- 54) 神経症の概念, 井村恒郎, 高臣武史, 最新医学, 11卷6号
- 55) Neurose の鑑別特に内因性精神病との区別, 村上仁, 最新医学, 11卷6号
- 56) 精神神経症の麻醉診断, 村上敏雄, 新潟医学会雑誌, 70年3号
- 57) 神経症の診断特に一般臨床に於ける鑑別を中心, 中川四郎, 神経研究の進歩, 1卷2号
- 58) 慢性覚醒剤中毒, 林暉, 精神経学雑誌, 57巻5—6号
- 59) 小都市に於ける精神障害者の生態学的研究, 加藤正明, 分島俊, 上村安一郎, 清水寿, 鈴木秋津, 河村高信, 岡庭武, 渡辺位, 高塩悌二, 森三郎, 関川みよ, 医療, 6卷4号
- 60) 消化性潰瘍の人格研究, 掘見太郎, 岩田豊明 診療, 6卷7号
- 61) 犯罪的精神分裂病者—其少年非行診断上の意義, 阿部照雄, 矯正医学会誌, 5卷1号
- 62) 神経病と鬱病—診断上の諸問題, 謹訪望, 日本医事新報, 1692号
- 63) 慢性覚醒剤中毒症の神経病理学的研究, 小倉日出磨, 精神経学雑誌, 58巻6号
- 64) 神経症と内因性精神病との境界領域にある病像, 布施邦之, 矢野敏邦, 羽塚康子, 名古屋市立大学医学会雑誌, 5卷3号
- 65) 戦争神経症の統計的観察, 中村強, 医学研究, 25卷10号
- 66) 我国の施行する精神神経症者の集団精神療法, 田原幸男, 山田豊, 金子寿子, 名古屋医学, 70卷4号
- 67) Neurose と病理, 井村恒郎, 公衆衛生, 20卷2号
- 68) 観察事態下の精神障害者の行動, 西尾忠介, 天羽大平, 大島貞夫, 稲葉有三, 持丸安止, 東京医事新報, 73巻7号
- 69) 精神病の集団遺伝に関する研究 (4) 血族結婚の問題, 岸本鎌一, 広瀬伸男, 中村逞, 環境医学研究所年報, 7号
- 70) 結核発病に於ける心理環境の力動的考察, 岩本鎌一, 渡辺康尚, 環境医学研究所年報, 7号
- 71) 精神欠陥非行少年の予後に関する研究, 樋口幸吉, 矯正医学会誌, 5卷1号
- 72) 青年期におこる罪悪感を伴つた自慰の様々な形, 小川芳雄, 宮城県児童相談所紀要, 3号
- 73) 心理療法 (1) 佐治守夫, 児童心理と精神衛生, 5卷4号
- 74) 心理療法 (2) 一対象および方法一, 佐治守

- 夫, 児童心理と精神衛生, 5巻5号
- 75) 心理療法(3)一方法一, 佐治守夫, 児童心理と精神衛生, 5巻6号
- 76) 心理療法による治療効果の測定に関する研究
佐治守夫, 片口安史, 精神衛生研究, 4号
- 77) 吃音児の心理療法の経験, 長尾憲彰, 児童学15号
- 78) 情緒的障害による減黙児に対する心理療法の一例, 後藤毅, 児童学, 15号
- 79) 心理療法としての綴り方, 松村康平, 児童心理, 10巻1号
- 80) 人格適応のカウンセリング, 多田治夫, 金沢大学学生郎事報, 2号
- 81) カウンセリングの技術に関する研究, 増田幸一, 高橋省己, 神戸大学教育学部研究集録, 13号
- (6) 社会病理に関するもの
- 82) 患者ストライキの事例研究—ホスピタリズムの社会心理学的研究(2)一, 早坂泰次郎, 立教大学文学部社会学科研究紀要, 4巻
- 83) 日本の地域社会にみられる社会・経済的適応, ベネット, 松原治訳, アメリカーナ, 2巻2号
- 84) 都市の家族問題, 鮫島龍男, 都市問題, 47巻6号
- 85) 都市生活における家族の機能, 山根常男, 都市問題, 47巻6号
- 86) 社会思想と老人問題, 北神正, 都市問題研究, 7巻10号
- 87) 都市農村の家屋—老人の問題一, 村田松男, 社会事業, 38巻8号
- 88) 地方ボスの精神形態, 藤原弘達, 思想, 378号
- 89) 戦後都市の世相・風俗・娯楽文化—都市文化の不均衡一, 久山満夫, 都市問題, 47巻1号
- 90) 都心観楽街の地域的性格の研究—特に地域社会帰属の問題を中心として一, 大橋薰, 都市問題, 47巻4号
- 91) スラム街の社会学的考察, 大橋薰, 社会事業38巻9, 11号
- 92) 基地周辺のひとびと, 鶴見良行, 中央公論, 71巻7号
- 93) 心理から捉えたアパート計画論—ノイローゼ防止について一, 竹本清太郎, 住宅金融月報63号
- 94) 住宅難の健康におよぼす影響, 庄司光, 住宅復興, 14号
- (7) 社会福祉に関するもの
- 95) 社会福祉協議会の組織とその発展—地域社会の発見, 民生的生活の育成一, 鳩田啓一郎, 社会事業, 38巻10号
- 96) 家族制度と社会福祉, 有賀喜左門, 社会事業38巻9号
- 97) 学族制度と社会福祉事業, 明山和夫, 都市問題, 7巻10号
- 98) 社会事業と社会福祉事業, 中鉢正美, 生活と福祉, 4号
- 99) 社会福祉施設と地域活動, 横山定雄, 社会事業, 39巻9号
- 100) 都市の機能としての社会福祉, 野呂八束, 社会事業, 39巻5号
- 101) 英国のソーシャル・サービス, 莉安達男, 厚生の指標, 3巻5号
- 102) 老人福祉の問題点, 杉村春三, 熊本社会福祉研究, 3巻1号
- 103) 老後の職業, 上田耕三, 社会事業, 39巻12号
- 104) 老人クラブの意義と運営, 村田松男, 社会事業, 39巻9号
- (8) ケース・ワークに関するもの
- 105) ドイツ的ケース・ワーク, ドイツ労働者福祉団編, 高橋, 三浦訳, 社会問題研究, 6巻2号
- 106) 米国社会事業に於ける最近の理論的问题点, 木田徹郎, 日本社会事業短大研究紀要 4集
- 107) 英国における家族ケース・ワークの形態, 東田英夫, 社会問題研究, 6巻1号
- 108) ドイツ的ケース・ワーク, ドイツ労働者福祉団編, 高橋正一, 三浦賜郎共訳, 社会問題研究, 6巻2号
- 109) ソシアルワーカーの本質的機能, 岡村重夫, 社会福祉論集, 3号
- 110) 社会事業の方法, フリードランダー, 小松源助訳, 熊本短期大学論集
- 111) 公的扶助とケース・ワーク, 仲村優一, 日本社会事業短大研究紀要, 4集
- 112) 福祉事務所とケース・ワーク, 仲村優一, 生

- 活と福祉1号より継続中,
- 113) 公的扶助とケース・ワーク, 津金信, 社会事業, 39巻2号
- 114) ケースワーカーとしての福祉上の諸問題, 山口県社会課, 山口県社会福祉, 11巻4号
- 115) ケースワーカー自身の精神衛生, 土井正徳, 医療社会事業, 7巻3号
- 116) 岡山県に於ける医療社会事業の歩み, 小谷光江, 医療社会事業, 7巻3号
- 117) 医療社会事業の盲点, 孝橋正一, 医療社会事業, 7巻1号
- 118) 医療社会事業を阻むもの, 三好順, 医療社会事業, 7巻2号
- 119) M. S. Wとしての患者との接し方, 深津要, 医療社会事業, 7巻3号
- 120) 医療社会事業従事者とその仕事の実態, 児玉美都子, 社会事業, 39巻2号
- 121) 社会福祉事業従事者の悩みを思う, 森喜一, 生活と福祉, 5号
- 122) 社会福祉事業施設職員の待遇について, 岩野昭太郎, 熊本社会福祉研究, 3巻1号
- 123) ケース・ワークとコミュニケーション—特に青少年問題について—, 木田徹郎, 青少年問題, 3巻9号
- (9) 産業に関するもの
- 124) 産業精神衛生の意義と問題, 安藤瑞夫, 精神衛生普及会, 7.8月号
- 125) 従業訓練の実際方法と精神衛生, 村田宏雄, 精神衛生普及会, 12月号
- 126) 統計からみた戦後の労働運動, 労働統計, 労働統計調査月報, 7巻9号
- 127) 未充足求人の問題点—雇用と失業—, 関清, 雇用と失業, 8号
- 128) 戦後の日本社会の分析—産業・労働—, 米山桂三, 松島静雄, 青沼吉松, 社会学評論, 7巻1号
- 129) 職業指導における人間関係論, 山本至郎, 立教大学文学部社会学科紀要, 4巻
- 130) のれん習俗にみられる人間関係(2)—その結合様式の変貌過程について—, 横山定雄, 立教大学文学部社会学科紀要, 4巻
- 131) 職業の社会的評価の国際比較, インケリス, ロツシ, 尾高京子訳, アメリカーナ, 2巻10号
- 132) 技術的变化・イデオロギーおよび生産性, ブローズン, 今井賢一訳, アメリカーナ, 2巻8号
- (10) 犯罪に関するもの
- 133) 日本の犯罪少年, 小川太郎, 中央公論, 71巻2号
- 134) 増大する少年犯罪, ウォルフ・ミツデンドルフ, 家庭裁判月報, 7巻10号
- 135) 東京都(23区)における非行少年の生態学的研究, 家庭裁判月報, 8巻3号
- 136) 不良社会における少年, 渡辺慧, 中央公論, 71巻2号
- 137) 非行少年の家庭, 大浦金蔵, 家庭裁判月報, 8巻4号
- 138) 少年院逃走者に関する調査, 家庭裁判月報, 7巻7号
- 139) 少年の人権と犯罪少年対策, 小川太郎, 法律時報, 27巻12号
- 140) 慢性覚醒剤中毒者の犯罪責任ならびに自白等に関する一考察, 星野清之助, 警察学論集, 8巻2号
- 141) 常習犯, 小川太郎, 法学セミナー, 6号
- 142) 犯罪行動の予測, 佐藤昌彦, 家庭裁判月報, 8巻2号
- 143) 犯罪行動についての場の理論, 佐藤昌彦, 季刊刑政, 4巻1号
- 144) 犯罪行動における因果関係(1), 佐藤昌彦家庭裁判月報, 7巻7号
- 145) 犯罪行動における因果関係(2), 佐藤昌彦家庭裁判月報, 7巻8号
- 146) 犯罪はどうして防ぐか, 木村龍二, 更生保護8巻7号
- 147) 「お礼参り」と保釈, 植松正, 犯例時報, 83号
- 148) 映画と犯罪, 花井忠, 更生保護, 9巻9号
- 149) 英国におけるプロベーション・オフィサーの養成等について, 外山四郎, 家庭裁判月報, 8巻5号
- 150) フランスにおける犯罪少年および虞犯少年の遭遇, 有柳文雄, 家庭裁判月報, 7巻11号

(c) 精神衛生関係映画一覧

- 1) よくわかる受胎調節：製作ルネツサンス総合アリズム研究所，2巻，解説，家族計画実地指導篇
- 2) 家族計画第一歩：製作エルム映画社，3巻。(解説)，いま、農村の生活条件が家族計画を考えなければならなくなっていること、家族計画の意義を知り、実行することが大切であることをある村の記録の中に説いている。
- 3) 村の計画産児：製作、日本芸映プロダクション，4巻。(解説)，受胎調節普及映画
- 4) 赤ちゃんの泣き声：製作モーションタイムズ社，2巻。(解説)，赤ちゃんの泣き声から赤ちゃんの要求や願いを知ることが出来ることを実例によって示したので、ねむい時、痛い時、空腹時、甘えた時、怒っている時等によつて、泣き方が異なることを描いている。
- 5) 赤ちゃんの四季：製作東京映画研究所，2巻。(解説)，母子衛生普及映画
- 6) 赤ちゃん日記：製作東京映画研究所，4巻。(解説)，母子衛生普及映画
- 7) 保育園の子供達：製作共同映画社，2巻。(解説)保母さんは子供たちを叱らないで、よい共同生活ができるように心をくださいます。保育園の子供たちの生活を記録製したもの。
- 8) こどもとおもちや：共同映画社，新文化映画社，福岡こどもを守る会，2巻。(解説)子供の年齢に応じて、おもちやを与える事を説明する。
- 9) 教室の子どもたち：製作岩波映画製作所，3巻。(解説)，学級指導の道の一つ、それは子供たちを理解する事である。この映画は東京のある小学校2年生を自然のままを撮し、主としてその表情を通じて、学級社会における子供たちの心理の一端を追求している。
- 10) グループの指導：製作文部省、岩波映画製作所。3巻。(解説)，東京都下の山合いの小さな部落にある学級でも、そこに学び生活する子供たちに、沢山の難かしい事柄があります。映画はグループ指導の一つの方法である話し合い劇を中心にして、実際に自分たちがぶつかつている問題を、子供たち自身がどのように解決してゆくかを記録している。
- 11) 絵を描く子供たち：製作岩波映画製作所，4巻。(解説)，子供たちの絵には、彼等自身の様々な感情や問題や性格が現われます。この映画は東京の下町の或る小学校に入学した子供が、絵を書く事によつて、次第に元気活潑になつて行く過程を記録している。
- 12) 遠足：製作東映株式会社，2巻。(解説)，学校教育と家庭教育との結びつきについて、大きな関心が示されている今日、この映画は学校と家庭の在り方の相違に当惑する児童を描いて家庭に於ける両親の愛情と理解とが、いかにあるべきかを明示しようとする。
- 13) 腕白日記：製作富士映画社，2巻。(解説)，児童不良化防止映画
- 14) 子供をすこやかに：製作東京都映画協会，1巻。(解説)社会の出来ごとの中で私たちの心を傷めるのは、幼い者たちの犯す犯罪です。健やかにうとする子供にとって生活の環伸びよ境ほど大切なものはありません。子供たちの心に大きな影響を与える書物、映画・ラジオ、テレビ。
- 15) 覚せい剤の恐怖：製作日本産業映画，2巻。(解説)，覚せい剤危害防止映画
- 16) 二つの斗い：製作精光映画社，2巻。(解説)，かつてのヒロボン中毒時代を顧み、その全快の経路を語り今さらその怖しさにおののくタ一坊に、悪の仲間は再び引込もうとする。悪と善の斗いに意志の強さで打勝つていく。
- 17) 光の歌：製作社会福祉法人いわき福音協会，4巻。(解説)，肢体不自由児療育
- 18) 九十九里浜の子供たち：製作東映株式会社教育映画部，3巻。(解説)，長欠児童の問題は決してゆるがせに出来ない。この作品は不漁にあえぐ銚子附近の漁港にある全国でも初めてと思われる補導学級の実際を記録し、全国で30万を超える長欠児童への対策とこれに対する一般関係者の理解を援ける一助にしようというもの。
- 19) 双生児学級：製作岩波映画製作所，3巻。(解説)，この映画は遺伝と環境が人間に及ぼす影響を描こうとする学術的なものである。東大附属中学の双生児を通じて、双生児の体つき活動性、感情を追求する。
- 20) ことばと態度：製作三木映画社，2巻。(解説)，

ことばと態度が日常生活にどんなに大切であるかを、注意したために好結果であった場合と不注意であったために結果のよくなかった場合をいくつか例をあげて説いているもの。

- 21) 本をよむお母さん：製作文部省、三井芸術プロ、2巻。(解説)，長野県の山村の母親の社会教育を進めるために町の図書館から本を系統的に借出し、子供等を通じてそれらの本を

家庭に持込ませてみた。母親達は子供達の持ちかえる本に初めは無関心だったが、様々な経験を通じて次第によむようになってゆき、現在では母親達が自分で本の交換に町へ行っている。

- 22) 心やすらかな人々：製作東京都映画協会、1巻。(解説)，或る養老院に入所した人々の生活を描いたもの。

(d) 学会発表業績一覧

第53回 日本精神神経学会

昭和31年3月(新潟大学において)

- 1) 養老院収容者の神經精神科的研究、泉周雄、早川伴和、松川清二、信藤弘、広島大精神科
- 2) 飲酒嗜癖者の精神病理学的研究、高橋宏(神経研究所)
- 3) 内科外来患者の病態心理学的観察、金沢卓也、野田輝雄、菅正明、杉野庄蔵、金光紀郎、小川暢也(九大内科)
- 4) 外傷性神經症の臨床心理学的研究(第3報)病後歴について、近藤駿四郎、高臣武史(東京労災病院)
- 5) 中年及び老年期に於ける神經症の臨床的研究、伊藤正(奈良医大精神科)
- 6) 夫婦軋轢の精神療法、畠下一男(東京家裁)
- 7) 強迫体験の対自的構造に就いて、浦島誠司(岐阜大精神科)
- 8) 神經症に対する了解心理学の役割り、石川清(神経研究所)
- 9) 自由連想法の研究(その1)「第一次操作反応」について、高橋進、武田専、小此木啓吾(慶應大神経科)
- 10) 分裂症と診定するのに躊躇する症例に就いて、野口晋二、西尾友三郎、西尾忠介、辰沼利彦、加藤雄司、三井良二(桜ヶ丘保養院)
- 11) 精神分裂病者に見られる宗教に就いて、白石英雄(三重県立高茶屋病院)
- 12) 分裂病の妄想と環境、新井尚賢、柴田洋子(東邦大神経科)
- 13) 精神分裂症における離人症の現象学的考察(その2)対象意識面の障害、井上晴雄(東京医歯大神経科)
- 14) 小児の精神分裂病様疾患について、小林提樹

- 石橋泰子、伊藤文雄(東京日赤産院小児科)
- 15) 小児分裂病に対する心理療法の経験、高木四郎、菅野重道、池田由子(国立精神衛生研究所)
- 16) 覚醒剤中毒の臨床的病態生理の研究、古閑義之(慈恵大古閑内科)竹山恒寿、青木義治、(総武病院)その他14名
- 17) 家族精神分裂病の臨床遺伝学的考察、中沢恒幸(宮崎県立富養園)
- 18) 神經症の遺伝臨床的研究、満田久敏、堺俊明、大塚文雄(大阪医大精神科)
- 19) 在院分裂病患者の臨床統計、富永一、三辺義久、堀口良男、その他7名(東京第一病院神経科)

シンポジアム「精神分裂病」

司会 中條三(九大精神科)

1. 精神分裂病の現状(司会者の挨拶に代て)中條三(九大精神科)
2. 分裂症の心因論—その可能性について—、井村恒郎(日大精神科)討論、中川四郎(群大精神科)山村道雄(弘前大精神科)西丸四方(信州大精神科)村上仁(京都大精神科)
3. 分裂病の身体病理、林暉(都立松沢病院)
4. 精神分裂病の遺伝生物学、満田久敏(大阪医大精神科)
5. 精神分裂病の集団遺伝学的研究、岸本鎌一(名古屋大環境研究所)
6. 精神分裂病双生児について、井上英二(順天堂滝川分院)、上出弘之(東京家裁)、足立博(順天堂滝野川分院)、栗原雅直(東京大神経科)

第1回 日本人類遺伝学会

昭和31年6月(慶應義塾大学において)

シンポジウム「人類における集団遺伝学」

- 1) 日本における劣性遺伝病の遺伝子頻度について, 田中克己(国立遺伝研)
- 2) 精神病の集団遺伝学的研究, 岸本鎌一(名古屋大・環境医研)

シンポジウム「双生児の問題」

- 1) 遺伝心理学の諸問題, 高木正孝(神戸大・文・心理)
- 2) 精神医学領域における双生児研究, 上出弘之(東京家裁)

第3回 矯正医学会

昭和31年9月(東京都共済会館において)

- 1) 精神低格受刑者の形質人類学的研究, 高橋吉俊(城野医療刑務所)
- 2) 非行少女の異常形質について, 増田英子(明徳少女苑)
- 3) 少年院勤者の疲労について, 柳沢弘(八王子医療刑務所), 島崎実(多摩少年院)
- 4) 犯罪行為のあり方と素質に関する研究, 柏村二郎(京都刑務所)
- 5) 少年鑑別所における人間関係の測定について, 橋本重三郎(鳥取少年鑑別所)
- 6) てんかん性疾患者の非行形成過程について, 杉田稔(名古屋少年鑑別所)
- 7) 非行反覆少年の医学的心理学的総合研究, 山根清造, 台利夫, 能美陽一, 西村秀雄(横浜少年鑑別所)
- 8) 犯罪双生児の一例について, 林脩三(京都少年鑑別所)
- 9) 非行少年の精神医学的研究——特に親分子分関係を中心としたるー, 鈴木味幌(甲府刑務所), 増田米男, 須志田満, 和田康子(甲府少年鑑別所)
- 10) 少年収容所における同性愛行動について—懲戒簿を通じての考察ー, 杉山佳行(大阪少年鑑別所)
- 11) 少年における性的非行の精神医学的研究, 西塚百合子, 南孝夫, 佐伯克(東京少年鑑別所)
- 12) 非行少年の性的発達過程, 岡部良哲(広島少年鑑別所)
- 13) 少年の性犯罪と地域社会との関連について, 日高敏美(宮崎少年鑑別所)
- 14) 収容少年の性経験と資質環境の関連について, 上館貢(高松少年鑑別所)
- 15) 性に関するシンポジウム

総論 大津正雄(矯正局)

性犯罪者の精神病理

久山照息(八王子医刑)

性的異状行為受刑者の内分泌学的研究

疋田浩四郎(城野医刑)

拘禁下の女子の性機能

山田弦(矯正局)

異常行動に対する刑事政策

樋口幸吉(東京医少年院)

- 16) 非行少年脳波の諸問題, 相田誠一, 吉川洋男(新潟少年鑑別所)

- 17) 非行少年の脳波—第3報—鮫崎徹, 南考夫, 佐伯克, 山川博臣, 喜田史郎, 椎田明, 安香宏(東京少年鑑別所)

- 18) 非行少女を主とする MMPI の研究, 野田輝雄(筑紫少女苑)

- 19) 非行少年の連想検査について, 酒井正隆(宮川医療少年院), 榎村洋一, (岐阜少年鑑別所)

- 20) 異食症の一例, 上田治, 家原利兼(京都医療少年院)

- 21) 特別少年院実態調査における精神医学的研究, 樋口幸吉(東京医療少年院), 逸見武光(府中刑務所), 武村義信(関東医療少年院), 小木貞孝(東京拘置所)

- 22) 特別少年院実態調査における臨床心理学研究, 武田慎二(矯正局), 佐伯克(東京少年鑑別所), 能美陽一(横浜少年鑑別所), 佐藤望(東京医療少年院), 奥村晋(浦和少年鑑別所), 稲所篤郎(千葉少年鑑別所), 酒井敏夫(東京拘置所), 椎田明(東京少年鑑別所), 井部文哉(東京医療少年院)

第 20 回 日 本 心 理 学 会

昭和31年6月（立教大学において）

- 1) 成功、失敗の影響に関する研究(4)一要求水準の変動に現われたフラストレーションの効果一, 横山雅臣, 横山映子(教育大)
- 2) 所謂人の硬さ(Rigidity)についての実験的研究(1), 毛利昌三(熊本大)
- 3) 要求水準決定に於けるコンフリクト, 高橋たまき(慶應大)
- 4) スティタスの過大評価, 過小評価と人格との関係(第19回総報), 大村政男(日大心理学研究室)
- 5) 家族関係と人格形成一親子の期待願望と子供のパーソナリティ(第三報)一, 塩田芳夫・丸井文男, 村上英治, 赤木愛和, 大橋正夫(名古屋大)
- 6) 友人に対する好悪に關する決定要因一数学的方法を用いた人格分析一, 鮎島史子(慶應大大学院所属)
- 7) 社会的適応性の因子構造, 大西佐一(大阪学芸大)
- 8) C A T の研究(V), 丸井澄子(岐阜大)
- 9) 描画動作の人格心理学的研究, 三好稔, 山本井多喜司(広島大)
- 10) 異常人格の総合的研究一特に願望法, 自由画, ロールシャッハ法によつて(第3報), 丸多恵子(東北大)
- 11) 双生児の共同体意識について, 三木安正, 天羽幸子(東大教育学部)
- 12) 性格指導インヴェントリー(略称 I C G)一第1報告一, 正木正, 安原宏(京都大教育学部)
- 13) 性格類型学的研究一性格診断の一方法一(第二報), 沢田忠治(金沢大)
- 14) 自我意識と価値態度, 木村禎司(日大)
- 15) 人格と個性との関係, 渡辺徹(日大)
- 16) 性格と行為(II) 亀井定雄(山口大)
- 17) 人格の価値構造価値力学について, 岡本重雄(神戸大)
- 18) Personality 研究に於ける現代絵画(Avant-garde 絵画)の中心点II, 貫名智啓(横浜国大)
- 19) 幼児における量判断の Cue について(そのII), 四方実一, 岡本夏木(京都大)
- 20) 幼児思考の発達に関する一考察, 鈴木治(東京学芸大)
- 21) 乳児における行動発達の因子分析的研究(I) 丸山康則, 村井潤一(京都大)
- 22) 乳児における行動発達の因子分析的研究(II) 丸山康則, 村井潤一(京都大)
- 23) 幼児及び児童の概念的思考について, 青木民雄(金沢大)
- 24) 発達に於ける質的転換について(そのII), 嶋津峯貢, 広田実, 深山富男(京都市児童院)
- 25) 幼児及びろう児に於ける Finger Localization Capacity について(第一報), 大崎サチエ(熊本大)
- 26) 家族関係と人格形成一社会的態度における親子の相関, 依田新, 久世敏雄(名古屋大)
- 27) 親子関係についての報告研究—第一報告, 石田恒好(東京教育大)
- 28) 家族関係と人格形成一家族関係と幼児の人格(第三報告) 大西誠一郎, 大橋正夫, 旭妙子(名古屋大)
- 29) 家族関係の研究一母親の行動としつけ型について, 杉溪一言(横浜国立大), 石井哲夫(日本社会事業短大), 小島謙四郎(日本社会事業短大)
- 30) 親子関係の心理学的研究(第八報告) 一子供の行動特性測定について, 中西昇, 丹下庄一(大阪市立大学)
- 31) 社会的態度の測定論的研究(IV)一所謂日本の態度変数を中心として一, 松山安雄(大阪学芸大) 田中国夫(神戸市外語大)
- 32) 集団発達に関する一実験, 沢田慶輔(東京大学), 杉溪一言(横浜国立大), 池内一(東大新聞研究所), 岡部慶三(〃), 水原泰介(お茶の水大), 高月東一(与論科学協会), 斎藤定良(〃), 林知己夫(統計数理研究所), 中村陽吉(東京都立大)
- 33) 集団発達に関する研究(II)一発言分析を通じて見た集団発達の型に関する研究一, 肥田野直(東大), 東洋(東大), 岸本之美(徳

- 島大) 阪本龍生(九大), 高桑康雄(東京工大), 杉溪一言(横浜大), 竹下由紀子(東大), 岡村二郎(福岡学芸大), 三隅二不二(九大), 富本佳郎(東大), 堀久(東京都立小石川高校)
- 34) Information の順序が対人認知に及ぼす影響 計摩武俊(学習院大), 肥田野直(東大), 水原泰介(お茶の水大), 東洋(東大)
- 35) Social Conformity の研究, 穂山貞登(教育大)
- 36) 集団発達に関する研究, 肥田野直(東大), 杉溪一言(横浜国大), 東洋(東大), 岸田之美(徳島大), 富本柱郎(東大), 高桑康雄(東京工大), 堀久, 岡村二郎(福岡学芸大), 竹下由紀子, 三隅二不二, 阪本龍生(九大)
- 37) 家族称呼よりみたる家族関係, 津留宏(神戸大教育学部)
- 38) 非行形成の社会心理学的研究, 歴史性を中心として, 1問題と方法, 安倍淳吉(東北大学)
- 39) 非行形成の社会心理学的研究 2, 非行形成場面非行深度。歴史的状況, 堀内幸雄(宮城刑務所)
- 40) 非行形成の社会心理学的研究—歴史性を中心として—, 高瀬常男(京都大)
- 41) 青年の新聞を中心とするマスコミュニケーションへの接近, 理解とその影響に関する研究 その3—勤労青年の場合—新聞編—, 龜井綱一(日本新聞協会編集部調査集)
- 42) C S T 色感テスト, 色彩嗜好調査の結果について, 妻倉昌太郎(日大)
- 43) 児童生徒の社会的地位に関する研究, 光安文夫(福岡学芸大)
- 44) 学生のフラストレーションについて, 中村弘道(東大)
- 45) 幼児の描画と性格(1), 角尾稔(東京芸大)
- 46) 緊張異常の研究(1), 戸川行男(早稲田大)
- 47) 緊張異常の研究(2), 清原健司(早大)
- 48) 緊張異常の研究(3), 山本美津(早大)
- 49) Child-centered play therapy の初期に於ける児童の人格的侧面の変容に関する研究, 佐藤棟男(宮城県中央児童相談所)
- 50) 矯正場面に於けるグループの研究(第二報告)
- 一孤立の(Isolate)問題一, 佐藤和夫(神奈川少年院)
- 51) 幼児に於ける Group therapy (第二報) Grouping の諸問題, 森脇要(立教大), 権平俊子(愛育研究所)
- 52) 心理療法による治療過程の量的測定に関する研究第三報, 佐治守夫(国立精神衛生研究所)
- 53) 乳幼児神経症の遺伝的背景についての臨床心理学的研究一, 隠岐忠彦(水口病院精神科)
- 54) 神経症に於ける精神作業負荷による影響, 田那村実, 久田忠男, 高橋秀告, 斎藤益三(東京慈恵医科大学)
- 55) ロールシャツハテストに於ける人間関係に関する研究—第一報—, 村上英治, 守屋健, 谷口真弓(名大), 十河一(名古屋少年鑑別所)
- 56) 精神分裂病者のロールシャツハ特徴—1—, 片口安史(国立精神衛生研究所)
- 57) 危機場面は心理テストを実施するときにいかなる影響を及ぼすか(第2報)—ロールシャツハテストの場合(その1)—, 水口芳明, 佃範夫(香川大)
- 58) 日本人のロールシャツハ反応の研究(17)—設定基準概観—, 児玉省(日本女子大)
- 59) ロールシャツハ, スコアリングに関する研究(其の一)各カテゴリー別の一致度, 長坂五郎, 栗林正男, 武川圭弘, 松岡昭子, 勝山信房(辨脳病院)
- 60) ロールシャツハ, スコアリングに関する研究(其の二)時間的経過に伴う一致性及び rescoring に於ける自己一致度(同上)
- 61) ロールシャツハスコアリングに関する研究(其の三)判定者の熟練度による一致度(同上)
- 62) ロールシャッハ, スコアリングに関する研究(其の四) FormLevel 別による判定の難易(同上)
- 63) 集団ロールシャツハの検討, 山本和二郎(京都少年鑑別所), 林修三(京都少年鑑別所), 河合隼雄(天理大), 高橋雅春(神戸少年鑑別所), 澄川智(京都中央児童相談所)
- 64) T A T, Rorschach の臨床的関連性, 塩入円祐, 阿部正, 高橋艶子, 佐藤紀子(慶應大) 滝沢清人(早稲田大) 滝沢清子(都立大)

- 65) T A T の図版構成の問題, T A T の研究その2—Murray版の分析を中心として一, 横田仁, 佐野勝男(精神医学研究所)
- 66) 精研式T A T 図版の作製T A T の研究その3—構成よりみた図版の種類について一, 佐藤勝男, 横田仁(精神医学研究所)
- 67) 集団T A T に依る男女少年院収容者の心理的変化, 推移の検討, 高村賢一郎(神戸少年鑑別所)
- 68) フロイドの投写の概念一投写技法の研究, 第一報告一, 竹内清(愛知芸大)
- 69) T A T の分析方法についての試案一, 田村鐘次郎(川崎市教育研究所)
- 70) ウエクスラーベルヴュー法による精神病患者の知能診断一, 村瀬幸男(広島大)
- 71) パースナリティ, インヴェントリーの研究その1—類型論を基盤とした試作一, 佐野勝男, 横田仁, 泉清子(精神医学研究所)
- 72) ブレイテクニツクの研究第三報(その1), 宇津木えつ子(宮城県中央児童相談所)
- 73) 性格診断テストの効果判定の研究(T. R. Tを通して), 矢龜誠一(信州大)
- 74) 日本版C A T の究研—両親の投影を中心として一, 杉溪一言(国立横浜大)石井哲夫(日本社会事業短大), 小島謙四郎(日本社会事業短大附属児童相談室)
- 75) 幼児, 児童用絵画統覚検査(R. C. A. T)の作成について一, 山本真(市足尾市児童教育研究所), 西本脩(頌栄短大)
- 76) 精神分裂病者の Pfister Farb Pyramiden Test, 秋谷たつ子(都立教育研究所)
- 77) 相談助言の技術に関する研究(II), 増田幸一, 高橋省乙(神戸大)
- 78) 親子関係の診断に関する研究一, 品川孝子(田中教育研究所)品川不二郎(東京学芸大)
- 79) 吃音児の心理療法の経験, 長尾憲彰(大阪市立大学)
- 80) 児童神經症の治療に関する研究, 品川不二郎(東京学芸大)
- 81) 問題児の心理療法の一, 二の経験について, 後藤毅(大阪市立大学家政学部)
- 82) 教護院収容少年に対する臨床心理学的研究一言語連想検査所見一, 瓜生武(東京家裁科
学調査研究室)
- 83) T A T 所見, 木村駿(早稲田大)
- 84) ロールシャッハ検査所見, 湯本泰道(早大)
- 85) Client-Centered Psychotherapy による Personality change の事例研究, 岡崎 昇(茨城キリスト教短大)
- 86) 乳児院収容児の臨床的研究, 第二報予後調査的研究(その一), 池田由子(国立精神衛生研究所)
- 87) 活動集団治療の効果について, 大賀夫一(福岡学芸大)
- 88) 非指示的遊戯療法①経験(2)—遊戯療法の研究(第2報), 嶋瀬稔, 安原宏(京都大)
- 89) 非行少年の総合的研究第1報IIテスト別実施結果の検討(A)ウエックスラーベルヴュー法について, 能美陽一(矯正心理学会), 加藤俊雄(東京矯正科学研究会)
- 90) 非行少年の総合的研究, 第1報IIの(B)S C Tについて, 萩田明(東京矯正科学研究所)
- 91) 非行少年の総合的研究, 第1報の(C)P F Tについて, 稲所篤郎(矯正心理学会), 奥村普(東京矯正科学研究会)
- 92) 非行少年の総合的研究, 第1報IIの(D)ロールシャッハテストについて, 佐伯克(東京矯正科学研究会), 酒井敏夫(犯罪生物研究所)
- 93) 非行少年の総合的研究, 第1報IIの(E)について, 井部文哉, 大西晶子(東京矯正科学研究会)
- 94) 非行少年の総合的研究, 第1報のII(F)ベンダーのゲシュタルトテストについて, 佐藤望(矯正心理学会)
- 95) 第1報IIの(G)ミネソタパースナリティー・スケール等にする態度の測定, 佐橋静男, 土持三郎(東京矯正科学研究会)
- 96) 非行少年の親子関係(第二報告), 田中茂(岡山少年鑑別所)
- 97) 非行少年の親子関係(完全家庭と欠損家庭の比較を中心として), 富田与(津少年鑑定所)
- 98) 矯正に於ける人間関係(其の一)施設に対する態度, 森衍(広島刑務所)
- 99) C S T にある女子少年の分析とその社会的背景についてその一色彩と性格類型, 小峰反一(愛光女子学園)

- 100) テスト成績に及ぼす実験者の影響, 統有恒, 久世敏雄(名古屋大), 泰安雄(中部社会事業短大)
- 101) 集団ロールシャッハの研究(1)—呈示時間の問題一, 多田治夫, 田中富士夫(金沢大)佐竹隆三, 酒川靖一郎(金沢少年鑑別所)
- 102) 集団ロールシャッハの研究(II)—Inquiry の問題一酒川靖一郎, 佐竹隆三(金沢少年鑑別所)田中富士夫, 多田治夫(金沢大)
- 103) 集団ロールシャッハの研究(III)—Scoring の問題一, 田中富士夫, 多田治夫(金沢大), 酒川靖一郎, 佐竹隆三(金沢少年鑑別所)
- 104) ロールシャッハテストのコンテンツアナライシスに関する研究(其の一), 辻悟(大阪大医学部)
- 105) Rorschach Technique における “Form Level Rating” について年少児への試み, 村上邦男(岩手県立杜陵学園), 野田寛隆(岩手県中央児童相談所)
- 106) ロールシャッハテストの体験型について, 篠田勝郎(静岡少年鑑別所)
- 107) ロールシャッハテストの精神発達的研究一主として幼稚園児の成績を中心として一浜中薰香(大阪大)
- 108) ロールシャッハテストの色彩効果(3), 仲原礼三(関西学院大), 村田正次(兵庫県中央児童相談所)
- 109) 多肢選択法によるインクプロット検査, 本明寛, 富田正利(早稲田大)
- 110) T A T の信頼性についての研究, 高橋茂雄(香川大)
- 111) Projective Technique の非行少年に対する適応(そのI) T A T の Stimulus Value の問題, 西村秀雄(横浜少年鑑別所)
- 112) 絵画統覚法の基礎的研究(刺激図版の距りの変化に伴う反応の変化), 野田寛隆(岩手県中央児童相談所)
- 113) 絵画を刺戟とする色彩象徴テストの試み—児童用の C S T 基礎的研究一, 松岡武(山梨大)
- 114) ゾンディテストに関する研究(第18報), 佐竹隆三, 酒川靖一郎(金沢少年鑑別所)
- 115) 矢田部—Guilford 性格検査の構造性, 辻岡美延(関西大)
- 116) 連想検査の診断的基礎的研究, 砂山延雄(前橋少年鑑別所)
- 117) サーストン気質検査の研究(1)—項目分析一肥田野直(東大教育学部)
- 118) サーストン気質検査の研究(2)—標準化の試み—長塚和彌(東大)
- 119) ろう児の精神検査の研究(1)クレベリン内田精神作業検査について, 古沢暁(福岡県立直方ろう学校)
- 120) 精神健康及び検査の妥当性について, 鈴木清(東京教育大)間宮武(横浜国立大), 品川不二郎(東京学芸大)

第 15 回 日 本 教 育 学 会

昭和31年5月(東京学芸大学において)

- 1) 精薄児の性格形成の及ぼすもの, 小宮山倭(都立青島学園)
- 2) 精神薄弱児学級編成の基準的方法についての実験的検証, 杉田裕(東京教育大)
- 3) 教育相談にあらわれた問題児の家庭環境について, 川口延, 西谷三四郎(東京学芸大), 加茂下大, 後藤ノブ子, 梅沢雄一, 藤田恭子(東京学芸大附属中学)
- 4) 幼児のパーソナティ(1)—社会的生活能力, 性格と知能との関係一, 仲谷洋平(京都市立美術大)
- 5) 幼児の交友関係に関する一考察一aggressiveな幼児の交友について一, 清水エミ子(東京, 足立区関屋幼稚園)
- 6) 非行少年の社会的予後にに関する調査, 横山雅臣, 横山映子(東京教育大)

第9回 日本保育学会

昭和31年5月(諫訪市双葉高校において)

- 1) 幼児に於ける躾の問題, 吉岡千秋(浪速短大)
- 2) 幼児の社会的適応性診断について, 岩淵春男
(真瀬幼稚園)
- 3) 家庭のしつけの方針と保育に見られる児童の
実態, 児玉省, 一木友子(日本女子大)

第8回 日本教育社会学会

昭和31年10月(東北大学において)

- 1) 学習場面における児童の反応と学級内における社会的地位との関係について, 三宅和夫(北海道大), 木村司(北海道新十津川小), 宮崎定恒(北海道滝川第一小)
- 2) 学校社会における人間関係—そのモラールを中心として—, 大道安次郎, 土井博巳, 芝野昭男(関西学院大)
- 3) 農民の職業選択を規制する諸要因の分析, 白井尚(山梨大)
- 4) 戦後農村における社会教育の展開—むら, 共同体における教育構造編のぎん味一, 森田俊男(大分県立教育研究所)
- 5) 青年の生活問題意識について, 安井忠次(北海道立教育研究所)
- 6) 東京都御藏島における人間形成, 村上泰治(東京都立大)
- 7) 学級集団研究におけるソシオメトリーの適用, 辻功, 山村賢明, 武藤考典(東京教育大)
- 8) 学習活動における人間関係の問題, 末吉梯次, 新堀通也, 田代高英, 片岡徳雄(広島大)
- 9) 駢地学童の生活態度に関する比較研究, 佐藤英吉(北海道学芸大)
- 10) 渔村家族の人間形成様式に関する研究—県外出漁型漁村の場合—, 稲井広吉(香川大)
- 11) 定時制勤労生徒のペースナリティとソシャルシステム—生活指導への基礎作業—, 小西定雄(川崎市立商業高)
- 12) 職業観の諸形態について, 本佐良邦(関西大)
- 13) 明治後期における帝国主義的教育思想とその背景, 堀松武一(東京学芸大)
- 14) 教育と社会との構造的研究, 第二報告, 一高校卒業生の職場生活ならびに教育に対する意見の分析—, 中嶽治磨(名古屋大)
- 15) 八郎潟湖畔漁村の長欠現象と部落構造の分析(その一)
(i)長期欠席生徒の実態, 渡辺勇(秋田大)
(ii)長欠現象と部落構造の分析, 佐藤守(秋田大)
- 16) 学級における貧困児童と教師の問題点, 田中一成(名城大)
- 17) 貧困児童の生活空間に関する研究, 籠山京, (北海道大), 星野始(千葉県津田沼小)
- 18) 三陸漁村における社会変動と教育, 竹内利美, 田原音和, 藤木三千夫, 江馬成也(東北大)
- 19) 児童労働—シンポジウム—, 司会小川太郎, 呈案竹之下休蔵(児童教育大), 秋元照夫(名古屋大), 溝口謙三(山形大), 江口英一, 石原孝一(北海道大)

第29回 日本社会学会

昭和31年10月(横浜市神奈川県音楽堂他において)

- 1) 行為とシンボルの問題について—イ・パーソン理論によつて—, 井上博二(鳥取大)
- 2) 役割行動の一考察, 神谷国弘(熊本商大)
- 3) 自然村における人間関係について, 斎藤由五郎(日本大)
- 4) アイヌ系農村の社会構造とペースナリティ, 富川盛道(北海道大)
- 5) 私鉄労働者の連帶性, 中本博通(大阪社会事業短期大)
- 6) 山村の宗教意識を規定するもの, 林稻苗(愛知学芸大)
- 7) 大都市郊外における近隣の一研究, 中島寅雄(国際基督教大)
- 8) 都市老人のイデオロギーと社会的適応, 大道安次郎(関西学院大)・那須宗一(中央大)
- 9) 青少年に及ぼす映画の影響, 石田博(東京家

- 庭裁判所)
- 10) 新聞投書の社会的背景, 三崎敦(東京大)
 - 11) 自殺に及ぼす戦争の影響, 近沢敬一(山口大)
 - 12) 社会関係としての結婚, 宮野直子(大阪女子学園短期大)
 - 13) 壱春防止法成立に伴う赤線地帯の動向調査, 大蔵寿一・中島龍太郎(大阪市立大)
 - 14) Cleverationについて, 佐藤政雄(新潟大)
 - 15) 少年非行研究における資料取扱上の諸問題, 土居平(九州大)
 - 16) 少年非行と人間関係, 橋本重三郎(鳥取少年鑑別所)
 - 17) 非行集団のもつゲゼルシャフト的性格, 三浦悌三(仙台保護観察所)
 - 18) 典型的公務員犯罪について, 山中一郎(慶應大)
 - 19) 社会事業本質論に対する私見, 森正夫(金沢大)
 - 20) 自己決定原則の社会的背景について, 横山定雄(国立精神衛生研究所)
 - 21) 施設集団と個人, 爪巣憲三(神奈川県国府実習学校)
 - 22) 保育所と地域社会, 平野恒子(神奈川県保育専門学院)

第4回 日本社会福祉学会

昭和31年10月(同志社大学において)

- 1) 無断欠席児の治療—協同治療の意義について 柏木昭, 紀幸子(国立精神衛生研)
- 2) ケースワーク治療よりみた問題児維母の特徴について, 山崎道子, 今田芳枝(国立精神衛生研)
- 3) ケースワークによる家族内対人関係の変容について, 鈴木育子(国立精神衛生研)
- 4) 児童治療におけるケースワーカー単独指導法 柏木昭(国立精神衛生研)
- 5) 家族内の問題把握について, 田村健二, 田村満喜枝(国立精神衛生研)
- 6) 児童福祉活動に対するコミュニティニードとその活動範囲について, 吉沢英子(日本女子大)
- 7) 少年非行と都会地, 牛窓浩(立教大学)
- 8) ケースワークにおける可能性と限界性の問題について—第二報—奥山典雄, (岡山県中央児童相談所)
- 9) 老人施設におけるグループダイナミックス, 前田栄(日本女子大)
- 10) 老人の適応性について, 大間知千代
- 11) 行動についての一試論, 園直樹(西京大学)

学界動向

社会福祉学会において精神衛生の諸問題に関する技術論が今年度多く自由論題としてとりあげられたことは今迄に無かったことである。国立精神衛生研究所及び岡山県中央児童相談所が提出したケースワークをめぐる数篇の報告は、問題児童の処置に関する児童相談所等のケースワークの機能を指向するものであった。又老人についての諸問題に対して、二、三の報告があり、特に老人の適応性とパーソナリティ及び文化社会的要因との関係などについての調査報告がなされ、問題のいとぐちを紹介したことは注目すべきである。

第9回 全国社会福祉事業研究発表会

昭和31年11月(於日本社会事業短大)

- 1) 夜間中学生形成過程, 外山典子(日社短大)
- 2) グループワークの諸問題岩本一美(明治大学)
- 3) 生活保護施設に於ける事務量に関する研究, 勝山俊男(神奈川社協)
- 4) 社会福祉主事の業務分析と科学的運営の一試案, 細野軍司(文京福祉事務所)

- 5) 衛生都市に於ける福祉行政—三鷹市の場合—
川崎広、大木辰夫(三鷹福祉事務所)
- 6) 社会福祉事業に於ける大学と施設の関係松本
武子(日本女子大)
- 7) ある被疑者を中心とする生活保護法適用の諸
問題、横山滋(北福祉事務所)
- 8) 貧困階層に於ける社会意識について、矢島博
(日社短大)
- 9) 分裂性性格の患者に行つた支持療法について
山崎道子(国立精神衛生研)
- 10) ケースワークに於ける家族内対人関係の変容
について、鈴木育子(国立精神衛生研)
- 11) 協同治療の意義について、柏木昭、紀幸子(國
立精神衛生研)
- 12) 治療による家族関係の変化について、田村、
健二、田村満喜枝(國立精神衛生研)
- 13) 皮膚科外来通院中に発見した問題児の事例。
中田和子(日本医療社協)
- 14) 施設児童の生活指導について、堀文治(石神
井学園)
- 15) 公的扶助に於けるケースワーク、鈴木武原
- 16) 貧困教育の問題点、吉田久一(淑徳短大)
- 17) 市民意識調査ミソシャルニードミについて、
村田松男(東京都新宿生活館)

33. 精神衛生関係年間主要記事

Main Events in the Field of Mental Health

(1956年1月～12月)

3月

3日 W. H. O. フェローの派遣

本所優生学部長 岡田敬蔵技官は W. H. O. フェローとして、精神病院の運営と規準についての調査研究の目的をもつて、6ヶ月間にわたり、スイス連邦、オランダ王国および連合王国に派遣された。

4月

1日 覚醒剤禍撲滅運動

本日より1ヶ月間を1956年度覚醒剤禍撲滅年間とし、取締の強化および医療保護、更生に関する実施目的を強調するために、全国的な覚醒剤禍撲滅運動が開始された。

7日 第8回世界保健デー

国際連合世界保健機関（W. H. O.）の創立されたのを記念し、各人が心身の健康を保ち人類社会の安定と平和達成の基本となる大切な問題であることを広く世人に关心を促し、国内外的にも保健衛生問題の理解と協力しあうことの目的としている。

18日 麻薬を指定する政令の一部改正

麻薬を指定する政令の一部が改正され即日施行された、それにより麻薬として取扱われる薬物と範囲が追加された。

5月

1日 第12回青少年保護育成運動

本日より1ヶ月間、児童憲章制定5周年を記念して児童憲章の普及徹底をはかるため、1) 児童憲章の普及徹底 2) 青少年のための地域活動の促進 3) 青少年の環境の浄化 4) 勤労青少年の保護育成の4目標のもとに青少年問題協議会主唱のもとに全国的に青少年保護育成運動が展開された。

5日 第9回 W. H. O. 総会

26日までスイス、ジュネーブ市で W. H. O. 総会が開かれた。

また、28日より6月1日まで同地において、第18回 W. H. O. 執行委員会が

開催され、日本からの代表として厚生省山口公衆衛生局長、斎田連絡参事官が出席した。

同日 こどもの日

1954年の第9回国連総会において「世界子供の日（Universal Children's Day）」の設定に関する決議がなされ各国の適当と考える日を「こどもの日」とすることとなりわが国は1956年より世界子供の日を5月5日と制定された。

本日より11日まで、児童福祉週間とし、各地で種々の行事が開催された。

16日 第10回全国児童福祉大会

児童憲章制定5周年を記念して、16日より3日間、長野市において全国児童福祉大会が開催され、1) 児童は人として尊ばれる 2) 児童は社会の一員として重んぜられる 3) 児童はよい環境の中で育てられる、の児童憲章の趣旨の主題のもとに普及徹底をはかり、全児童の幸福を確保し、児童福祉を強調する運動が全国にわたり展開され、赤ちゃんコンクール、精神薄弱児童の作品展示会、各機関協力による広報活動など多彩な行事がおこなわれた。

6月

19日 第13回精神薄弱児の作品展示会

本日より24日までの5日間、全国精神薄弱児施設に入所している児童の作品展示会を東京都内、三越本店において、工芸品（やきもの、竹細工、木工、金工、しそう、ろうけつ染、つづれおり）および絵画（貼絵、版画）などの作品が展示された。

7月

30日 国際児童福祉連合総会

本日より8月3日まで、西ドイツ、ボン市において、国際児童福祉連合総会が開かれ、わが国からは厚生省高田児童局長が同会に出席した。

同日 1956年度厚生科学研究課題

研究課題	主任研究者	交付額
*(16) 地域社会の精神衛生管理の方法に関する研究	都立大磯村英一	(円) 200,000
*(17) 覚醒剤による中毒作用、精神障害及び治療剤に関する研究	都立松沢病院林樟	250,000
*(40) 児童相談所の判定指導技術の標準化に関する研究	社事研谷川貞夫	270,000
*(41) 児童指導員および保母の受持児童数に関する研究	労化院相原葆見	100,000
*(43) 未熟児の生理、養護および疫学に関する研究	日赤産院久慈直太郎	100,000
*(48) わが国における貧困階層の分布発生過程および生活構造に関する研院	法大大内兵衛	600,000

厚生科学研究課題と研究補助金配分額が決まり、そのなかから精神衛生に関係のある課題を前表にかかげた。

* 印は前年度より継続のものである。

8月

5日 第8回 国際社会事業会議

本日より10日までドイツ、ミュンヘン市において、国際社会事業会議が開催され、同会議に引き続き12日まで執行委員会が開かれ厚生省大崎社会局庶務課長が同会に出席した。

7日 第5回全国保育事業研究会

児童憲章制定5周年記念として、児童の福祉と保育事業の改善と福祉向上をはかる趣旨で厚生省、全社協主催のもとに高知市において、全国大会が開かれた。

10月

3日 第11回全国民生委員・児童委員大会

本日より5日まで全国民生委員・児童委員大会が小倉市体育館において、社会福祉の進展をはかるため、民生、児童委員の活動に対して、地域住民の参加協力を促進する具体的方策について対議された。

11月

1日 覚醒剤撲滅運動月間

1956年度を通じ、年間運動として実施された「覚醒剤禍撲滅運動」の実施目標を強調するために、11月を強調月間とし、それぞれの地方、地域において行事が展開された。

9日 映画興行の健全化の申入れ

映画興行の健全化をはかるため、厚生省では、映画審議会の答申にもとづき、映画興行の健全化を推進するために、邦画製作6社、MPEA(メジャー系)10社、外国映画輸入協会、BCFC(英國映画協会)、東和映画、日本興行組合連合会に対し、協力方を申入れた。

11日 全国精神衛生週間

本日より1週間を、一般社会の精神衛生への理解を広めるとともに、精神障害者の教育・医療および保護の徹底をはかるため、全国的に精神衛生普及運動が厚生省、文部省、各都道府県主催で、1) 家庭・学校・地域社会の円満なる生活維持に精神衛生的知識および技術の必要なることを理解せしめる。2) 精薄児・問題児の教育・保護機関の活動とその必要性を広く理解せしめる 3) 精神障害は医学的治療により治るものであることを理解させるとともに早期発見、早期治療

が重要であることを理解させる。これらの目標をもつて、各地で精神衛生の行事
が多彩に開かれた。

13日 全国社会福祉事業大会

本日より3日間、全国社会福祉事業大会が、東京都日比谷公会堂にて全社協、
厚生省、都主催で盛大におこなわれた。とくに本年は社会福祉事業に大きく寄与
した。共同募金運動の10周年記念にあたるのでこれを契機として、公的扶助の適
正化、施設の拡張、整備、地域福祉の推進など、社会福祉事業の当面している諸
問題について対議された。

19日 全国特殊学級研究協議会

21日までの3日間、東京都品川区浜川中学校、中延小学校において全国特殊学
級研究協議会が日本特殊教育連盟主催で開かれた。

20日 全国精神衛生相談所長会議

精神衛生相談所長会議が厚生省で開催された。

21日 全国精神衛生鑑定医会議

精神衛生鑑定医会議が厚生省において開かれた。

22日 第4回 全国精神衛生大会

全国精神衛生大会が、日本精神衛生連盟主催、厚生省後援のもとに、東京都丸
の内第一生命ホールで開催された。なお同会において (1) 精神衛生の啓蒙普及
(2) 事業化における精神衛生対策、(3) 精神障害者の医療保護、(4) 精神衛生関係
施設の拡充整備、(5) 精神衛生関係職員の養成訓練、(6) 精神薄弱者の保護なら
びに職業補導、(7) 精神薄弱児の特殊教育、(8) 覚醒剤等対策、(9) 非行少年犯
罪者等の矯正ならびに保護対策、(10) その他の項目について協議がおこなわれ
た。

23日 第5回手をつなぐ親の全国大会

全国の手をつなぐ親の会が、全国日本精神薄弱児育成会主催のもとに東京にお
いて大会が開催された。

34. 精神衛生年表

Chronological Table on Mental Health

年号	アメリカ	その他の	日本
1486		(フランス) アルサスにはじめてテンカン患者の病院設立	
1547		(イギリス) Bedlam 癫狂院設立	
1752	ペンシルヴァニア病院に精神病者収容さる		
1776	(独立宣言)		
1789～1800			(寛政年間) 永井慈現越後に癡狂院設立
1792		(フランス) PINEL の改革無拘束法の実施	
1874	National Conference of Charities and Corrections 設立		
1879			(明12) BAELZ 博士、東京大学においてはじめて精神病学を講ず。 東京癡狂院(現都立松沢病院)設立
1880		(イギリス) 精神病アフターケア協会 (Society for the Aftercare of the Insane) 設立	
1886			(明19) 柳原教授、東京大学において精神病学を開講
1891			(明24) 最初の精神薄弱児収容施設 「滝野川学園」設立
1895		(オーストラリア) 少年審判所開設	
1896			(明29) 長野市尋常小学校に促進学級 「晚熟生学級」特設
1897		(フィンランド) 精神衛生事業	

年号	アメリカ	その他の	日本
1899	少年審判所開設	(フランス) TOULOUSE 開放病棟の設立提唱	
1900			(明33) 精神病者監護法公布
1901			(明34) 吳秀三氏、東京大学精神科教授に任せられる
1902			(明35) 日本精神神経学会の前身たる日本神経学会の第1回総会(日本連合医学会神経病学および精神病学部)開催さる。 日本神経学会の機関誌「神経学雑誌」創刊。 精神病者救治会設立
1904	W. HEALY, Chicago 少年審判所において不良少年の研究を開始		
1905		(フランス) BINET-SIMON 知能検査法発表	
1906	New York の Bellevue 病院 精神科にソーシャル・ワーカー置かる		
1907	Boston で訪問教師(Visiting Teacher)運動開始		(明40) 東京高師附属小学校にはじめて補助学級特設
1908	CLIFFORD W. BEERS 自叙伝出版。 コネチカット州精神衛生協会(Connecticut Society for Mental Hygiene)を組織。 New York, Bellevue 病院に児童クリニック(Children Clinic)開設		
1909	BEERS アメリカ精神衛生委員会(National Committee for Mental Hygiene)を組織。 W. HEALY, Chicago に Juvenile Psychopathic Institute(現在の Illinois Institute for Juvenile Research の前身)を設立		
1914	Simmons 大学社会事業部で精神医学的ソーシャル・ワーカーの専門的養成を開始		
1917	Boston に Judge Baker Guidance Center 設立 M. Richmond の「社会診断」発行		(大6) 国立感化院令公布
1918	B. GLUECK ニューヨーク州 Westchester 郡に近代的児童クリニックを開設		

年号	アメリカ	その他の	日本
1919			(大8) 精神病院法公布
1920		(フランス) TOULOUSE 精神衛生連盟 (La Ligue d'Hygiène Mental) を組織	
1921	THON の指導により Boston Habit Clinic 設立		
1922	連邦財団 (Commonwealth Fund) により模範児童指導クリニック (Demonstration Child Guidance Clinics) 開設する	(スイス) H. RORSCHACH の「精神診断学」公刊	(大11) 少年法、矯正院法公布
1926		(ドイツ) BERGER による人間における脳波の発見	(昭元) 日本精神衛生協会発足
1928	アメリカ精神衛生財団 (American Foundation for Mental Hygiene) 設立		(昭3) 日赤主催精神衛生展覧会開催
1929			(昭4) 教護法公布
○ 1930		第1回国際精神衛生会議 (International Congress on Mental Hygiene) Washington 市で開催	(昭5) 吳秀三教授同会議の名誉副会頭となり三宅鉱一、植松七九郎両教授出席
1931			(昭6) 日本精神衛生協会正式成立 雑誌「精神衛生」発刊
1933			(昭8) 少年教護法公布
1935	H. MURRAY らにより T.A.T. 発表する		
1936			(昭11) 東京大学脳研究室に「児童研究部」開設。 京橋保健館(現中央保健所)に「精神衛生相談部」開設 方面委員令公布
○ 1937		Paris で第2回国際精神衛生会議開催	/
1938			(昭13) 厚生省設置
1940			(昭15) 国民優生法公布

年号	アメリカ	その他	日本
1942			(昭17) 少年審判所全国施行
1943	CLIFFORD W. BEERS 死去		(昭18) 精神厚生会成立(精神病者救治会、日本精神衛生協会および日本精神病院協会合併)
1946	精神衛生法(National Mental Health Act)公布		(昭21) 生活保護法公布
1947			(昭22) 厚生省に児童局新設 児童福祉法公布 教育基本法公布 フランカン神父来日
1948		UNESCO および W.H.O. の協力機関として「世界精神保健連盟」(World Federation for Mental Health)設立。 London に第3回国際精神保健会議(International Congress on Mental Health)開催	(昭23) 優生保護法公布 民生委員法公布 国立国府台病院、精神衛生センターとして発足 国府台病院にはじめて精神医学的ソーシャル・ワーカー置かる。 同病院に児童部開設 4 H クラブ活動開始
1949	国立精神衛生院(National Institute of Mental Health)設立	世界精神保健連盟の機関誌(Bulletin of the World Federation for Mental Health)創刊	(昭24) 少年法公布 少年院法公布 犯罪者予防更生法施行 更生保護制度がスタートした
1950	National Committee for Mental Hygiene に Psychiatric Foundation, National Mental Health Foundation が合併されて精神保健協会(National Association for Mental Health)結成	Paris に第1回国際精神医学会議ならびに世界精神保健連盟第3回年次総会開催	(昭25) 精神衛生法公布 両会議に村松常雄教授出席
1951		Mexico 市に第4回国際精神保健会議開催	(昭26) 児童憲章制定宣言 社会事業福祉法公布
1952			(昭27) 国立精神衛生研究所開設。 精神衛生会「日本精神衛生会」と改称。 精神衛生普及会発足 全国精神薄弱児育成会結成
1953			(昭28) W.H.O.(世界保健機構)より わが国精神衛生および国立精神衛生研究所に対する顧問としてアメリカ Johns Hopkins 大学教授 Dr. PAUL V. LEMKAU 並びにアメリカ精神医学会理事長 Dr. DANIEL BLAIN 両氏来朝。 W.H.O. の援助により精神衛生関係のフェロー4名渡米。 W.H.O. より国立精神衛生研究所に対し、図書、研究器材等援助。 精神衛生関係10団体により「日本精神衛生連盟」結成さる。 日本精神衛生連盟主催により第1回精神衛生全国大会開催

年号	アメリカ	その他の	日本
1954		カナダ, Toronto市に第5回 国際精神保健会議開催 世界精神衛生連盟会長 Dr. BRANK FREMONT-SMITH, 理事長 Dr. J. R. REES 来朝。 九大中脩三教授等, Toronto の会議に出席 執行猶予者保護観察法施行 覚醒剤取締法改正	(昭29) 第1回全国精神衛生相談所長 会議開催。
1955			(昭30) 内閣に覚醒剤問題対策推進中 央本部の設置
1956			(昭31) 厚生省公衆衛生局に精神衛生 課の設置

あとがき

高木委員の思いがけない入院・療養、玉井委員の待望の渡米という2つの理由から、途中で私たちが編集の責任を負わざるを得ないことになりました。不慣れな私たちがどうやらここまで責を果すことができたのは、ひとえに研究所員一同の協力の御蔭と思います。ことに今年は研究所開設5週年を迎え、これを紀念するいくつかの計画もあったのですが、それは別に5週年記念の小冊子を発行することになったので、そちらに御任せして、一応従来の「精神衛生資料」の範囲で編集しました。

第5号で新しく試みたことは、大項目の英文を附けてみたこと、精神衛生相談所の実態調査を試みたこと、養老施設、迷信・宗教の項を新に設けたことなどです。初めは、せめて図表には英文を入れ、欧米学者との交流に役立たせるつもりでしたが、期日の関係で目的を果せなかつたのが残念です。なお、年度はすべて西暦を用いたのも、国際的な役割へ一步でも近づこうとする努力にはかなりません。

もともと、こういう大規範な範囲の統計資料を、研究の片手間に集めるのでは、十分な結果は得られないと思います。やはり、専任の職員が絶えず資料を集積し検討して、豊富な資料を駆使してまとめていくというのではなければならないと思います。乏しい期日と人員と資料では、どうしてもこれだけの多くの項目に対して、適確に答えることができないのではないかと憂慮します。

私どもはこういう条件のなかで、この5年間精神衛生資料を継続してきました。こんど第5号の編集という大任に当面して、はじめてこの仕事の重要性を痛感致しました。今後も是非皆様の御協力を得て、持続的な統計資料の集積を行いたいと思っております。この号に対する御註文やら御批判やらを戴けたら幸いと存じます。

なお、各方面から資料の送付を御希望なさる方が、年々増えており、私どもとして誠に有難いことですが、「精神衛生研究」と同様、当研究所の公的な仕事としての出版でありますため、十分に御希望に沿えないこともありますことを、御詫びしたいと思います。当分の間、公的機関へはできるだけ送付致しておりますが、個人の御希望に沿えないことがありますので、この点を御了承願いたいと存じます。

最後に次号への御註文や御要望を寄せて下さるよう、重ねて御願い申上げます。

1957年3月

加	藤	正	明
片	口	安	史
今	田	芳	枝

索引

(第1号～第5号)

精神障害者	号数
精神衛生実態調査	3
精神障害者の生態学的調査	4
千葉県安房郡における精神障害者の生態学的調査	5
精神障害者の出現頻度	1, 2
精神病院入院患者の病名別比率	1, 2
精神病院入院患者数の累年比較	2
精神科患者調査	4
精神身体医学的にみた内科患者	1
内因性精神病の遺伝予後	1
精神分裂病罹患者の結婚および挙子率	2
特殊治療法の効果	2
精神病者の転帰	2
神経症と時代的消長	3
昭和27年度精神障害者申請・通報および処理状況	2
昭和28年度精神病院患者統計	3
精神衛生法による医療および保護状況	3, 4, 5
英国における精神薄弱者実態調査	2
英国における精神衛生統計	3
英国における精神衛生行政	3
英国の精神病院関係法規	5
米国における精神病院患者統計	3, 4
精神薄弱児の実態	5
精神薄弱児の処遇	4
精神薄弱児施設収容中の年令超過者の実態調査	3
精神薄弱者の社会的予後	1
小学校における精神衛生	1
ホスピタリズム	4
全国要保護児童調査	2
混血児童実態調査	2
優生保護統計	2, 3, 4, 5
精神衛生に関する諸問題	
麻薬および覚醒剤	1
覚醒剤	2
覚醒剤中毒	4, 5
犯罪発生検挙累年比較	2, 3, 4
戦後における兇悪および粗暴性犯罪の発生推移状況	3, 4
第一次大戦前後におけるドイツオーストリアの犯罪者数	2
犯罪・非行	5
犯罪と精神障害	2
犯罪少年および虞犯少年	1
少年犯罪および虞犯少年	4
少年犯罪および非行	2
少年犯罪	3
虞犯少年	3
少年院新収容者統計	3, 4
米国における少年非行の増加	3
精神衛生相談所の活動状況	5
児童相談所の活動状況	2, 3, 4, 5
児童福祉司の取扱った児童数	2, 3
不就学児童	1
不就学児童・生徒	4, 5
学令期における不就学者統計	3
長期欠席児童・生徒	3, 4, 5
米国における特殊教育統計	3
自殺	1～5
離婚	1～5
家出	2, 4, 5
売春	2, 4, 5
街娼	1
浮浪児および浮浪者	1
老人問題および養老施設	5
迷信および宗教	5
産業における精神衛生	5
世界各国の精神衛生事情	4, 5
施設および職員	
精神病院	1～5
精神科関係職員	1～5
精神衛生関係職員の養成	2
わが国におけるサイキアトリック・ソーシャル・ワークの現状	4
世界各国における精神病院施設数および精神病床数	3, 5
精神衛生相談所	1～5
児童相談所	1, 2, 4, 5
児童福祉施設	1～5

精神薄弱児施設	5
特殊学級および特殊学校	1～5
少年鑑別所および矯正保護施設	1, 2
矯正保護施設	3, 4, 5
更生保護	3, 4, 5
家庭裁判所	3
養老および救護施設	5

附 錄

精神衛生関係予算	2, 3, 4, 5
精神衛生関係団体一覧	1～5
学界動向	1～5
精神衛生関係の年間主要記事	1～5
精神衛生年表	1, 4, 5
精神衛生の分野	3巻末

精神衛生資料

— 第 5 号 —

編集責任者 加藤正明

発行所 国立精神衛生研究所
千葉県市川市国府台町 1 の 2

印刷所 五宝堂印刷株式会社
東京都北区滝野川町 3 の 17
電話王子(91) 6105・0967番

(非売品)

